

拓殖大学 政治行政研究

第 5 卷

目 次

遠藤浩一先生のご逝去を悼む	秋山 義継.....	1
故 遠藤浩一教授 略歴と主要業績一覧.....		3
〈論 文〉		
松方デフレの外見と実像 — 日本経済離陸のメカニズムと動態 —	室山 義正	7
自己決定と自己責任のパラドクスによる自殺.....	眞鍋 貞樹	73
党人政治家の行動規範 — 三木武吉を中心に —	遠藤 浩一	99
〈研究ノート〉		
タクシー問題 (Ⅲ)	秋山 義継	139
「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定		149

遠藤浩一先生のご逝去を悼む

地方政治行政研究科委員長 秋山義継
地方政治行政研究所 所長

遠藤浩一先生のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を申し上げます。

遠藤先生とのお付き合いは平成21年に私が商学部から地方政治行政研究科へ移籍したことが始まりでした。しかしながら、それ以前から先生には当研究科の設置準備などで尽力・奔走していただいております。その設置に至る過程は大変な困難を伴うものであったと仄聞いたしました。当初は9名のスタッフで開設されましたが、その後も絶え間なく尽瘁いただき、今日の研究科発展を見るに至りました。これまで、ともに研究科の運営に日夜奮闘して参りましたが、先生を失った衝撃と悲しみは、はかりしれないものがあり、ただひたすらに天を仰ぐものであります。折にふれ、先生とは議論を尽くし、さらに運営上の助言や叱咤激励をいただきました。微力な私が委員長として職責を全うしてこれたのも先生の存在あってのことと感謝に堪えません。

また、先生は当研究科の看板教授であり、日本文化研究所長、国家基本問題研究所理事の要職も務められておりました。いうまでもありませんが、本学はもとより、国家的な損失という意味においても甚大なことであります。55歳という若さは志半ばであり、国の行く末を案じておられた先生にとって、さぞかし無念であられたことだろうとお察しいたします。

先生の業績に想いをはせれば、新聞、雑誌、著書などでの執筆活動およびTV報道番組出演、講演会などで抜群の知名度を誇り、メディアへの強力な発信力は比類なきものでした。

そのため、先生を慕って入学を志願をする者は後を絶たず、一般学生をはじめ、広く現職の議員や社会人にまで及びました。そして、平成21年にはフジサンケイグループ主催の第10回「正論新風賞」を受賞され、まさに論壇における若きリーダーでもありました。

そのような先生の功績の証は、研究科修了後に議員になり、なおも先生の薫陶を受け続けている者が数多く存在していることに顕著であります。先生の教育が「政治の刷新」を実現しつつあるという矢先でもありました。手塩にかけて育て上げた卒業生が地域のさまざまな活動において大きな成果をあげ、いま、花開くその真骨頂でした。

大学院での先生にご担当いただいた専門領域は「政治」とりわけ「選挙」であり、次のようなテーマに取り組んでいらっしゃいました。

「日本政治はさまざまな困難に直面している。とりわけ政党は代議民主制において最も重要な役割を担う存在であるにもかかわらず、わが国政党政治は機能不全に陥っているように見られる。政党論を中心に、選挙、政治指導、構造改革、グローバリゼーションと地域社会等、さまざまな論点について検討する。現在進行中のテーマを扱う際も、政治史、思想史、精神史に配慮し、歴史の中の現代日本政治研

究という視点を重視する」というテーマを追究しながら、熱のこもった指導を大学院生へと注いできたのであります。

先生の論述は、憂国の想いに裏打ちされた真摯かつ明快な文章によって、そこから必然的に導かれる洞察力と先見性を兼ね備えたものでした。先生の論述に敬服かつ心酔していた多くの教え子たち（学生、議員、社会人）は指導を受ける喜びを失うこととなりました。

しかし、その知見は末永く教え子たちの中で生き続けることでしょう。

最後に、私は先生の更なる大成を願っていた者の一人です。いまその期待にかなう人材は現れることはありません。いつもお洒落でダンディな清々しいご尊顔を見ることができず、まことに残念でなりません。先生、ありがとうございました。

あらためて、遠藤浩一先生のご冥福をお祈り申し上げます。

平成二十六年一月十日記



故 遠藤浩一教授 略歴と主要業績一覧

〔学 歴〕

1981年 3月 駒澤大学法学部政治学科卒業

〔職 歴〕

1981年 4月 民社党本部奉職（1994年 12月退職）
1994年12月 有限会社情報工学センター代表取締役（～2007年 3月）
1998年 4月 拓殖大学日本文化研究所客員研究員（～2000年 3月）
2000年 4月 同 客員教授（～2007年 3月）
2007年 4月 尚美学園大学総合政策学科非常勤講師（～2008年 3月）
2007年 4月 拓殖大学日本文化研究所教授（～2009年 3月）
2009年 4月 拓殖大学大学院地方政治行政研究科教授（現在に至る）
2009年 5月 同 日本文化研究所副所長（兼担，～2010年 3月）
2010年 4月 同 日本文化研究所所長（兼担）

〔主要担当科目〕

昭和の精神史，政党論，選挙 2，マニフェスト作成演習，インターンシップ，戦後政治史，総合演習—
国際政治と日本政治，日本政治論，特別演習 1，特別演習 2，

〔著書・学術論文等〕

「新選挙制度で『政党広報』はこう変わる」単著 政策研究フォーラム『改革者』 1996年 5月
「“煽動する知事”に問う」単著 文藝春秋『諸君！』 1996年 10月
「『公明党ウイルス』の研究」単著 文藝春秋『文藝春秋』 1999年 6月
“The Komeito: A Virus Infecting the Body Politic” 単著 *Japan Echo*, Vol. 26 No. 4 1999年 11月
「日本的合意形成の構造 序説」単著 拓殖大学日本文化研究所『日本文化』第 1号 1999年 8月
「『海の上のピアニスト』考」単著 月曜評論社『月曜評論』 2000年 3月
『消費される権力者—小沢一郎から小泉純一郎へ』単著 中央公論新社 2001年 7月
「蜷川幸雄といふ戦後幻想」単著『月曜評論』 2001年 7月号～2002年 6月号

- 「輿論、この度し難きもの」単著『月曜評論』 2002年2月
- 「敵は『六〇年体制』にあり」単著 産経新聞社『正論』 2002年11月
- 『日本論2——政策と文化の融合』（「日本の政治改革—政治指導の回復について」）共著 中央大学出版部 11-27 2002年12月
- 「鳩山・民主党に日本を託せるか」単著『正論』 2002年12月
- 「戦後世代は『戦後』を超えられるか」単著『月曜評論』 2003年3月
- 『石原慎太郎「総理」を検証する』（「石原慎太郎・宰相への道」）共著 小学館 123-147 2003年5月
- 「ニヒリズム宰相小泉純一郎の不可思議」単著『正論』 2003年12月
- 「失意のケーディス（日本的合意形成の構造10）」単著 拓殖大学日本文化研究所『日本文化』第15号 2004年1月
- 「成熟の拒否——戦後日本の申し子三谷幸喜を論ず」単著『正論』 2004年5月
- 「『拉致』, 『コイズミ』, 『コリオレイナス』」単著『月曜評論』（7~9月号） 2004年7月
- 『小澤征爾——日本人と西洋音楽』単著 PHP 研究所 2004年10月
- 『憲法の論点』（「自衛隊のイラク派遣が浮き彫りにした戦後政治の不実と怠惰」）共著 産経新聞社 231-248 2004年10月
- “Ozawa Seiji and the spell of Karagokoro” 単著 *Japan Echo*, Vol. 32 No. 1 2005年2月
- 「対談 小澤征爾は清酒の味わい——西洋音楽の壁を超克した演奏家が到達した境地とは」共著・長谷川三千子 PHP 研究所『Voice』 2005年2月
- 『戦後強制抑留史』（第7編第3章及び第8編第4章）共著 平和祈念事業特別基金 140-196 及び 297-303 2005年3月
- 『歴史教科書10の争点』（「二つの全体主義」）共著 徳間書店 203-237 2005年6月
- 『新地球日本史2』（「日独伊三国同盟」）共著 扶桑社 255-272 2005年6月
- 「それでも『東アジア共同体』という錯誤」単著『正論』 2005年6月
- 「靖国の杜で『アンティゴネ』が観たい」単著『正論』 2005年9月
- 「『現実肯定主義』の罫——福田恆存と三島由紀夫の『戦後』1」単著『正論』 2006年5月
- 「敗者の無念と勝者の教訓——日米歴史認識の共有は可能か」単著 別冊『正論』第4号 2006年10月
- 「戦後政治史からみた安倍政権の可能性」単著『正論』 2006年11月
- 「国民不在の国防論議——為政者と民の『不信の連鎖』」単著 別冊『正論』第5号 2007年1月
- 「安倍晋三——経綸と政略の狭間で」単著『正論』 2007年4月
- 「今こそ自家製の世界主義を編み出せ」単著 別冊『正論』第7号 2007年7月
- 「G・F・ケナンの西太平洋政策——道徳的現実主義の陥穽（幻像の〈戦後政治〉史4）」単著 拓殖大学日本文化研究所『新日本学』（『日本文化』改題）第6号 2007年9月
- 「小沢一郎——『原理』なき原理主義者」単著『正論』 2007年10月
- 「J・F・ダレスの〈戦争と平和〉観（幻像の〈戦後政治〉史5）」単著 拓殖大学日本文化研究所『新日本学』（『日本文化』改題）第8号 2008年3月

『世界の中の日本 27』(「統一地方選挙 ― そのメッセージをどう読むか」) 共著 拓殖大学 23-38 2008
年 3 月

「福田恆存 ― 『空しさ』に挑み続けた文士」単著『諸君!』 2009 年 6 月

『『親米』に溺れず『反米』を煽らず江藤が説いた『他者としてのアメリカ』』単著 小学館『サピオ』
2009 年 7 月

「戦後政治と三島由紀夫 ― 吉田・岸時代を中心として」単著『三島由紀夫研究 8 三島由紀夫・英霊
の聲』 2009 年 8 月

『政権交代のまぼろし』単著 産経新聞出版 2010 年 2 月

『『生存本能』としての保守が問はれてゐる』単著『正論』 2010 年 3 月

『福田恆存と三島由紀夫 上・下』単著 麗澤大学出版会 2010 年 4 月

「今こそ『平成の保守合同』を」単著『ウイル』 2010 年 7 月

「故郷喪失」単著『正論』 2010 年 11 月

「桂太郎とその時代」共著・安倍晋三, 渡辺利夫ほか『新日本学』 2010 年 12 月

『日本は憲法で滅ぶ』(「憲法と安保の狭間で ― 吉田茂の二律背反」) 共著 総和社 123-150 2011 年 2
月

「保守思想と三島由紀夫」単著『解釈と鑑賞』 2011 年 4 月

『日本人なら学んでおきたい 靖国問題』(第一章「靖国神社問題の最前線」) 共著 青林堂 28-47 及び
63-90 2011 年 8 月

「後藤新平とその時代」共著・安倍晋三, 渡辺利夫ほか『新日本学』 2011 年 12 月

『今昔秀歌百撰』(96 三島由紀夫) 共著 文字文化協会 204-205 2012 年 1 月

『戦後政治史論 ― 憲法する保守政治 1945-1952』単著 勁草書房 2012 年 5 月

『日本文明論への視点』編著 展転社 2012 年 6 月

「橋下ブームと『ヒットラアと悪魔』」共著・新保祐司『正論』 2012 年 6 月

「新渡戸稲造とその時代」共著・古森義久, 手島龍一, 渡辺利夫, 草原克豪, 澤田次郎『新日本学』
2012 年 12 月

「保守合同こそが救国への道」単著『正論』 2013 年 2 月

「安倍政権の歴史的意味」単著 別冊『正論』第 19 号 2013 年 4 月

「対談 信時潔と日本近代精神」共著・新保祐司『正論』 2013 年 5 月

『日本文明の肖像 1』編著 展転社 2013 年 7 月

「吉田茂にならって連立政権を補強せよ」単著『正論』 2013 年 9 月

〔学内運營業績〕(各種委員会, 職名など)

2006年～2009年 大学院新研究科設置委員会委員

2009年 大学院委員会委員

2009年～2010年 日本文化研究所副所長

2010年 日本文化研究所長

〔学外活動業績〕（学会・団体名，受賞・講演・発表・職名など）

- 1997年10月1日～ 日本国際政治学会 会員（現在に至る）
- 1997年10月1日～ 日本選挙学会 会員（現在に至る）
- 1998年4月1日～ 政策研究フォーラム 評議員（～2004年3月1日）
- 1999年5月1日～ 日本国際フォーラム 政策委員（現在に至る）
- 2000年8月1日～ 平和祈念事業特別基金戦後強制抑留史編纂委員会 専門委員（～2006年8月1日）
- 2001年4月1日～ アジア太平洋交流学会 理事（現在に至る）
- 2002年7月1日～ 新しい歴史教科書をつくる会 理事（～2007年8月1日）
- 2004年4月1日～ 政策研究フォーラム 理事（現在に至る）
- 2004年8月1日～ 日本文化チャンネル桜『解体新書21』キャスター（～2007年6月1日）
- 2007年12月1日～ 国家基本問題研究所 理事・企画委員（現在に至る）
- 2009年4月1日～ 日本政治学会 会員（現在に至る）

松方デフレの外見と実像

— 日本経済離陸のメカニズムと動態 —

室山 義正

はじめに

明治10年代は、日本の近代国家としての基本骨格を決定づけた時代である。西南戦争を鎮圧することで、新政府への武力反抗は終焉した。しかし戦後に深刻化したインフレと貿易赤字への対処をめぐって経済政策の対立が生まれ、これに自由民権運動の高揚と国会開設への道をめぐる政争が加わって、官民を縦断する論争と対立が繰り返され、政治情勢は流動化した。そして「明治14年政変」によって、大隈一派が下野し、薩長藩閥の主導権が固まり、明確な方向性が打ち出された。政治的には憲法制定と明治23年国会開設が決定され、経済的には松方による紙幣整理が実行に移されることになる。日本銀行設立と銀貨兌換制が確立し、近代的通貨信用制度が整備され、財政と金融が分離された。軍事的にも朝鮮半島をめぐる緊張の高まりを契機として、清国を想定敵とする対外的軍備建設に乗り出していくことになる。

この時代の日本経済は、西南戦後の不換紙幣増発と紙幣整理の過程を通じて、紙幣インフレが高進する世界から急激な紙幣デフレに晒される世界へと転換する。しかし物価変動の大波に晒された日本が、本格的な経済成長に転換するのまさにこの時期からであった。

従来の研究では、西南戦争後の激しいインフレとその後の厳しい「松方デフレ」の痛みを経ることによって、はじめて綿紡績業を代表とする近代的企業部門が勃興し、日本の経済成長が本格化するというイメージが一般的であるといえよう⁽¹⁾。そしてこれと併行して在来産業も新たな発展を開始していたことも明らかにされている⁽²⁾。

松方デフレと深刻な不況による「清算」や「合理化」あるいは「原始的蓄積」の痛みを経ることによって、近代産業の勃興と在来産業の発展とが併行する本格的な経済成長が開始されたという理解が一般化しているのである。

しかしこの時代の日本経済に、実際に何が起こっていたのかを把握することには、かなり大きな困難がともなう。インフレ高進から厳しいデフレへ転換したという一見明確な事象の背後で何が起こっていたのか、実体経済はどのように動いていたのかなどの基礎的な事象を把握することは容易ではないからである。そして古くから西南戦後にはインフレが高進し投機が盛行する中で一般の正業は衰退を示していたという観察（松方正義「紙幣整理始末」）や、松方財政期は不況ではあったが企業活動は概して堅

調であり、底堅い不況であったという見方（西野喜代作『半世紀財界側面史』1932年）もあるのである⁽³⁾。

この時代の民間経済の動きを示す生産や個人消費や投資などに関して、信頼できる体系的な年次資料は極めて限られている。現存する資料は大部分が断片的であり、統一的な基準と十分なカヴァレッジで調査された時系列データは殆ど存在しないといってよい。当時の経済動態を時系列の原資料のみで把握することはできない。そのため調査範囲が狭く限定されている統計資料（「農商務省統計」など）に依存するか、比較的信頼性が高いと見られる個別的な調査資料（明治7年「物産表」など）を活用して、全体の動きを推定するかなどの方法によらざるを得ないことになる。

このような事情を克服する必要から、現存する原資料を吟味し統一的な視点で整理し補正して時系列のマクロデータを推計する作業を行ったのが『長期経済統計』（全14巻）⁽⁴⁾である。現在利用できる最良の体系的な経済統計データ群である。そのうちの『長期経済統計1 国民所得』によって、1885（明治18）年以降については、同一基準で日本経済の動きを見ることができるといえる。しかし本稿が対象としている明治10年代を中心とする時期の大部分はこの統計ではカバーされていない。

したがってこの時期のマクロ経済の動態を把握するには、『長期経済統計』の各巻に収録されている各種のデータを活用しつつ、整合性のとれた国民総支出 GNE（=GNP）を構成し、この時代のマクロ経済の動きに迫ることが、現実的かつ最上の方法であろう。この時代の対外貿易関係は、大蔵省の「通関統計」が存在するのでかなり正確な輸出入の動きを把握することができる。原データは『日本貿易精覧』などで利用できるが、『長期経済統計14 貿易と国際収支』は、金銀混計問題などの原データの問題点を補正した推計値を提供している。また政府購入についても「予算」と「決算」関係資料が存在しており、『長期経済統計7 財政支出』が国民所得計算レベルで活用可能な統計値を提供しているので、かなり正確な動向を把握できる。したがって国民支総出（GNE）の内、政府購入項目と純輸出項目については、年次ベースでその動きを捉えることが出来ると見てよい。問題は個人消費支出と民間投資である。民間投資は、『長期経済統計4 資本形成』で推計値が与えられているが、各年の資本ストックの差額から推定されたものを併用することが適当であると考えられる。また最大項目をなす個人消費は、『長期経済統計6 個人消費支出』が利用できる。推計値は東京物価で評価されており、時代が遡るにつれ農村比率が高まることから、過大評価が生じているとみなされている。そのため『長期経済統計1 国民所得』では、例えば1885（明治18）年では約15%程度小さい値を計上するという処理が行われている。しかしこの処理は実質消費量をそのままとして価格水準のみを低減する操作を行っていることを意味するため、問題を残す結果となっている。本稿では、東京価格は全国水準とは差があるという点は認めつつも、補正操作は避け、原推計値をそのまま使用することにする。

このようなマクロデータの性格から、年次単位の時系列数値と並んで、経済的区分としてまとまった時期を一括りにした平均的な動きを捉え、両者の動きを総合して経済変化を捉える作業を行うことにする。

本稿は、現在利用可能な体系的データの内、最良の数値に基づいて GNP（=GNE）を構成し、それに依拠して当時の日本経済の動きを捉えることを主要な目的の1つとしている。またこの時代の経済の動きを見る上では、インフレとデフレの影響と意味を捉えることがとりわけ重要な課題となる。

一般に、西南戦後の時期には大隈の積極政策が行われインフレが高進したが経済は活況を呈した、しかし後を襲った松方は緊縮財政を行い厳しいデフレを引き起こして日本経済を不況のドン底に沈めた、と理解されている。

しかし事態はそれほど単純であったとはいえない。この時代の日本の幣制は銀本位制（金銀複本位制）であったといってもよいが、国内市場においては「不換紙幣」（政府紙幣並びに国立銀行紙幣）と「銀貨」が混合して流通する制度であった。実際には、西南戦後の国内市場においては不換紙幣の流通が支配的であり、銀貨は開港場において外国貿易取引に使用されることが多かったとみられる⁽⁵⁾。そのため「銀貨や洋銀」取引のための交換レート（紙幣と銀貨との交換レート）が形成されていた。したがって銀貨1円と紙幣円との市場交換レートに基づいて、銀貨円建ての価格と紙幣円建て価格が存在することになり、物価変動は銀円ベースで生じる騰落と紙円ベースで生じる騰落とが複合した複雑なものとなった。しかし国内市場はもっぱら不換紙幣が流通する世界となっていったため、一般に紙幣円が計算貨幣として使用された。その結果、紙幣価格の騰落が物価の騰落に反映され、人々は紙円ベースの物価騰落を一般物価と認識して行動することになる。一方、銀円ベースの取引は、ほぼ開港場に限られるようになる。そこでは、時々の「銀・紙交換レート」を通じて、貿易品の紙円価格と銀円価格の動きがリアルタイムで示されていた。また銀・紙交換レートを通じて、一般の商品・サービスの銀円価格を認識することもできた。したがって国内市場で取引される商品・サービスも紙円価格と銀円価格をもっていたということができよう。しかし「銀・紙の価格差」が傾向的に拡大するようになると、銀貨は一種の商品のように取引される対象となり、流通から引上げられ、投機の対象となる。国内市場は紙幣流通専用の世界となり、人々は紙幣で取引を行い、インフレ期待を膨らませていった。これが西南戦後の「大隈財政」時代の物価高騰の動きを導いていったのである。「松方財政」の時代には、これとは逆の事態が進行することになる。

この時期の経済動向を知るには、まず物価を両者の動きに分解することが必要となる。またインフレ過程とデフレ過程では、人々の「インフレ期待」が实体经济に対して大きな影響を及ぼすことになる。このため、紙円ベースと銀円ベースの「2つの」インフレとインフレ期待を区分した分析作業を行う必要も生じるであろう。

ところで松方財政あるいは松方デフレに関する評価は、すでに見たように近代経済成長のために不可欠な痛み（不況による清算・合理化と農民層の分解・賃労働の創出）であったという捉え方が伝統的なものである⁽⁶⁾。これに対しては、「砕けた腰を蹴り上げる」非情な政策であったという有力な反論が提出されている⁽⁷⁾。この主張の背景には、この時期に日本はことさらデフレ政策を採る必要はなかったという評価が存在しているといってもよい。より積極的に、松方はデフレ政策を採るべきではなく積極的な景気刺激策をとるべきであったとする主張もある⁽⁸⁾。これらの考え方は極端な主張のように見えるが、極めて重要な経済認識を含んでいるのである。松方が就任したときには、日本経済はすでに景気後退に陥っていたとする認識を共有しているからである。

松方が大蔵卿に就任した1881年には、日本は景気後退の最中であつたことは事実である。しかし同年には紙幣価格は一層下落し、紙幣インフレは収まる気配がなかったのである。日本経済は、景気後退の中で高インフレが進行するという一種の「スタグフレーション」状態に直面していた。それは、この

局面で期待インフレ率が上昇したことを示しているといえよう。大隈財政の帰結は、まさにこの点にあったのである⁽⁹⁾。日本は、インフレを沈静化させつつ経済を拡大させねばならないという極めて困難な舵取りが要求される状況に置かれていたのである。

一般に松方の「紙幣整理」は、インフレを沈静化させたが、深刻なデフレと不況の底に日本経済を落し入れた非情な政策であったと理解されている。そこから松方の過度なあるいは不必要なデフレ政策は、日本経済に無用の犠牲を負わせたものであるという評価が出てくることも自然であろう。最近では、そのような政策が「誤ったデフレ政策の成功例」として捉えられたことこそが問題であったという見解も現われている。松方が採用した銀本位制が輸出を拡大する作用を持っていたため政策が成功したという外観が演出されたが、それが「デフレ政策の成功例」と捉えられたため、後の昭和時代に「井上財政」と「金解禁」という誤った政策を生み出す基となり、日本を破壊的な不況へと落とし込んでいく基になったというのである⁽¹⁰⁾。

筆者も松方が大蔵卿に就任した時、日本経済は景気後退の最中であつたと考えている。また松方財政は全く誤って理解されているとも考えている。したがって松方財政は、「通常のデフレ政策」や「井上財政」とは全く異なる種類の極めて特殊な効果をともなった政策であり、景気押し上げ効果を伴った特殊な政策だったことを明確にしようとした⁽¹¹⁾。しかし、松方財政下のマクロ経済の実態分析や「インフレ期待」変化が果たした役割を掘り下げて分析するという課題は残されたままとなっている。本稿は、改めて残された課題を掘り下げることを通じて、松方デフレの全体像を解明することを目指している。

一般に理解されている松方財政像は、紙幣整理を通じて日本経済を深刻なデフレと不況のドン底に沈めたというものであるが、実際にこの時期に生じた日本経済の動きは、このようなイメージとは、極めて対照的なものであった。それは、紙幣価格の変動を除去した銀貨円ベースのGNPの動きを追って見ると明らかになる。日本経済は、大隈期には停滞し景気後退に陥っていたが、松方財政の開始とともに「高成長」経済へと転換するのである。松方財政は日本経済を不況のどん底に陥れたという理解は、修正されなければならない。

松方が行った「紙幣整理」は、「銀貨と紙幣の価格差を解消」するためのものであった。不換紙幣と銀貨の混合流通制の下で、銀・紙に著しい格差が生じ、経済混乱が生みだされた状況を解消し、日本経済の健全性を回復するには、幣制の不備を解消する必要があった。大隈は試行錯誤の結果、「外債による銀貨調達」によって一挙に不換紙幣を消却し、銀貨流通制度を実現して幣制不備を解決しようとした。これに対して松方は「自力による銀貨調達」を実現し、「銀・紙の差」を解消して銀貨兌換制度を確立することを主張して対立した。

当時の日本の置かれた政治的・経済的状況の中で巨額の外債を募集すれば国家の独立を危うくすると考えたからであった。「14年政変」で大隈が失脚し、参議兼大蔵卿に就任した松方は、「自力」で銀貨を蓄積して銀貨兌換制度を確立する道への天皇と内閣の承認を取り付け、実行寸前の段階にあった「外資導入案（内外債案）」を葬ったのである。

松方は、銀貨と紙幣の価格差が消滅するまで、紙幣縮減と銀貨蓄積を併行させるという政策を実行し、紙幣価格の変動が経済混乱を引き起こすことがない幣制の実現を目指した。巨額の外資に依存することなく、自力で銀貨兌換制度を確立しようとしたのである。

その結果、松方期には、紙幣価格が回復するにつれ、大隈期とはほぼ逆のプロセスが進行することになる。松方は、紙円ベースで物価低下が生じて「繁栄の虚影」は終り、農家経済の負担が増し、商況の不振を招くことを予期していた。しかし経済が銀円ベースで動くようになれば、紙幣価格変動に起因する投機行動や混乱はなくなり、経済は正業を中心として活況を取り戻すと考えていた。

松方財政の影響を見るには、紙幣整理に起因する紙幣価格変動の影響と、紙幣の価格変動を除去した動きとに分けてみるのが重要なポイントとなる。「銀・紙の差」の解消を目指したのが紙幣整理であるから、紙幣価格変動に起因する効果を除去した動きを追跡すれば、紙幣整理とは独立に生じた物価や経済の変化を抽出できる。銀円ベースの動きは、紙幣整理の影響を除去した動きを反映するからである。

本稿は、西南戦後の大隈財政期から松方財政期を経て「企業勃興」期に至る明治10年代を中心とした日本経済の実相に迫るために、国民総支出とその構成要素の動きを辿り、紙円ベースの経済動態と銀円ベースの経済動態を明確しようとしている。それを通じて、「松方デフレ」のもとで生じていた経済状況とその意義を明らかにすることを課題としている。まず物価動向から分析をはじめ、「2つの物価」の全体的様相を把握することからはじめよう。

1. 明治10年代の物価動向

物価動向の概要

1877（明治10）年の西南戦争後に不換紙幣インフレが爆発し経済は活況を示すが、続く松方財政時代にはデフレが進行し経済は深刻な不況に陥ったという理解は広く浸透している。しかし事態は、それほど単純とはいえない。

例えば戦前期の経済統計データを集めた『日本経済統計総観』⁽¹²⁾は、巻頭の「国勢摘要表」において1897（明治30）年を100とした物価指数を掲げている。それによれば物価指数は、西南戦後には継続的に低下し、反対に松方期には上昇したことが示されている（図1）。1877年の66から1878年に65となり、1880年には60、そして1881年には58となって底に達する。そして逆に松方財政開始とともに物価は底入れし、1883年には上昇を開始し、以後ほぼ一貫して上昇する。この物価指数は、「貨幣制度調査会」が調査した東京の42品目の銀貨ベース物価指数の単純平均値を基に作成されたものである。図1には、貨幣制度調査会の指数（明治6年から明治10年に至る5年間の平均価格を100とした物価指数）を同時に示してある⁽¹³⁾。

この時期の紙幣円（不換紙幣）表示の物価は、1878年以降に著しい上昇を示し1881年にピークに達する動きを示すが、銀貨円表示の物価は1877年以降一貫して下落基調で落ち着いた動きを示しているのである。当時の日本は、実質的に銀本位（金銀複本位）制度下にあった。したがって物価は銀円ベースで評価することが自然であり、経済実態を反映しているということもできる。この時期以前や以後の物価の動きを含めて、一貫した物価趨勢を見る場合には、銀円ベースで見るのが適当であるといえよう。

銀円ベースの物価指数の動向は、大阪の主要16品目についても調査されている。東京と大阪の物価の動きは、大局的には同傾向を示しているといえるが、大阪指数は明確な上下動を示していること

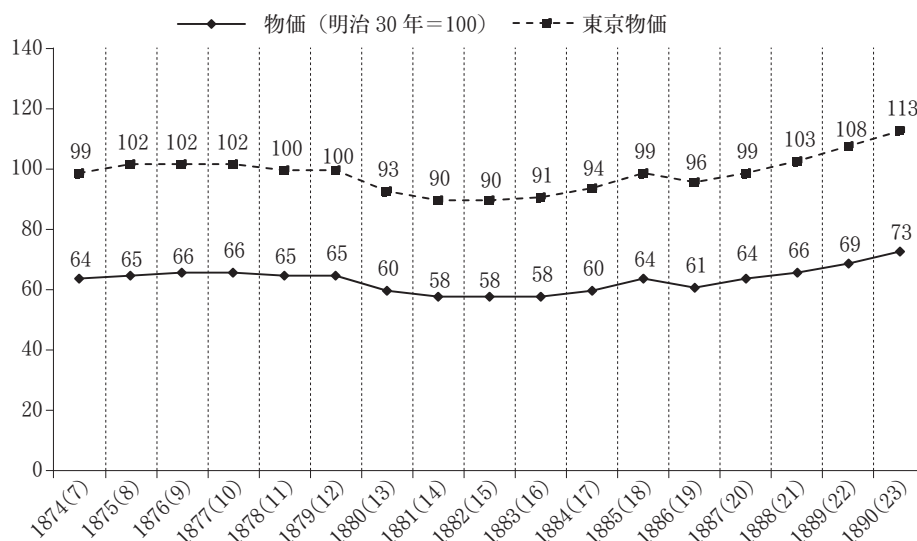


図1 明治前期の物価動向

(資料) 『日本経済統計総観』、『貨幣制度調査報告』。

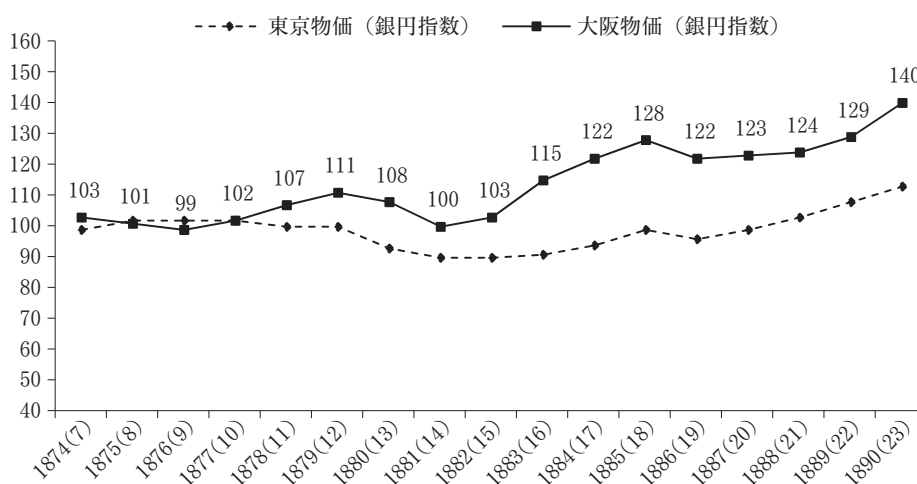


図2 東京物価と大阪物価

(資料) 『貨幣制度調査報告』。

が特徴である。東京指数は42品目にのぼる多品目の指数を単純平均しているため、変動が相殺されてかなり平板で単調な動きをしている。これに対して、大阪指数は主要16品目の平均値であるため、価格の動きがより明確に大きく出ており、実際の生活実感により近い動きになっていると推定される。

これによると西南戦争期の102から1879年の111へと緩やかに上昇した後、1880年以降には低下に向かい1881年に100となって西南戦争期よりやや低い水準まで低下する。そして1882年以降には明確な上昇に転じるという動きを示している。

ところで東京物価の動向を示すものとして貨幣制度調査会は、もう一種類の統計を使用している。それは、賃金動向と物価動向を比較するために9品目の価格指数から作成された統計である。9品目とは、米・味噌・鹽・醤油・薪・炭・木綿織物の主要消費財価格に家賃・湯銭を加えたものであり、当時の消

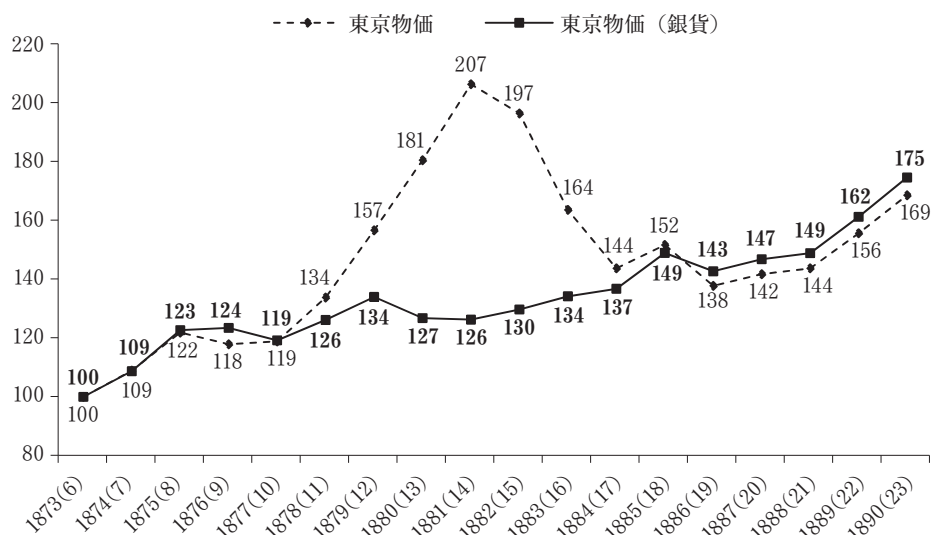


図3 東京物価の紙幣ベースと銀貨ベースの動き

(資料) 図2に同じ。

費者物価の動きを代表するものとして使用されているものである。この9品目の物価指数を明治6年＝100として紙幣ベースと銀貨ベースで計算して示すと、図3のようになる。

1873年から1875年にかけて、政府紙幣が大規模に増発された。しかし銀貨と紙幣との価格差は殆どなく、ほぼ等価で流通していた。ただし物価は、この間に20%程度の上昇を遂げていたことがわかる。

1877年の西南戦争を契機として、事態は大きく変化する。紙幣円ベースの物価指数から見ていくと、1877年には119の水準にあったが、1879年には157、1880年には181へと上昇し、1881年に207へと急騰してピークに達する。その後1882年から下落に転じ、1884年には144となり、1886年には138まで低下してボトムに達する。以後再び上昇に転じて1890年には169へと上昇する。この紙幣ベースの物価の動きは、従来の明治10年代における物価変動の一般的な理解と一致した動きであるといえよう。

しかし銀貨円ベースでみた物価指数は、これとは対称的な動きを示している。1877年から1879年にかけては119から134へと上昇する動きを示す。しかし1880年以降は一転して下落に転じ1881年には126へと低下してボトムに達する。そして1882年には130となって上昇を始め、以降ほぼ一貫した上昇に転じて1885年には149に達している。その後1886年には一時低下するが1887年には上昇に転じ、1890年には175に達している。先に見た大阪の物価動向とほぼ同様な動きをしていることから、銀貨円ベースでみた物価動向の大まかな動きを示していると見てよいであろう。

紙幣円ベースで激しいインフレの時代と認識される明治10-14年には、銀貨円ベースで見れば、12年にかけての小幅な上昇と13年以降の明確な低下の動きを示していた。この時期を全体としてみれば、物価は殆ど上昇せず、停滞していたのである。ことに紙幣円ベースで物価が西南戦後期のピークに達する1881年は、銀貨円ベースでは物価のボトムであったという点は、記憶されるべきであろう。

これに対して激しいデフレが進んだと認識されている1882-85年の時期は、銀貨円ベースで見れば、顕著な物価上昇が進行した時代であったのである。

このことは明治10年代の物価動向を判断する上において、紙幣円ベースで捉えるか銀貨円ベースで

捉えるかによって、時代像が相当異なったものになることを示している。

紙幣円ベースで物価の動きを捉える場合、銀貨に対して紙幣価格が上昇することは、紙幣がそれだけ減価し購買力が減少したことを意味し、紙円インフレが進むことを意味する。紙幣価格上昇率は1882年にはマイナスに転換し、1882年以降には紙幣購買力が増価していくので、紙円デフレが進行することを意味する。

銀貨円ベースで物価の動きを捉えれば、紙幣に対して銀貨価格が低下するという事は、それだけ銀貨の購買力が増大したことを意味し、銀円デフレが進むことを意味する。そして銀貨価格は1882年にはプラスの上昇率に転じ、1882年以降には紙幣に対する銀貨の購買力は低下を続けるので、銀貨円ベースの物価は上昇し、銀円インフレが進行することを意味する。

銀貨の紙幣価格と紙幣の銀貨価格の動きを、四半期ベースで見たものが、**図4**、**図5**である。銀貨の紙幣価格は、1878年以降1880年までは、概ね第1四半期から第2四半期にかけて低下し、第3、第4四半期に連続して上昇して、第1四半期にやや落ち着くというサイクルを辿っている。しかし1881年

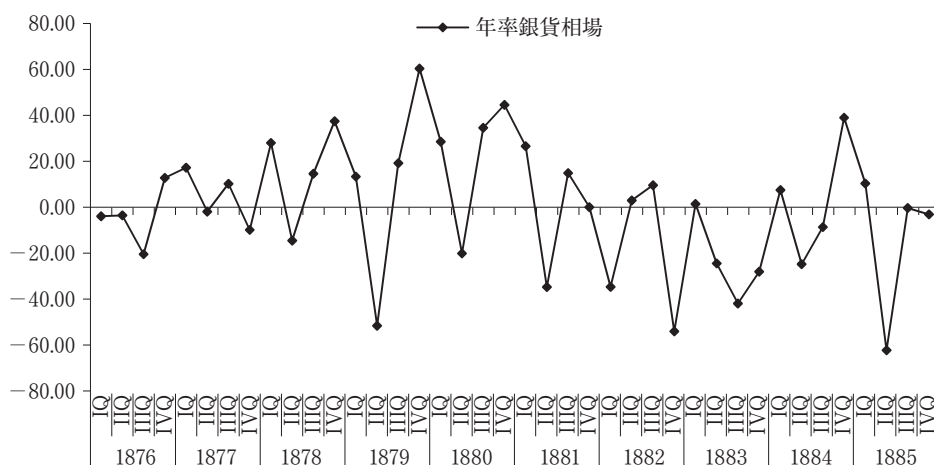


図4 銀貨の紙幣相場の推移

(資料) 「紙幣整理始末」。

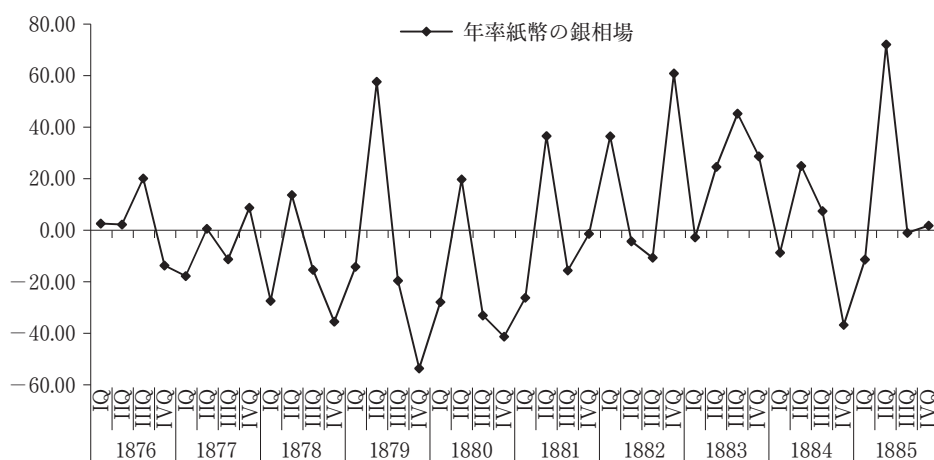


図5 紙幣の銀貨相場の推移

(資料) 「紙幣整理始末」。

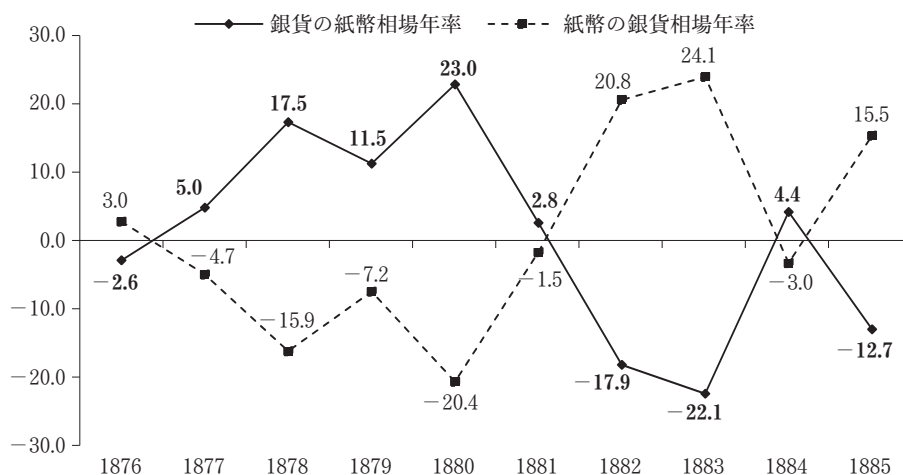


図6 銀貨の紙幣相場と紙幣の銀貨相場の変化年率

(資料) 図4, 5。

には、第2四半期に下がり、第3四半期には上昇するが、第4四半期には下落に転じる。1881年第4四半期以降には、明らかなパターン変化が現われている。また従来のパターンの中では、1879年、1880年の第2四半期において銀貨の売り出しが行われたため下落幅が大きくなっている。紙幣の銀貨価格の動きは、これとは対照的な動きを示す。

紙幣の銀貨相場と銀貨の紙幣相場を年率でまとめると図6のようになる。1881年を境にその前後で物価趨勢が逆転する状況が明確となる。紙幣ベースではインフレからデフレへ、銀貨ベースではデフレからインフレへの明確な転換が生じるのである。

当時政策論レベルでは、物価状況を判断するにあたって、「銀貨が騰貴」したという見方と「紙幣が下落」したという見方とが対立していた。大まかに言えば、前者の判断は大隈と大隈系官僚の見解であり、後者は松方に代表される見解であった。

銀貨騰貴は紙幣下落を意味することから、両者は同じことをコインの逆の面から見ただけであるという考え方が一般的となったため、両見解による物価動向の捉え方の違いは、それ以上掘り下げて考えられることはなかったといえよう。大隈は、インフレは銀貨騰貴によって引き起こされたものであり、それは巨額の貿易赤字が銀貨の海外流出を引き起こしたことにより生じたものであると認識していた。しかし人々はそれを「紙幣価格の下落」と誤認していると考えた。当時大蔵卿であり経済政策の責任者であった大隈は、そのような認識によって経済運営を行ったのである⁽¹⁴⁾。

2つの見方と経済政策の対立

しかしこの2つの見方は、論理的には物価に対して全く異なる見方を導くものであり、まさにその点にこの時代の物価変動を見る上でのカギが潜んでいるのである。

西南戦後の1877-81年の時代は、紙幣円を基準にすればインフレの時代であったが、銀貨円を基準に見れば「デフレ的」な時代だったのである。これに対して1882-1886年の時代は、紙幣円を基準にすれば深刻なデフレが進んだ時代であったが、銀貨円を基準にみれば顕著な物価上昇が継続する「インフレ

的」な時代だったのである。

不換紙幣と銀貨が混合して流通する弊制の下で、銀貨と紙幣との間に傾向的な価格乖離が生じると、人々の行動は大きな変化を示すことになる。銀貨の紙幣価格が上昇し、それが継続すると人々が考えるようになれば、銀貨は一個の商品として投機の対象となる。銀貨の値上がりが確実に見込まれるようになれば、銀貨は流通から引上げられ保蔵される。市場では紙幣のみが流通するようになり、人々はもっぱら紙幣円で決済を行い、物価動向を見るようになる。紙幣円が支配的な計算貨幣となり、銀貨円ベースの物価は背後に退くことになる。同時に、紙幣が減価し銀貨が市場から退場するため、実質的な通貨現在高は急速に縮小し、金融は閉塞状況を示し、市場名目金利は上昇する。ただし紙幣円ベースのインフレ期待が上昇すれば、紙幣円ベースの実質金利は低下するので、実際の資金コストは低下する。人々は簡単に利益が得られる銀貨や米への投機活動に専心するようになるが、投機に資金が集中されれば、生産投資や正業への投資は停滞することになる。こうして大隈時代の激しい紙幣インフレと実質資金コストの低下は、短期的な高収益が期待出来る投機活動を煽る結果となっていったと考えることができよう。

これとは逆に松方期には、政策が転換され、紙幣価格が回復に転じる。この流れが確実にであると人々が信じるようになれば、銀貨供給が増大し、その価格は下落していく。銀貨を保蔵し続ける行動をとれば、継続的に損失が発生する状況が生まれたのである。この場合、減価が予想される保有銀貨を増価が予想される紙幣へ交換する動きが強まっていくことは自然の流れである。人々は単に保有する銀貨を紙幣に交換するだけで利益をえることができるからである。

例えば銀貨1円の価格が1.7円から1.4円へと回復すると予想されるようになれば、銀貨を保有し続けると明確な損失が生まれる。反対に銀貨1円を紙幣1.7円に交換し、銀貨が減価した時点で紙幣と再交換する行動をとれば、銀1.214円を手にすることができるので、0.214円(21.4%)の利益を上げることができる。

つまり紙幣は、一種の投機対象へと変化する。このような状況の中では、大隈期に退蔵され保蔵されていた巨額の銀貨や古金銀は急速に市場に復帰することになる。銀貨は、次第に市場の計算貨幣へと復権することになる。銀貨円ベースの価格変動と収益計算が人々の主要な関心事になるからである。銀貨の市場復帰が進み紙幣価格が回復するにともない、銀貨円ベースの通貨流通量は急速に増大していくことになる。この過程では、紙幣円ベースの期待インフレ率はマイナスとなるため実質金利は急騰するが、銀貨円ベースの期待インフレ率はプラスとなるため実質金利は大幅に低下することになる。

「銀・紙の差」を解消するという松方の紙幣整理公約が、人々に信じられれば信じられるほどこのような作用は強力に働くことになる。銀貨価格の急速な低下(紙幣価格の急速な回復)は、銀貨円ベースの通貨現在高の急速な増大をもたらすと同時に、銀貨円ベースで物価上昇を導き、金融を緩和させて実質金利低下を導いて行くことになるのである。

松方財政は、激しい紙幣デフレにより地租負担が加重された農業部門に大打撃を与えるものとなったが、士族や公務員はもとより在来産業や近代製造業や商業・金融・運輸部門などの「非農業部門」に対しては、経済状況の改善を支援する要因として作用していくのである。

大隈は、西南戦争後、不換紙幣増発策をとり、起業公債を発行して政府事業を推進し、また「準備金」

からの投融資を拡大するなどの積極的な産業育成策をとった。それにより輸出を振興して、貿易赤字構造を是正し、インフレを沈静化させようとした。

大隈は、紙幣円ベースで激しい物価上昇に直面していたが、物価騰貴は貿易赤字（産業不振）から銀貨が海外へ流出し「銀貨が騰貴」した結果であると認識し、逆に人々がそれを紙幣価値が減価したと誤認し、パニックに陥っていると捉えたのである。

しかし銀貨が海外へ流出し不足した結果、その価値が増価したのであれば、銀貨の購買力は増大するのであるから、実際には物価下落＝デフレが生じなければならないはずである。その場合には、経済振興を図るために、銀貨の流通残高を増大させる政策や、貿易収支の好転を促す積極施策がとられることは自然であり、首尾一貫性を主張できる。政府保有の銀貨売り出し政策も妥当性を主張できよう。銀貨が計算貨幣として使用されているような状況下であれば、銀貨を補充しつつ、積極政策を実施して輸出を振興するという方策は論理的一貫性を主張できる。銀円ベースで見れば、確かに西南戦後はデフレ的な経済停滞の時代であったからである。

ところが実際に起こっていた状況は、銀貨が駆逐されて退蔵され、紙幣円が支配的な計算貨幣として使用される「紙幣専用」の世界へと転換し、激しい紙円インフレが進行していたのである。それは人々が事態を「誤認」したからではなく、大隈のインフレ認識に混乱があったのである。このような状況のなかでは、大隈の積極政策も銀貨売り出し政策も、インフレ対策としては効果を現すことはなかった。人々が積極政策の継続を確実だと考えたため、インフレは高進を続け、紙幣価格は低下し続けたのである。

大隈は、積極政策を継続しつつ「銀貨騰貴によるインフレ」を一挙に解決する切り札として、巨額の外資導入（「5千万円外債論」）を提議する⁽¹⁵⁾。それは、「銀貨騰貴」により引き起こされた経済混乱を一気に解決する方策であった。「銀貨騰貴がインフレを引き起こした」というのは大いなる錯誤であったが、外資導入によって一気に銀貨流通制を確立すれば、銀貨が計算貨幣として流通貨幣が一元化されるので、紙幣インフレは根治される。大隈の政策と主張の一貫性は、結果的に担保されることになる。

しかし巨額な外債の元利償還能力への不安は強かった。明治天皇をはじめ閣員からも、日本の亡国を招きかねない（植民地化の危険がある）と反対され、一端は棚上げされた。そこで大隈は、応急措置として増税と政費節減で紙幣整理財源を確保する方策⁽¹⁶⁾でその場を凌ぎつつ、新たな装いの「リスクのより少ない」外資導入案（内外債案）を内閣に承認させることに成功した⁽¹⁷⁾。正貨（銀貨）流通制度を確立することで、「インフレ」問題を解決し、不要になる「紙幣整理財源」を挙げて鉄道等の産業育成に投入しようという大隈型経済政策の集大成であった。

ただし正貨流通制が実現し、大隈が言うように「1億円内外」の大量の退蔵銀貨が市場に復帰する⁽¹⁸⁾とすれば、まず銀貨流通量が著増して銀円ベースの「インフレ」が進み、次いで巨額の外債元利返済による正貨流出が生じて貨幣流通量は継続的減少に晒され、デフレ的な経済環境へと転換していくことになる。従前の年800万円見当の外貨支払分に外債の元利支払分350万円程度（利子5%として250万円、元金50年償還で年100万円見当）の正貨が毎年追加的に流出するからである。そして鉄道用資材の主要部分は輸入に依存するため、銀貨流出は加速することになる。また海外貿易は、従前から銀貨（洋銀）建てで行われているため、銀貨流通制度へ移行しても、それ自体が貿易収支改善効果を生み出

すわけではない。日本の貿易による正貨支払能力には限界があり、国内産銀量は僅少に止まるため、新たな正貨調達には困難が大きく、国内銀貨流通量は年々大幅な縮小圧力に晒されていくことになる。

松方は、巨額の外資依存は国を危うくすると考え、「自力で」国庫に正貨を蓄積する方策を主張した。紙幣流通量を減却しつつ、正貨蓄積を併行させ、「銀・紙の格差」を解消して銀貨兌換制度を確立することが適切な政策であるとしたのである⁽¹⁹⁾。一挙に外資を導入する代わりに、数年かかるとしても自力で銀貨を蓄積しようというのが、松方案の中心的なアイディアであった。

14年政変後大蔵卿に就任した松方は、天皇や内閣の支持を取り付け、「紙幣減却と銀貨蓄積」に着手した。それは、政府紙幣の信用を回復させ、銀貨円と購買力を一致させ、弊制の混乱を根治し、国家信用を確立することを目指した政策であった。その結果、紙円インフレは沈静し、やがて急激な紙幣デフレが日本経済を覆った。

しかし「紙幣価格の回復」政策は、流通から引上げられていた退蔵銀貨や外国人の保有銀貨による紙幣購入の動きを生み出した。国内市場への銀貨供給は増大し、海外荷為替制度による銀貨流入と相俟って、銀貨価格を低下させていった。その中で銀円ベースでの収益計算が復活し、銀円ベースの取引拡大が生じるとともに、銀円ベースの通貨流通高が顕著な増大を示し、銀円物価は上昇軌道に乗ることになる。銀円は、紙幣整理が成果を上げ、銀貨兌換制度が視野に入るとともに計算貨幣としての機能を回復する。銀円ベースの取引は、政府部門でも鉄道公債や海外荷為替などの分野で顕著になるが、その点については後に項を改めて考察することにして、今少し農産物と工業製品に分けて価格の動きを検討しておこう。

農産物と製造業製品の価格指数の乖離

『長期経済統計8 物価』において推計された農産物と製造業の物価指数を、紙幣円ベースと銀貨円ベースで検討し、大隈財政下の紙幣増発と松方財政下の紙幣整理が各々の動きに対して与えた影響の大きさをしておくことにしよう。

1873年を100とする指数でみると、紙幣円ベースの農産物総合指数と製造業製品指数は、ともに1877年から1881年にかけて約1.8倍となり、以後急落し1886年にはほぼ1878年水準に落ち着くという急激な上昇と下落の過程を示している。1877年以前と1885年以後においては、両指数はやや異なった動きをしているが、1878年以降急速な上昇を遂げ、1881年に177-176へと高騰してピークを迎え、1882年から1884年にかけて急速に低下するという動きでは共通している。「農産物」指数にはややジグザグな動きが見られるものの、紙幣円ベースの両価格指数は、概括的には一致した動きを見せていると見てよい。

農産物と製造業とに分けて考察しても、紙幣円ベースの動きでは、西南戦争後の激しいインフレと好景気の時代から、松方財政下の急激なデフレと深刻な不況へ転換したという通説的イメージ通りの動きを示しているといつてよいであろう。

しかし銀貨円ベースの価格指数の動きを見ると、これとはまったく異なった動きが現われる。製造業価格指数は、概して安定的に推移する中で、徐々に右肩上がりの上昇を示す。これに対して農産物価格指数は、激しい上下動を繰り返すのである。

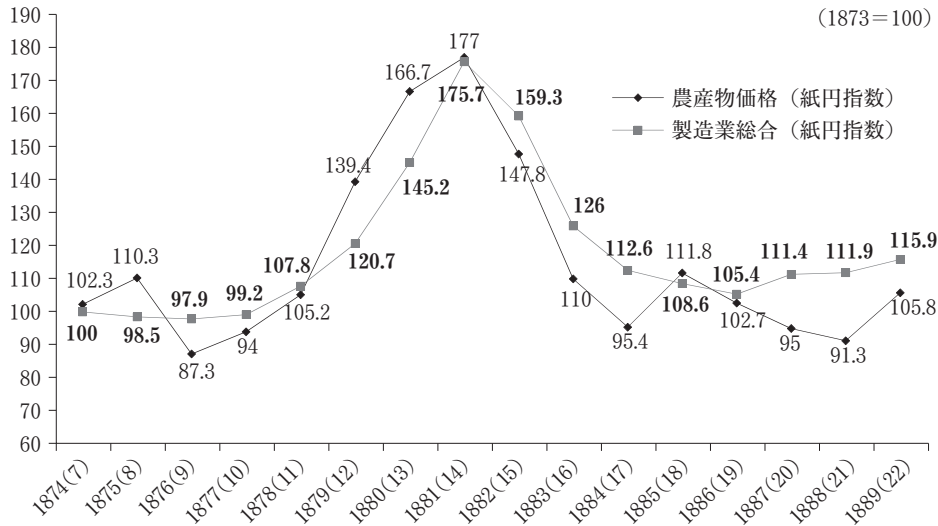


図7 紙円ベースの農産物および製造業指数の動向

(資料) 『長期経済統計8 物価』。

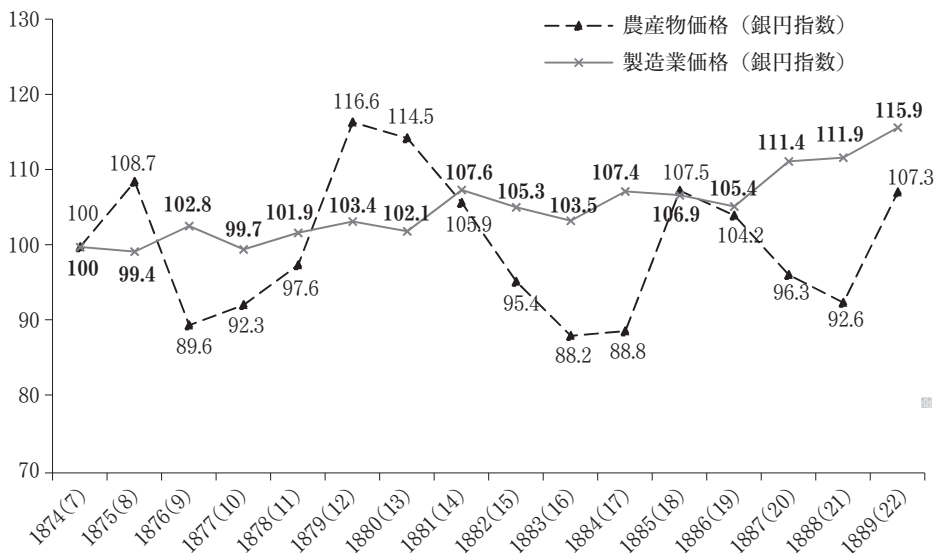


図8 銀貨円ベースの物価の動き

(注) 「銀貨円指数」は、『長期経済統計8 物価』から筆者計算。

両指数の変動を比較する便宜のために、農産物総合の銀円指数を1874=100に揃えた指数を示すと図8のようになる。農産物指数を詳しく見ると、1875年に108.7へ上昇した後1876年には89.6へと低落するが、1877年の西南戦争を契機として上昇に転じ、1879年には116.6まで高騰してピークに達する。しかし1880年から低下を始め、1881年には105.9と低下傾向を明確にし、松方財政期には1882年95.4、1883年88.2と急速に低下して底をつけ、翌1884年にも88.8と低迷を続ける。だが1885年には一転107.5へと急上昇して高値水準をつけ、1886年にも104.2水準を維持するが、1888年にかけて92.6まで低下し、1889年には再び107.5の高米価水準に復帰するという動きを示している。全体として農産物価

格の動きは、1874年水準（100）を基準としてみると、大隈期、松方期、企業勃興期を通じて、ほぼ上下10%の幅で上下動を繰り返す動きを示しているといえるが、西南戦後の1879年にかけての急上昇から松方財政下の1883年にかけての急低下の動きは、通常の変動幅を超える大きさと持続性をもった動きとなっている。

この時期の激しい農産物価上下変動を規定した基礎的要因は、銀貨円ベースで生じた農産物価格の激しい上下動であったことがわかる。それは、紙幣価格の変動とは独立の要因で生じたものであった。紙幣整理の影響は、紙幣価格の変動として現われるわけであるから、銀円ベースの農産物価格の低下は、直接的な紙幣整理が原因で生じたものではなかったといえよう。

これに対して製造業物価の銀円指数は、1876年の102.89から1880年の102.1まで極めて安定しており、「紙円インフレ」が高進した時期には全く停滞した動きを示していた。しかし1881年以降に上方へのシフトが生じ、「松方デフレ」が進んだ1882-86年に104-108の一段高い水準で推移した後、1887年以降には111-114へとさらに上昇を遂げるという動きを示している。製造業の銀円価格指数は、西南戦後には極めて停滞的に推移するが、1881年以降は2段階の上方シフトをとまらぬ右肩上がりの上昇の動きを示しているといえる。紙円ベースでみたイメージとは、全く異なる変化パターンを示しているのである。

銀円指数の動きは、想像上のイメージではなく、当時の市場価格（銀貨の紙幣価格）によって導かれるリアルなものである。それは紙幣の相場変動によって生じる名目的な価格変動を除去した正貨（銀貨）ベースの価格変動を示すものである。したがって西南戦後の「インフレ過程」と「松方デフレ」の時代に生じた物価動向は、紙円（紙幣価値）の騰落により生じた物価変動の動きと、その基礎で生じていた銀円ベースの物価の動きとに区別し、その複合的な過程を頭において評価する必要があるのである。

西南戦後期や松方財政期の物価変動の経済への影響を見るには、紙幣相場（購買力）の変動による所得再配分や人々の行動様式や期待インフレ率の変化によって引き起こされた影響を分析する作業と、このような環境下で紙幣相場の変動を除去した経済実態を分析する作業とを総合することが必要であろう。

松方の紙幣整理の政策効果は、主として紙幣価格の変動と紙幣円ベースの物価の動きに現われるが、その影響を除去した物価の動きは銀円ベースの物価に示される。したがって紙幣整理による紙円価格の変動の影響を除去した銀円価格の動きを見れば、紙幣整理政策以外の要因で生じた価格変動が現われることになる。松方財政期には銀円ベースで継続的な米価低下が生じているが、その下落は1880年に始まる継続的な動きであり、その主因が1882年に本格化する松方の紙幣整理にあるとは言えないことになろう。

2. マクロ経済の動態

GDP デフレーター代理機能

『長期経済統計8 物価』が、1879年以降の「総支出」デフレーターを提供しているが、非1次部門（農林業などの1次産業を除く）のそれであり、この時代の総合的な物価を代表するものではない。これに対して紙幣の価格変動は、この時期の物価水準変動の総てを表すものではないが、紙幣購買力自体

の変動を表わすため、この時期の物価一般のデフレーターの大まかな「代理」機能を果たすとみなすことができるであろう。時々の紙幣価格でデフレートした銀円ベースの国民総支出データは、この時期の実質国民所得をかなりの程度反映していると理解しても差し支えないであろう。

この時代は、従来もっぱら紙幣円ベースのデータに依拠して、西南戦後の激しいインフレと松方財政期の厳しいデフレの時代として捉えられてきた。経済分析の主要な関心が、農民層分解の進展具合に置かれていたことと関係していたと考えられる。西南戦後の農家富裕化の動向やその後の「松方デフレ」下の農民没落の状況に強い関心が集まったからであろう。そして政治史的には、西南戦後の自由民権運動の盛衰と絡んで、士族と農民の所得再配分過程に関心が集まっていたためでもであろう。

農民と士族の所得再分配は、主として米価の騰落によって生じていた。この時代は農業が経済の主力を形成しており、日本の「生産」と「租税」の増減は、農民＝農業に大きく依存していた。当時の社会関心や景況認識が、農民の経済状況に対する認識によって大きく左右されたのは当然の成り行きであったろう。松方自身も地租改正の実務責任者として農村の実情や地租負担の変動状況については熟知し関心を寄せていた⁽²⁰⁾し、前田正名などの経済官僚の関心は松方財政期の地方農村地域の経済窮状に向けられていたのである⁽²¹⁾。

そこで以下では、明治10年代を中心とする日本経済の動きを紙幣ベースと銀円ベースの両方の指標により把握する作業を行い、大隈財政期から、松方財政期を経て、企業勃興期に至るマクロ経済の動きを分析することにしよう。

紙幣円ベースと銀貨円ベースのマクロ経済の動き

紙幣円ベースと銀貨円ベースで1875-1890年のマクロ経済の動きを示すと、表1、表2のごとくなる。

2つの国民総支出 GNE (=GNP) 系列の動きを比較したのが、図9である。紙幣円と銀貨円は1876年にはほぼ等価で流通しており、そして1886年には銀貨兌換制が確立して銀・紙の価格は一致する。したがって、「2つの」GNPは、1876年にはほぼ同額であり、その後大きな乖離が生じるが、1886年には再び一致するという動きとなる。

まず紙幣円の GNP の動きを追ってみよう。1876年の5億5,030万円から1877年に5億7,670万円、1878年に5億9,670万円へと若干上昇するが安定した動きを見せていた。しかし1879年に大膨張へ転じて一気に7億7,780万円へ上昇し、1881年には10億1,620万円へとほぼ倍増してピークに達する。しかし1882年には9億5,920万円と下落に転じ、1883年には8億1,820万円へと急落し、1884年にも8億1,540万円へと若干低下して底に達する。その後1885年には8億7,890万円へと明確な上昇に転じ、1887年9億2,590万円、1889年10億8,420億ドルと急速な上昇に転じる。

西南戦後の大隈財政が行われた「インフレ期」に GNP が急上昇し、松方財政が本格的に始動する1882年以降の「デフレ期」に GNP は急激な低下を示すが、1885年には回復を示し、続く「企業勃興期」に GNP は急速な拡大に向かうという動きを示すのである。

これは、大隈財政でインフレと好況に沸いた日本経済が、松方財政により深刻なデフレと不況に呻吟し、その後企業勃興の時代が訪れて近代経済成長に転じるという従来の明治10年代の一般的なイメージを、ほぼ忠実に裏付ける動きであるといつてよいであろう。

表1 「紙幣円」国民総支出

	個人消費	政府購入	民間投資	輸出	輸入	純輸出	国民支出
1875(8)	504.6	42.8	56.7	21.2	47.1	-25.7	578.4
1876(9)	454.6	46.9	56.8	29.7	37.1	-8.0	550.3
1877(10)	477.9	55.3	60.4	26.2	42.7	-16.9	576.7
1878(11)	521.8	36.4	62.5	31.0	54.3	-24.0	596.7
1879(12)	681.2	51.1	69.5	36.8	60.0	-24.0	777.8
1880(13)	857.1	55.9	69.7	46.7	81.5	-35.0	947.7
1881(14)	904.3	59.1	75.2	58.7	81.1	-22.4	1,016.2
1882(15)	829.8	62.9	68.2	65.8	68.8	-1.7	959.2
1883(16)	686.5	67.2	67.4	51.1	55.1	-2.9	818.2
1884(17)	690.6	76.2	57.3	41.4	50.3	-8.7	815.4
1885(18)	757.7	61.5	62.7	44.5	48.0	-3.0	878.9
1886(19)	727.7	78.0	68.0	54.8	48.8	6.7	880.4
1887(20)	772.8	78.7	81.4	59.1	67.1	-7.0	925.9
1888(21)	791.0	80.3	114.1	73.8	79.5	-4.2	981.2
1889(22)	883.9	80.4	119.1	78.1	78.5	0.8	1,084.2
1890(23)	1,001.4	94.7	127.6	64.8	96.6	-29.8	1,193.9

(資料) 個人消費は、『長期経済統計6 個人消費』第1表、財政支出は『長期経済統計7 財政支出』第6表、第7表、投資(非1次)は『長期経済統計4 資本形成』第1表、投資(1次)は『長期経済統計1 国民所得』第5表、輸出入は『長期経済統計 貿易と国際収支』第15表による。

(注) 1. 政府購入は、国民所得概念における政府財貨・サービス経常購入と政府資本支出の合計である。『長期経済統計7 財政支出』第7表における財貨・サービスの経常購入には、軍事投資が含まれており、「資本支出」(イ)には非軍事投資が計上されている。一方、『長期経済統計4 資本形成』では、政府固定資本形成が再推計され、軍事投資と非軍事投資(イ)とが算出されている。両推計を比較すると、後者の非軍事投資額(イ)が、上記「資本支出」(イ)を若干上回る金額となっている。『資本形成』の政府固定資本形成額を採用すれば、『財政支出』で計上されている「政府財貨・サービス経常購入額」も調整せざるを得ない。いずれにせよ、「財貨・サービスの経常購入額」と「資本支出」の合計額で見れば、両者はほぼ一致すると考えてよいだろう。

この時期の国民所得を推計する場合に、政府経常購入に『財政支出』第7表の「財貨・サービスの経常購入」を使用し、政府資本形成に『資本形成』第1表、第8表の政府資本形成を採用すれば、「軍事投資部分」が重複計上されることになる。一方、政府に非軍事資本形成に『資本形成』第1表の「非軍事投資」を採用すれば、その差額分に相当する「財貨・サービス経常購入」額を調整せざるを得なくなる。したがって本表では、『財政支出』第7表の数値を基本的に採用することにした。

政府資本形成額そのものを問題とする場合には、『資本形成』第8表の方が、より詳細な広いカヴァレッジを持つ情報を提供していることはいままでのない。ただし政府軍事資本形成の推計方法や推計値自体には再検討の余地を残している(室山「戦前期における海軍費の統計的研究」参照)。

2. 輸出入は、各年平均紙幣価格を乗じて算出した額を掲げている。純輸出の項目には、関連項目をすべて含んでいるので、表中の輸出入差額とは一致しない。

しかしこれを紙幣価格の変動を除去した銀貨円ベースで見ると、事態は全く異なる様相を呈していたことが明らかとなる。銀貨円GNPは1876年から1878年にかけては5億5,640万円から5億4,300万円へと漸減していた。このような中で1879年には、一気に6億4,180万円への上昇が生じる。しかし翌1880年には早く6億4,160万円と微減し、1881年には5億9,900万円まで低下する。ところが1882年には6億1,000万円と上昇に転じ、1883年には6億4,730万円と1879年水準を超え、1884年7億4,870

表2 「銀円」国民総支出

	個人消費	政府購入	民間投資	輸 出	輸 入	純輸出	国民支出
1875(8)	490.4	41.6	55.1	20.6	45.8	-25.0	562.1
1876(9)	459.7	47.4	57.4	30.0	37.5	-8.1	556.4
1877(10)	462.6	53.5	58.5	25.4	41.3	-16.4	558.2
1878(11)	474.8	33.1	56.9	28.2	49.4	-21.8	543.0
1879(12)	562.0	42.2	57.3	30.4	49.5	-19.8	641.8
1880(13)	580.3	37.8	47.2	31.6	55.2	-23.7	641.6
1881(14)	533.2	34.8	44.3	34.6	47.8	-13.2	599.2
1882(15)	528.2	40.0	43.4	41.9	43.8	-1.1	610.5
1883(16)	543.1	53.2	53.3	40.4	43.6	-2.3	647.3
1884(17)	634.2	70.0	52.6	38.0	46.2	-8.0	748.7
1885(18)	718.2	58.3	59.4	42.2	45.5	-2.8	833.1
1886(19)	727.7	78.0	68.0	54.8	48.8	6.7	880.4
1887(20)	772.8	78.7	81.4	59.1	67.1	-7.0	925.9
1888(21)	791.0	80.3	114.1	73.8	79.5	-4.2	981.2
1889(22)	883.9	80.4	119.1	78.1	78.5	0.8	1,084.2
1890(23)	1,001.4	94.7	127.6	64.8	96.6	-29.8	1,193.9

(資料) 表1に同じ。銀円国民総支出は、各年平均銀貨価格から筆者計算。

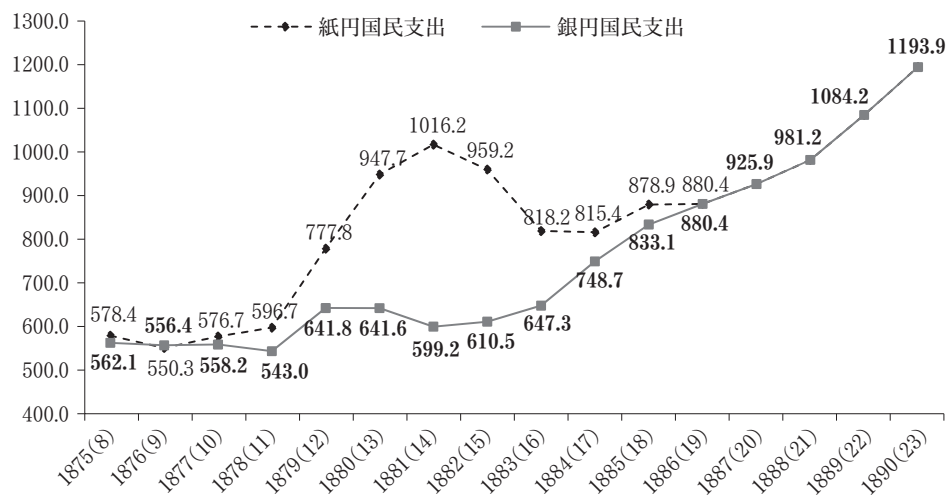


図9 紙円国民総支出と銀円国民総支出

(資料) 表1, 2。

万円, 1885年8億3,310万円と急速な上昇を続け, 「銀・紙の差」がなくなった1886年には8億8,040万円となる。銀円GNPは, 紙円GNPとは, 全く異なる動きを示しているのである。

銀円GNPでは, 西南戦争後から1881年に至る時期は, 1879年を例外として, 変動は小幅であり経済はむしろ停滞状況で推移していた。これに対して松方財政が本格的に始動する1882年以降には「高

成長」とも言うべき急速な経済拡大が生じているのである。

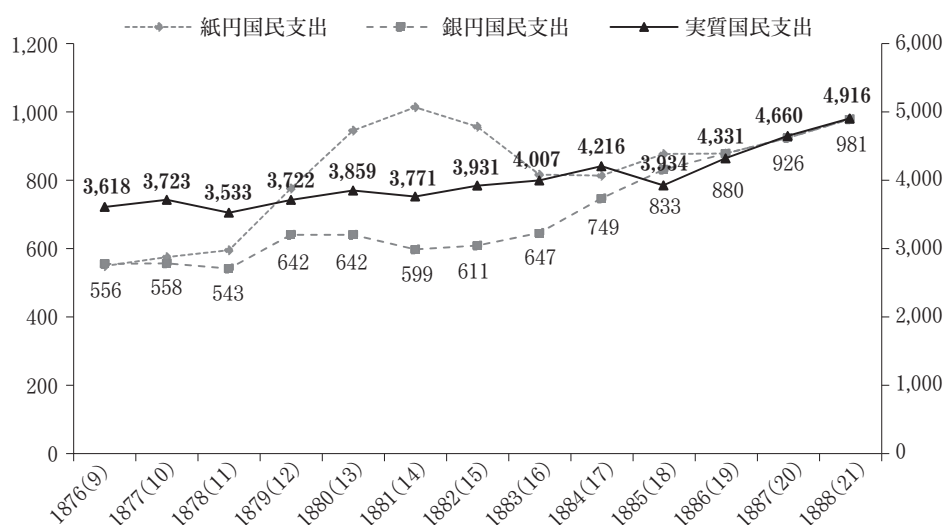
紙幣円でみた GNP の動きは、多分に紙幣価格の騰落を反映した経済の膨張と収縮の動きを示しているのに対して、銀円ベースの GNP の動きは、紙幣価格の変動を除去した当時の経済規模の実体的な動きを示しているといえよう。

銀貨 1 円と紙幣円の換算レートは、その時々々に市場で形成されたものであり、架空の数値ではない。また紙幣円 GNP を構成する個人所得、投資、政府購入、純輸出の内、政府購入は財政の決算額に基づく数値であるのでほぼ実体を捉えた数値であると考えることが出来る。純輸出も、大蔵省の通関統計から推計されたものであり、当時の統計資料の中では最も信頼度の高いものである。個人消費と投資では改善余地は存在しているが、この時期の各項目の趨勢的な動きを捉える材料としては現在最善のものである。したがって銀円 GNP は、当時の実体的な経済規模の動きをかなり忠実に表現していると考えてよからう。

暫定的実質系列と銀貨系列

同期の実質 GNP の推移を見て置くことは重要である。しかしこの時期には GNP デフレーターが存在しないので、実質 GNP の本格的推計は後の課題とせざるをえない。ここではとりあえず、『長期経済統計 6 個人消費支出』で算出された消費支出についての「総計インプリシット・デフレーター」を使用して、暫定的な実質 GNP 系列を試算し、銀円 GNP の動きと比較して、両系列の性格の違いを確認しておくことにしよう⁽²²⁾。

1934-36 年価格で見た実質系列は、銀円系列に比べて変動の起伏が小さく、ほぼ一貫した右肩上がりの動きを示している。1885 年に一時的な低下が現われているが、同年の 9 カ月予算ベースで計上された政府購入が実質系列で比較的大きな低下として現われた影響である。銀円系列と実質系列の動きは、傾向的には同様な推移を示しているといつてよい。



参考図 銀貨円 GNE と「実質」GNE 系列の比較

(資料) 表 1, 2。実質国民所得系列のデフレーターには、『長期経済統計 6 個人消費支出』表 8-9 (1934-36=100) を使用。

実質 GNP の動きを追うと、1876 年の 36.18 億円から 1878 年の 35.33 億円に低下した後上昇に転じ、1880 年の 38.59 億円まで上昇する。しかし 1881 年には 37.71 億円へと低下する。その後 1882 年からは一貫した上昇に転じる。1882 年 39.31 億円、1883 年 40.07 億円、1884 年 42.16 億円と上昇し、1885 年の 39.34 億円への低下を経て、1886 年 43.31 億円、1887 年 46.60 億円、1888 年 49.16 億円と堅調な上昇を続けている。暫定的な試算の域を出ないが、実質 GNP も 1881 年にかなりの低下を見せた後、松方財政が本格的に開始される 1882 年以降には堅調な成長軌道に転換しているとみてよいであろう。

これに対して銀円系列は、銀貨の市場価格でデフレートしたものであり、恣意性や技術的歪みなどからは免れており、より自然な動きをしている。そして何より銀円系列は、紙幣整理（紙幣価格の変動要因）の政策効果を見る上で有効な指標となる。

さらに銀円系列は、不況期の経済状況を見る上で、有用な情報を提供する。というのは深刻な不況期には、実質 GNP 系列（数量ベースの動き）では、経済実態を捉える上で重要な情報が脱落してしまう可能性があるからである。例えば、「昭和恐慌」期に困窮を極めた農村の経済苦難を象徴するのは繭生産である。当時の繭生産額を実質系列でみればかなりの増大を示している。それは生産数量が増加したからである。この時期、生糸の輸出不振の煽りで、繭価格が低下し、農業所得が低下した結果、生産量の拡大で所得低下を補おうとして、一層の価格低下を招き、所得の一層の低下を引き起こして経済困難が増幅されるという状況が生じたことは周知であろう⁽²³⁾。このような場合には、実質生産額の動きは必ずしも農家経済や所得状況の実態を捉える指標とはならないのである。当年価格の変化は、所得状況を把握する上で、大きな役割を果たすのである。

この時期の銀円系列は、紙幣相場変動の影響を除去した当年価格系列として、この時代の経済の実態的な動きと政策効果の状況を同時に把握できる優れた指標である。松方財政期を含めて、明治 10 年代を中心とする経済を分析するうえで極めて適合的な系列であるといえよう。

3. マクロ経済変動要因の検討

紙円 GNP の変動要因

紙円 GNP の成長率と各構成要素の成長寄与を示せば、表 3 および図 10 のごとくなる。紙円 GNP 成長率は、西南戦争を機に 1877 年 4.8%、1878 年 3.5% とプラス成長に転じ、1879 年に 30.3%、1880 年に 21.8% という驚異的な高成長を記録し、1881 年にも 7.2% の成長を達成していた。しかし 1882 年にマイナス 5.6% 成長に転じ、1883 年にはマイナス 14.7% と急激な落ち込みを示し、さらに 1884 年にもマイナス 0.3% 低下して底に達する。その後 1885 年に 7.8% の成長に転換し、1886 年には 0.2% に停滞するものの、1887 年以降には 5% 以上の成長を続けるという過程を辿っている。そしてこの経済成長率の大きなうねりは、主として個人消費支出の増減の波によって引き起こされていたことが明らかとなる。

この経済過程の特徴を要約的に把握するため、この時期を西南戦後の「大隈財政期」（1877-1881 年）、「松方財政期」（1882-1885 年）、「企業勃興期」（1886-1890 年）に区分したうえで、各時期の平均成長率と項目別成長寄与を見てみよう（図 11）。

平均経済成長率は、大隈期には 13.5% に達していたが、松方期にはマイナス 3.2% へ転落し、その後

表3 紙幣円 GNP の項目別成長寄与

	個人消費	政府購入	民間投資	輸 出	輸入(-)	純輸出	国民支出成長率
1876(9)	-8.6	0.7	0.0	1.5	1.7	3.1	-4.9
1877(10)	4.2	1.5	0.7	-0.6	-1.0	-1.6	4.8
1878(11)	7.6	-3.3	0.4	0.8	-2.0	-1.2	3.5
1879(12)	26.7	2.5	1.2	1.0	-1.0	0.0	30.3
1880(13)	22.6	0.6	0.0	1.3	-2.8	-1.4	21.8
1881(14)	5.0	0.3	0.6	1.3	0.0	1.3	7.2
1882(15)	-7.3	0.4	-0.7	0.7	1.2	2.0	-5.6
1883(16)	-14.9	0.4	-0.1	-1.5	1.4	-0.1	-14.7
1884(17)	0.5	1.1	-1.2	-1.2	0.6	-0.7	-0.3
1885(18)	8.2	-1.8	0.7	0.4	0.3	0.7	7.8
1886(19)	-3.4	1.9	0.6	1.2	-0.1	1.1	0.2
1887(20)	5.1	0.1	1.5	0.5	-2.1	-1.6	5.2
1888(21)	2.0	0.2	3.5	1.6	-1.3	0.3	6.0
1889(22)	9.5	0.0	0.5	0.4	0.1	0.5	10.5
1890(23)	10.8	1.3	0.8	-1.2	-1.7	-2.8	10.1
1877-81	13.2	0.3	0.6	0.7	-1.3	-0.6	13.5
1882-85	-3.4	0.0	-0.3	-0.4	0.9	0.5	-3.2
1886-90	4.8	0.7	1.4	0.5	-1.0	-0.5	6.4

(注) 表1から筆者計算。

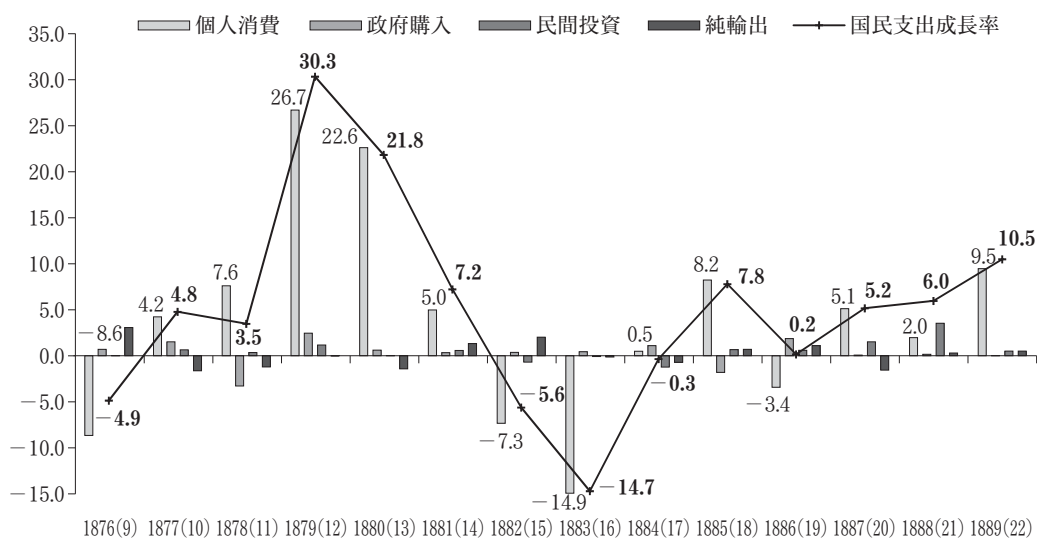


図10 紙幣円 GNP の成長率と寄与要因

(資料) 表3に同じ。

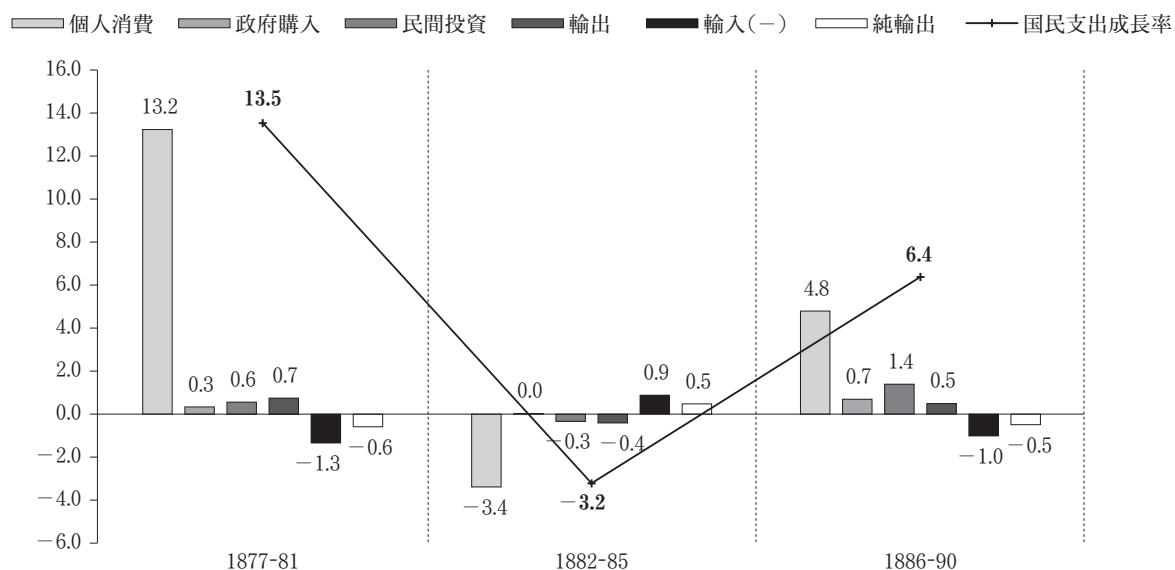


図11 紙幣円GNPの時期区分別の成長寄与の推移

(資料) 表3に同じ。

企業勃興期に6.4%へ回復するという動きを辿っている。その変動は、主として個人消費支出の寄与が、13.2%→マイナス3.2%→4.8%と変動することによって引き起こされたものであったといえる。

通常、「松方デフレ」以降には、外需（海外貿易）の成長寄与が日本の経済成長に大きく寄与したと考えられることが多い。国際的な金・銀比価の低落によって為替相場の「円安」が進み、輸出が促進されたと考えられたからである。しかし実際には、純輸出は全体の動きを左右するような要因ではなかったといえよう。輸出の成長寄与が0.7%と比較的大きかったのは、円相場が安定していた大隈期であった。輸出寄与は、松方財政期にはマイナス0.4%となり、企業勃興期にも0.5%にとどまっている。この時期全体（1877-90年）を通してみると、マクロ経済レベルでは、輸出は全体の動向を左右する要因にはなっていない。また外需（純輸出＝輸出－輸入）の成長寄与を見ると、大隈財政期には、マイナス0.6%となり成長抑制要因となる。これに対して松方財政期には外需は0.5%の寄与を示す。しかしその中身を見ると、輸出寄与はマイナス0.5%であり、主として輸入減少による0.9%のプラス寄与が貢献していたことがわかる。そして企業勃興期には外需の寄与は再びマイナス0.5%となる。輸出は0.5%の寄与に転換するが、輸入がマイナス1.0%へと大きく拡大したからである。円安は、輸出拡大よりも輸入拡大により大きく貢献していたのである。明治10年代を通して見ると、輸出は、大隈インフレ期も、松方デフレ期も、企業勃興期にも経済成長の主要な要因であったとは言い難く、概してマイナーな要因であったというほうが実態をとらえているといえよう。

したがって松方財政が成功したのは、輸出に有利に働く銀本位制を採用したからであるという議論には、限定が必要であろう。加えてこの時期の日本は、大隈期を含めて実質的に銀本位制下であり、外国貿易は銀建てで行われていたという事実を忘れてはならないであろう。また松方デフレを一層厳しいものにしたのは、海外不況が日本に波及したためであるという主張もある⁽²⁴⁾が、そのマクロ経済に対す

る影響を誇大に評価することには慎重でなければならないであろう。

一方、政府購入の寄与は、大隈期に0.3%、松方期は0%（1885年の9カ月予算によるマイナス1.8%が大きく影響して）となり、企業勃興期には0.7%へと幾分拡大する動きを示すが、全体として見れば成長動向全体を左右する要因とはなっていない。

民間投資を見ると、大隈期0.6%、松方期マイナス0.3%と停滞していたが、企業勃興期には1.4%と成長寄与はかなり大きくなり民間投資牽引型の成長パターンが萌芽している。

紙円GNP成長率は、大隈期の急上昇から松方期の急落へと大変動を描いている。変動は、主として個人消費支出の増減によって引き起こされたが、企業勃興期には個人消費に加えて民間投資が盛り上がり、内需主導で景気回復がもたらされる。一方、政府支出や外需は、マイナーな要因にとどまっている。

銀貨円ベースの経済変動

このプロセスを、紙幣価格の変動を除去した銀円GNPの成長率と寄与要因で見ると、事態は相当異なった様相を呈することになる（表4、図12）。

西南戦争から1881年にかけての大隈期は、18.2%の高成長を遂げた1879年を除けば、殆どゼロ成長かマイナス成長であり、極めて低調な日本経済の実態が現われる。これに対して1882年以降の松方期

表4 銀貨円GNPの項目別成長寄与

	個人消費	政府購入	民間投資	輸 出	輸 入	純輸出	国民支出
1876(9)	-5.5	1.0	0.4	1.7	1.5	3.0	-1.0
1877(10)	0.5	1.1	0.2	-0.8	-0.7	-1.5	0.3
1878(11)	2.2	-3.7	-0.3	0.5	-1.5	-1.0	-2.7
1879(12)	16.1	1.7	0.1	0.4	0.0	0.4	18.2
1880(13)	2.8	-0.7	-1.6	0.2	-0.9	-0.6	0.0
1881(14)	-7.3	-0.5	-0.4	0.5	1.2	1.6	-6.6
1882(15)	-0.8	0.9	-0.2	1.2	0.7	2.0	1.9
1883(16)	2.4	2.1	1.6	-0.2	0.0	-0.2	6.0
1884(17)	14.1	2.6	-0.1	-0.4	-0.4	-0.9	15.7
1885(18)	11.2	-1.6	0.9	0.6	0.1	0.7	11.3
1886(19)	1.1	2.4	1.0	1.5	-0.4	1.1	5.7
1887(20)	5.1	0.1	1.5	0.5	-2.1	-1.6	5.2
1888(21)	2.0	0.2	3.5	1.6	-1.3	0.3	6.0
1889(22)	9.5	0.0	0.5	0.4	0.1	0.5	10.5
1890(23)	10.8	1.3	0.8	-1.2	-1.7	-2.8	10.1
1877-81	2.9	-0.4	-0.4	0.1	-0.4	-0.2	1.8
1882-85	6.7	1.0	0.6	0.3	0.1	0.4	8.7
1886-90	5.7	0.8	1.5	0.6	-1.1	-0.5	7.5

(注) 表2から筆者計算。

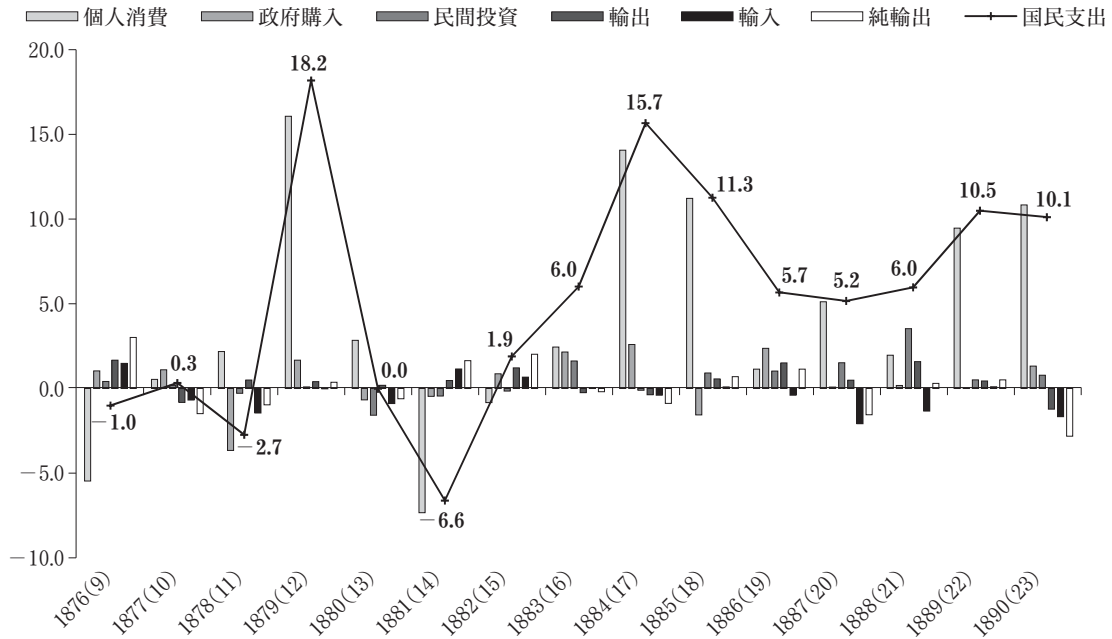


図 12 銀貨円 GNP の成長率と寄与要因

(資料) 表 4 に同じ。

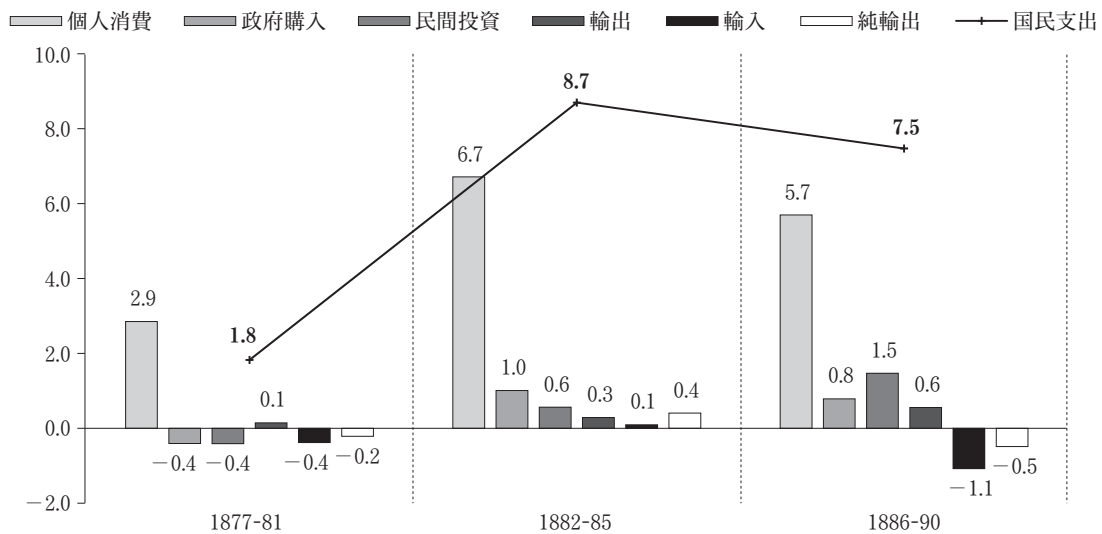


図 13 銀貨円 GNP の時期区分別の成長寄与の推移

(資料) 表 4 に同じ。

には、経済成長率は急激に高まり、1884年には15.7%、1885年にも11.7%の高成長を記録し、企業勃興期も5~10%水準の高成長を続けていたことがわかる。

この過程の特徴を見るために、大隈財政期(1877-81年)、松方財政期(1885-85年)、企業勃興期(1886-90年)の3期に区分して動きを見ると、図13のごとくなる。平均成長率は、大隈期には1.8%に停滞していたが、松方期には8.7%へと飛躍し、企業勃興期の7.5%成長に引き継がれるという推移を

示している。

低成長に止まっていた大隈期には、個人消費は2.8%の寄与をしていたが、政府購入がマイナス0.4%、民間投資がマイナス0.4%、純輸出がマイナス0.2%といずれもマイナス寄与となって、成長率を引下げる要因として作用していたのである。

これに対して高成長率を記録した松方期には、個人消費が6.7%の寄与に転じ、政府購入が1.0%、民間投資が0.6%の成長率押し上げ要因として働き、純輸出も僅かながら0.4%の寄与に転換している。個人消費支出と政府支出拡大がこの期の経済成長を牽引する力であったことが明らかとなる。

高成長が続いた企業勃興期にも、成長の主動力は依然として個人消費であり5.7%の寄与を記録したが、民間投資が1.5%へと寄与を顕著に拡大し、投資の盛り上がりがこの期の大きな特徴となっている。政府購入も引き続き0.8%の寄与を続けていた。しかし純輸出はマイナス0.5%と成長を抑制する要因として作用している。銀本位制下の「円安効果」は、輸出を大きく拡大させ0.6%の寄与となっていたが、輸入を拡大させる効果の方が遙かに大きく1.1%のマイナス寄与要因となったからである。全体として見ると、銀本位（円安）の輸出拡大効果は輸入膨張効果によって完全に相殺されたのみならず、純輸出をマイナスに導いて、成長に対して抑制要因となっていたといえよう。

松方財政によって銀貨兌換制度が整備される過程で、日本経済は高成長を遂げるが、この時期全体としての経済成長を支えた主要因は外需ではなかった。個人消費、民間投資、政府支出を柱とする内需主導の経済成長だったのである。

銀円ベースでみれば、西南戦争後の「インフレと好況」で特徴づけられてきた大隈時代は、経済が著しい停滞状況に陥っていた時代であり、逆に「デフレと不況」として特徴づけられてきた松方時代は、高い経済成長を遂げた時代であった。それは、従来の時代イメージとは全く逆のものとなる。

そこで次に、大隈財政期の経済停滞から松方財政期の経済回復・成長への転換がどのような具体的メカニズムで生じていたかを、GNP項目の成長寄与を手掛かりとして検討することにしよう。

4. 松方財政下における景気回復のメカニズム

4.1 景気回復へのGNP項目別の寄与の動態

大隈財政期のマクロ経済

銀円ベースのGNP各項目の動きを辿ることによって、大隈財政から松方財政への転換過程で生じた成長寄与要因別の貢献度の推移を見てみよう（図14）。

西南戦後の1877年から1881年までの経済は、殆ど成長しない停滞状態を呈していた。プラス成長を記録したのは1879年18.2%のみであった。この年には総ての需要項目が成長に寄与したが、特に個人消費が16.1%と突出した寄与を示し、併せて政府支出が1.7%の寄与を示した。米価の高騰（東京米1石銀貨価格が1878年5.810円から1879年6.564円へ13.0%上昇）と豊作（同2,528万石から3,168万石へ25.3%増大）とが重なって農民の所得が一挙に41.6%膨張して個人消費を拡大させたことと、起業公債による政府投資が拡大したことが、大きな役割を果たしていたといえよう。その後1880年には成長率は0.0%に急低下し、1881年にはマイナス6.7%成長に陥った。個人消費寄与が、1880年には2.8%へと

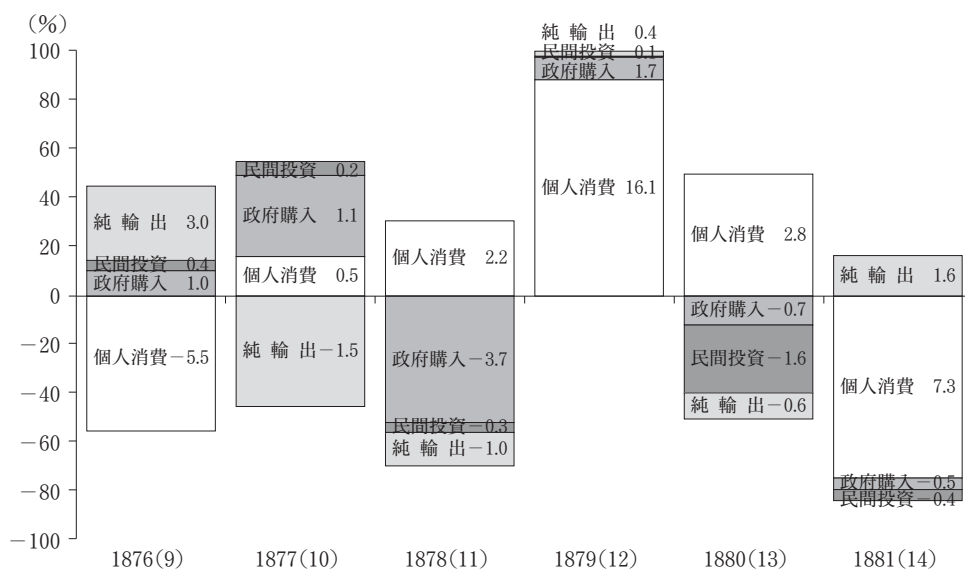


図14 西南戦後期の経済動向

(注) 図は全体を100とした%表示，数値は実際の成長寄与の数値。

急減し、1881年にはマイナス7.3%へ急激な低下を遂げたことが大きく作用している。1880年には、個人消費の寄与分2.8%を政府支出(-0.7%)、民間投資(-1.6%)、純輸出(-0.6%)の各項目のマイナス寄与が相殺してゼロ成長に陥っていた。そして1881年には個人消費が大幅マイナス(-7.3%)へ転換したことに加え、政府購入(-0.5%)と民間投資(-1.6%)もマイナス寄与を続けたため経済はマイナス成長に転落したが、純輸出の寄与がプラス0.6%へと大幅な増加を見せ、同年のマイナス成長幅を緩和する要因として作用していた。

松方財政期のマクロ経済

1881年末に松方財政が開始されると、1882年には経済は僅かながら1.9%成長へと転換する。個人消費のマイナス寄与が、前年のマイナス7.3%からマイナス0.8%へと一気に縮小して下げ止まる中で、純輸出が拡大して2.0%の寄与となり、プラス成長への動力となったのである。1882年の回復を主導したのは純輸出であったが、このような景気回復への外需寄与とオーバーラップする形で1882年から1884年にかけて、政府購入の寄与が0.9%、2.1%、2.6%と盛り上がり、経済拡大を促進していった。そして1883年から1885年にかけて個人消費寄与が急速に拡大し、2.4%、14.1%、11.2%と成長を主導する局面に移り、さらにこれに1885年以降本格化する民間投資が加わって、経済成長を加速していったのである(図14)。

個人消費が1881年の大幅なマイナス寄与から1882年に下げ止まり1883年以降の大幅なプラスへとダイナミックに転換していくことが、この時期の経済成長のメインエンジンであったが、景気下降から回復への転換を直接もたらしたのは純輸出拡大であり、これに政府支出拡大が加わって、経済成長への露払いの役割を果たしていた。民間投資は1881-82年のマイナスから1883年には1.6%の大きな寄与を示すが、1884年には再びマイナスに転換しており、継続的なプラス寄与に転じるのは1885年以降のこと

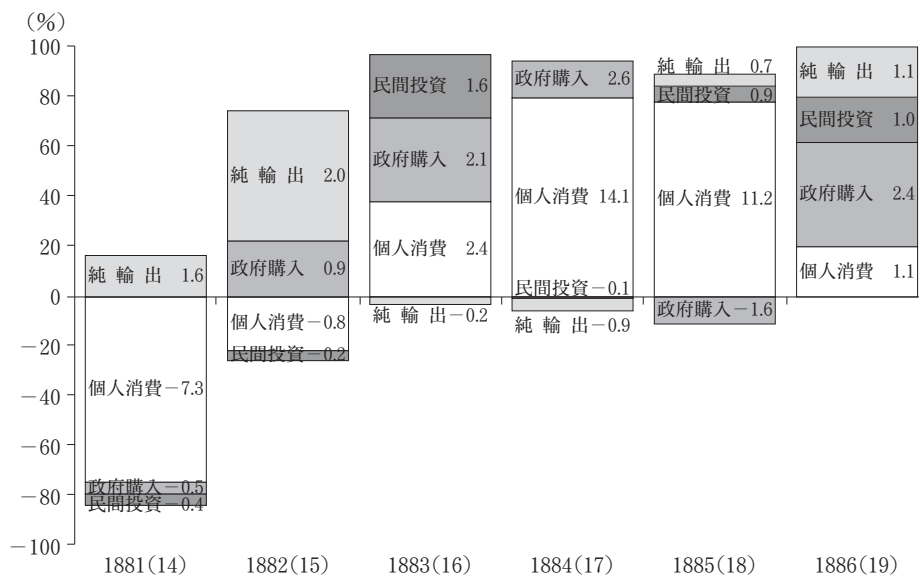


図14 松方財政下の景気回復過程の成長寄与・貢献度の推移
 (注) 図は全体を100とした%表示, 数値は実際の成長寄与の数値。

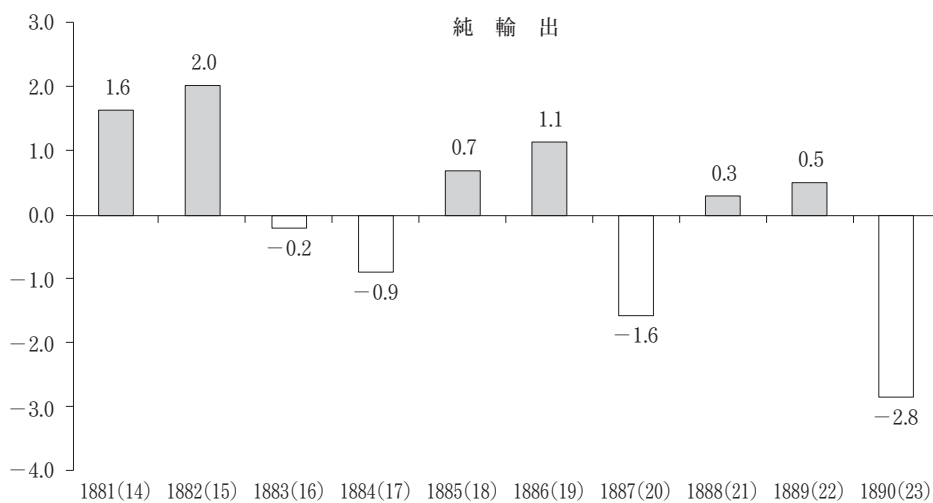


図15 純輸出寄与の動き

になる。

松方財政期の景気回復と経済成長への転換を促した GNP 成長の動向と各項目の寄与の動きは以上のごとくであるが、今少し各要因別の内容を見ることを通じて動きを追ってみることにしよう。

4.2 純輸出の動向

純輸出の成長寄与と為替相場

純輸出の動きから見ていこう。1881年の底から1882年の回復へと経済を転換させた要因は、純輸出

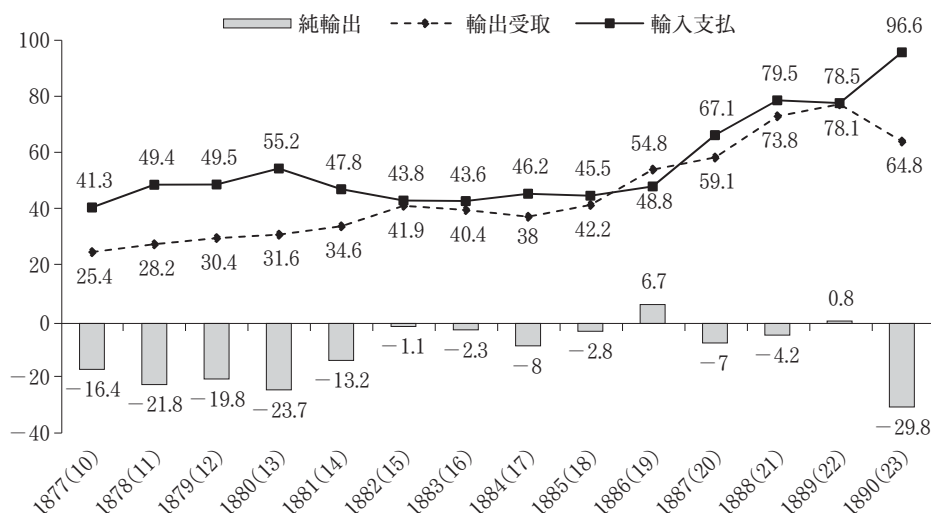


図16 海外貿易の動向

(資料) 『長期経済統計14 貿易と国際収支』

の拡大であった。純輸出は1881年1.6%、1882年2.0%と成長に寄与したが、松方財政期、企業勃興期の全体を通して見ると、それほど大きな成長寄与要因として作用していたわけではない。プラスに寄与したのは、1885年0.7%、1886年1.1%、1888年0.3%、1889年0.5%であったのに対して、マイナスに作用したのは1883年0.2%、1884年0.9%、1887年1.6%、1890年2.8%であり、マイナス幅の方が大幅であった。

この時期全体の海外貿易（金銀混計等を補正した銀円統一ベース）の状況を追って見よう。1877年から1880年にかけて、貿易赤字は1,640万円から2,370万円へと拡大していた。輸出の伸びを大幅に上回る輸入拡大が生じたためである。しかし1880年から1882年にかけて、輸入が急激に縮小する一方、輸出が順調に拡大して貿易赤字は急速に縮小し、ほぼ収支均衡が達成される。その後は1885年迄、輸入は強含み、輸出は弱含みで推移するが、概ね横ばいの動きとなる。そして1886年以降に輸出・輸入ともに急拡大に転じる（図16）。

1881-82年に生じた純輸出のプラス寄与には、輸出の増大も貢献したが、それ以上に急速な輸入減少が生じたことによってもたらされたものであった。そして注意すべきは、それが為替相場の「円安」によって生じたものではなかった点である。この時期の為替相場の動きをみると、1882年迄はポンド相場、ドル相場とも殆ど変化がなく、むしろ対ドル相場はやや強含んでいたとも言える状況にあった（図17）。その中で、海外要因に起因する輸出が堅調な動きを示す一方で、国内要因に起因する急激な輸入低下が生じたのである。

そして以後1884年まで円は弱含みで横ばいを続けた後、1885年以後円安が明確になり1888年まで継続的に低下する。その後1890年にかけて円高が進み、1891年以降再度急激な円安が生じることになる。

このような為替環境の中で、1885年までは輸出入はほぼ横ばいを続けており、円相場の弱含みの影響が現われているとはいえない。しかし1886年以降には円安が進んで、輸出入がともに大膨張する局

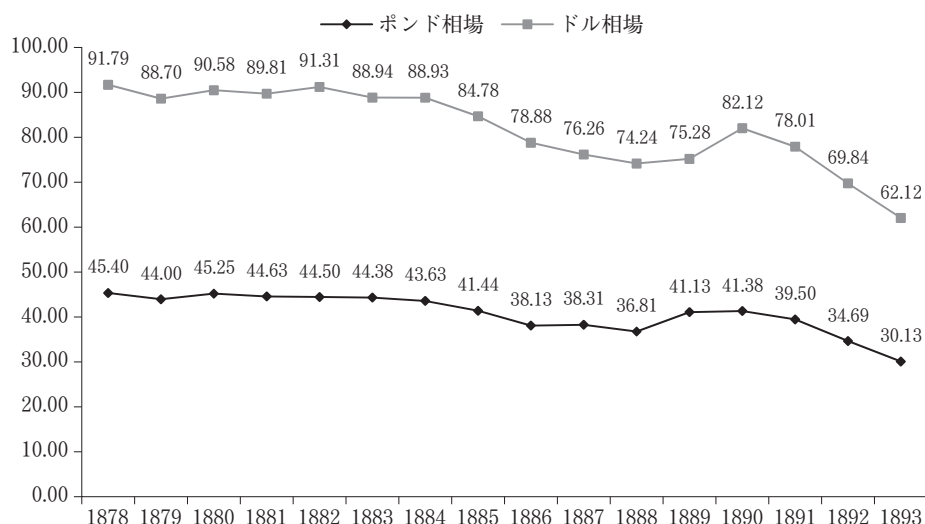


図 17 対外為替相場の動き

(資料) 『明治大正国勢総覧』

面となり、円安の影響が明示的に表れている。この局面では、確かに円安の輸出拡大効果は顕著であったと見られる。しかしそのことは、円安が直ちに日本の経済成長を促進したことを意味するものではない。円安は、輸入価格の高騰を招き、輸入額を膨張させ、成長を抑制する作用も持つからである。とくに近代経済成長の初期段階にあった日本は、機械など資本財や軍艦兵器・鉄道関連の輸入依存が大きく、工業原材料の輸入依存も大きかったため、円安が輸入価格の上昇をもたらし、海外への所得の漏れを大きくし、輸出の成長押し上げ効果を相殺したからである。無論、輸入価格の上昇が、消費財などの国内輸入代替を促進し、国内産業拡大を促進する作用を及ぼしたことを無視してはならない。

ともあれこの時期の円安は、輸出拡大より輸入増大に寄与する効果が大きく働き、輸出拡大より輸入拡大テンポのほうがより速くなった。したがって全体として外需は成長抑制要因として作用することになったといえることができる。

1882年以降の「松方財政期」、その後の「企業勃興期」を通じて、貿易収支はほぼ均衡状態か弱赤字基調で推移していたと見てよい。純輸出は、全体として見れば、必ずしも経済成長に大きく寄与していたとは言えないのである。

主要品目の輸出入品の動向

砂糖や石油などの贅沢品輸入の対GNP比率を見ると、1881年までのインフレ過程では停滞するかもしくは減少傾向を示している。しかし1882年以降の松方財政期にはむしろ顕著な増大を見せ、輸入水準を上方シフトさせる動きを示している(図18)。GNP比での輸入減少は、輸入品に対する国内消費の比重が縮小したことを意味するが、GNP比率の輸入拡大は輸入品に対する国内消費比重が増したことを意味する。その点から言えば、「インフレ過程」における贅沢品への消費拡大の動きは比較的微弱であったといえることができる。反対に「デフレ過程」では砂糖など贅沢品への消費拡大の動きが強まっているのである。毛織物についても、幾分は同様の傾向が表れているといえるが、デフレ局面での

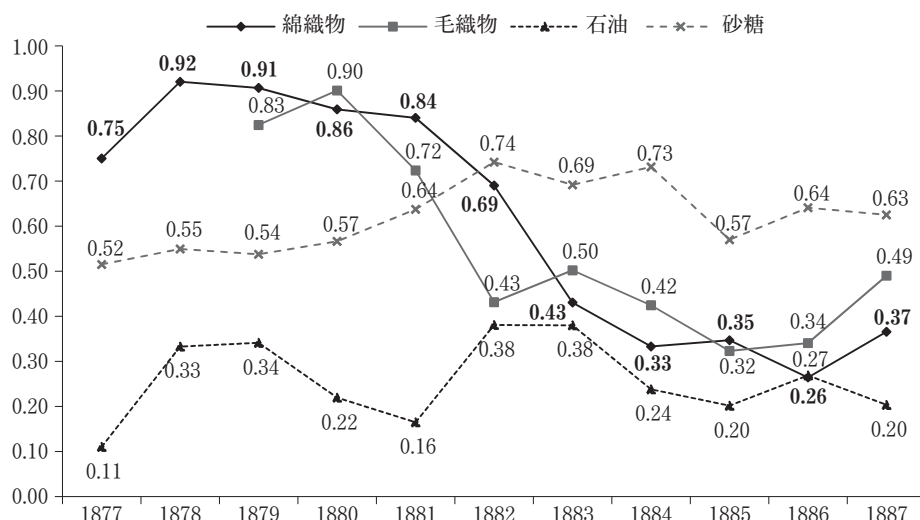


図18 主要輸入品の動向（単位：対GNP比%）

（資料） 輸入額は『日本貿易詳覧』，GNPは表2を使用して算出。

回復は微弱であり、むしろ綿織物と似た経過を辿っている。

綿織物の輸入は、他の製品とかなり異なった滑らかな動きを示している。1878年には大きく輸入を拡大するが、この1878年をピークとして、以後インフレ過程において一貫した低下を示す。そして1882年以降の松方財政期に急激な低下を示している。1881年のGNP比0.84%から、1886年の0.26%へと3分の1以下の水準へと急低下するのである。輸入減少の一部は、デフレ過程で農村を中心とした消費減少に起因すると考えられるが、急激な輸入減少は、後に見る国内の在来綿織物業の生産拡大を反映している可能性が高い⁽²⁵⁾。一般に輸入の対GNP比率が、インフレ期にもデフレ期にも一貫して継続的に低下していることは、国内における代替物の継続的拡大を反映していると考えられるからである。

ところで松方デフレ期に、砂糖を中心として贅沢品の輸入が伸びていることが注目される。この時期の日本経済は、農産物価格の低下から農村部の消費は冷え込んでいたと考えられる。したがって非農業部門や都市部の消費拡大が砂糖の消費拡大に現われていると考えて間違いなからう。

輸出に目を転じよう。輸出の大宗をしめるのは生糸と茶である。生糸輸出は、1880年の対GNP1.3%を底に、1881年1.8%へと増加に転じ、1882年2.7%へと急増する（図19）。1881年の経済停滞から1882年の景気回復への転換を支えたのは、純輸出であったが、純輸出の寄与の主動力は、対GNP比1.4%p（パーセント・ポイント）の急増を遂げた生糸輸出であった。生糸の主要輸出国別の動きをみると、1882年の輸出膨張を支えたのは、米国と仏国への輸出の大膨張であった（図20）。

しかし1883年には生糸輸出は頭打ちとなる。1883年の米国不況の影響によって対米輸出は若干の落ち込みを示すが、そこに欧州不況の煽りで1884-85年に英・仏両国向け輸出が大幅に落ち込み、生糸輸出は大きく落ち込んだ。1883年から1884年にかけての落ち込みはGNP比1.0%pであったが、それを国別に見ると、米国がマイナス0.1%pであったのに対して、仏国はマイナス0.6%p、英国はマイナス0.3%pに及ぶ大幅なものであった。1884-85年の生糸の輸出不振は、主として欧州不況の影響によって引き起こされたものであったといえよう。その後輸出は順調に回復していく。

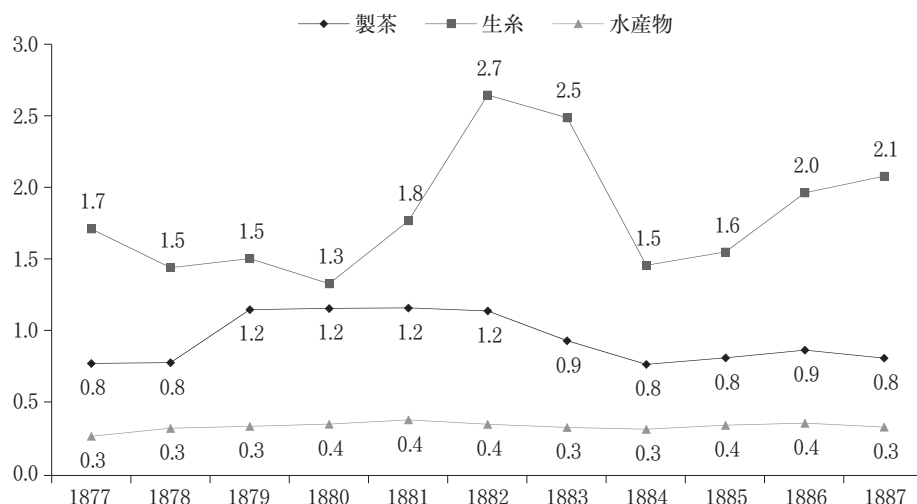


図19 主要輸出品の動向

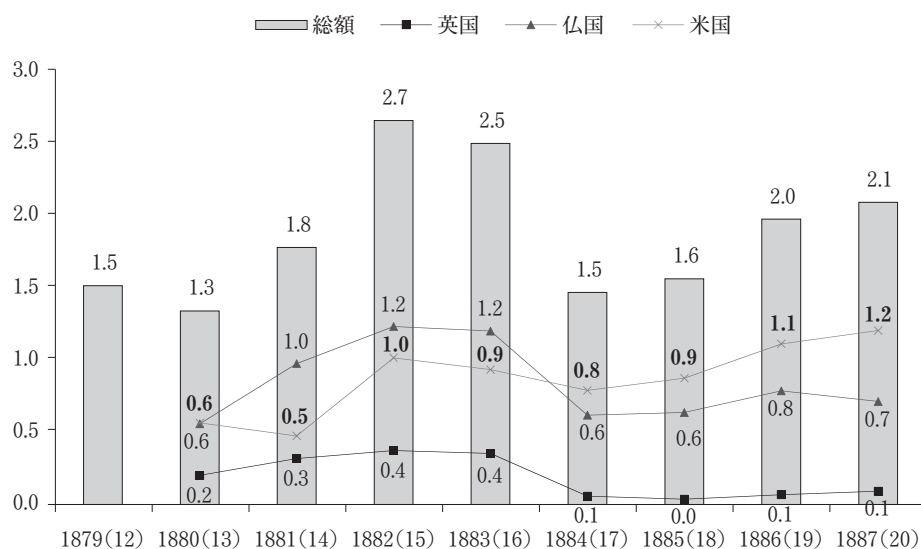


図20 生糸輸出の主要国別の推移

松方財政期の生糸輸出を特徴づけるのは、まずアメリカおよびフランス向けを中心に輸出が急増して景気回復の動力として作用し、次いで英・仏向け輸出が急減して成長抑制的に作用する過程を経験し、その後企業勃興期にはアメリカ中心に輸出水準が上昇していった点にあった。そして1881年から1887年にかけての生糸輸出総額の対GNP比は1.8%から2.1%へと0.3%p上昇するが、その間米国が0.5%から1.0%へと0.5%pの上昇を遂げている。総じて松方財政から企業勃興期にかけての輸出増大は、アメリカへの生糸輸出によって支えられていたということができよう。

松方デフレが海外の不況によって強められたという主張は、欧州と米国の影響の差異を踏まえた評価が必要であるといえよう。欧州の不況が、生糸輸出の減少を通じて日本経済の成長に対する抑制要因として作用したのは事実である。その影響はフランス・イギリスなどへの輸出を主要な顧客とする養蚕地

帯や生糸業者に集中して生じたと考えられ、その他の地域への影響は限られていたと見られる。その影響もほぼ 1884-1885 年に限られていた。他方で、この間の米国への生糸輸出水準は 1881 年以降に着実に上方シフトしていた。1883 年から 1884 年にかけて若干の停滞が見られるが、松方デフレ期の対米輸出は堅調な動きを続け増大し、対 GNP 比 0.5%p 程度の輸出増加となっているのである。その意味では、海外不況の影響を、ひとまとめにしてネガティブに評価することには問題があるといえよう。そしてなにより 1881 年から 82 年にかけての景気回復の動力となったのは、純輸出（対米・仏輸出拡大）であったことを忘れてはならないだろう。

また 1879-1881 年の「大隈期」と 1882-1885 年の「松方期」とを比較すれば、生糸輸出の対 GNP 比は、0.9-1.3%水準から、1.4-2.0%水準へ顕著な上方シフトを示していることにも留意する必要があるだろう。これらを全体としてみれば、必ずしも松方財政期に海外部門の不振が松方デフレの影響を一方向的に強めるように作用したとばかりは言えないことが明らかであろう。

4.3 政府購入の寄与

松方財政期の寄与拡大

1881-82 年に純輸出が好転する中で、それとオーバーラップする形で 1882 年から政府購入の成長寄与が拡大をはじめ、経済回復を強力に支持する力として作用する。成長寄与は 1882 年 0.9%、1883 年 2.1%、1884 年 2.6%と次第に大きくなっていった。1885 年には会計年度変更に伴い 9 ヶ月予算が組まれたため、寄与はマイナス 1.6%となったが、1886 年には再度 2.4%の高い寄与を示す。その後 1887-89 年には政府購入の寄与は殆どなくなっていく（図 21）。

政府支出の内容と成長への貢献

この間の政府財政支出各項目の動きを、対 GNP 比率で見تينことにしよう。

松方財政期には、紙幣整理費を除けば、軍事費、国債費、土木・教育・監獄費などを中心に財政支出

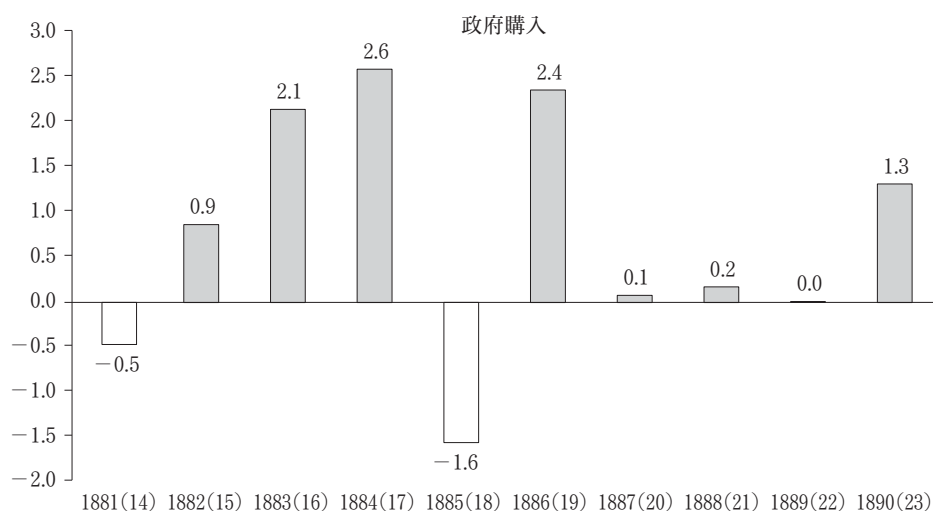


図 21 政府購入の寄与率

表5 財政主要経費（対 GNP 比％）

	軍事費	国債費	紙幣整理費	全国土木費	公教育費	監獄費	土木・教育・監獄合計
1878(11)	1.5	3.3	1.2		0.2	0.2	0.4
1879(12)	1.4	2.5	0.3	0.8	0.7	0.2	1.7
1880(13)	1.3	2.2	0.2	0.8	0.7	0.2	1.7
1881(14)	1.2	2.0	1.1	0.8	0.7	0.3	1.8
1882(15)	1.3	2.1	0.9	1.0	0.9	0.3	2.2
1883(16)	2.0	3.1	1.0	1.1	1.1	0.4	2.7
1884(17)	2.1	2.4	0.9	1.1	1.3	0.5	2.9
1885(18)	1.8	1.6	0.6	1.2	0.9	0.4	2.4
1886(19)	2.3	2.7	0.8	1.2	1.0	0.4	2.5

（資料） 財政支出各項目は『明治大正財政詳覧』，GNP は表1に同じ。

表6 全財政支出と経常・資本支出の推移（対 GNP 比％）

	財政支出	経常購入	資本支出	経常・資本合計
1879(12)	10.9	5.5	1.0	6.6
1880(13)	9.6	5.1	0.8	5.9
1881(14)	10.4	5.0	0.8	5.8
1882(15)	11.6	6.5	1.0	7.5
1883(16)	14.3	8.1	1.2	9.3
1884(17)	13.9	8.1	1.2	9.3
1885(18)	10.3	5.8	1.1	6.9
1885(12ヵ月)	13.7	7.7	1.5	9.2
1886(19)	13.5	7.7	1.1	8.9

が膨張した。その結果，軍人，土木事業雇用，教育・監獄等公務員を中心に雇用が大きく拡大した。これら3項目の支出は，1881年の対GDP比3%から，1884年には5%，1886年4.8%となり，GDP比で約2%p増大している。また最大の比重を占める国債費は，1878-79年の対GDP比3.3-2.5%から1881年には2%水準まで低下するが，1883年以降2.4-3.1%水準へと復帰している。国債費は金禄公債利子が大部分を占めるので，松方期の上昇は，士族の所得が拡大したことを表わしていると言えよう。

一方紙幣整理費は，1881年にGNP比1.1%を計上しているが，1882年以降には1%以下の水準に停滞している。松方財政期の紙幣整理費は，財政負担自体とすれば，さほど大きなものであったわけではない。

松方期の財政は，1882年にまず土木費と教育費が顕著な上昇を始め，1883年に監獄費負担がこれに加わって財政支出の継続的膨張を先導した。これに1881年まで減少を続けてきた軍事費が，増加へと転じて加わる。1883年以降には軍備拡張が本格化し，政府購入は著増していった。1881年から1884年までの財政膨張を見ると，土木・教育・監獄の内政3経費が1.8%から2.9%へと増大する間に，軍事支

出が1.2%から2.1%へと膨張している。膨張幅は、前者の1.1%pに対して、後者は0.9%pである。この間の政府支出の膨張には、軍事費以上に土木・教育・監獄費などの内政経費の膨張が重要な役割を演じていたことが明らかとなる。

この時期、政府は対清軍備拡張に着手し、軍事支出を大幅に拡大したが、必ずしもそれが政府による内需拡大を支配してわけではなかった。軍事費拡大分には、大規模な軍艦兵器輸入が含まれており、それを控除したネットの内需拡大効果はかなり割り引いて見る必要があるからである。1881年10月から1885年12月の間に、準備金から払い出された政府の「諸為換払金」（外債償還、軍艦代金等諸官庁その他の海外払い金）の総額は1,458万円であった⁽²⁶⁾。年間350万円程度の海外銀貨払いの「漏れ」が発生していたが、その主要部分は軍艦兵器等によってしめられていたのである。この点を考慮に入れば、松方期のGNP成長への政府支出寄与という面から見れば、土木費や教育費の貢献が大きかったということができよう。

最後に移転の経費を控除した国民所得ベースの全政府支出の動きを対GNP比で見ると、1879年の6.6%から1881年の5.8%まで減少した後、1882年に7.5%へと増加に転じ、1883-85年（1885年の12ヶ月ベース支出は9.2%）には9.3%水準に膨張し、1886年にも8.9%を維持するという動きを示している。国民所得ベースで1882年以降の政府購入の拡大が、景気刺激効果をもたらした事情を理解することが出来よう。

4.4 個人消費と投資の動向

個人消費寄与の拡大

1881年のマイナス7.3%の大幅マイナスから1882年にはマイナス0.8%と下げ止まった個人消費支出の寄与は、1883年にはプラス2.4%に転じて成長を押し上げる主要因へと転換し、その寄与は一挙に1884年14.1%、1885年11.2%と急拡大して、成長の主動力となった（図22）。個人消費の動向については、次項で改めてやや詳しく検討することにした。

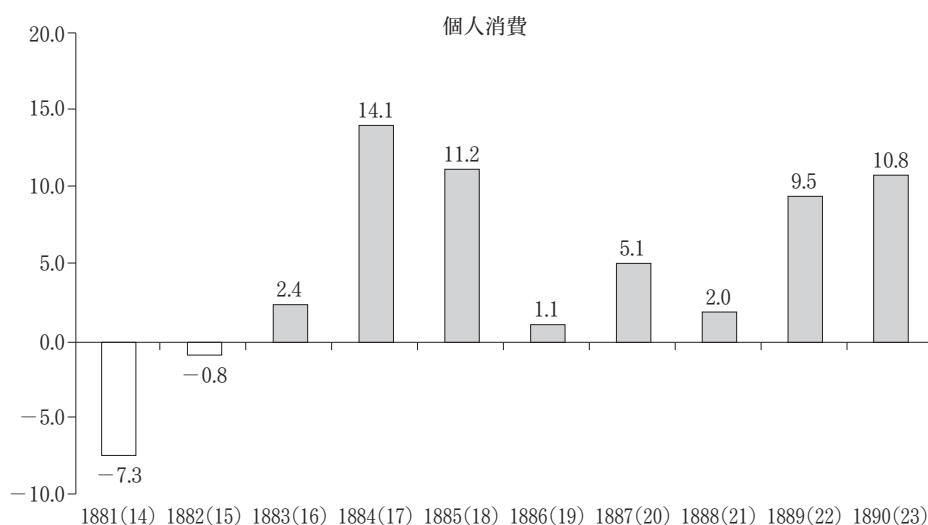


図22 個人消費支出の動向

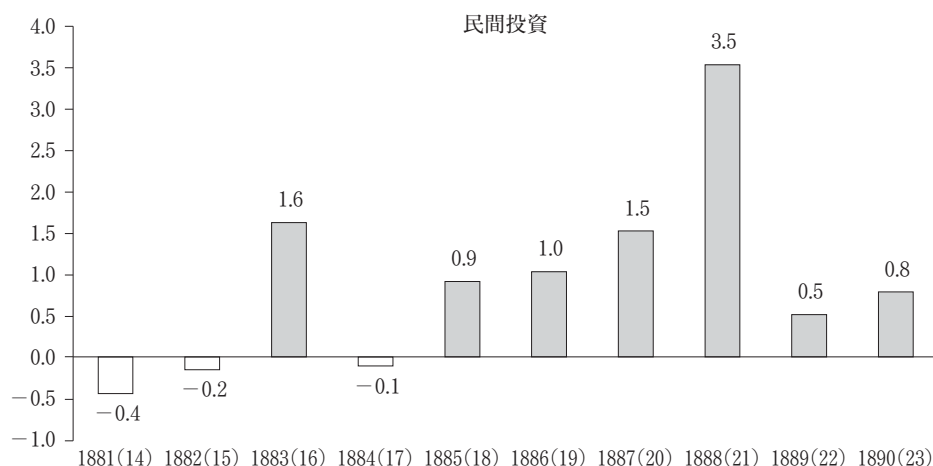


図 23 民間投資の動向

投資の寄与

このように純輸出→政府支出→個人消費と成長寄与要因がオーバーラップしつつ重心をシフトさせて経済成長の主動力となる中で、民間投資も徐々に盛り上がっていった（図 23）。1882 年までマイナス寄与を続けていた投資は、1883 年に 1.6% 寄与を示すが、1884 年には再度僅かなマイナスに転じた。しかし 1885 年にはプラス 0.9% に転じ、以後その成長寄与は年を追うにしたがって上昇し、1888 年には 3.5% へと増大する。企業勃興期には、投資は日本経済を牽引する主要な動力の 1 つとなっていった。

このように「松方財政」の開始と同時に、1882 年に純輸出と政府購入を動力として始まった経済回復は、1883 年以降には政府支出と個人消費を動力とする高成長へと移行し、やがて「企業勃興期」の 1886-1888 年には個人消費と民間投資に主導された成長へと転換していくことになったのである。

「松方財政期」に高成長をもたらした寄与要因の時系列の動きは、以上のようなものである。明治 10 年代の全体を通して見ると、経済の大きなうねりを引き起こしたのは内需であり、その圧倒的要因が個人消費支出の変動にあったことは明確である。したがって個人消費の変動がどのようにして生じたのかを解明することが、明治 10 年代の経済変動を理解する上でカギになるといっても過言ではなからう。

そこでこの時期全体を通じて、どのようにして個人消費の増減が引き起こされ、それが経済変動を引き起こす主要因となっていったのか、改めて検討することにしよう。

5. 個人消費支出の変動をもたらした諸要因

農民所得と消費支出

明治 10 年代の個人消費支出の増減をもたらした主因は、各経済主体の所得変動にあると考えることができる。まずこの時代の経済の中心を形成していた農民から見ていくことにしよう。

農民の所得と消費支出は、主として米価の騰落に応じて、西南戦後に膨張し、松方財政期にかけて低下した。米価が高騰する局面では、農民の定額金納地租の負担は著しく軽減され、可処分所得が増大した。そのため消費余力は大きく拡大する。富裕化した農民が、米食を増加することはもとより、個人消

表7 米価騰落が農民所得と地租負担率に与えた影響

	米生産高 万石(A)	東京米価 紙幣円(B)	米生産額 紙幣万円(C)	地租 万円(D)	地租負担率 %(D/C)	東京米価 銀貨円(E)	米生産額 銀貨万円(F)	1反歩平均 収穫石高
1876(9)	2,474	5.13	12,692	4,302	33.9	5.18	12,823	—
1877(10)	2,660	5.34	14,204	3,945	27.8	5.17	13,742	—
1878(11)	2,528	6.39	16,154	4,045	25.0	5.81	14,688	1.015
1879(12)	3,168	7.96	25,217	4,211	16.7	6.56	20,795	1.249
1880(13)	3,143	10.57	33,222	4,235	12.7	7.16	22,494	1.223
1881(14)	2,997	10.59	31,738	4,327	13.6	6.25	18,719	1.169
1882(15)	3,069	8.81	27,038	4,334	16.0	5.61	17,211	1.186
1883(16)	3,067	6.31	19,353	4,354	22.5	4.99	15,307	1.174
1884(17)	2,635	5.29	13,939	4,343	31.2	4.86	12,796	1.037
1885(18)	3,416	6.61	22,580	4,303	19.1	6.26	21,398	1.303
1886(19)	3,714	5.99	22,247	4,328	19.5	5.99	22,247	1.420

(資料) 『貨幣制度調査会報告』、『日本経済統計総観』、『明治大正国勢総覧』。米生産額、地租負担率は、東京米価(中一石)により、筆者計算。

費支出を拡大させることは自然の勢いであった。しかも米価高騰の趨勢の中で、相当数の農民は、米を保蓄して値上がりを待つ投機行動をとり、借金をして当面の生活費を工面していた⁽²⁷⁾。紙幣インフレが進み、インフレ期待が高まる中で紙幣ベースの実質金利が著しく低下したことも、投機行動を促進する要因として作用したと考えられよう。

しかし松方財政期には米価下落が続く、一転して農家の租税負担が増大して可処分所得は減少し、消費支出は抑制された。しかも米投機の破綻にともない、負債清算の必要に迫られ、土地を手放し没落する農民が相次いだ⁽²⁸⁾。

農民の可処分所得と個人消費は、米価の騰落と連動する形で、西南戦後期に膨張し松方財政期に収縮したのである。そのプロセスを米価と米生産に関連する指標で計数的に示せば表7のようになる⁽²⁹⁾。

米価の変動は、紙幣相場の騰落により引き起こされる変化と銀貨ベースで生じる騰落との複合的な変化の結果として生じていた。1876年に5.13円であった米一石の紙幣価格は、1880年にかけて10.57円へと急上昇し、1881年にも10.59円の高値を示したが、1882年には8.81円へと顕著な低下を示し、以後低落を続けて1884年には5.29円にまで低下する。その後1885-86年には6.61-5.99円へと上昇する。これに対して銀貨価格は、1876年5.18円から1880年の7.16円へと上昇してピークに達し、1881年6.25円、1882年5.61円と急落し、1884年には4.86円と1876年水準を下回る水準にまで低下する。しかし1885年以降には6.26-5.99円へと上昇した(図24)。

米価の紙幣価格と銀貨価格の格差は、1878年からの米価上昇局面で顕著となり、1881年にピークに達する。その後1884年までに格差は急速に縮小し、1886年には格差は解消するという動きを示す。特に1881年において、紙幣価格はなお若干の上昇を示す中で、銀貨価格は大幅な下落を示す点が、景気の反転を理解する上で重要な情報を提供している。

米の銀貨価格は米の需給を直接反映した動きをするのに対して、米の紙幣価格は紙幣相場の騰落を反

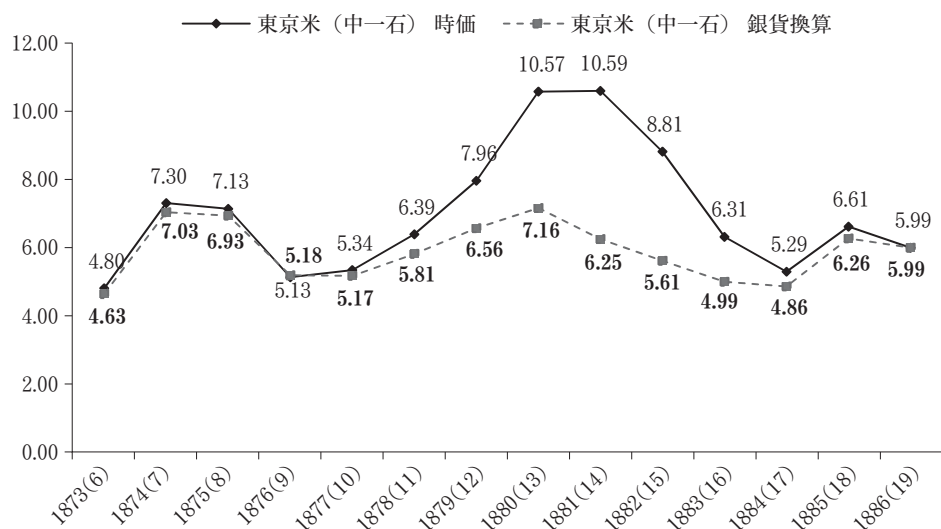


図24 紙幣円ベースと銀貨円ベースの米価の動き

(資料) 表7に同じ。

映した動きを示す。1880年に米の投機的取引を規制し米価を冷却するために米取引所を一時閉鎖する措置がとられ、さらに1881年2月には地租納期繰上げが決定された。そのため需給が緩んで投機は破綻に向かったが、銀貨投機による紙幣相場の下落が続いたため、紙幣ベースの米価は高値を続けていたのである。しかし松方財政の本格的開始とともに、紙幣ベースの米価が急落した。こうして「松方デフレ」の時期には、「2つの」米価低下が複合して現われ、農家所得を直撃したのである。

農民は、米価が高騰し紙幣価値が下落する「インフレ過程」においては、紙幣円で地租を納付したため、地租負担は急激に低下することになった。1876年に米生産額に占める地租の負担率は33.9%の水準にあったが、1877年の減租措置（地価の3/100から2.5/100へ）によって負担率は27.8%へと下がっていた。そして以後米価が上昇するにつれて、1878年25%、1879年16.7%、1880年12.7%となり、1881年にも13.6%水準にとどまった（図25）。インフレ過程で、農民の地租負担率は半分以下の水準にまで低下していた。しかし1882年以降には米価低落とともに、1882年16.0%、1883年22.5%と上昇し、1884年には31.2%と急激な負担増が進んだ。しかし翌1885年には一気に18.1%まで負担率は低下し、1886年にも19.5%に落ち着く動きを見せて1877年減租後の水準を42.6%下回る水準となる。

地租負担率は、米価のみではなく、米収穫量にも大きく依存する。1876-78年には2,500万石前後の収穫水準にあったが、1879年以降は豊作となり連年3,000万石を超える収穫量を記録するようになる。一反歩当りの収穫高を見ると、1878年には1.015石に止まっていたが、1879年以降には1.2石前後へと2割前後の増収となっており、1884年には凶作で1.037石へと低下するが、1885年以降には1.3-1.4石へと一段と収穫高が上昇している。この間に、米作の生産性が段階的な上昇を遂げていたことが示されている。

この過程で注意を惹くのは、1884年に一時的に31.2%という負担率の著増を記録していることである。これは減租後の1877年水準とほぼ同水準であった（負担率は若干高くなっているが、収穫高と米価はほぼ同水準であったとみてよい）。この負担率の上昇は、米価低落の影響とともに、大凶作で収穫

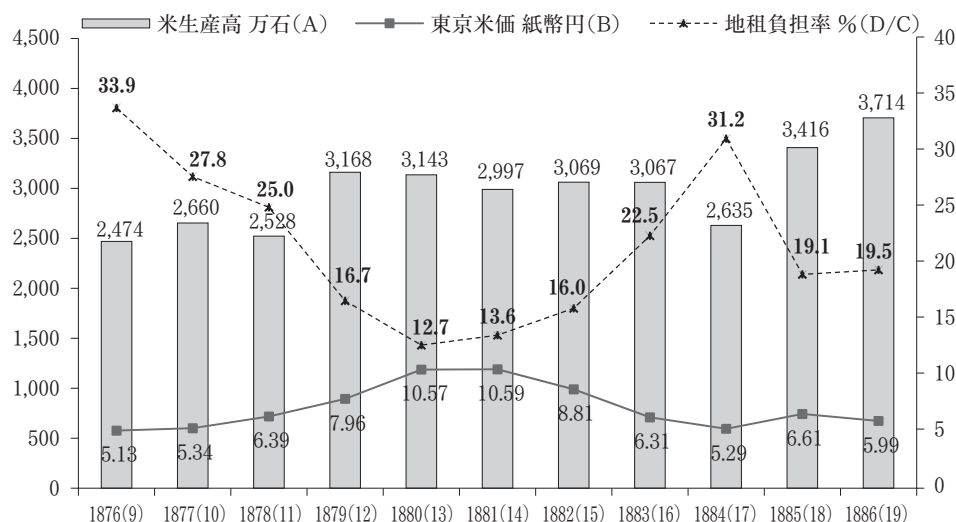


図 25 米の生産高と地租負担の動向

量が 2,635 万石へと激減したことが大きく影響していることがわかる。この 1884 年以外の松方財政期の地租負担率は 20% 前後に止まっていた。松方期の地租負担率の上昇は、西南戦後期の負担率の低下分（27.8%→12.7%への 15.1%p）の約半分に相当する 7%p 程度にとどまっていた。

したがって松方期に地租負担は増加したが、それ自体が農家経済を分解させるほどの決定的なダメージを与える要因になったとは考えられない。農民層分解を引き起こしたのは、主として米投機の失敗により、借金で豊かな生活を謳歌してきた農民が、負債の清算を迫られ土地を手放すことを余儀なくされたことによると考えることができよう⁽³⁰⁾。

前田正名は、「興業意見」の中で、次のように述べている。

「熟近来人民の有様を通観するに質素旧に苐りて生計を営みたるものは、今日依然として安全なりと雖も、奢侈新に移り、其外貌を装ふたるものは、方今負債山の如く祖先伝来の不動産等を売却するにあらざれば、之を負債の抵当と為し、旧時の生活の地位も保つ能はさるもの多し」⁽³¹⁾。

通常の農業経営と生活を営んできた農家は、大隈財政期のインフレ過程で地租負担が大幅に軽減され消費支出を拡大し、松方デフレ過程では地租負担が増大し、可処分所得は減少して消費は抑制圧力を受けた。しかし地租の負担増加率から判断しても、基礎的消費を大削減するほどのものではなかったと考えられよう。

紙円ベースの騰落は紙幣相場の騰落を反映した値動きを示すが、銀円ベースの価格騰落は米の需給を反映した値動きを示す。米の需要は、米価の上昇過程では米食の増加や酒造量の拡大や米の保蓄行動によって増大し、米価の下落過程では米食の低下や酒造量の低下や保蓄米の放出によって減少する。米の供給は、1880 年の 3,143 万石水準から 1883 年の 3,067 万石へと若干の減少を伴いつつも、ほぼ 3,000 万石水準で推移していたといつてよい。その結果、銀円米価は、1880 年の 7.16 円のピークから、1883 年の 4.99 円へと一貫して下落している。松方財政期には、直接的な紙幣整理要因（紙幣相場の下落）に

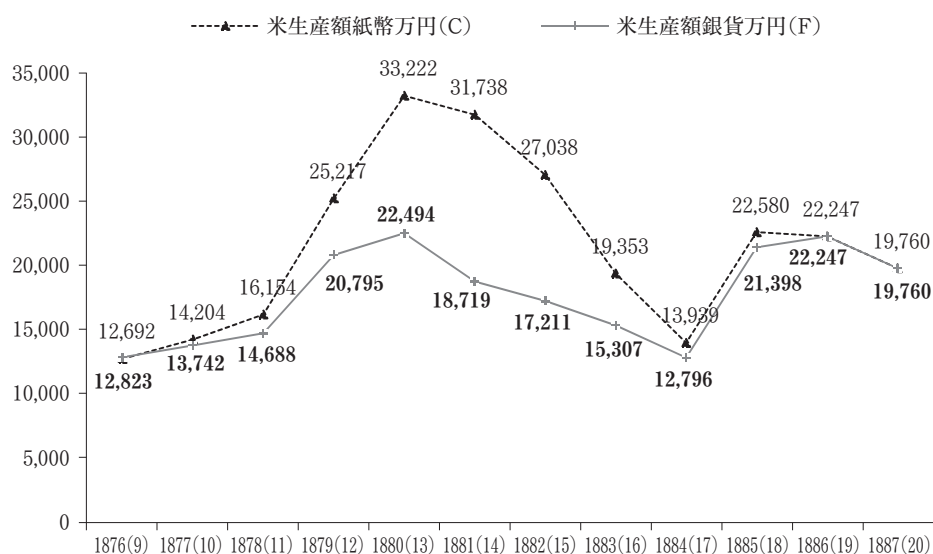


図 26 「紙円」と「銀円」による米生産額の推移

基づく米価低下以外の要因に基づく大幅な米価下落が併行していたことは明らかである。また 1884 年には、大凶作に襲われたが、農家の米需要も同時に急収縮を遂げ、米の銀円価格は一時 4.86 円にまで低下することになったと考えられる。

銀円ベースの米生産額の推移を見ると、米投機による米価高騰によって 1880 年に 2 億 2,494 万円に達していた生産額は、1883 年には 1 億 5,307 万円まで低下し、1884 年にはさらに大凶作によって 1 億 2,796 万円に惨落している（図 26）。1880 年から 1883 年にかけての急激な米価下落が農民の消費支出を急速に削減し、個人消費支出全体への強力なマイナス要因として作用していたことは間違いないが、1883 年の生産額を地租減租後の 1877 年の生産額 1 億 3,742 万円と比べると、依然として 11.4% 程度高い水準にあったことがわかる。大凶作に見舞われた 1884 年を除けば、米作農家の消費は急速に減少したが基礎的消費支出自体が大きく削減される水準ではなかったと見てよいであろう。そして 1885 年には生産額は一挙に 2 億 1,398 万円へと増大し、1886 年にも 2 億 2,247 万円となり、1880 年のピークに匹敵する生産額へと上昇するのである。

米作による所得から発生する消費は、個人消費の変動をもたらす大きな要因であることは間違いない。しかし 1874-1891 年当時の個人消費に占める食料費の割合は、実質ベースで約 65% であり、食料費に占める米消費の比率は約 30% であったから、全個人消費支出に占める米消費の比率は約 2 割の見当となる⁽³²⁾。

したがって個人消費の全体動向は、「米作」以外の部門の所得変動により大きく左右される。農村地域においても生糸（養蚕）・茶など輸出依存の高い生産所得に加えて、絹・綿などの織物や酒・醤油・味噌など由来産業が生み出す所得は大きく、そこから発生する消費が個人消費支出の変動に大きな影響力をもっていた。これらが都市部の企業家・商家・金融業・雑業層の消費支出や公務員・旧士族の消費支出と相俟って、個人消費支出の基本的な動態を決定する大きな力となっていたと考えられよう。

公務員や士族の消費は、西南戦後期に削減され、松方財政期には増大して、米作を主体とする農民の

所得や消費支出とは全く異なる動きをしていた。紙円ベースの物価変動にともなって、農業部門と財政部門の間に巨大な所得再分配が生みだされたことが、両者の消費支出の対称的なパターンを作り出す力として作用したのである。

士族や公務員等の所得と消費

金禄公債の利子を主要な収入源としていた士族は、西南戦後の紙幣インフレ過程で著しい所得低下を経験した（図 27）。1885 年に数値が大きな落ち込みを示しているのは、会計年度変更に伴い 9 ヶ月予算が組まれたためである。1878 年に 1,477 万円であった利子支払額は、多少の増減を示すが、ほぼ同一水準で推移していた。固定的利子収入を源泉とした移転所得に依存する士族等は、インフレに対して極めて脆弱であった。

銀円ベースでこの利子所得の動を見れば、1878 年の 1,344 万円から、1881 年には 870 万円へと惨落する。財政を介して、士族等の固定的収入層から農民への大規模な所得移転が進んだのである。その結果、士族などの消費水準は大きく圧迫された。しかし 1882 年以降の紙幣デフレの進行は、所得を士族層へと逆移転させて実質的な利子所得を押し上げ、1884 年には銀円ベースで 1,350 万円へと元的水準へ回復させた。それは士族などの消費水準を急速に増大させる力として作用することになる。

また紙幣円で給付される政府部門の公務員の給与額も固定的に推移するため、紙幣インフレ過程では実質額が急速に目減りし、デフレ過程に急回復するという動きを示すことになり、その点では士族等とほぼ同様であったと考えてよい。ただし公務員の数、公教育の拡大や軍備拡張などによって、この間顕著に増加していった。1880 年以前の統計は整備されていないが、1881 年以降については公務員給与総額の推計値が得られるので、それを利用して公務員所得の銀貨換算値を示せば、図 27 のごとくなる。

公務員に支払われた給与総額は、1881 年には 1,294 万円であったが、1884 年には 1,648 万円へと増大し、その後はほぼ同一水準に止まっている。銀円ベースで見ると、1881 年の 763 万円から 1884 年 1,513

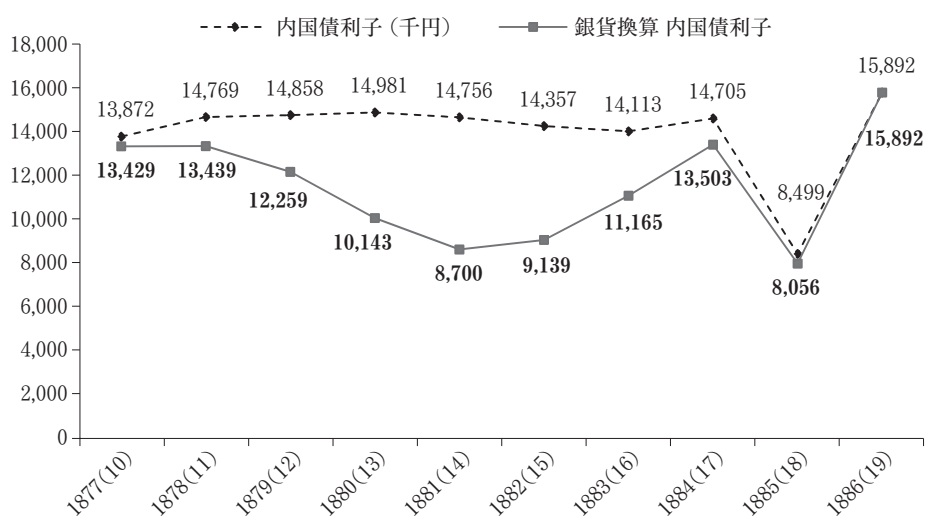


図 27 内国債利子と銀貨換算値の推移

(資料) 内国債利子は『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社、1926 年。銀貨換算値は筆者計算。

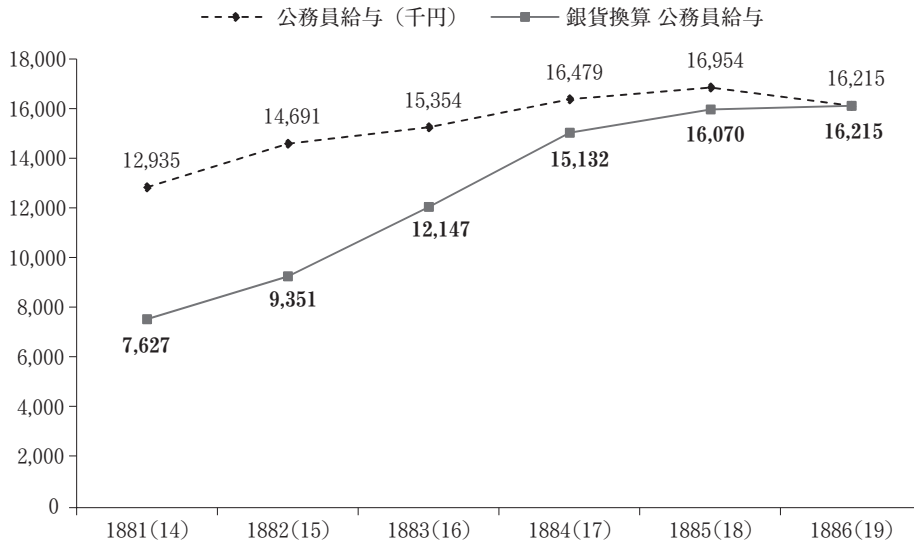


図 27 公務員給与と銀貨換算額の推移

(資料) 公務員給与は『長期経済統計 7 財政支出』第 15 表、銀貨換算値は筆者計算。

万円へと倍増し、1885 年以降は 1,600 万円台へと増加することになる。したがって公務員は、松方デフレ期に、顕著な所得増加を背景として、消費支出を倍増させていったと見てよいであろう。

全体としてほぼ固定的な収入に依存する士族や公務員等の所得は紙幣インフレ過程で顕著な目減りを経験したが、松方財政期には公務員数増加という要因も加わって実質的な所得水準を倍増させ、消費支出を顕著に高める要因として作用した。銀円ベースで見ると、上記の士族・公務員等の 1881 年から 1886 年にかけての所得水準は、1,633 万円から 3,211 万円へとほぼ倍増したのである。それに応じて消費もほぼ倍増していったと考えることができよう。

松方財政期に銀円ベースの個人消費支出の顕著な拡大をもたらした強力な要因の 1 つは、士族や公務員の所得拡大であったとすることができる。

在来産業等の賃金・所得状況

在来産業等の従事者から発生する消費支出は、どのような動きをしたのであろうか。図 28 は、「貨幣制度調査会」が報告した紙円ベースで物価水準と賃金水準の動きを示したものである。1873 年を 100 とした指数で、紙円物価は西南戦争時の 1877 年には 122 であったが、翌年以降急激な上昇を続け 1881 年には 199 へとほぼ倍増する。これに対して賃金水準は 1877 年の 110 から 1881 年の 139 へと緩やかに上昇する動きに止まっている。そしてこの間の銀円賃金を見ると、110 から 85 への急激な低下を経験していた。

しかし 1882 年には紙円物価は 190 へ低下し、1883 年には 159 へと急速に下落し、1884 年には 143 となり、1886 年には 139 まで低落した。これに対して紙円賃金は緩やかな上昇を継続して 1882 年に 143 まで上昇し、1883 年にも 140 に止まり、その後 1884 年 134、1885 年 135、1886 年 132 と安定した動きを続け、紙円物価と比較して遙かに緩やかな動きの中で高止まっていた。この間、銀円賃金は 1882 年

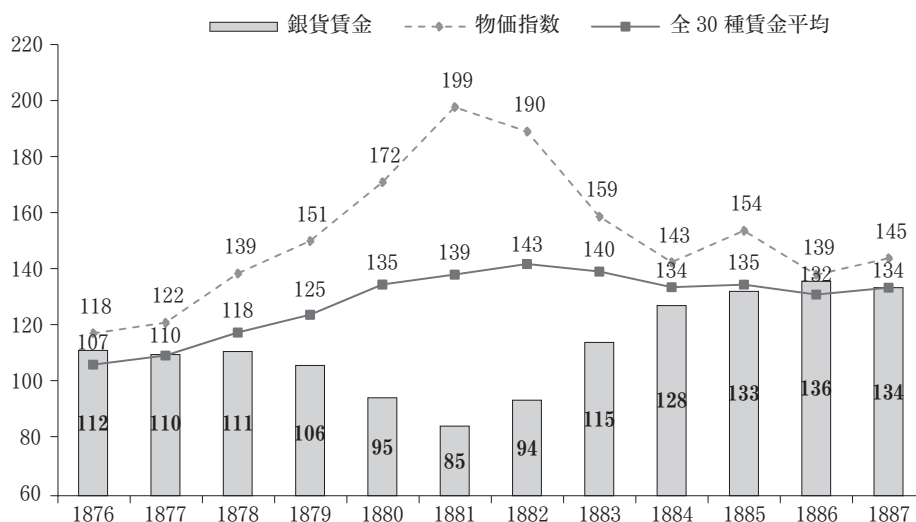


図 28 物価水準と賃金水準の動向

表 8 明治前期の有業人口構成の推移

	明治 5-7 年	明治 9-13 年	明治 14-18 年	明治 19-23 年	明治 24-28 年
有業人口 A	21,414	21,730	22,115	22,683	23,458
農林業 B	15,555	15,624	15,650	15,625	15,509
非農業 C	5,859	6,106	6,465	7,059	7,949
近代産業 D			406	468	681
在来産業 E			6,059	6,591	7,268
B/A %	72.6	71.9	70.8	68.9	66.1
C/A %	27.4	28.1	29.2	31.1	33.9
D/A %			1.8	2.1	2.9
E/A %			27.4	29.1	31.0

(資料) 中村隆英『明治大正期の日本経済』東京大学出版会、1985年、188頁。

94, 1883年115, 1884年128, 1886年136と一貫して顕著な上昇を続けた。1881年と1886年とを単純に比較すれば、60%の上昇を示している。このように銀円ベースで見ると、西南戦後に賃金所得を大幅に減らした賃労働者は、松方財政期には元の水準を大幅に上回る水準へと急速に所得を増大させていったのである。

この間の有業人口の推移を見ると、農業人口の比率は、大隈期の71.9%から、松方期の70.8%、企業勃興期の68.9%へと着実に比重を減らしていた。これに対して非農業部門は28.1%から31.1%へと比重を増し、在来産業部門は松方期から企業勃興期にかけて27.5%から29.1%へと上昇している(表8)。したがって大雑把に見て、有業人口の約3割をしめる非農業部門は、松方財政期に就業者の増加を伴いつつ、銀円ベースの賃金所得を60%増大させていたのである。それが松方財政期において個人消費支出を強力に押し上げる動力となっていったことは明確であろう。

大雑把なイメージを得るために、1881年の在来産業従業者数を600万人とし、賃金平均を銀貨ベースで日給20銭、年300日労働と仮定すれば、年間賃金所得は60円となり、総所得は3.6億円となる。1881-86年間に60%の賃金上昇が生じれば、1886年の賃金所得は5.76億円となり、2.16億円の所得増加が生じ、これに就業者増加分が加わることになる。在来産業では、顕著な消費余力の増大が発生し、それが個人消費支出の顕著な拡大をもたらしていったと考えられる。

西南戦後の1881年までは、紙幣インフレの影響で実質的な賃金（銀円ベースの賃金）が低下し、非農業部門労働者の賃金所得と消費支出は強力的に抑制されたが、松方財政期には、実質的な賃金上昇と労働者数の増大の相乗効果によって賃金所得が大幅に拡大し、それを反映して非農業部門の労働者の消費支出を大きく押し上げる要因として作用したと見ることができよう。そして近代経済成長が本格化する企業勃興期以降には、大量生産システムが導入されるにつれ実質的な賃金水準の低下が生じるが、それは企業の利潤率を押し上げ、生産を拡大する動力となったと見ることができる⁽³³⁾。

個人消費の成長寄与変動をもたらした要因

西南戦後期に個人消費の成長寄与は小さく、松方財政期に個人消費の成長寄与が極めて大きくなった理由は明確であろう。

紙幣インフレ期には、米価高騰により地租負担が軽減され、農民の可処分所得が増大し消費も拡大したが、収穫米のかなりの部分を手元米として投機目的で保蓄し、借金で生活しつつ負債を累積させた農民も多かった。他方で非農業（在来産業）部門や士族・公務員などの消費は強力的に抑制された。このため個人消費の成長寄与は、全体としてみれば、あまり大きくならなかった。農民や商人は、資金を米投機や銀貨投機に運用したため、外面的に「暴富」を得た割に消費支出拡大は大きくななかったといえよう。しかも非農業部門や士族・公務員の実質的所得低下と消費支出圧縮が進行する中で、米投機が破綻して個人消費支出の寄与がマイナスに転じる事態となり、1881年には景気後退を加速した。

これに対して1882年以降の松方紙幣デフレ期には、米価下落により地租負担が増大して可処分所得が減少するとともに、米投機の崩壊で没落する農民が相当数に上り、農業部門は深刻な不況に陥った。負債清算の過程で中層農民を中心として土地を喪失する者が続出した。しかしそれによって農民層の大規模な没落が生み出されたわけではなかった⁽³⁴⁾。そして1884年には凶作の影響が加わって農業部門の困難は深刻化したが、この間に大幅な生産性上昇が実現して生産量が増大したため、1885年には農業部門の所得は米価回復とともに早期に回復し、地租負担率も低下した。1884年凶作の影響を考慮した上で、全体として見れば松方財政期にも、米作農業部門の基礎消費自体が大きく落ち込む事態には至らなかったといえよう。

また士族・公務員・在来産業などの銀円ベースの所得は顕著に増大し、消費支出の力強い拡大を牽引した。紙幣インフレ期の在来産業等の賃金水準の動きはかなり硬直的であったため、紙幣インフレ期には銀円賃金が削減されたが、紙幣デフレ期には銀円賃金は大きく増大した。硬直的な給与水準の公務員や固定的利子収入に依存する士族層も、この間に急激な所得低下から急速な所得回復を経験したのである。

「農業を除く」在来産業・サービス部門や公務員・士族の消費が大幅に拡大したことが、銀円ベースの個人消費支出を押し上げ、松方財政期の高成長を実現させる主要因の1つとして機能したというこ

とができる。ことに都市部の士族・公務員・商工層の消費支出拡大が個人消費の大きな動力となったことは、松方財政期に砂糖消費の急速な拡大や家賃の急上昇が生じていることに現われていた。

個人消費支出の成長寄与が1881年にマイナス7.3%と大幅マイナスを記録した後、1882年にもマイナス0.8%のマイナスが続いた大きな原因は、米生産農家の消費動向が反映されたためであったと考えることができよう。

米価や銀貨の紙幣価格が上昇する局面では、インフレ期待が上昇して実質金利が低下することから、低資金コストを背景として米や銀貨に対する投機行動が盛行した。やがて米投機が破綻して、紙円ベースの負債を累積させた農民は苦境に陥り、土地喪失を余儀なくされるものが続出した。他方、資金を銀貨投機に向けていた商人等（豪農その他も含む）は、投機が破綻しても直ちに経済苦境に陥ったわけではなかった。「2つの」投機は大きく明暗を分けることになる。この点についての検討は、「2つの」インフレの意味を考察した後に、改めて行うことにしたい。

6. インフレ率とインフレ期待の変動

2つの「インフレ」

明治10年代のインフレとデフレの意味を把握するには、銀貨円ベースでの物価動向と紙幣円ベースでの物価動向を同時に見ることが必要になる。その上で「インフレ期待」の動きを把握することが、この時代を理解する上で重要であろう。

一般にインフレ率を把握するには、消費者物価指数を利用するのが便利である。しかし明治前期には時系列の月次消費者物価指数は存在しない。年ベースの推計値（『長期経済統計8 物価』）は存在するが、推計値の性格から、それをインフレ率変動の年次時系列分析に使用することには慎重でなければならないであろう。他方、この時期の物価変動を統一的視点から見の上で便利なデータとして、銀貨と紙幣の市場交換比率を記録した「紙幣価格の月次データ」が存在している。

銀貨の紙幣相場の変動によって紙円の購買力の変化を計り、それを紙円ベースのインフレ率の指標として使用することができよう。同様に、紙幣の銀貨価格によって銀円の購買力の変化を計り、それを銀円ベースでのインフレ率の指標として使用することができる。その上でこれらデータを利用して、2つのインフレ期待を時系列モデルで推計し、紙円ベースと銀円ベースの実質金利水準の動向を捉えることにしたい。

紙幣円ベースのインフレ率と期待インフレ率

銀貨の紙幣価格（紙幣購買力）変動は、すべての物価変動を表わすものではない。だがこの時期の物価騰落の主要部分は、紙幣の価格の変動によって引き起こされたものであった。また紙幣と銀貨の交換レートの変動は、市場で形成されたリアルなものであるため、他の推計値のような恣意性や技術的不確実性からは免れているという利点をもっている。そして紙幣価格の変動は、所得分配の変更とインフレ期待の変化をもたらし、経済に大きな影響を与えていったのである。

まず紙幣価格の月次データから紙幣相場変化率を計測し、それをを用いて紙幣円ベースの期待インフレ

率を推計することにしよう。紙幣相場変化率は、月次データから四半期変化率を算出し、それを年率ベースに変換したものを使用する。

期待変化率の推計には、時系列モデルを使用することが適当であろう⁽³⁵⁾。本稿では、Box=Jenkinsの自己回帰和分移動平均 ARIMA (p, d, q) モデルを使用する。括弧内の p は AR (自己回帰) 項の次数、 d は階差の次数、 q は MA (移動平均) 項の次数を表わしている。

人々が銀貨の売買を行う場合、過去の相場の動きを参考にしながら将来の動きを予想して行動するが、そこに偶発的な要素が加わって相場が形成され、取引が繰り返されるというプロセスを辿ると考えることができる。このような行動の結果、現実の取引データが形成されたものとすれば、それを確率過程の対応する確立分布にしたがって生成された実現値と見て、確率過程の統計的規則性を探り、期待相場形成のメカニズムを特定するというアプローチが有効であると考えられるからである。

時系列モデルとしては、経済的意味合いが明確な自己回帰 AR (p) モデルを基本とすることが適当であろう。移動平均 MA (q) モデルは、当期と前期までの偶然変動の和として期待を表現するため経済的意味合いが不明確となるからである。しかし AR モデルが適合しない場合には、MA 項を加えたモデルを採用することになる。

実際に ARIMA モデルを使用して、四半期データから紙幣相場予測モデルを導出すると、四半期原データの1次階差を用いた、3次のAR項をもちMA項を持たないARIMA (3, 1, 0) が最適モデルとなる。念のため ADF 検定により1次階差系列の単位根検定を行って見ると、 p 値は0.01以下となり、弱定常系列と見てよいことが確かめられる。

1次階差を用いた p 次の ARIMA ($p, 1, 0$) モデルにおいて、 p を1次から5次まで拡大した各モデルのパフォーマンスの比較を示せば、表9のようなになる。ar1~ar5はAR項の各パラメーターの値、 σ^2 は残差の分散、 $\log L$ は対数尤度、AICは赤池情報量、AICcは小標本数の修正情報量、BICはベイズ情報量の動きを算出したものである。

モデル推定式の次数が1次、2次、3次と上昇するにつれ、残差の分散は1155から650.1、552.4へと顕著に縮小し、対数尤度の絶対値も346.23から321.28へと大きく低下して、モデルの当てはまりが上昇する。しかし4次以上では次数が上昇しても残差の分散や対数尤度の変化はごく僅かとなり、推定式が複雑化したことに見合う効果は出ていない。

赤池情報量 (AIC) を見ると、次数が1次から3次まで上昇するにつれて、696.46から659.51そして650.56へと顕著に低下していくが、4次から5次へと上昇するにつれ逆に652、652.1へと値は上昇

表9 時系列モデルのパフォーマンス比較

	ar1	ar2	ar3	ar4	ar5	σ^2	$\log L$	AIC	AICc	BIC
ARIMA (1, 1, 0)	-0.3812					1155	-346.23	696.46	696.64	700.96
ARIMA (2, 1, 0)	-0.6246	-0.6932				650.1	-326.75	659.51	659.87	666.25
ARIMA (3, 1, 0)	-0.8868	-0.9237	-0.4106			552.4	-321.28	650.56	651.17	659.55
ARIMA (4, 1, 0)	-0.85	-0.8397	-0.3276	0.0973		547.5	-321	652	652.94	663.24
ARIMA (5, 1, 0)	-0.838	-0.8952	-0.4717	-0.0508	-0.1782	531.6	-320.05	652.1	653.43	665.59

していく。AIC は、 $AIC = -2\log L$ (最大対数尤度) + $2k$ (パラメーター数) によって計算されるため、次数が高くなり複雑になるほど第 1 項が上昇する反面、パラメーターの数 (k) に応じて第 2 項がペナルティを課すからである。AIC 基準でベストモデルを判定すれば、ARIMA (3, 1, 0) となる。推定式は、次のごとくである。

$$Y_t = -0.8868 Y_{t-1} - 0.9237 Y_{t-2} - 0.4106 Y_{t-3} + e_t$$

(0.1149) (0.1076) (0.1181)

(括弧内：標準誤差，残差の分散 552.4，AIC=650.56，BIC=659.55， e_t ：ホワイトノイズ)

別の方法によって最適モデルの同定を行ってみよう。1 次階差系列の自己相関係数 (ACF) と偏自己相関係数 (PACF) を計算して、それに基づいて最適モデルを同定するという方法である。各々のコログラムを作成すると、**図 29** のようになる。図中の点線は、95%信頼区間を示している。

自己相関係数の動きを見ると次第に減衰していく動きを示しており、他方で偏自己相関係数はラグ 3 で明確な切断が生じている。したがって自己回帰モデルが妥当し、その次数は 3 次であると判断できる。すなわち原データ系列の 1 次階差を用いた AR (3) モデルが最適モデルとなる。

ARIMA (3, 1, 0) は最適モデルであることが確かめられた。そこで次に、ARIMA (3, 1, 0) モデルが適切なモデルであるかどうかを判断するために、残差がホワイトノイズになっているかどうか (残差に系列相関があるかどうか) の検定を行わなければならない。検定の結果を示すと、**図 30** のようになる。

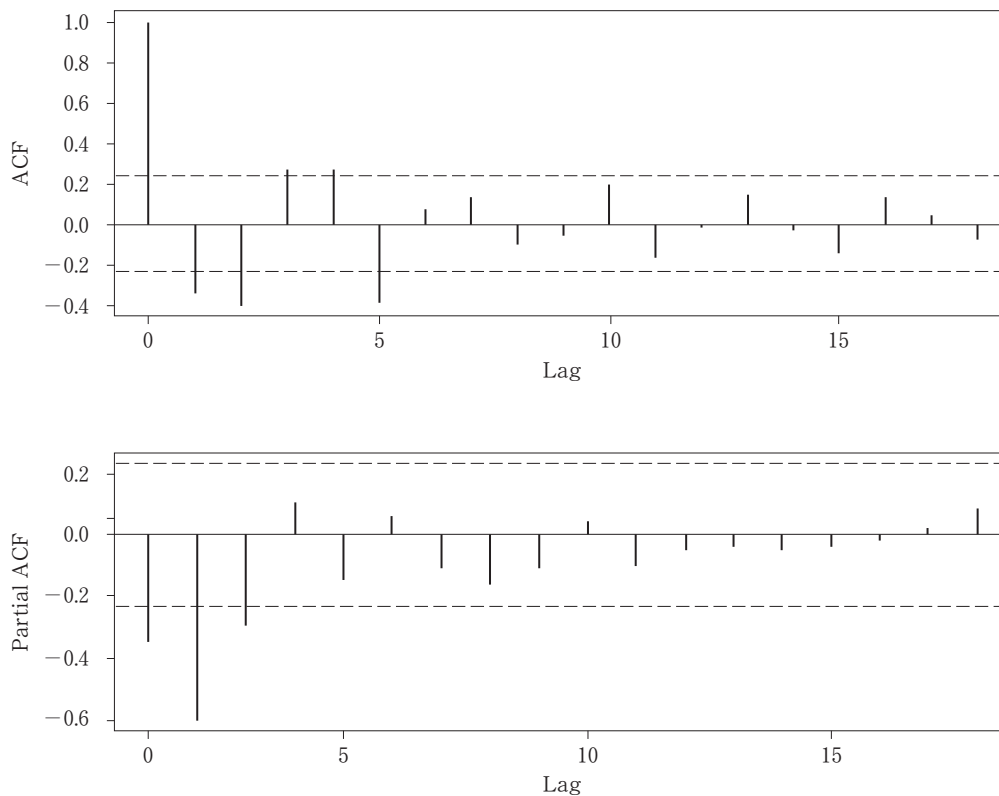


図 29 階差系列の自己相関と偏自己相関

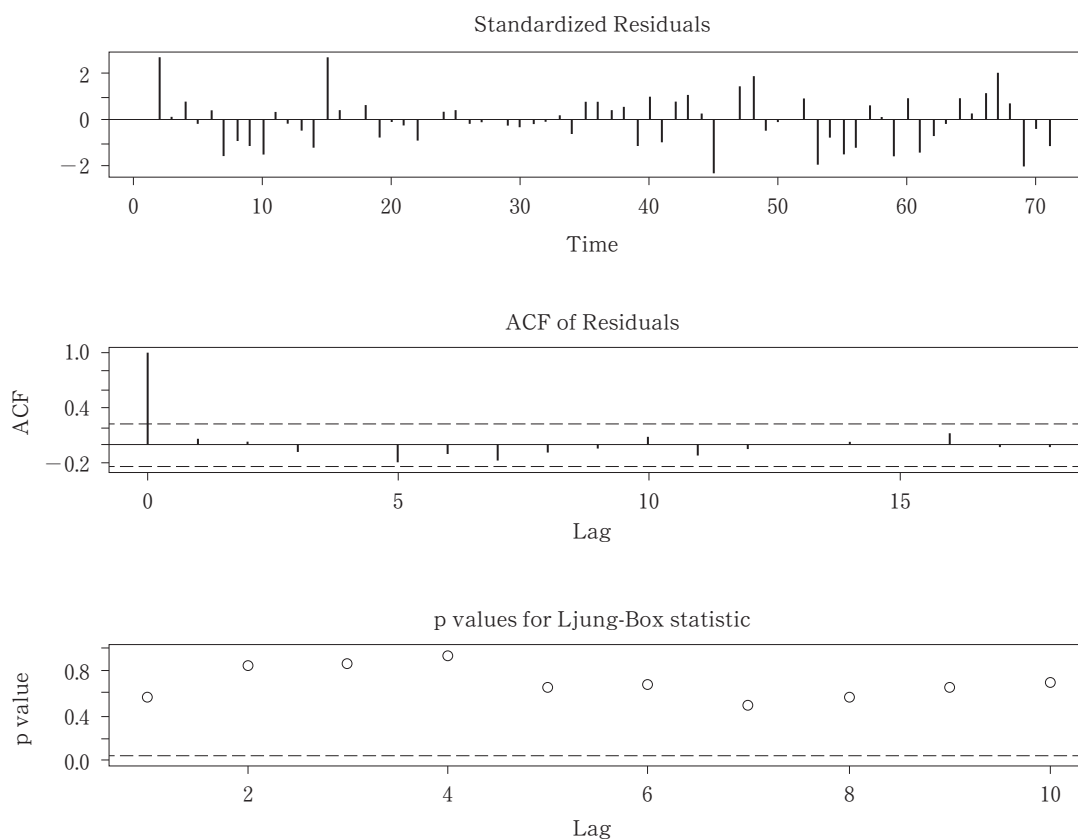


図30 残差自己相関の診断

図の上段は標準化残差，中段は残差の自己相関，下段はLjung-Box統計量の p 値の推移を見たものである。残差の自己相関は20期までのラグで皆無であり，10期までのLjung-Box検定の p 値も総て有意性の限界の上方に位置している。残差はホワイトノイズと考えてよく，残差の系列相関はないと判断できる。したがってARIMA(3, 1, 0)は適合的なモデルである。

そこでモデルが予測する期待紙幣価格変化率の推移を示せば，図31のごとくなる。

1877年西南戦争後に上昇を始めたインフレ期待は，大隈の銀貨売り出し政策により1879年，1880年に一時的な大幅低下を示し，さらに1881年地租納期繰上げに伴う沈静化の動きを示すが，1880年までは一貫した上昇を辿り，1881年にも高水準を持続していた。しかし1881年末の松方による政策転換により，1882年には一気に沈静化へ向かい，以後持続的マイナス傾向へと転換して，急速にデフレ期待へと変化していった。松方財政開始と同時にインフレ期待が急激な変化を遂げていることがわかる。松方財政が，紙幣円ベースのインフレ期待を一気に解消し，デフレ期待へと導いて行ったことは明確であろう。デフレ期待は1882年，83年，84年と深化し，84年第3四半期に底に達する。その後第4四半期には急速な下げ止まりに転じ，85年第3四半期以降はプラスのインフレ期待へと転換していったのである。

紙幣円ベースの期待インフレ率の動きを，明治初年から平均年率で総括すると，次のようになる。明治維新から翌1869年にかけて23.3%へと上昇したインフレ期待は，1871年の「井上デフレ」でマイナス3.9%へと転換し，翌72年には4.5%へと上昇するが，その後徐々に沈静化して1876年にはマイナス

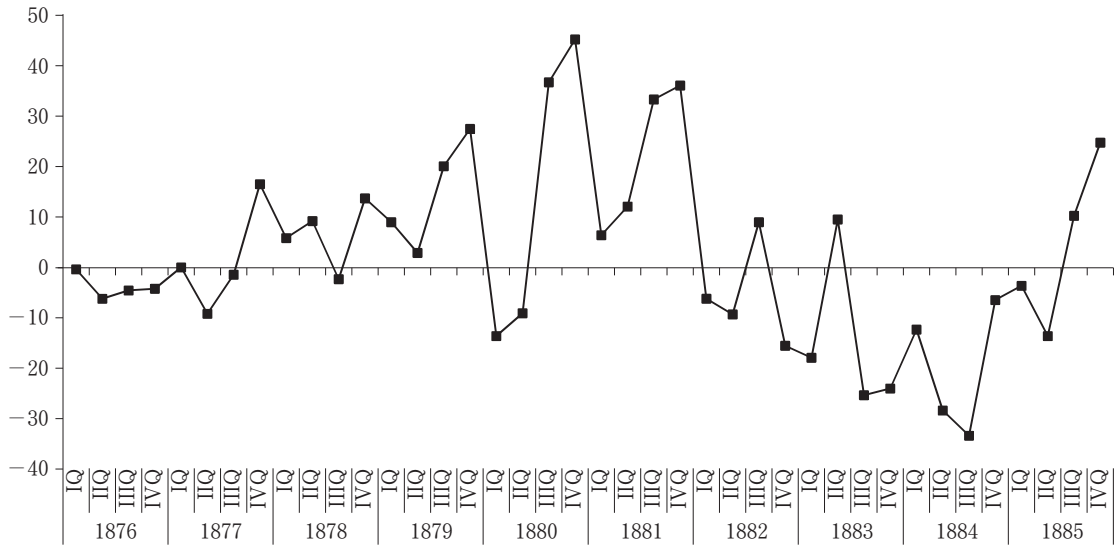


図 31 紙幣円の変動からみた期待インフレ率の四半期データの動き

(資料) 銀貨の紙幣価格は、「紙幣整理始末」。月次データより四半期系列を算出して、期待変化率を計測。

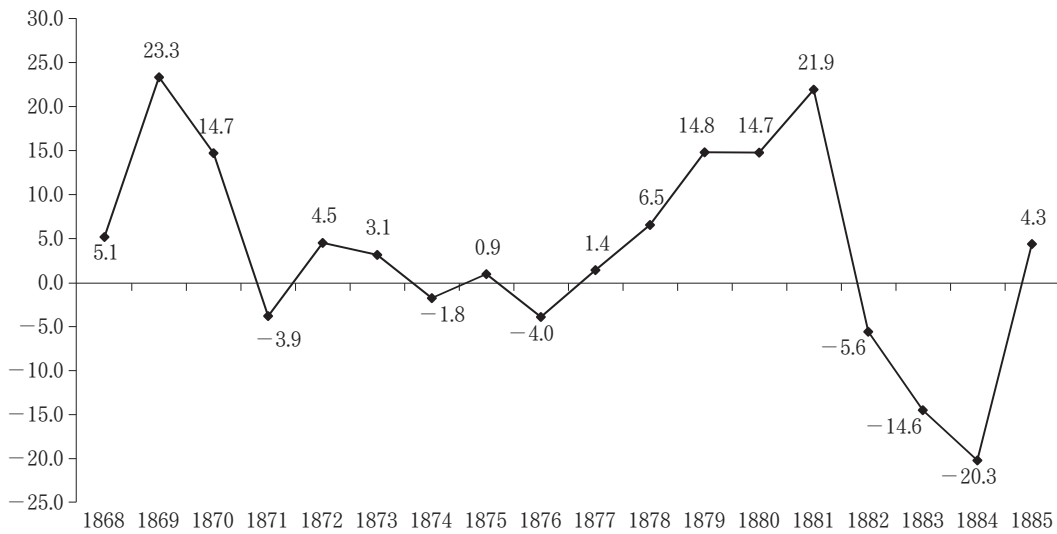


図 32 紙幣円の変動からみた期待インフレ年率の推移

4.0%まで低下する。

西南戦争が勃発した 1877 年には 1.4%のプラスに転換するが、まだ強いインフレ・マインドが形成されるには至らなかった。しかし翌 1878 年には明確な上昇が見られて 6.5%となり、1879-80 年には 14.7-14.8%と二桁へ急上昇し、1881 年には 21.9%とピークに達する。松方財政が本格化すると、1882 年にはインフレ期待はマイナス 5.6%へ急落して完全に沈静化し、さらにデフレ期待が強まって、1884 年にはマイナス 20.3%に達した。しかしそれを底として 1885 年にはプラス 4.3%へと転換して、デフレ期待が解消されるという動きを示している。

人々の紙幣ベースのインフレ期待は、松方財政の開始とともに急激に収まり、さらにデフレ期待が支配する世界へと転換したことが明確となる。松方財政は、紙幣インフレ期待を一気に解消させたのみならず、インフレ期待をデフレ期待へと一気に変更させたのである。

紙幣ベースの期待インフレ率と金利の動向

紙幣インフレの過程で、名目市場金利は急上昇した。1878年に10.5%であった市中金利は、1880年には14.1%、1881年には15.2%へと高騰する。同期間に金禄公債利回りも8.4%から10.1%へと上昇した。そして松方財政が開始されると、市中金利は1883年には7.9%へ急落し、1885年以降には11%水準に安定するという動きを示した。また金禄公債利回りも徐々に7.3%にまで低下していった（図33）。

しかしこのような名目金利の上昇と下落の動きは、実際の資金コストの変化を表わすものではない。金利の果たした機能を見るには、実質金利の動きを見なければならないからである。人々のインフレ期待が変化すれば、実質金利を変化させ、経済活動に影響を及ぼす。実質金利は、 $\text{実質金利} = \text{名目金利} - \text{期待インフレ率}$ として求められる。この間の市中金利の実質水準の動きを、期待インフレ率を使用して示すと次のようになる。名目市中金利の動きとは様子が一変する。

紙幣ベースの実質市中金利は、1878年には4.0%であったが、1879年にはマイナス2.3%へと低下し、1880年にもマイナスを続け、1881年にはマイナス6.7%にまで低下する。しかし1882年には一気にプラス17.5%へと急騰し、さらに1883年22.5%、1884年31.2%へと急激に高騰していった。その後1885年には6.7%へ低下するという動きを示す。

このような実質市中金利の動きは、1879-1881年のインフレ期には投資促進的に作用し、1882-1884年の松方デフレ期には投資抑制的に作用したことを意味している。

同様に7分利付き金禄公債で実質市場金利の趨勢を見ると、1878年の1.9%から1879年のマイナス6.2%、1880年のマイナス5.0%、1881年マイナス11.8%へと惨落する。しかし1882年にはプラス15.2

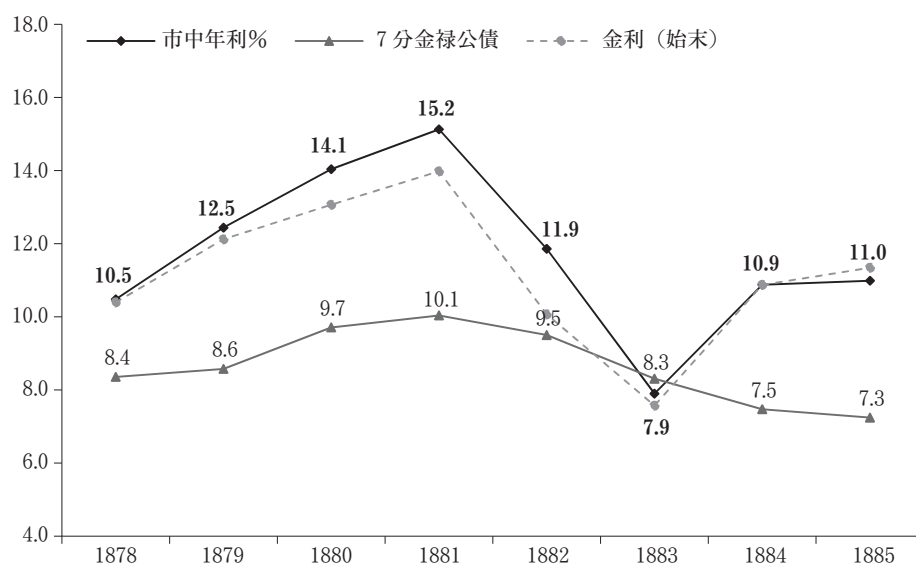


図33 名目金利の動き

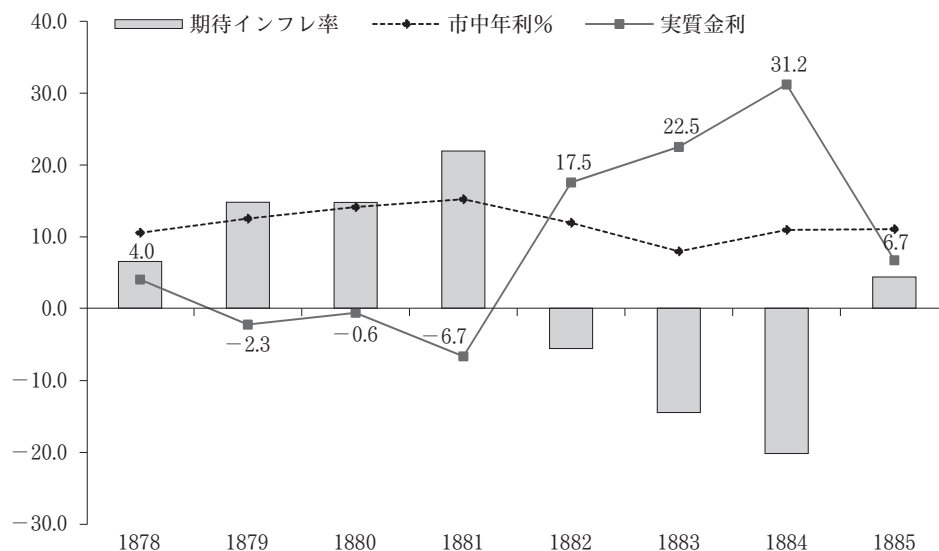


図 34 紙円ベースの期待インフレ率と「実質」市中金利

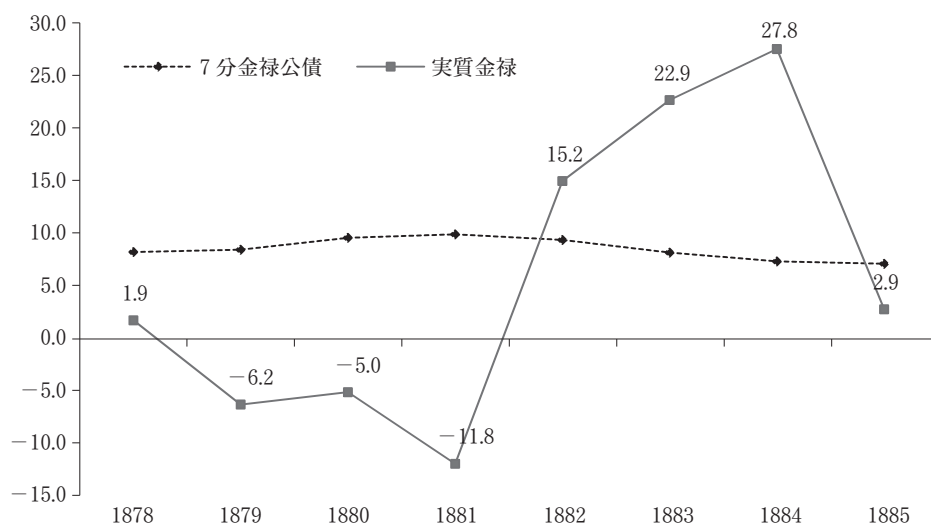


図 35 金禄公債の実質利回りの推移

%へと急上昇し、さらに 1883 年 22.9%、1884 年 27.8%へと高騰する。そして 1885 年には一転して 2.9%へ落ち着くという動きを示す。

金禄公債の実質利回りは、紙幣インフレ過程の 1879-1881 年には大幅なマイナスに陥ったが、1882-1884 年のデフレ過程ではプラス 15-28%の高率に転換した。金禄公債利子が、市場長期金利並びに旧士族の所得を反映しているとするれば、インフレ過程では投資促進的に機能すると同時に士族所得の大幅な目減りをもたらしたが、デフレ過程では一転して士族所得がほぼ倍増するほどの実質利回り高騰をもたらすと同時に強力な投資抑制的効果を及ぼすことになったと考えられる。

この過程で士族に対する大規模な所得再分配効果が働いたことは間違いのないであろう。紙幣インフレ

過程では農民の地租負担が軽減され、デフレ過程では農民の地租負担が増大したのであるから、財政を通じてインフレ過程では農民への大規模な所得移転が進み、デフレ過程では士族に所得の大規模移転が進んだ事情が、実質金利の変動にも示されている。

紙幣インフレ過程では、実質金利が大幅に低下し、マイナス金利となったのであるから、本来なら生産事業が大幅に拡大してもおかしくなかった。しかし実際には、あまり強力な生産刺激作用を及ぼすには至らなかった。国民貯蓄の主要供給源であり、在来産業への資本供給源であった豪農あるいは地主層は、米価高騰によって富裕化するとともに米投機に走り、生産事業への投資は不活発に止まったと見られるからである。投機に走った農民は、手元に米を保管して値上がりを待ち、借金して生活するようになった。インフレ過程における農民富裕化と実質金利の急速な低下は、主として短期的に高収益が見込まれる米投機や消費生活のための負債を促進させる方向に作用していった。また商人（豪農・地主の一部を含む）は、生産事業や貿易取引などの正業の事業取引に資金を使用することよりも、銀貨投機に多額の資金を投入した。インフレ過程で投機が盛行し、生産事業はかえって停滞現象を呈するという一般的傾向が顕著となり、紙幣インフレの中で繁栄の外観が演出されていった。そのため米投機が行き詰まると、さらに銀貨投機が強化され、紙幣価格の低下が進み、インフレが高進する中で同時に景気後退が深化するという事態が進行したのである。

しかし松方財政が開始されると、銀貨下落（紙幣価値回復）が予見されるようになり、銀貨投機が破綻するとともに、紙幣デフレが進行することになった。紙円ベースの借金で累積した負債は巨大な高利債務となり、多額の債務を抱えた農民層は土地を手放し没落することを余儀なくされた。インフレ過程から継続して紙円ベースで将来予想を行い、投機（投資）活動を行っていた農民や商人や企業家は、紙幣デフレが進行する中で禁止的に高い実質金利に直面することになった。松方財政の開始は、紙円ベースの取引環境の極端な悪化を招くこととなる。1880年代前半における紙円ベースでの実質金利の低下は主として投機を促進し、後半の紙円ベースの実質金利高騰は、主としてこれらの投機を破綻させ、債務負担を加重する側面で機能したということが出来よう。

したがって総ての人々が、松方財政期において継続的に紙円ベースで従来方式の経済活動を行ったとすれば、極端な実質高金利が投資活動を閉塞させ、生産活動の禁止的低下が生じていたであろう。しかし松方財政期には、逆に生産活動が活性化して経済は「高成長」へと転換し、近代企業の勃興と在来産業の活性化が見られるようになっていったのである。この時代に、一体なにが起ったのであろうか。

銀貨円ベースのインフレとインフレ期待

この課題に迫るためには、もう1つのインフレとインフレ期待を見ておかねばならない。図36は、前項と同様の手順によって、紙幣1円に対する銀貨相場の動きを年率で計算し、ARIMAモデルを用いて期待変化率を計測したものである。

銀貨円ベースで見ると、西南戦後期は銀貨の購買力が増大する過程であり、その意味では「銀円デフレ」が進行した時期であった。逆に松方財政期には銀貨の購買力が下落する過程が継続したため、「銀円インフレ」の時期であったといえよう。すでに図1でみたように、銀貨円ベースでみた物価指数は、西南戦後期に低下し、松方財政期に顕著な上昇を示していたことを想起すると理解しやすいであろう。

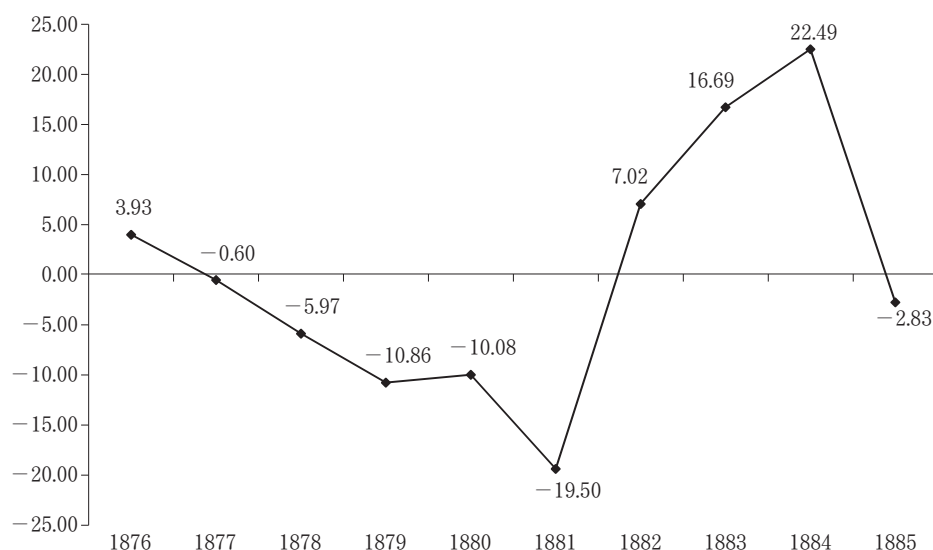


図 36 紙幣円に対する銀貨円の期待相場変化率

(資料) 「紙幣整理始末」の銀貨 1 円の紙幣相場の月次データから、紙幣 1 円の銀貨相場を算出し、その四半期変化率系列から 1 次階差系列をとり、期待銀貨相場変化率を算出したものである。数値は総て年率換算値である。

(注) 推定式は、次のようであり、残差に系列相関はなかった。

$$Y_t = -0.9193 Y_{t-1} - 0.9346 Y_{t-2} - 0.4219 Y_{t-3} + e_t$$

(0.1137) (0.1097) (0.1177)

(括弧内：標準誤差，残差の分散 558.8， $\log L = -321.5$ ，AIC=651，BIC=659.99， e_t ：ホワイトノイズ)

銀貨の購買力の変化を銀円ベースのインフレ率の指標とみれば、期待銀貨相場変化率は、銀円ベースの期待インフレ率として使用することができる。

銀円ベースの期待インフレ率は、西南戦後期にはマイナス幅を拡大し、1881年にはマイナス 19.5%に達している。しかし松方財政が開始されると 1882年にはプラス 7%に転化し、1883年 16.7%，1884年には 22.5%へと上昇する。このことは、松方財政期に銀円ベースで取引が行われる場合には、将来の価格上昇が見込まれることとなり、また実質金利も急低下することを意味する。ちなみにインフレ期待を用いて銀円ベースの実質金利を試算すれば、図 37 のようになる。銀貨円ベースの市場金利データがないので、実質金利水準は、制約付の暫定試算値である。

市中貸付金利と金禄公債金利は、ほぼ同じような動きをしているので、ここでは金禄公債金利を使用して長期市場実質金利の動きを見ることにしよう。西南戦後期に銀貨円ベースで資金を借入れた場合、銀貨の騰貴によって実質金利負担は著増し、例えば 1880年に 9.74%で借りた場合には、実質 19.82%の金利負担を負うことになる。

しかし反対に松方財政期に銀貨円ベースで資金を借入れた場合には、これとは逆の金利負担軽減効果が現われる。たとえば 1883年に 8.33%で借入れた場合、その負担はマイナス 8.36%となる。銀貨で借り、銀貨で返済する場合には、銀貨の著しい減価から実際には 8%以上の利益を手にするようになるわけである。

したがって銀貨円ベースで経済活動を行う主体にとっては、経済環境は極めて有利になる。銀円ベースでは物価が上昇していくわけであるから、安い内に購入すれば将来の値上がり期待できるため利益

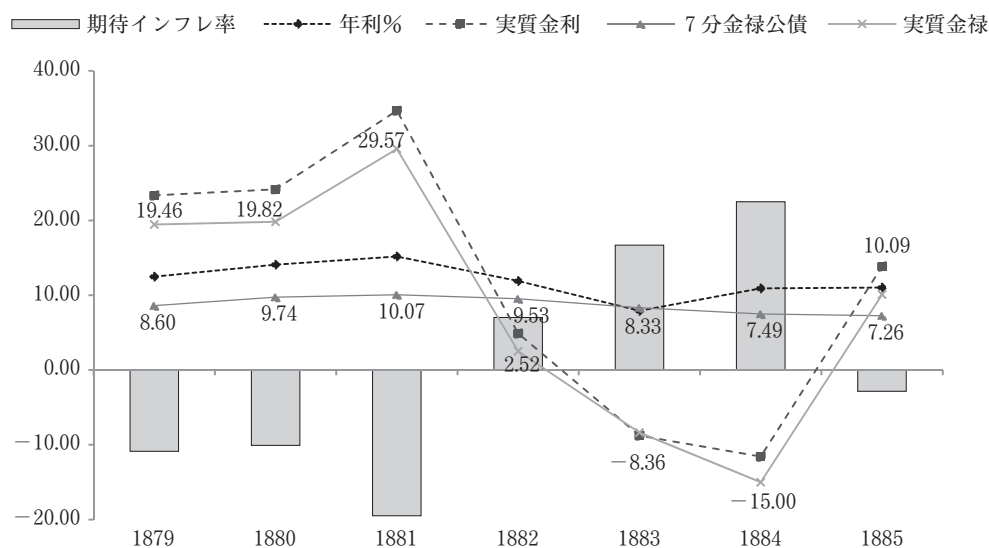


図 37 銀円ベースの「代理」期待インフレ率と市場実質金利

があがる。銀貨を使用して経済活動を行えば、高い利益が得られる経済環境が出現したのである。なにより銀貨を保有している人は、それを紙幣に交換するだけで、容易に利益を得ることができた。さらにそれを銀行や郵便貯金に貯金すれば、もっと利益は拡大することになる。

したがって西南戦後の大隈期に流通から引上げられ退蔵されていた巨額の銀貨や古金銀の市場復帰が進むことになる。それは流通する紙幣価格の増価（紙幣の銀価格の回復）を伴うため、銀円ベースの市場通貨残高を顕著に増大させていく。その結果、銀円ベースにおいては、金融は緩和して市場金利は低下し、さらにインフレ期待が加わるため実質金利は低下して、経済の投資環境は好転していく。

日本経済全体が「デフレと不況深化」に喘いだと考えられてきた松方財政期に、銀円ベースで高成長を生み出す経済環境が、このようなメカニズムに支えられて出現したと考えてよかろう。米投機が破綻し、地租負担が増大し、紙円ベースで堆積した負債に苦しんだ米作農業部門を中心に、紙幣デフレの影響が強く現われた経済部門は、松方財政期に深刻な困難に陥った。また 1884-85 年には米作と並んで農家経済の大きな柱であった養蚕部門が欧州不況の煽りをうけて不振に陥ったため、農業部門の打撃はさらに深刻なものとなった。加えて 1884 年には、農作物は大凶作に襲われた。したがって松方財政期に農業部門は、「紙幣円デフレ」による地租負担増大、米投機破綻による負債清算が引き起こした土地喪失、「輸出環境悪化」による養蚕部門の打撃、「大凶作」による打撃を次々に浴びた。特にほぼ総ての打撃が重なった 1884 年には、農業部門は深刻な打撃に呻吟することになる。

これに対して「非農業部門」は、かなり異なった経済環境にあった。紙幣デフレの影響は、賃金労働者、士族、公務員などの所得環境を劇的に改善した。しかも巨額の銀貨や古金銀を保有する商人や外国人には、新たな所得獲得とビジネス・チャンスがもたらされたのである。

銀円ベースの物価上昇とプラスのインフレ期待は、商況の改善と実質金利の急低下を導き、紙円デフレによる打撃を緩和させる作用を及ぼしつつ、日本経済を高成長に導く動力になっていったと見ることができよう。このような期待変化を確実にしたのは、松方の「銀・紙の差」を解消する紙幣整理政策へ

の信認の高まり、国庫の銀貨蓄積の進展、そして日本銀行設立と銀貨兌換券条例の発布、近代的信用制度の整備に基づく通貨の円滑供給の道筋明確化などの要因があげられよう。そして円為替相場が徐々に低下するなかで輸出需要が伸びるとともに、輸入物価上昇が生じ、さらに 1885 年には物価に大きな影響を及ぼす米価が高騰した影響が加わることとなったのである。

7. 銀円取引の拡大

銀貨需要と紙幣需要

不換紙幣と銀貨が混合流通する制度の下で、紙幣価値が低下して紙幣インフレが進めば、人々は紙幣円で対価を支払おうとするため、銀貨は一種の商品となり、銀貨に対する投機的需要が発生して、銀貨は高騰する。紙幣で銀貨を購入し、銀貨が値上がりした時点で売却すれば、差益を得ることができるからである。そのため大部分の銀貨は流通市場から引上げられて退蔵されるか一個の商品として取引されることになる。

これとは逆に、銀貨価格が低下し、紙幣価値が回復する紙幣デフレ過程では、紙幣保有需要が高まる。将来の紙幣価値の上昇が確実視され、銀貨の値下がりが確実と予測されるようになれば、人々は保有銀貨や古金銀を手放し、紙幣に交換することによって利益を得ようとする。例えば銀貨相場が 1 年で 1.7 円から 1.4 円に下落する場合、手持ち銀貨 10 円を紙幣 17 円に交換し、紙幣価格が 1.4 円に回復した時点で銀貨と交換すれば、銀貨 12.1 円を得ることになり、約 21% の利益を得ることができる。また交換した紙幣を年利 6% で預金すれば、1 年後には 18 円となり、それを銀貨に交換すれば 12.9 円を手にすることができるので、29% の利益を得ることができるわけである。したがって紙幣が値上がりし銀貨が値下がりすることが確実視される局面では、紙幣への投機的需要が発生する。人々は手持ちの保有銀貨を紙幣に換えようとし、退蔵されていた巨額の銀貨は急速に市場に復帰することになる。

このような行動がとられる場合、人々は銀円ベースの収益期待を基準に経済行動をとることとなり、銀円ベースのインフレ率（銀貨減価率）を想定して行動する。銀貨で経済活動を行う主体は、銀円ベースの物価評価とインフレ期待に基づいて行動することになるのである。こうして大隈財政期に巨額の銀貨を保管していた商人等（豪商農含む）には、銀貨投機の破綻を契機として、新たな利得の機会とビジネス・チャンスが訪れたのである。

松方財政期には、郵便貯金が顕著な増大を遂げている。預金総額、預金人員とも 1882 年から大幅な増加に転じ、しかも預金者の一口当り預金額も急速に大口化していった。1881 年と比較すると 1886 年には、預金金額は 82.1 万円から 1,546.2 万円へ、預金人員は 3.8 万人から 49 万人へと膨れあがった。1 人当り預金の大口化は顕著であり、21.1 円から 32 円へと増大していく（表 10）。そして大口預金者は、高級官僚や富裕層や大地主など様々であったが、その主要部分を占めていたのは裕福な商人であった⁽³⁶⁾。

松方財政期には、商人を中心とする富裕層が、紙幣インフレ過程で手元に保管していた銀貨（地金・古金銀などを含む）を紙幣に交換する行動をとるとともに、手元の余裕資金を預金して利殖する行動が広く行われたことを示しているといえよう。

松方は、大蔵卿に就任すると不退転の決意で紙幣整理を実施する方針を示した。銀貨と紙幣の価格差

表10 郵便貯金総額、人員、一人当り預金量の動向

	郵便貯金(千円)	人員(千人)	一人当り(円)	民間預金(千円)
1877(10)	100	5	17.4	—
1878(11)	286	14	20.3	—
1879(12)	494	26	18.7	—
1880(13)	662	36	18.3	12
1881(14)	821	38	21.1	14
1882(15)	1,058	46	22.9	15
1883(16)	1,298	87	26.4	22
1884(17)	5,260	141	30.9	26
1885(18)	9,050	293	31.5	31
1886(19)	15,462	490	32	40
1887(20)	18,213	569	29.7	46

(資料) 『日本経済統計総観』朝日新聞社，1930年。

がなくなるまで政府紙幣を減却し、他方で国庫(準備金)に銀貨を蓄積して、紙幣価格の回復をはかると宣言した。政府の財政経済の最高責任者が、紙幣整理について天皇の支持と閣員からの委任を取り付け、紙幣と銀貨が「等価」になるまで政策を実行すると宣言し、直ちに1881年11月、(大隈・)伊藤の「内外債案」を葬った⁽³⁷⁾。

この政府の紙幣整理が確実に実行されると人々が信じれば、紙幣価格の回復が進行していく。そして実際に紙幣価格回復の趨勢が確実になれば、紙幣の投機的需要はさらに高まっていく。このような状況が松方大蔵卿の下で生じたのである。政府の紙幣整理事業は自然に軌道に乗ることになる。政府が「準備金」に保有している紙幣を正貨(銀貨)に交換して国庫に銀貨を蓄積するという松方構想が容易に実現される経済環境が整うことになるのである。政府の銀貨需要が強くなるのと対応して、民間の紙幣需要(銀貨供給)が強くなるからである。両者の行動は補完的となり、「準備金」からの紙幣供給の増大と対応して、民間に保蔵された銀貨の市場復帰が促進される。海外荷為替による銀貨調達との推進と、国内市場における銀貨流入とが相俟って、松方の銀貨蓄積政策は急速に進展していった。

紙幣整理に対する人々の信認は、対外危機が発生すると一時揺らぎを見せた。1882年7月の朝鮮における壬午事変や大規模な軍備拡張政策の決定、1884年12月から1885年3月まで続く朝鮮京城の変(甲申事変)による清国との紛議などが発生する度に、紙幣価格は急落を見せた。だが事変が収束すると紙幣価格は急速に回復するという動きを繰り返した。そして1885年6月には紙幣価格が1円4毛となり、紙幣整理はほぼ完成する⁽³⁸⁾。

ただし政府の銀貨蓄積には、コストが伴う。政府が国庫に保有する紙幣を銀貨と交換するたびに、政府は「銀貨値下がり分」に相当する損失を出すことになるからである。それは国庫から紙幣保有者へ「補助金」を移転する効果を及ぼす。政府保有の紙幣を銀貨に交換することは、紙幣保有者への所得移転を意味すると同時に、紙幣保有者一般の購買力を増大させることになる。結局「準備金」は、紙幣と

銀貨とを交換することを通じて1,000万円を上回る損失を計上することになる⁽³⁹⁾。

したがって紙幣整理＝正貨蓄積政策は、民間部門の紙幣保有者の購買力を著しく増大させ、民間部門の消費と投資を拡大させる能力を生み出していたのである。

また政府は「紙幣貸付け→銀貨による回収」が生み出すコスト負担を軽減しようとする誘因を持つことになる。それを避けつつ銀貨蓄積を図るには、「銀貨による貸付け→銀貨による元利回収」が好ましいことはいうまでもない。政府の側でも、「準備金」に銀貨蓄積が進むにつれて、銀円ベースの貸付・取引に転換する誘因が強まることになる。

通貨現在高の推移

紙幣整理は、紙幣の対銀貨価値の回復を促すとともに、銀貨の市場流入を促すことから、銀円ベースの通貨流通量を大幅に拡大し、金融を緩和させる作用を生み出した。そしてその過程で銀貨価値（購買力）の低下が進行するため、銀円ベースの物価を継続的に上昇させる力ともなったのである。

西南戦後の戦費決算の過程で、一挙に2,700万円の政府紙幣が増発された。このため1878年に流通紙幣は急膨張し、その銀貨換算額は1億3,615万円へと増大した。しかしその後の紙幣インフレの進行と紙幣消却の進行によって、流通紙幣の銀貨換算額は1881年には9,044万円にまで急収縮した。この間に硬貨を含めた通貨総額は、1億9,245万円から1億4,069万円にまで約35%縮小した（表11）。そして1881年の時点では金・銀硬貨は大部分流通から引上げられたと考えられるため、実際の市場通貨流通額は紙幣分の9,044万円プラス α の水準にまで縮減していたと見られる。通貨流通ストックは、こ

表11 通貨流通高の銀貨換算額と伸び率

	金貨	1円銀貨	補助銀貨	新旧銅貨	硬貨合計(A)	銀貨換算紙幣(B)	総計(C)=(A)+(B)	貨幣供給伸び率
1871	2,667	2,740	1,409	5,625	12,441	59,913	72,354	
1872	26,161	3,663	3,859	5,625	39,307	64,165	103,472	43.0
1873	43,551	3,663	7,597	5,634	60,446	77,647	138,093	33.5
1874	39,712	4,572	8,765	6,060	59,109	90,547	149,656	8.4
1875	32,317	4,478	9,610	6,934	53,339	99,595	152,934	2.2
1876	29,840	6,140	12,868	7,952	56,801	108,962	165,763	8.4
1877	25,741	5,869	15,547	9,034	56,191	115,680	171,871	3.7
1878	23,227	6,423	16,913	9,734	56,297	136,153	192,450	12.0
1879	19,823	7,384	14,159	10,192	51,557	123,020	174,577	-9.3
1880	14,929	9,443	9,589	10,666	44,627	96,062	140,689	-19.4
1881	13,697	9,368	8,136	11,241	42,441	90,444	132,885	-5.5
1882	13,049	13,843	7,499	12,231	46,622	102,829	149,451	12.5
1883	12,655	17,196	7,301	13,199	50,351	119,167	169,518	13.4
1884	11,998	20,138	7,263	14,123	53,582	107,983	161,565	-4.7
1885	12,555	22,414	9,253	14,756	58,977	122,154	181,131	12.1
1886	13,288	24,087	9,253	15,079	61,706	136,852	198,558	9.6

の間に文字通り半減するほどの縮小を経験していたと見て間違いなからう。

松方財政期には、これとは逆の過程が進行した。政府紙幣の流通残高は一層削減されたが、紙幣価格の回復が進み、銀貨の市場流入も進行した。その結果、紙幣の銀貨換算流通高は1886年には1億3,685万円へと急速に拡大した。そして1886年の総通貨流通残高は1億9,856万円となり、1878年の水準を上回った。

このような経緯から、紙円ベースで深刻なデフレが生じた松方財政期には、銀円ベースでは金融が急速に緩んでいったのである。この間政府は1882年に日本銀行を設立し、1883年には兌換銀行条例を制定する⁽⁴⁰⁾。人々が紙幣価値の急速な回復と銀貨兌換制度の成立を念頭において物価を評価し将来物価を予想するようになり、銀円ベースの物価上昇が進行するにつれて、インフレ期待はプラスに転換して、銀円ベースの実質金利は低下していく。銀円ベースで経済の高成長を生み出す貨幣供給環境が急速に形成されていったのである。ここに松方財政の隠れた金融的側面を見ることができよう。

政府部門における変化

政府は明治6年に年6分利の金札引替え証書を発行し、政府紙幣を持参した者に交付して元利償還を金銀貨で行うことを定めたが、応募は殆どなかった。しかし1880年には、300万円の応募があった。紙幣価格急落によって、年6分の正貨利子は紙幣に換算すれば1割以上の金利となることから一時的に人気が出たためであった。その後紙幣整理が始まり銀貨価格の低下とともに魅力が薄れ、応募は1881年63万円、1882年43万円、1883年37万円と低下していった。このような中で1883年12月に条例が改正され、外国人の応募ならびに銀貨での応募が許された。その結果、1883-86年の3箇年の発行高は800万円に増加し、国庫の正貨蓄積に貢献した⁽⁴¹⁾。松方財政下では、財政部門でも銀円ベースでの公債売買が行われるようになり、1883年12月には正貨で応募できる中仙道鉄道公債の発行が決定されることになったのである。

財政支出も、銀円ベースで顕著な支出拡大が生じていた(表2)。政府購入額は、銀円ベースで1881年の3,480万円から1886年の7,800万円へと倍増する。それが、強力な経済拡大効果を及ぼしたことは明確であろう。紙幣整理のための財源は優先的に確保されたが、土木費・教育費・軍事費などを中心として、実質的な支出拡大が進行していた。年度ベースでは緊縮財政の枠組みが維持され決算収支は黒字で推移したが、当時の特殊な「甲乙財政制度」の特質から実際の財政収支は連年赤字を計上し続けていた⁽⁴²⁾。

そして軍備拡張に伴って大規模な軍艦製造費が計上されたが、その大宗を占める海外建造分は、準備金の銀貨と時価交換で支出された。銀円ベースの政府部内取引が準備金に交換差益をもたらすとともに、銀円ベースでの輸入艦船価格が海軍予算を左右するようになり、銀貨低下が船価上昇に跳ね返り、正貨流出を加速する事態に注意が集まるようになったのである。

こうして政府内部でも「銀貨の価値が下落している」(銀貨ベースでの物価上昇を含意)という捉え方が自然に現われていた。1884年に横浜の水道布設事業に対する国費100万円の支出が決定された。それは外交上の配慮から決定されたものであった⁽⁴³⁾が、1884年10月の横浜の水道布設事業に関する建議の中において、松方も「銀貨相場も目下大に下落相成候儀にも有之」と述べているのである。

ともあれ政府が銀貨ベースでの公債売買を実施することは、市場における銀円ベースの物価予想や金利評価や取引拡大の動きを促進することは間違いない。また銀円ベースの財政支出の大膨張は、総需要を拡大させるとともに、物価上昇圧力としても作用することになる。

海外荷為替制度の銀貨ベース運用への修正

松方の紙幣整理は、「準備金」を活用した海外荷為替による正貨蓄積を主要な支柱とするものであったといえる。この海外荷為替においても、銀円ベースでの金融方式が次第に支配的となっていく。元来、海外荷為替制度は生糸・茶の輸出に対して荷為替を組み、「紙幣で貸し付けて、銀貨を取得し、それを紙幣に換算して返納する」システムであり、内商による直輸出を奨励するとともに政府の海外支払を円滑に行うことを目的とした「紙円ベース」の制度であった。

しかし紙幣インフレが進行する中で、この制度はもっぱら内商の投機活動に利用されることになり、直輸出振興の機能をあまり果さなかった。そこで1882年2月、松方は外国荷為替取扱規程を改定した。

「荷為替換金は総て紙幣を以て貸付け其返納は外国貨幣即ち荷物売却代金を時価に依り紙幣に換算して返納するの定めなり故に当時紙幣の価格日に下落するに際し輸出商人は概ね正当の目的を以て商業を営まず徒に投機心を起し紙幣価格の高低より生ずる浮利を得るに汲々たりしこと是なり」⁽⁴⁴⁾

大隈財政期には、商人の金・銀貨への投機行動が激しく、荷為替制度も投機的手段として活用され、正業が停滞する事態が進行していた。このような状況を是正することを意図して、「為替金の相場は其取組の日に於て其時相場に抛り外国貨幣に換算し置かしむること」に改定される⁽⁴⁵⁾ ことになったのである。

この改定は投機目的の荷為替取組みを防止し、正貨吸収を確実にする処置であった。ただし紙幣相場が着実に回復していく過程においては、それは継続的な交換差損を生み出す源泉となる。準備金の「正貨交換差損」は膨張していった。国庫にとっては銀貨蓄積にともなうコストが上昇することを意味する。

松方は大蔵卿に就任すると直ちに、海外荷為替の目的を「大蔵省に正貨を吸収すること」へと変更し⁽⁴⁶⁾、以後「準備金」への正貨蓄積は前進した。しかし直輸出促進を目的として内商に「紙幣円」を貸し付ける制度では、海外荷為替による正貨吸収には限界があった。日本の輸出の約9割は、外商が支配していたからである⁽⁴⁷⁾。

そこで「外国人為替取組手続」を制定し、荷為替制度の適用を外商へと拡大した。そして制度自体も、外商に対して「銀貨で貸し付けて、銀貨で回収する」システムへと改定した。こうして海外荷為替金融でも「銀円ベース」の取引が支配的となり急膨張していったのである。

「17年6月外国人荷為替換取手続を定めたる以来外商の為替取組を請求するもの陸續として多く随て海外に於て巨額の正貨を取得し…17年9月以降は海外市場の形況に依り或は銀塊を買入れ之を回送し或は為換にて回金し大に準備正貨を蓄積するに至りたり」⁽⁴⁸⁾

この改定を経て、海外荷為替制度は、一般的な貿易金融機能を果すようになった。そして横浜正金銀行は、銀貨円ベースで取引を行うこととなり、貿易金融で銀円ベースの取引が広く行われるようになる。

「銀・紙の差」が急速に縮小する趨勢の中で、銀円ベースでの取引と金融が拡大し、銀円ベースで物価の動向と金利・収益計算を行う経済主体が増大するにつれて、銀円ベースでの物価評価が次第に支配的となっていく。そして銀円ベースで物価が継続的に上昇するという環境は、人々のインフレ期待をプラスに転換させる動力となる。それは、銀円ベースの取引において実質金利を低下させ、投資を活性化させ、近代的大工業の勃興を促す動力の1つとなっていく。

こうして商人を中心に流通から引上げられ蓄積されていた巨額の銀貨や銀地金などの余裕資金が、国内生産や商業取引に出動する環境が、松方財政下で整えられていったということができよう。

「準備金」保有国債の紙幣との交換

一方、1882年8月、松方の太政官への稟申によって、「準備金」の減債部が保有していた公債2,000万円を荷為替資金として運用するため順次売却して紙幣を獲得することになった。減債部は、保有する国債を準備本部の正貨と交換して管理することとなり、1885年には正貨のみを保有するようになった⁽⁴⁹⁾。

準備金が保有する紙幣は、当初、海外荷為替により紙幣で貸付け、正貨で返済を受けるという方法で運用された。したがって準備金保有の紙幣がすべて正貨に置き換わると、準備金保有の国債を売却して紙幣を獲得することによって正貨蓄積が進められた。しかし準備金保有の紙幣がなくなるにつれ、一層の銀貨蓄積を図るには「銀貨で貸し付け、銀貨で回収して」その利殖を図る行動が採られることは自然の成り行きであったといえよう。

ところで国債価格は松方財政期を通じて上昇しており、準備金が巨額の国債売却を行うにあたって、国債価格の低下が生じないよう配慮されたことは明らかである。国債の売却は、特に準備金保有の紙幣が減少するにつれ本格化したと考えられるが、政府はそれをどのような方法で行ったかは明確になっていない。銀行や商人や高所得者など余裕資金の保有者をターゲットとして消化されたと見られるが、日本銀行が開業するにあたって積立金や準備金で国債を購入している⁽⁵⁰⁾、その一部が準備金保有の公債購入に向けられた可能性はある。しかし種々の方法の中で最も有力な回路となったのは郵便貯金であったと考えてよかろう。郵便貯金原資は、確実な運用が求められるため、その大部分が国債保有に向けられたとみられる⁽⁵¹⁾。すでに見たように郵便貯金は、松方財政下で急速に貯金額を増大させた。1881年には82.1万円にすぎなかったが、1882年105.8万円、1883年129.8万円と増加し、1884年には一気に526万円へ、そして1885年905万円、1886年1,546万円へと大膨張を遂げている（表10）。

このような中で1884-86年の一口当り預金額は30円を超え、大口の預金者が預金の主体となったが、商人がその中心であった。彼らは、大量の保有銀貨を紙幣と交換し、それを元利償還が確実な郵便貯金に預け入れ、紙幣値上り益と預金金利を享受する行動をとったと見られる。

したがって商人の保有銀貨や手元資金が、郵便貯金を介して準備金の海外荷為替資金をファイナンスする役割を演じ、外商に対する銀円ベース取引拡大の資金を供給して、海外貿易金融を拡大していったのである。そしてその資金の他の一部は、国内生産投資に活用するための新たな方法を見出していった

と考えられる。

在来産業における新たな問屋制の登場

松方財政下で、厳しい経済環境に置かれた農村部の在来産業に対して、商人による新たな事業資金の投資方法として、「問屋制」が登場してくる。それは、農村不況で資金の調達困難に陥っていた在来の小農家族経営に対して、元手なしに織物生産を実施できる経営手法を提供するものであった。問屋や織元が織機と原料糸を現物で供給し、生産された織物製品を引き取る「出機制」が普及していったのである⁽⁵²⁾。産地間の厳しい競争に勝ち残り、新たな発展の動力を掴んだのは、コストの安い輸入綿糸を導入し、「問屋制家内工業（賃機・賃織）」形態をとった小規模織物生産であった。それは松方財政期以降に、少数の近代的大企業と多数の中小企業が併進して発展していく日本の綿織物の主要な生産拡大動力となっていくのである⁽⁵³⁾。

当時農村部は不況に呻吟し、農村織物市場は厳しさを増していたが、都市部では消費回復が進行し、綿織物の市場環境は好転していたと見られる。都市部では、士族・公務員、都市雑業層、賃金労働者、サービス業などを中心に実質的な所得が大幅に増大していったからである。そのため全体としての織物需要は大きな落ち込みを示さず、競争力を増した産地の堅調な生産を支えていた。産地間の競争で勝ち残った産地にとっては、生産を拡大していく上で、十分な需要が存在していたと見てよかろう。

そして輸入綿糸商が輸入を大規模に拡大し、問屋制を介して生産者に供給する形態は、商人が手持ち銀貨を活用する上で、極めて適的な条件を備えていたと見られる。そして問屋制は、在地商人の全国的販路開拓行動と織物生産販売にともなう価格変動リスクを内部化する機能を併せ持つ経営モデルであった。松方財政期に発展を示した綿織物産地では、原料を輸入綿糸に切り替えたことが競争上大きな役割を果たしたとされるが、その動きは商人の銀貨を有利に活用する投資事業形態によって活性化された側面が強いのではないかと考えられる。

総じていえば、松方の紙幣整理事業によって銀貨投機が破綻するが、それは商人を中心に大規模に保蓄されていた銀貨を有効に活用しようとするインセンティブを強める作用を果たしたと見てよかろう。手持ちの銀貨を、紙幣に交換して保有するか、預金にするか、有利な投資先を見出して運用するかという選択肢が発生する。そこに「問屋制」が松方財政下で新たな展開を見せるに至った契機を窺うことができよう。それは銀円ベースの物価上昇とインフレ期待が企業活動を支配していく一つの回路として機能したといえるのではないだろうか。

銀貨の復権メカニズム

紙幣整理が実行され、いずれ「銀・紙の差」がなくなると人々が確信するようになれば、海外荷為替を活用した銀貨流入に加えて、外国人が保有する銀貨や国内退蔵銀貨が国内市場に流入することは殆ど確実である。銀貨は、単に紙幣に交換するプロセスを介するだけでも利益を生み出すからである。そのため銀貨の供給は拡大し、銀価格は低下していく。したがって政府が紙幣整理を確実に実行すると公約し、人々がそのコミットメントが確実だと信じれば、政府が「準備金」保有の紙幣を銀貨に変換することを通じて自力で銀貨蓄積を目指す政策環境は整うことになる。

他方、人々が銀貨を紙幣に交換して利殖を図る行動は、銀円ベースでの収益率を前提として行動することを意味する。そして人々は「銀・紙の差」が消滅する事態（銀貨兌換が開始される時期）を念頭において行動するため、現行の商品・サービスの値動きについては、紙幣価格と銀貨価格を同時に認識して行動することが普通となる。銀円ベースの取引や貸借が拡大し、近い将来の銀貨兌換制度確立を前提として行動することになれば、銀円ベースの物価動向予測や利益率の測定が支配的となっていくことになる。

西南戦後期には、銀貨に対する紙幣価格が暴落したことによって、紙円ベースのインフレ期待が上昇したが、銀円ベースでの通貨供給量の縮小が進行し、金融は逼迫した。反対に銀貨に対する紙幣価格の急回復が生じた松方財政期には、紙円ベースのインフレ期待は沈静化し、マイナスに転じた。しかし銀円ベースでは、通貨供給は急拡大し、金融が緩和されるとともに、銀円ベースの物価は上昇を続けることになる。

西南戦後期には、銀貨は投機の対象となり市場から姿を消し、紙円ベースの価格が支配的となり、インフレ期待は銀貨の紙幣価格に反映されることになった。松方財政期には、「銀・紙の差」をなくして銀貨兌換制度を確立するという政府公約が市場信認を獲得したため、銀貨の市場復帰が進み、人々は銀円ベースで物価動向や収益評価を行うようになる。人々のインフレ期待は銀円ベースで形成されるようになり、貿易金融をはじめとして銀貨ベースの取引が拡大していった。銀貨の供給が増すにつれ、銀貨は急速に減価し、銀・紙の差は消滅していく。銀円ベースの物価上昇が続き、インフレ期待がプラスになると、銀円ベースの貸借における実質金利は低下して、企業活動の起爆剤となり、投資を誘発する。

松方財政期には、紙円ベースのインフレ（期待）から銀円ベースのインフレ（期待）への転換がすすんだことによって、紙幣デフレにともなう実質金利の禁止的高騰の影響は紙円ベースの負債を累積させていた農業部門にほぼ限定され、他方貿易部門や在来産業部門では銀円ベースでの実質金利の低下の利益が現われ、投資活動の活性化が生みだされたと考えられる。

こうして紙円ベースで進行した「松方デフレ」の下で、銀円ベースの通貨供給拡大と物価上昇が継続する環境が形成され、銀円ベースの個人消費支出や政府支出が顕著な拡大が進行し、それに民間投資の盛り上がり加わって、内需主導の高成長経済が出現することになったといえる。

むすび

明治10年代に紙円ベースで生じた激しい物価の騰落は、実体経済にも大きな影響を与えた。日本は、不換紙幣と銀貨が混合流通する弊制の下にあったが、紙幣インフレが進行する中で銀貨が退蔵され、減価した政府紙幣が計算貨幣となったことにより、大規模な所得再分配が引き起こされたからである。

西南戦後に紙幣価格が暴落したことから、紙幣で出納が行なわれた政府財政の実質額は激減した。政府収入の大部分を占める定額金納地租は減価した紙幣で納付されたため、米価高騰で富裕化した農民の地租負担は半減した。反対に、財貨・サービスの紙円価格上昇にも拘わらず、紙幣で給付される固定金禄公債収入に依存していた士族や固定的給与を受けていた公務員などは、実質的な収入を半減させていった。こうして農民と士族や公務員などとの間で巨大な所得再分配が生じたのである。また一般物価

の上昇率に比べて賃労働者の賃金上昇率はかなり硬直的で低位に止まったため、賃労働者の実質収入も大幅に減少した。農業以外のほぼ全部門が、紙幣価格の暴落によって経済的打撃を受けることになり、反対に農民はインフレ過程で「暴富」を手にし、一挙に富裕化したのである。

松方の紙幣整理に対しては、政府内外で反対が強かった。しかし農業以外のほぼ総ての人々にとって、紙幣整理は実質的な所得を拡大させ、生活水準の向上をもたらす効果を伴っていた。したがって彼らにとって松方財政は、実際には支持すべき内容を備えた政策であったということが出来よう。

松方財政期には、従来の農民への一方的な富の移転プロセスは逆転する。農民は一人勝ちの受益者から、負担が集中する受難のプロセスに巻き込まれていった。米価が急落して収入は急減し、地租負担は上昇した。米投機に走っていた農家は、滞留した紙幣円ベースの高金利債務の返済に苦しみ、破綻した農民は土地を手放すことを強いられた。これに対して、政府の実質収入は上昇し、士族や公務員などの所得は大きく改善され、また非農業部門の実質的な賃金水準は急速に回復していった。

一般に西南戦後期と松方財政期は、紙幣価格の騰落を通じて、経済の大きな上昇と急激な下落をもたらした過程として描かれている。しかしこの過程を、紙幣相場の変動を除去した銀貨円ベースで見ると、全く異なる様相の世界が現われる。紙幣のヴェールを除去すれば、西南戦後期は経済が停滞していた時代であり、反対に松方財政期は高成長の時代だったのである。

松方期には、大隈期に米投機に走った農民は没落したが、銀貨投機に走り巨利を得ていた商人等は、新たな利殖のための機会を得た。政府の「紙幣減却・銀貨蓄積」政策が、「銀・紙の差」を解消させるという明確な目標を掲げて推進されたからである。人々の期待は変更され、紙幣価値の持続的回復の中で、保蓄銀貨を活用する道が開かれた。手持ち銀貨を紙幣に交換するだけで、新たな利殖の道が確保されたからである。それを金融機関に預金すれば一層有利となる。さらに銀貨による公債購入や銀貨ベースの海外荷為替取組みが開始されることにより銀円ベースの経済活動が拡大し、また新たな投資機会に活用する道が開かれた。そして紙幣価値の回復と銀貨の大規模な市場流入が始まると、銀円ベースの通貨供給量は急速に拡大し、銀円物価の持続的上昇を導き、実質金利の低下を導いて、経済成長を導く環境をつくり出していったのである。

したがって松方財政期にデフレと不況による困難が厳しくのしかかったというイメージは、主として打撃が集中した農家を中心としたイメージを経済全体に投影することによって形成された時代像であるといえよう。この時期の農業部門は、米価が下落して税負担が重くのしかかった上に、米投機の破綻から高利債務の返済に苦しんで土地を喪失するものが相次いでいた。そこに1884年の大凶作が見舞って米生産量を大幅に落ち込ませ、収入低下に拍車をかけた。さらに農家経済のもう一つの柱であった養蚕は、欧州不況による生糸輸出不振の影響で生産が低下し、農家経済はさらなる苦境に立たされた。このような地方農村経済の困窮の有様が、日本経済の全体イメージとして定着したためであると考えられる。

この時期の農業経営受難のイメージが、「困民党」事件などの農村困窮の状況などで増幅され、所謂「原始的蓄積」（近代成長の前提となる農村からの賃労働の創出過程）イメージで捉えられたからではなかろうか。また西南戦後のインフレ過程で登場した泡沫企業が清算され、不況の中で合理化の努力を経ることが、新たな経済発展の動力となるという「清算主義」的な見方が、この時代のイメージに投影された結果であったともいえるかもしれない。しかしこのようなイメージでこの時期の日本経済を一方的

に評価することは適切ではない。

松方財政期には、農民からの所得移転が進み政府購入や士族所得が拡大するとともに、銀円ベースの通貨供給も顕著に増大し、金融は緩和されていった。さらに大隈期に商人などの手元に退蔵された巨額の銀貨・地金等は、紙幣と交換するだけで収益をえる機会が与えられて市場に復帰し、銀円ベースの収益計算が浸透していくことになる。銀円ベースの物価は上昇を続け、インフレ期待はプラスとなり、実質金利は低下し、企業活動を刺激する作用を及ぼしたのである。政府部門においても正貨ベースの公債発行が大規模に行なわれるなど銀円ベースの運営が拡大していった。

海外荷為替取引においても、銀円ベースの取引が支配的となっていた。内商に「紙幣で貸し付けて、海外で正貨を獲得し、それを紙幣に換算して支払を受ける」という海外荷為替制度は、松方財政下で、輸出入の大部分を支配する外商に「正貨で貸し付けて、正貨で返済を受ける」銀円ベースの取引へも拡張され、銀円に基づく債務と物価評価による収益計算が支配的となっていた。

このような様々な回路を通じて、松方財政期の経営活動は、銀円ベースの物価とインフレ期待が支配する世界へと転化していったと考えられよう。「松方デフレ」は、通常のデフレに付随する負の経済効果を伴っていたが、銀円ベースのプラス効果が強力に作用したため、強力な景気の押し上げ効果を伴うものとなった。「松方デフレ」は、銀貨と不換紙幣の混合流通制度の下で実行されたため、「銀円ベースのインフレ効果＝物価上昇」を伴う極めて特殊なものとなったのである。紙幣ベースではデフレ（紙幣価値の上昇）が生じたが、銀円ベースでは物価の継続的な上昇（銀貨相場下落＝「インフレ」）が生じる世界を導くことになり、松方財政が始まると同時に、日本は高成長の時代へと転換していったのである。

松方の紙幣整理政策が、すでに景気後退に陥っていた日本経済の下で実行に移されたにもかかわらず、何故に短期間で近代的通貨・信用制度の整備に成功し、速やかに経済成長を実現することに成功できたのかという問に対して、一応の回答が得られた。

松方財政は、極めて「特殊なデフレ政策」であった。後の昭和時代の「金解禁」を目指した井上財政などとは、全く異質のものであったといえよう。これまで松方財政は、日本経済を不況のどん底に突き落とす非情な政策であったと捉えられてきた。そしてそれは、近代経済成長に不可欠な「原蓄」過程であったと評価され、あるいは逆に日本経済にとって長期にわたる不必要な痛みを強いる政策であり、痛めた腰をさらに蹴り上げるものであったと捉えられてきた。松方財政の実相は理解されず、大きく誤解されてきたといえよう。

松方紙幣整理の時代に、農業が深刻な困難を経験していたことは事実である。大隈時代に米投機に走った農民の多くは没落し土地を失い、また農民の地租負担は上昇した。しかし投機に走らず、通常の活動を行っていた農民には殆ど被害は及ばなかったし、地租負担の上昇も農家経営を不可能にするような水準だったわけではない。紙幣整理による地租負担率の上昇は、インフレ期の負担軽減分の約半分程度であったからである。そして、米投機の破綻自体は、松方財政が登場するかなり前に発生しており、松方が登場したときには投機の主役は銀貨に移行していた。米投機の破綻を契機として日本経済は1881年には景気後退に陥ったが、その中で紙幣相場の高騰（銀貨投機）が続き、インフレ期待が上昇してスタグフレーションが発生していたのである。

米投機の破綻は、松方財政の直接的影響で引き起こされたものではなかった。また農家の所得状況悪化は、銀円ベースの米価下落によって引き起こされた面が強かったが、それは紙幣整理の直接的影響によるものではない。銀円米価は、紙幣価格の変動（したがって紙幣整理の影響）を除外したものであるからである。経済的打撃が特に深刻だった地域は、「困民党」事件に象徴されるように、日本の養蚕地帯であった。それは欧州不況によりもたらされたものである。そして農業の経済困難に1884年の大不作が追い打ちをかけた。しかしこれらの要因は、松方の紙幣整理政策の直接的影響によるものではなかった。

この時期の農家経済の苦境は、銀円ベースの米価下落、米投機の破綻に伴う負債重荷と土地喪失、大凶作、生糸輸出不振による養蚕地帯の苦境によってもたらされた面が強かったのである。紙幣整理による紙円米価下落によって引き起こされた所得低下と地租負担増加は農業に重大な影響を与えたが、その影響は農民層の大規模な分解を引き起こすほどの破壊的なものであったとはいえないであろう。

他方、松方財政は、農業以外の殆ど総ての階層にとっては、経済状況の顕著な改善をもたらすものであった。大隈期に大削減された「非農業部門」や都市部の所得は急速に回復し、個人消費支出の顕著な拡大を生み出し、高成長経済を導く動力となったのである。

日本経済は、松方財政の開始とともに高成長へと転換していった。松方財政は、通常イメージされる「デフレ政策」とは、全く異質の効果を生み出したのである。松方財政は日本経済に長く厳しい不況や失業などの「不必要」なコストを課した、あるいは松方財政による厳しい不況を経ることによって日本の経済発展の基礎が築かれたというイメージは、根本的に修正されねばならないだろう。

〈注〉

- (1) 松方紙幣整理を「原始的蓄積」過程と捉え、その間の農民層の分解を分析したものとしては、さしあたり楫西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の成立Ⅱ』東京大学出版会、1956年参照。
- (2) 梅村又次・山本有造編『日本経済史3 開港と維新』岩波書店、1989年参照。
- (3) 寺西重郎「松方デフレのマクロ経済的分析」梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会、1983年、184頁。
- (4) 大川一司・篠原三代平・梅村又次監修『長期経済統計』（全14巻）東洋経済新報社、1965～1988年。1 国民所得、2 労働力、3 資本ストック、4 資本形成、5 貯蓄と通貨、6 個人消費支出、7 財政支出、8 物価、9 農業、10 鉱工業、11 繊維工業、12 鉄道と電力、13 地域経済統計、14 貿易と国際収支。
- (5) 山本有造『両から円へ 幕末・明治前期貨幣問題研究』ミネルヴァ書房、1994年。
- (6) 例えば、前掲『日本資本主義の成立Ⅱ』や鈴木武雄『財政史』東洋経済新報社、1962年など参照。
- (7) 梅村又次「創業期財政政策の発展」前掲『松方財政と殖産興業政策』、80頁。
- (8) 寺西「松方デフレのマクロ経済学的分析」同前、178頁。
- (9) 室山義正『松方財政研究』ミネルヴァ書房、2004年。
- (10) 安達誠司『脱デフレの歴史分析』藤原書店、2006年。
- (11) 室山『松方財政研究』。
- (12) 朝日新聞社編『日本経済統計総観』1930年。
- (13) 貨幣制度調査会編『貨幣制度調査会報告』（日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編 第16巻』）、570-957頁。
- (14) 「財政4件を挙行せんことを請ふの議」『大隈文書』第3巻、345-347頁。
- (15) 「通貨の制度を改めんことを請ふの議」（明治13年5月）『大隈文書』第3巻、444-455頁。
- (16) 「財政更改の議」（明治13年9月）『大隈文書』第3巻、455-462頁。

- (17) これらの詳しい経緯については、室山『松方財政研究』参照のこと。
- (18) 大隈は、当時の国内の保蓄金銀を古金銀 6,158 万円、新鑄造貨幣 5,271 万円の計 1 億 1,429 万円と見込んでおり、外債 5 千万円で正貨流通制度が実現すれば、これらが市場に復帰すると見ていたのである（『大隈文書』第 3 巻、449 頁）。
- (19) 「財政管窺概略」（明治 13 年 5 月）「財政議」（明治 14 年 9 月付）大蔵省「松方伯財政論策集」『明治前期財政経済史料集成』第 1 巻、1931 年、433-437 頁、532-535 頁。
- (20) 松方が地租改正の実務を担当し、農商務行政や地方農村地域の実情に通暁していたことについては、室山義正『松方正義』ミネルヴァ書房、2005 年参照。
- (21) 前田正名「興業意見」『明治前期財政経済史料集成』第 18 巻。
- (22) GNP 構成項目の実質系列を算出し、実質 GNP を算出する作業を行う必要があるが、今後の課題とした。本稿では、暫定的に篠原三代平『長期経済統計 6 個人消費支出』表 8-9 の統計インプリシット・デフレーターをデフレーターとして使用して、実質系列の傾向的動きの見当をつけるにとどめる。管見の限り、この時期全体をカバーしているデフレーターの中で、GNP デフレーターの代理として使用するには最上のものであると判断される。この他に『長期経済統計 8 物価』には、1873 年以降をカバーする投資財物価指数が存在するが、その性格から GNP デフレーターの代理として使用するには不適當であろう。
- (23) 中村隆英『昭和経済史』岩波書店、1986 年、49-50 頁。
- (24) 中村隆英「19 世紀末日本経済の成長と国際環境」（梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会、1983 年）。
- (25) 幕末開港以来、輸入綿布が国産綿布を圧迫して日本市場を支配してきたと考えられてきた。輸入綿布の市場占有率が最高に達したのは 1874（明治 7）年であった（中村哲「世界資本主義と日本綿業の変革」表 1 河野健二・飯塚二郎編『世界資本主義の形成』岩波書店、1967 年）。しかし綿織物業の再編要因を輸入綿布圧力に求める研究に対して、その後、輸入綿布と国産綿布の競争関係を基本的に否定する説（川勝平太「明治前期における内外綿布の価格」『早稲田政治経済学雑誌』第 244-5 合併号、1976 年、「明治前期における内外綿関係品の品質」同第 250-1 合併号、1977 年、「19 世紀末葉における英国綿業と東アジア市場」『社会経済史学』第 47 巻 2 号、1981 年等）が提起された。英国製綿布は長繊維綿花による細糸を原糸とする薄地綿布であり、短繊維綿花による太糸を原糸とする厚地綿布とは直接的な代替関係にないとして、輸入綿布による在来綿織物業への圧迫を否定した。その後これを支持する主張（阿部武司「明治前期における日本の在来産業」前掲『松方財政と殖産興業政策』）やこれを批判する主張（高村直助『再発見 明治の経済』塙書房、1995 年）が対立するという状況にある。
- (26) 松方正義「紙幣整理始末」（日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編』第 16 巻、1957 年）、64 頁。
- (27) 『大蔵卿第 7 回年報書』、129 頁。
- (28) 「司法省調査」「大蔵省資料」『貨幣制度調査報告』。
- (29) この時期の米生産量の「公式統計」は、かなり過小評価された数値となっていると見られ、「梅村推計」やこれに補正を試みた「速見推計」などが存在する（速見佐次郎『日本農業の成長過程』創文社、1973 年参照）。しかしどの計数を用いても、ここでの議論の基本的な内容が変化することはないので、本稿では公式統計を基礎として分析を進めることにする。
- (30) 室山義正『松方財政研究』、251 頁。
- (31) 「興業意見 卷二」『明治前期財政経済史料集成』第 18 巻、37 頁。
- (32) 『長期経済統計 6 個人消費支出』東洋経済、1967 年。実質ベースで見ると、1874-1891 年には、食料費の個人消費支出に占める割合は約 65%、食料費に占める米消費の比率は約 30%であったから、個人消費支出に占める米消費の比率は約 20%見当になる。
- (33) 例えば、賃金（銀貨ベース）は、1889 年 133、1890 年 131 へと低下している。
- (34) 松方デフレ期の農民層分解作用は、「地主制」を成立させるほど強力なものではなかった（中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971 年、48-49 頁）。
- (35) 時系列モデルについては、山本拓『経済の時系列分析』創文社、1988 年、広松毅・浪速貞夫『経済時系列分析』朝倉書店、1990 年、刈屋武昭・田中勝人・矢島美寛・竹内啓『経済時系列の統計——その数理的基礎』岩波書店、2003 年、ブロックウエル、P・J=デービス、R・A（宇佐見嘉弘他訳）『入門時系列解析と予測』シーエーピー出版、2004 年等参照。

- (36) 『郵政百年史資料』第5巻, 1970年, 47頁。
- (37) 室山『松方財政研究』参照。「内外債」案は, 大隈・伊藤の連名で提出されたが, 14年政変で大隈が失脚し, 伊藤の手で実行プランが作成された。
- (38) 「紙幣整理始末」, 68頁。
- (39) 同前, 61頁。準備所有の紙幣・公債を正貨に交換したことに伴う損失を反映する諸項目は, 「諸地金類損」316.1万円, 「正貨交換差損」830.8万円, 「公債証書損」166.9万円などであり, 正確な数値を特定することは出来ないが, 1,000万円を超える損失を出したものと考えてよいであろう。
- (40) その後1885年6月6日には, 1886年1月をもって準備金の正貨をもって政府紙幣の銀兌換を開始すると発表した(松方正義「紙幣整理始末」, 77頁)。
- (41) 「紙幣整理始末」, 37頁。
- (42) 室山義正『松方財政研究』, 281-285頁。
- (43) 高村直助『明治経済史再考』ミネルヴァ書房, 2006年, 163-172頁。
- (44) 「紙幣整理始末」, 63頁。
- (45) 同前, 63頁。
- (46) 高橋誠『明治財政史研究』青木書店, 1964年, 86頁。
- (47) 杉山伸也『日本経済史 近世—現代』岩波書店, 2012年, 253頁。
- (48) 「紙幣整理始末」, 63-64頁。
- (49) 同前, 99-100頁。
- (50) 同前, 54-55頁。
- (51) 郵便貯金については, 迎由理男『郵便貯金の発展とその諸要因』国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告(HSDRJE-61J/UNUP-373)参照。
- (52) 谷本雅之「幕末・明治前期織物業の展開——埼玉県入間郡を中心として」『社会経済史学』第52巻2号, 1986年, 30-31頁。
- (53) 問屋制度の展開は, 松方デフレ期にかなり広く見られるが, 本格的に展開したのはむしろ次の企業勃興期であった(阿部武司「綿工業」『日本経済史4 産業化の次代(上)』岩波書店, 1990年, 196-197頁)。

自己決定と自己責任のパラドクスによる自殺

眞鍋貞樹

はじめに

近年、日本では年間の自殺者が3万人を超えて推移していた。2013年1月17日に警察庁が2012年の自殺数を発表した。15年ぶりに3万人を下回ったことで大きな関心を呼んだ。政府や地方自治体あるいは関係団体の懸命な努力の成果だと思われる。だが、自殺者数が減少したとしても、その深刻さの度合いが減ったわけではない。また、今後とも自殺防止のための政策的な処方箋を描くときに、自殺の社会的要因の分析をより深く検討していく意義がなくなったわけでもない。

自殺とは、どのようなものであれ、個人の「自己決定」と「自己責任」による究極の選択である⁽¹⁾。だが、そもそも「自己決定」と「自己責任」とは、かつて一斉風靡した新自由主義の議論を持ち出すまでもなく、自由ではあるものの生きることが厳しい現代社会において、個人が逞しく生きていくために不可欠な価値概念である。だからこそ、「自己決定」と「自己責任」が、他者に依存せず、厳しい自由競争を前提とした市場主義経済社会で生き抜けるように、個人を鍛え上げていく価値概念として社会に組み込まれているものである。つまり、個人の自由な選択を保障し、自己の生き方を自己が決定できるとともに、例え市場競争の敗者となったとしても、再び立ち上がれるように、個人を鍛えていくものなのである。そして、失敗の結果を政府や他者に転嫁せず、自己の責任として引き受けるというものである。

だが、人々が逞しく生きていくために不可欠とされるこうした価値概念が、特に私たち日本人の間では、自殺を増加させる一つのパラドクシカルな要因になっているように見える。つまり、福祉国家に対するハイエクなどの新自由主義的批判から生まれた「自己決定」と「自己責任」というコード（規範、規則、倫理・道徳など）によって社会が再秩序化されたことが、自殺を誘引させる触媒（catalysis：カタリシス）の役割を担っているということである。

個人の自由な選択と決定を保障し、結果を「自己責任」として引き受けるという崇高な価値が転倒し、それらが逆に、多くの人々を自殺に追い込んではいないだろうか。そして、自殺までも究極の「自己決定」と「自己責任」による個人の自由な選択の結果だとして、自殺者に対して何らの憐憫の情も持たず、社会的な迷惑行為とさえ認識してしまっていないだろうか⁽²⁾。

確かに自殺とは個人による究極の「自己決定」と「自己責任」の発露だが、それをそのまま個人の「責任」に還元することはできない。なぜなら、自殺という自己を破壊する行為は、個人の意思の表れ

ではあるものの、その要因は個人と社会とのコミュニケーション⁽³⁾に存在するのであり、自殺者は自殺せざるを得ない状態に、自己と他者との関係性から追い込まれるからである。

したがって、本稿は、自殺に至る社会的要因を、「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」が組み込まれた個人と社会とのコミュニケーションに潜む自殺のプロセスから解明しようというものである。

この探求の意図は、社会学的アプローチから、自殺の要因について、個人と社会との関係性における限定的な一断面を浮き彫りにしたいということである。社会学の伝統からは、社会の統合の喪失が自殺の要因とされてきた。社会の統合の喪失に加えて、個人の心理的・精神的状態と経済的、社会的要因との複雑な組み合わせに自殺の要因があるという認識は、今日ではもはや常識とも言える。だが、社会的要因の中に、「自己決定」と「自己責任」がパラドクシカルに作用することによって自殺に至るという見方については、一般論では語られるものであるが、そのプロセスの解明はまだ不十分である。

したがって、本稿は「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」が自殺を誘引させる触媒の働きをしているという限定的なプロセスについてのみ、社会システム論から解明を試みるものである。このアプローチは、今後の政府や地方自治体あるいは関係団体が、自殺防止に取り組む際に、新しい視点を示すことになるだろう。

1 自殺についての概要

1.1 沈黙のメッセージ

自殺は人生の最後に遺す「沈黙のメッセージ」である。だが、自殺とは自己の行為による産物ではあるものの、むしろ社会の産物であると多くの社会学者は指摘してきた⁽⁴⁾。確かに、自己の生と死に関わるその選択と決定を行うのは自殺者本人だが、自殺は本人のみに起因するものだけではない。そして、必ずしも自殺者本人の決定と責任に帰することもできない場合もある。さらに、決して彼らのすべてが、精神的に弱くて脆い性格の人物とは限らない。むしろ、自殺という行為は、よほどの責任感と勇気がなければ実行することも叶わない究極の自己破壊行為でもある。だから、自殺とは、自殺者と他者すなわち社会との関係性の中から生まれるものとして社会学ではとらえられてきたのである。その意味で、自殺そのものは個人の選択と決定による行為であるが、その要因の多くは個人を自己破壊させるに至らしめる社会にあると考えられるのである。

自殺は経済、政治、社会、文化といったあらゆる領域にある暗闇を、メッセージとして私たちの前に映し出す鏡である。だが、その鏡は一枚だけではない。様々な鏡が交錯し、複雑に私たちの目の前に自殺を映し出すのである。ゆえに、私たちが自殺の原因や対策を思考する時に、その複雑な状況を前にして困惑を覚えざるを得ないのである。

私たちは、社会にある様々で複雑な要因が自殺を抑制すると同時に促進するパラドクスを経験的に知っている。事実、経済的成長は人々の生活にゆとりを与えることから、自殺を抑制する一方で、経済成長を成し遂げた日本や韓国で自殺が増加したという矛盾した傾向があった。さらに、日本のバブル経済崩壊後のように経済が低迷した時代には自殺者が増加し、経済が安定すると同時に自殺者が減るという傾

向を見せた。こうした事実を見ても、自殺を発生させる要因への分析による解答には、必ずパラドクシカルな「例外」が数多く存在するのである。「例外」が多いという傾向からだけでも、自殺の原因と対策を考察することの難しさを物語るのである。

自殺という人間の生と死に関わる問題は、古代ギリシアのソクラテスやプラトンの時代から今日に至るまで、私たちにとって最大かつ解決困難な課題として残っているものである。人間はなぜ生きるのか。なぜ生きなくてはならないのか。なぜ人間は自ら自分の命を絶ってはならないのか。そして、なぜ人間は自ら自分の命を絶つのか。さらに、豊かになった現代社会でなぜ自殺が増加するのか。これらの「なぜ」に対して、歴史的にも多くの哲学者、精神医療学者、心理学者、社会学者などが取り組んできた。

しかし、残念ながらどの学問上の「モノサシ」も自殺の原因の分析に果たす役割は限定的であり、今のところ十分に、かつ正確に自殺の原因と対策を示しえるものはないと言える。それゆえに、精神医学的なアプローチから自殺の要因を「うつ病」とすることが、より確実かつ説得力のある要因分析としてあげられ、さらに自殺対策の決め手として行政機関と精神医療機関との連携の必要性がクローズ・アップされている。だが、そのために逆に、「うつ病」という精神医学的な分析のみが語られ、社会の複雑な自殺の要因を分析するという視点が弱くなってしまっている。結局のところ、私たちにとっては、依然として自殺という「沈黙のメッセージ」の意味を十分に分析し得ていないのである。

1.2 自殺に関する研究アプローチ

大まかに自殺に関する先行研究の系譜をたどれば、哲学的アプローチ、臨床的アプローチ、生理病理学的アプローチ、精神医学的アプローチあるいは心理学的アプローチ、そして、社会学的アプローチとこのように分類される⁵⁾。

哲学的アプローチ

自殺は生命観や倫理観とも深くリンクする問題だけに、哲学的アプローチが重要である。だが、哲学的アプローチは、自殺についての定義や意味を概念的に探究するものであるために、個々の自殺の原因を分析し、社会的な対策を提示し得るものではない。哲学からは、道徳的、倫理的な観点から自殺の意味を教示することにより、自殺の要因を探る上での根拠にはなるものの、自殺を防止する政策を導き出すのは困難である。

哲学的アプローチでは、ミシェル・フーコーが指摘したように、自殺を「究極の自己統治」と定義したことから検討を始めることが重要となる。その特徴は自己統治と自己同一性（アイデンティティ）の観点から自殺を眺めることである。今日の社会に生きる人々の自殺とは、共同体の中で形成されてきた既存の道徳観や倫理観だけではとらえきれない、究極の自己統治を目指している中で生まれている。何らかの問題を抱えた個人が、絶望や悲嘆との葛藤のうえ、自己の統合と自己同一性の崩壊を解決するために執行される、人生最後の自己統治の表れなのである。

こうした見方は、ショウペンハウエルにも通じている。ショウペンハウエルは「自殺は意志の否定とは全く縁遠く、逆に強力な意志肯定の現象である」⁶⁾とも言う。もちろん、フーコーもショウペンハウエルも自殺そのものを推奨したり、肯定的に見たりしているわけではない。事実、ショウペンハウエル

は同時に「自殺は実にばかげたむだな行為である」とさえ言うのである。

心理学・精神医学的なアプローチ

近代以降の自殺に関する研究としては、フロイトに始まる心理学あるいは精神医学的なアプローチが最も正統性を持ったものと言える。このアプローチからは、自殺に至る精神的・心理的動機として、うつ病などの精神疾患、精神的ストレス、重度の肉体的病気、解決できない葛藤そして極度の疲労が自殺を誘引させるという所見が一般的である。それに加えて、心理カウンセラー的見地からは、自殺の動機として、悲嘆、自暴自棄、孤立・孤独、寂しさ、失敗による挫折・希望の喪失、不安・未来への恐怖、自己否定そして他者による自己の存在否定などが挙げられる。

今日に至っては、精神医学、心理学、教育学といった領域から、科学的かつ対処療法的な研究と対策が講じられるのが一般的になっている。この心理学あるいは精神医学的なアプローチなどからはもっぱら自殺防止対策として、行政機関との連携による精神健康相談や自殺願望者への個別の治療を実施するといった具体的な対策が提起される。

だが、こうした精神医学的なアプローチからは、自殺が増加する社会的要因を探ることはできない。自殺は個人の肉体的、精神的健康や学校や職場などにおける人間関係などに起因される精神病を起因するとされるだけでは、自殺の文化的、社会的な要因への検証は疎かにされがちになってしまう。もちろん、臨床的、心理学的、精神医学的なアプローチから、自殺の直接的原因である本人の精神的苦悩を探ることが重要であることは指摘するまでもない。

社会学的アプローチ

社会学的アプローチからの自殺の研究に関しては、エミール・デュルケイムの『自殺論』が、古典の代表として挙げられる。デュルケイムは自殺を「自己本位的自殺」「アノミー的自殺」「集団本位的自殺」さらに「宿命的自殺」と4分類し、自殺を個人的な精神的疾患ではなく社会的関係性によるものとして捉えた。こうした社会構造的な分析は、後の伝統的な自殺に関する社会学的アプローチに引き継がれた。

マリア・ヤロシュの『自殺の社会学』は、社会の統合の喪失にこそ自殺の要因があるという視点から探求したもので、デュルケイムからの伝統にしたがって、社会の統合と崩壊のプロセスから自殺を論じた。ヤロシュのオーソドックスではありながら、野心的な自殺の探求の方法論は、現代においても自殺の社会的要因を分析しようとする上では有用である。

また、Ch. ボーボロとR. エスタブレは膨大な統計分析から自殺の要因を研究した。彼らも基本的にはデュルケイムの自殺に関する研究成果を受け継ぎながら、デュルケイムの時代とは根本的に自殺の社会的要因が異なることを明らかにしている。

あるいは、自殺は社会の反映であるから、文化論や民族学的アプローチから、社会の持つ要因を分析したものや、自殺が社会的疎外に起因するという伝統的なマルクス主義による観点からの分析もある。

だが今日では、以上のような社会学的なアプローチは、個人の自殺を政策的に防止するという行政的観点においては、どちらかといえば周縁化されてしまっている。なぜなら、伝統的な社会学の関心は、個人を自殺に追い詰めていく社会構造の問題点を抽出することにあるから、社会の統合の喪失という問

題点が明らかにされたとしても、その社会の問題を解決するのは、医療機関あるいは地方自治体といった行政的取組では不可能だからである。そのため、現在の日本の政府や地方自治体による自殺防止対策では、もっぱら、前述の精神心理学アプローチから、個人的な精神疾患という要因による自殺をどのように防止するか、という点に対策の重点が置かれているのである。

さりながら、社会における自己の存在意義の喪失といった個人と社会との関係性の中に自殺の社会的要因が隠されているとされる見方は、説得力を持つものである。ゆえに、社会学の伝統的なアプローチである社会の統合の喪失という見方をさらに発展させ、本人を悩ますにいたった社会的要因に光を当てることが、今日においてはさらに重要になっている課題なのである。

社会システム論からのアプローチ

本研究での自殺の要因に対する見方のモノサシは、社会学の中でも、社会システム論からのアプローチであり、それは自己と社会との関係性に介在するコミュニケーション・メディアとしてのコードの存在をクローズ・アップさせるものである。こうした視点からの自殺への考察は多くなく、まだ十分に研究されているとは言えない段階である。

コミュニケーションにおいては心理的要因すなわち心的システムが作用するために、システム論のみにとどまらず、心理学あるいは精神医療といったアプローチも加えて検討していくことが重要であることを否定するものではない。だが、本稿では、逆に今日の自殺への分析アプローチが、心理学や精神医療といった心的システムに多く依存しがちな傾向に対して、社会システムにおけるコミュニケーションの重要性を明確に示したいのである。

その理由は、「自己決定」や「自己責任」という価値観が、20世紀の後半から日本社会に強く組み込まれた中で、さも当然のように、自殺とは社会に不適應な弱い人々による「自己決定」と「自己責任」の結果であり、社会の側にある問題ではないという漫然とした判断が多すぎるように思うからである。自殺を「自己決定」と「自己責任」による個人の行為と認識するがゆえに、逆に「自己決定」と「自己責任」という価値概念が、自己の統合を喪失させて自殺を誘引させているというパラドクスについての認識が弱いのである。

もちろん、このプロセスにおいても、自己と他者とのコミュニケーションが、どのように自殺願望者自身の内面の心理を自殺へと追い込むかという点について心理学や精神医療の領域からの検討が必要である。だが、個人の内面の心理に至るまでにある自己と他者との関係性、すなわちコミュニケーションに組み込まれているコードの作用を分析することは、社会システム論によるアプローチが必要な領域なのである。

3 自殺を誘引する要因

自殺とは自殺者による社会に対する人生最後の「沈黙のメッセージ」である。もちろん、自殺者はもはや社会について何も語り得ない。しかし、彼らの自殺という行為には、社会に対する無言の意思が表われている。そこに、自殺を誘引する社会的要因が隠されているのである。だから、私たちはその「沈

黙のメッセージ」をより正確に把握するとともに、そのメッセージに込められた自殺者の苦悩を、社会へと還元していくことが大切なのである。

だが、歴史的に眺めると、そうした自殺者による「沈黙のメッセージ」には、積極的な評価と消極的な評価が混在している。極端に評価が異なるのは、自殺とは、自らの生命と存在を自らの意思で破壊させる行為としてはすべて同様だが、自殺に至る背景とプロセスによって、自殺の持つ社会的影響や意味がまったく異なるからである。また、自殺とは、その時代と場所にある社会規範を反映する鏡でもあるからである。社会規範を反映する限り、その時代と場所によって、自殺を積極的にも消極的にも評価することになるのである。

3.1 罪とされた自殺

歴史的には、宗教の教義に基づいて自殺を罪としている例が多い。古代ギリシア時代にプラトンは「人間は神の所有物の一つである」と記して、当時でも自殺が神に対する罪であったことを示している⁽⁷⁾。ただし、プラトンが『パイドン』で、「死とは魂の消滅ではなく、人間のうちにある神的な靈魂の肉体からの牢獄からの解放である」と記したように限定的に名誉を守るための自殺を許容していた⁽⁸⁾。

古い時代のカトリック教では自殺を罪として、自殺者の関係者が宗教的行事へ参加することを拒否した。また、ロシア正教や英国では、自殺者の遺体を墓地へ受け入れることさえも拒否していた。近代におけるキリスト教世界でも、個人が生存することそれ自体を尊厳とする個人意識の芽生えによって、自己を抹消してしまう行為を、前近代と同様に神の法への侵犯としていた。

神によって授けられた自らの生命を、神の意思に反して自ら断つことが罪とされる根拠は、ショウペンハウエルが「キリスト教はその最内奥に、苦悩（十字架）が人生の本来の目的である、という心理を含んでいる。それ故にそれは自殺をこの目的に反抗するものとして排斥するのである」⁽⁹⁾と述べたことで判る。ただし、キリスト教の旧約・新約聖書において、自殺が神に対する罪とされているわけではない。後の神学者たちによって、自殺が神に対する冒瀆であるかのように解釈されたのであった。

3.2 犯罪とされた自殺

近代国家においても、宗教の教義からのみならず、刑法によって自殺が法益に反する行為として犯罪とされている例は多い⁽¹⁰⁾。もちろん、本人が自殺しているのであるから、刑事罰を科すことはできない。しかし、刑事罰を課すことができないことをもって、免責されるとは解釈されないとされる。また、「安楽死」もしくは「尊厳死」を政策的に規制するために、自殺あるいは「自死」について、法的規制をかけているのが一般的である。

かつての旧ソビエトのスターリン時代では、共産主義思想に基づいて、自殺が法的に犯罪とされた。自殺は「革命に対する罪」とされたためであった。つまり、革命という崇高な政治的活動を自ら損なう、あるいは否定する行為が自殺であり犯罪とされたのであった。そのため、ソビエト時代には、法で禁止されたと同時に、政治的糾弾の対象ともされていたのであった⁽¹¹⁾。

この法によって自殺あるいは自死を規制する趣旨は、社会的不利益の発生を防止するためとされる。逆に言えば、自殺あるいは自死は社会的利益を損なう行為とされている。その社会的利益の損失という

意味は、命というこの世に一つしかない尊い価値を、自ら消滅させることは、生命という価値を保護する法の趣旨に反する行為にあたるということである。それは、人間の生命の尊厳とは、患者や医師を含めて、自分自身が判断し決定するものではないという認識に由来する。人間の尊厳に関しては「自己決定」の範疇ではないものであるがゆえに、生命に関する「自己決定」は、社会的利益を侵害する行為とされるのである。その時の社会的利益の侵害とは、具体的に経済的な損害を指すのではなく、人間の尊厳という、無形の道徳的、倫理的かつ計算不可能な価値の侵害なのである。

こうした法において自殺を犯罪とした意義は、自殺者を法的に責めるというよりも、明らかに自殺を防止させようとする政策的意図が見える。自殺が犯罪であると意識させることによって、自殺に至る動機を与えないようにしたのである。しかし、こうした意図は生命の尊厳を守るというよりも、社会的利益という名目の政治的秩序を維持するために用いられたとも言える。

ゆえに、今日においては法的に自殺を刑事罰とする学説は少数である。しかしながら、そのパラドクスとして、法律によって規制することにより、自殺を思いとどまらせるという強制力もなくなったとも言えるのである。

3.3 名誉・誇りを守るための自殺

自殺が罪であり犯罪であるという評価は、キリスト教的倫理に基づいた認識として強い。キリスト教世界においては、自殺は神の意思によって生まれた人間（自己）を殺すことであるから、明確に罪とされていたのだ。一方で、自殺そのものは古代から人類史上に存在している自死行為であるから、アミニズムの社会では、自殺とは自己の尊厳と名誉を守る行為として美化されてもいたし、共同体を維持する上での高貴な行為にもとらえられていた。歴史的にも宗教や倫理から自殺を必ずしも悪しき行為とはせず、むしろ個人や民族の尊厳を守る行為として評価もされていたのだ⁽¹²⁾。

日本でも「切腹」という自殺が、武士にとっての名誉と誇りを守る崇高な行為とされていた。それは、その裏腹として「恥の文化」の反映でもある。辱められた自分の名誉と誇りを示すとは、生き残って自らの「恥」を晒すことに耐えがたい苦痛を感じるからである。それはいくぶん儒教による価値からだとと思われる。儒教にある「身を殺して仁をなす」という言葉の、「身を殺す」という意味は自己犠牲の意味であり、文字通りの「死」に至る行為を求めたわけでは決してない。しかし、他者による「責め」に対して、自己の名誉を守ることと、他者の生存のために場合によっては自己を死に至らしめるような行為が、徳や仁という価値と同期したのである。だが、武士の切腹は例外とされたものであり、江戸時代までは武士を含めて自殺を犯罪としており、自殺者の遺体を晒す刑に処していた。

今日、自殺を名誉や尊厳を守る行為として容認する思想は、おそらくイスラム教過激派による「ジハード」（聖戦）といった観念の中にしか見られないだろう。ジハードによる自縛テロが多発したため、イスラム教の教義で自殺を奨励しているかのように捉えられがちだが、イスラム教の教義でも自殺は神に対する罪とされている。

また、インドなどに古くから存在する「サティ」（sati 寡婦殉死）と呼ばれる夫を亡くした妻の焼身自殺は、貞淑な妻としての美德とされていた。今日でも、インドやイスラム圏などでは、その裏腹のものとして、「名誉殺人」が残っている。もちろん、それらは法的には禁止されているものの、自らの

死をもって、自己や家族の誇りや名誉を守るという価値観は、現在でも依然として少なからず残っているのである。

さらに、チベット族の人々が、中国政府の政策に抗議の意思を示すために、焼身自殺を数多く行っている。仏教の教義は、焼身自殺を奨励しているものではないが、仏教の教義の中に、自殺を禁止する教えがないことが反映しているといえる⁽¹³⁾。しかし、チベット族による中国政府の弾圧に対する抗議の意思の表明としての「焼身自殺」に、多くの人々は同情の念を持つものの、自殺そのものを推奨することはないだろう。

3.4 賛美の対象としての自殺

上記のような、名誉や誇りを守るための自殺は、常に文化や芸術のレベルにまで昇華されてきた。日本の武士の「切腹」が自らの名誉や尊厳を守る行為として、制度的にも社会的にも容認され、賛美の対象にもなったのと同じ文脈である。

自殺は古くから文学や演劇の最大のテーマの一つである。文学や演劇には、読者や観衆の感受性が必要であり、その感受性が強い人たちほど、苦悩と絶望へと追い詰められていく主人公の運命をわが身と重ね合わせてしまう。だから、その共感には自殺への賛美が伴いがちである。かつて、ゲーテによる『若きウェルテルの悩み』が出版された時に、主人公のウェルテルの自殺に共感した若者が多く後追い自殺したという「ウェルテル効果」がその端的な例である。

もちろん、現代の若者が同書を読んで後追い自殺することはないだろう。時代背景がまったく異なることから、共感を呼ぶことがないからである。しかし、近年、日本や韓国でセンセーショナルに自殺を遂げた有名人や芸能人の後追い自殺する若者が存在した。それは、有名人が自殺に至った運命への共感と、その人物を追って自殺することを美しい行為として賛美する感受性を持つからに他ならない。

日本でも、第二次世界大戦末期の「カミカゼ特攻隊」のように、自らの生命を投げ出すことで、名誉ある戦死という称号が贈られた。国家や他者の生存のために自己を消滅させる行為としての「自死」は、国家と民族の名誉や誇りを守る行為として美化されたのであった。ところが、逆に、カミカゼ特攻に失敗して生き残った特攻隊員は、自らの命を絶つことに失敗して生き残った者であり「恥」と認識された。あるいは、戦争末期に行われた「集団自決」は、捕虜となって生き恥を晒すよりも清く自らの命を絶つことを選択したとされる。こうした歴史的な事実を見ても、いかに日本人が名誉や誇りの裏腹としての「恥」を、自己の存在価値を貶めるものとして強く認識していたかがわかる。

ただし、これらの「自殺」によって守られる名誉や誇りとは、かつての武士や兵士という他者を守るために自己を犠牲にするという特別な任務が与えられた者にのみ属する価値である。武士や兵士とは、明日には自らの命を失うかもしれない者たちである。そのために、国家や社会の側として必要なのは、彼らの「死」をいかに名誉と誇りがあるものにするかであった。彼らが自らを死に至らしめるための納得性と正当性を与えるものが、名誉と誇りだったのである。

だが、戦争における特攻や集団自決とは、与謝野晶子が有名な「君死にたもうことなかれ」という詩において、名誉や誇りとしての死を否定したように、必ずしもすべての人々による賛美の対象だったとは言えない悲劇なのである。

3.5 他者の承認による自己の存在証明としての自殺

死に至らなかった自殺行為を、単純に自殺未遂としてだけに済ますことはできない。その理由は、若者たちの「自傷行為」⁽¹⁴⁾にみられるように、場合によっては死に至るような行為を行うことで、逆に自己の存在を確認するという場合を含むからである。

この自己の存在証明のための自殺未遂は、他者（しばしば親や友人である）による自己の存在承認を求めた行為であるとされる。特に、幼児期における虐待による PTSD や両親の離婚による愛情の欠乏感から、自己の存在を否定的に感じる青少年に多いとされる。それは、自らの腕を傷つけて痛みを感じることで、血が流れることを視認することで、自己が生きている証を見出し、さらに他者による疑似承認を受けようとするのである。

情緒が不安定な若者は、自己が存在することを他者が承認することによって、自己の統合を試みるのである。もちろん、多くの若者にとって自己の統合すなわちアイデンティティの確立は、大人になるための難しい関門である。他者に対して自己の存在承認を求める行為が、「甘え」であるとか「他者依存」として否定されれば、若者たちは、他者による承認の不存在に苦悩するのである。ゆえに、親や友人に対して自己の存在承認を求める精神的に不安定な若者に対して、その承認を拒否し、自己の存在証明を自分自身で見つけよと「自己決定」と「自己責任」を持ち出すことは、彼らにとっては自己が自己を傷つけるしか自己承認と存在証明の方法が残されなくなるのである。

このアイデンティティの喪失（アイデンティティ・クライシス）による空白感の埋め合わせのための自傷行為を防ぐには、チャールズ・テイラーが言うように、アイデンティティを維持するための「（自己準拠）粹もしくは地平を提供するコミットメントと帰属」⁽¹⁵⁾が必要である。若者たちが自己の存在を自己承認できるような場所と、周囲の人たちによるコミットメントが不可欠なのである。

3.6 究極の自己統治としての自殺

ミシェル・フーコーは自殺について多くを語っていないが、自殺とは究極の自己統治であるという言葉を残している。「自己決定」と「自己責任」とは、自己統治すなわち、自らのことは自らが判断・決定し、その結果の責任を自己へと還元する姿勢である。したがって、究極にまで自己統治を求めた、あるいは求められた先にあるのが、自らの存在を自らが決定する権利なのである。

もちろん、フーコーが自殺を奨励しているわけでは決してない。なぜなら、フーコーが探求した自己が自己であるための自己統治に不可欠な自己決定と自己責任が、結果的に自己の存在を消滅させる行為となるのは、明らかにパラドクスだからである。そのため、フーコーは自殺に関する言及を「究極の自己統治」あるいは「究極の想像」⁽¹⁶⁾に留めているのである。

近代的な人間の「自我」を究極にまで突き詰めれば、自己を消滅させる権利を神や他者ではなく、自己が持つことを意味する。このフーコーの議論の趣旨は、「死に至る自己の権利」として、商品化され消費されてしまった現代社会の死に対して、死の意味と美を復活させたいという思いからなのである。だが、それは読み手にとって、自殺を「自己の権利の正当な行使」として賛美するかのように読み取りかねない。だが、フーコーの議論の焦点は、自殺の是非ではなく、人間の「死」というものを、人間と

しての尊厳を守る最後の行為として、宗教や法的な観点から、悪や罪としてはならないということを示唆しているところなのである。

4 自殺の複合的要因

自殺は、以上のような社会的背景や価値から発生する、究極の自己破壊行為である。そして、特に近代以降は、社会の不確実性と複雑性を背景にしたものである。私たちが自殺の原因や背景を把握しきれないもどかしさは、近代社会の特性である不確実性と複雑性を反映したのものであるからである。その意味で、自殺とは古代から存在する自己破壊行為だとしても、前近代と近代とを自殺の観点から区分できる。それは、自殺の根本的な背景に社会の不確実性と複雑性を内包しているか否かなのである。

前述のように、前近代的社会における自殺は、絶対的な宗教や倫理観によって罪とされていたことにそれが現れる。自殺は神という絶対者に対する人間の罪として扱われたのである。しかし、近代以降では、自殺は神に対する罪というよりも、不確実で複雑に分断されて統合を喪失した社会の暗闇に投げ出された人々が、孤独あるいは孤立することにより、自己の統合を喪失してしまった個人による究極の自己決定なのである。

社会が複雑であるが故に、自殺に至る要因も複合的である。そのため、正確に社会的要因を把握することが困難となり、病理学的な観点からうつ病が自殺の最大の個人的要因とされるに至っている。しかし、そもそも個人がうつ病になる社会的要因も複雑である。病理学的にもうつ病に至る要因としては、社会的孤立・孤独による無力感や絶望感、職場などの環境によるストレスなどが挙げられているが、それらが自殺の社会的要因のすべてであるとは考えられない⁽¹⁷⁾。

あるいは、高齢者の自殺でしばしば挙げられる要因として個人の健康問題があるが、健康問題だけが自殺の要因ではなく、それに家族関係や経済力の不足などが複合的に絡み合うのである。そして、高齢者の孤独・孤立が自殺を誘引するとされるが、そもそも高齢者の孤独や孤立を発生させるのは、家族や地域社会問題といった社会的要因でもある。

つまり、自殺に至る直接的動機をもたらす背景や要因は、個人的なものから社会的なものまで様々な要因が複合的に絡み合った社会システムに存在するのである。

4.1 社会的統合の喪失

社会学の伝統的なアプローチからは、こうした複合的要因を総合させて、社会的統合の喪失と、それによる個人の孤独と孤立を自殺の要因として挙げる。家族や地域社会の統合の喪失は、地域に生きる人々を孤独あるいは孤立に向かわせ、そして自己の統合をも喪失するからである。

その社会的統合の喪失には、人々のつながりだけではなく、社会の統合に必要な価値観の喪失も加えられる。価値観の面からの社会統合の崩壊の例としては、政治的イデオロギーの変化、政治体制の変化そして社会的規範の変化が挙げられる。これらは、歴史的にも革命や戦争といった大きな変動要因によって、人々の統合の価値観をも大きく転換させてきたものである。

社会的統合の変化と経済の急激な悪化というものが、自殺を強く誘引することは、多くの研究で明ら

かになっている。社会的統合の喪失と経済の悪化による企業倒産、失業そして就職・就学の失敗などが、人々の将来への悲観を生み、自殺を誘引するとされる。

ボードロとエスタブレは自殺と社会変化との相関関係を示すものとして、経済成長率、離婚率、宗教的实践率、社交性・政治的参加度合い、そして他者への信頼度という5つの指標を、ジョン・F・ヘリウェルによる研究を基礎として挙げている⁽¹⁸⁾。

これらの指標は自殺の増減との因果関係を示すものとは言えるが、ボードロとエスタブレは、膨大な研究を基に、特に経済発展の指標は現代ではすでに適応されないということを指摘している。その上で彼らは、現代社会では労働を通じた自己実現ならびに創造的個人主義と自殺との相関関係を指摘している。そして、労働を通じた自己実現と創造的個人主義が社会に定着すれば、自殺を抑制すると言う。20世紀の後半において、特に旧ソビエト連邦の国々では、共産主義体制の崩壊から自由主義体制へと大きく政治体制が変わり、人々の価値観が混乱したことによって、自殺が増加したという事例が、それをよく物語っている。

そして、自由主義体制下の国々でも、その例外ではない。今日のように、すべての価値が市場競争における貨幣へと還元されるに至ったプロセスである。貨幣価値のない行動は無意味であり、他者はすべて貨幣価値をもたらす顧客か、あるいは競争相手と認識されるような自由主義体制内での価値観の転換である。そうした市場主義と競争主義が蔓延するようになった自由社会では、人々は社会の統合もすべて貨幣で還元されるものにししか考えられず、それに馴染まない人々は市場から退却が迫られるのである。つまり、市場主義を区分コードとした社会の統合の喪失である。日本や韓国において、経済発展とともに、自殺者が増加してきた社会的要因には、この自由主義社会における社会の統合の喪失があると考えられよう。

こうした社会の統合の崩壊が自殺を促進するという見方は、デュルケイム以後の社会学的アプローチによって数多く指摘されている最もポピュラーなものである。特に、社会の統合の喪失によってもたらされる社会の最少単位である家族の崩壊が、自殺を促進するという見方は統計上からも妥当性を見せる⁽¹⁹⁾。

このように、社会の統合の崩壊は、社会の急激な変化によって引き起こされる。例えば、閉鎖社会から開放社会への変化、そして農村型社会から都市型社会への変化は、地域における人々の統合を崩壊させる強い要因である。

だが、社会の統合の喪失が直接自殺に至る要因というよりも、それはあくまでも背景値であり、事態はもっと複雑になっている。つまり、価値観の変化による社会の統合の喪失が、自己の統合の喪失すなわちアイデンティティの喪失を引き起こして、それが自殺への誘因となるというのは、自殺者を囲む一つの大きな社会環境ではあるが、それが個人の自殺を誘引するために、まだ他の要因が潜んでいるのである。

4.2 自殺の複合的要因に潜む触媒

確かに、ボードロとエスタブレらによる社会学の伝統的アプローチから導き出されるように、自殺が社会との統合の喪失に起因するという見方は妥当である。そして、彼らが自殺を防止するための方法論

として指摘した労働を通じた社会の再組織化が、自殺防止の有効な一つの政策ではあろう。しかし、社会的価値観の変化や体制やイデオロギーの変化に伴う社会統合の喪失をくい止めるために実施する社会統合の強化が、パラドクシカルに現在の自殺の社会的要因となっていることについては、彼らの分析からは見えてこない。

社会的統合の喪失という社会的要因から自殺に至るプロセスへの探求は十分とは言えないものの、多くの研究の蓄積からある程度の解明は進んでいる。現在の時点では、自殺願望者を取り巻く社会的要因である社会の統合の喪失と、自殺願望者のうつ病などの個別的要因が結びついて、自殺へと至ると一般的に考えられている。だが、その因果関係を証明する上で大切な点は、社会的要因と個別的要因を結び付ける「触媒」(catalysis)の存在の解明である。触媒が作用しない限り、必ずしも社会的要因と個別的要因が結びつくことはないのである。

今日では精神医学的な観点からも、一般的にはそれがうつ病だとされている。社会的要因によって、個人がうつ病に至り、そして将来への絶望から自殺に至るとされる。この分析は統計的な観点から見れば正しいものであろう。実際に、日本で自殺が増える推移と、うつ病患者が増加するのは同一の傾向を示しているからである⁽²⁰⁾。

だが、うつ病が社会的要因と自殺の間で触媒としての作用を持っているとは限定できない。自殺の動機は多様であり、必ずしもうつ病に至らなくとも、自殺に至る場合も多いからである。前述の「ウェルテル効果」「後追い自殺」あるいは「自己の存在証明を求める自殺」などは、必ずしもうつ病とは限らない。しかも肝心なことは、精神医学的にもまだうつ病の根本的な原因の究明には至っていないことである。つまり、自殺の社会的要因とうつ病との因果関係は、まだ医学的にも明確にはなっていないのである。

過去の研究の蓄積から、自殺の動機には自己の誇りや名誉の維持あるいは自己の存在証明といった心的な「触媒」があることは確かである。したがって、自殺に至るまでの触媒の存在については、うつ病のような精神病理学的な観点に加えて、社会学的なアプローチによる触媒の探求が必要なのである。

例えば、イジメという陰湿な行為によってもたらされる子どもたちの自殺を例に考えてみたい。他者によるイジメが即座に自殺に至るのではなく、イジメによってもたらされる孤独感、悲観そして絶望観といったうつ病的な症状が結びついて自殺に至ることはよく理解できる。しかし、それだけでは、他者によるイジメに始まり、個人の悲観や絶望に至って自殺する因果関係を十分に説明したとは言えない。つまり、イジメによる自殺にも、自殺へと誘引させる触媒が作用していると考えなくては説明できないのである。

この場合、イジメにあって子どもが置かれている状況において、イジメを続けている他者とイジメを受けている自己とのコミュニケーションの中に、言葉や行為として表れるコミュニケーション・メディアの存在への検証がなくては、自殺に至る触媒を把握できない。言葉や行為として表れるコミュニケーション・メディアの中に、自殺に至る触媒が隠されているのである。つまり、悪意に満ちた「臭い」「死ね」といった言葉、物を隠したり、壊したりする行為などに表れる子どもならではの「心的コード」が、自殺へと至る触媒として作用を働かせているのである。

同様に、破産や失業に至った大人にとっても、社会的要因としての倒産や失業が、すぐに自殺に結び

つくわけではない。自殺者とその周囲とのコミュニケーションの中に、触媒が隠されている。それは、倒産や失業に至ったのも「自己決定」と「自己責任」であるという「責任コード」の存在である。破産や失業の原因が個人の決定によるものでも、個人の責任でもない場合であっても、それらがすべて「自己決定」と「自己責任」に還元され、他者による救済の方法が閉ざされれば、彼らは自己を責め続けて行き、果ては生きる希望を失うだろう。

社会には、存在を評価される自己実現と創造的個人主義に立脚することができた強い個人だけが存在しているのではない。それに失敗した個人に対しては、社会に組み込まれた規範としての「責任コード」が脅迫のように襲いかかる。労働を通じた自己実現と創造的個人主義を發揮できない人々、つまり労働や活動を通じて「自己決定」と「自己責任」を全うできない人々は、自己自身も社会からも存在価値を認められない存在として認識されてしまうのである。労働や活動を通じた自己実現に成功した人々は別だとしても、ひとたび失敗をしてしまえば、労働や活動による自己実現の機会や場所も与えられず、しかも、その機会と場所の喪失が、すべて「自己決定」と「自己責任」として個人に還元されているのである。つまり、様々な自殺に至る個人的要因と社会的要因による複合的な環境の下で、自殺へと追い込む役割を果たす媒介の存在とは、現代のリスク社会に組み込まれた「責任コード」と考えられるのである。

したがって、市場主義によってもたらされた社会の統合の喪失という自殺の社会的要因と、個人を自殺へと誘引する一つの触媒として考えられる、自己決定と自己責任というコードについて、次に検討をしていくことになる。

5 自殺の触媒としての「責任コード」

5.1 「自己決定」と「自己責任」

自己と他者との関係性の中に、個人を自殺へと誘引させる触媒として存在するのが「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」である。この「責任コード」は、この世界に生きる人々に利益にも不利益にもなる影響を与え続けている。そもそもコードは、社会に対して正と負の両方の作用をもたらす機能を持っているからである。

責任という価値概念は、古代ギリシヤ時代から「応答すること」という意味ですでに語られていた。そして、責任は、それ自体が自殺を引き起こす直接の原因ではなく、様々な要因を結びつけるメディアすなわち媒介としての役割を果たしているということについて、すでにプラトンもその存在を示している⁽²¹⁾。

責任という概念に加えて、「自己決定」と「自己責任」という価値概念は今になって始まったわけではなく、啓蒙思想家たちの仕事であった。近代の黎明期においては、人間の理性と自我の覚醒を目指したデカルト、ジョン・ロックあるいはカントらが語った人間の自由意思にみられるように、近代的個人自我を定義するものとして「自己決定」と「自己責任」の重要性が語られたのだった。彼らの人格主義は自己の志向や行為に対して自己が責任を負うという理性的かつ道徳的主体としての個人を描くことで、前近代化から近代への扉を開けていったのであった。このように、「自己決定」と「自己責任」という

概念は、「自我」というものに目覚めた啓蒙思想を源流として、近代以降に生まれたものなのである。

人間の自由や権利を謳った啓蒙思想家たちは、その裏側に存在する義務としての責任というものを見逃すことはなかった。啓蒙思想家のルソーにしてみれば、責任とは義務であり、社会契約における契約の履行を意味したし、自己の権利を放棄する者は、義務としての責任からも離脱できるが、奴隷になるとも指摘したのである。

チャールズ・テイラーは次のように近代化における自己責任論の形成について語っている。

「こうして18世紀の初めまでに、少なくとも北西ヨーロッパの社会的・宗教的エリートと彼らのアメリカでの子孫の間では、明らかに近代的自我のようなものが形成されつつあった。それは、アウグスティヌス主義的遺産に由来する二種類のラディカルな再帰性、つまり二種類の内面性——自己探求の諸形態と自己制御の諸形態——を、ときには危うげに統合したものだ。これら二種類の諸形態はそれぞれ、誕生したばかりの近代的個人主義の重要な側面、すなわち承認を受けた個性と自己責任にもとづく独立性との基盤をなすものであった」⁽²²⁾

このテイラーの指摘は、ウルリッヒ・ベックが「個人的な次元では、自分の行為の帰結がますます自分自身に帰責されるようになる」⁽²³⁾ といったこととも文脈が一致する。あるいは、ボードロとエスタブレが、「社会の中で過ごした時間の長さとともに自殺のリスクが増えるということは、自殺の原因を探すべきは、自然や生物学の領域ではなく、社会生活またはそれが時間をかけて個人に与える作用のなかだということだ」⁽²⁴⁾ と指摘したこととも同様である。

この自己への帰責とは、例えば、うつ病患者、アルコール依存症患者さらに薬物依存症患者の場合に、病症それ自体が自殺に直結するのではなく、社会的規範としての自己に責任を帰責させることで、うつ病患者やアルコール・薬物依存症患者が自殺に追い込まれることを意味する。また、倒産した会社の経営者の場合、倒産した事実が自殺に直結するのではなく、彼らに対して求められる「責任コード」が彼らを苦しめ、アノミーに陥った彼らはその苦しみから逃れるために自殺すると考えられることに適応できる。

そこで、近代以降の「自己責任」という概念を三つの意味に分化して考察を進めたい。

第一は、前述のように、啓蒙時代以降に語られるものである。自己が自由であろうとする時に、必ず自己に負荷されるものが自己の責任であり、いわばカント的な自由意思に基づく自律的自己責任である。

第二は、自己と他者との関係性から派生する自己に負荷される責任である。いわば他律的自己責任と言える。このマックス・ヴェーバー的な自己責任は、社会的に合意をされている「道徳的・倫理的責任」から導き出されるものであり、自己の意思にかかわらず、自己の行為によって発生したすべての結果を、自己が引き受けるという意味である。

第三は、古代ギリシア時代から受け継がれた「応答責任」から導き出される。いわば、フォーコーの言う、「パレーシア」という権力関係である。それは、自己の意思を権力者に対して命がけで表明することによって、権力者から命さえ奪われる可能性を自らの責任として受任することである。その受任を自らが決断しない限り、権力関係から逃れることはできないのである。

この三つの責任が混同されてはならない。この点について、自由主義の立場に立脚しながらさらに批判的合理主義を唱えたカール・ポパーは下記のように指摘する。

「権威による命令に接したとき、それに従うことが道徳的であるのか非道徳的であるのかを批判的に判断することこそ、われわれの責務だからである。権威にはその命令を強要する力があるだろうし、われわれにはそれに抵抗する力がないかも知れない。しかし、もしわれわれに選択できる物理的な力があつたとしたら、そのときは、究極的な責任がわれわれの側にあることになる。命令に服すべきか、権威に服従すべきかは、われわれ自身の批判的決断にかかっているのである」⁽²⁵⁾。

こうしたカント的啓蒙思想を引き継いだ自由主義においては、ハイエクが「自分の行為に完全に責任を負うことができると考えられる正気の成人だけが、その自由を享受する完全な資格をもつとみなされた」⁽²⁶⁾と指摘したように、自由と責任が表裏一体の価値とされた。そして、特に日本においては20世紀の後半から、新自由主義のイデオロギーの根幹として「自己決定」と「自己責任」という価値概念が喧伝されたのであった。

新自由主義においては、ハイエクのように基本的には福祉国家を批判し、市場における個人の選択の自由に関連して、より強く「自己決定」と「自己責任」が個人の自立と自律に基づく強い社会を構成する上で重要な価値とされた。それまでの政府や社会に依存する個人、自己の失敗の責任を政府や社会へ転嫁することが、個人の自立と自律を阻害する要因であると強く非難されたのだった。つまり、福祉国家によって生まれた政府に依存する個人、いわば弱者が集合することによる社会統合の喪失を、再び「責任コード」に基づいた強者の論理による社会の再統合と再秩序化が進められたのである⁽²⁷⁾。

この視点は、ボードロとエスタブレが記した次のような指摘と一致する。

「福祉国家のネオリベラリズム的な終焉が高齢者を持てる者に、若者たちを不安定雇用に変える傾向がある。まさしくそこで、一世紀以上にわたって教育的諸価値を支えてきた社会的諸規範の転倒が起る」⁽²⁸⁾

このボードロとエスタブレの指摘のように、新自由主義を旗印とした福祉国家を否定的にとらえる議論によって、個人に関わる事柄はすべて「自己決定」によるものであり、個人に降りかかる不幸な結果を惹起したのも、「自己決定」による選択と「自己責任」へと還元されたのであった。つまり、自殺したのも「自己決定」であるし、自殺したことによって被る経済的負担、そして遺された者の精神的苦痛も「自己責任」として処理されるのである。

この歴史的な「自己決定」と「自己責任」という自己の権利を保障する上で欠かせない重要な価値が、逆に自己に負荷を与えるようにパラドクシカルに転回したのが、20世紀の後半から社会に蔓延した「責任コード」による強い負の作用の結果である。「責任コード」は、「自己の権利」として「自己で決定せよ、自己で責任をとれ、応答せよ」という、生存への強い意思を持つことへの命令を脅迫のように変化させた。自らの生命の生存の決定までも、自己の決定と責任の範疇として、他者からの責任追求へ

の応答として自らを死に追い込んでいくのである。すなわち、「責任コード」の負の作用とは、自殺の直接的な要因ではないものの、社会的要因によって自殺願望を抱く者を、自殺へと導く触媒の役割を担っていることなのである。

このように、今日の社会で、自殺者の運命の分かれ道となる「鍵」を与えるのは、不確実性と複雑性を内包している社会に組み込まれている「自己決定」と「自己責任」という自己統治による「責任コード」のパラドクスである。「責任コード」は、不確実性と複雑性を改めようと確実性と明確性を求めるがために自己が存在している証明を自己自身に帰結する作用を持っている。そのため、「責任コード」があまりにも強く作用すると、個人は自己の統合を喪失させ、社会の中で孤独あるいは孤立した状態に追い込まれるのである。

5.3 「自己決定」と「自己責任」による社会の再秩序化

日本において、「自己決定」と「自己責任」という価値概念が明白なものとして喧伝されたのは、それほど古い時代ではない。20世紀の後半の日本で、ハイエクやフリードマンらの政府による市場の関与への批判と、福祉国家の再編成の主張が喧伝されたのは、日本においても福祉国家が行き詰まった頃である。また、戦後の日本の政治体制を批判する文脈として、「責任論」が強く語られた時代もあった。

政治の場で「自己決定」や「自己責任」という概念が打ち出されたのは、中曽根康弘元首相や小泉純一郎元首相らによる新自由主義的イデオロギーであるとされる⁽²⁹⁾。特に、小泉元首相が強硬に推し進めた郵政民営化は、政府の市場への関与を縮小させるために強く出された新自由主義による象徴的政策だった。

しかし、「自己決定」と「自己責任」という価値概念が日本の社会に大きく、しかも強くコード化されるに至ったきっかけは、2001年9月11日のニューヨーク貿易センタービルなどの同時多発テロ事件を契機として勃発した、2003年3月から始まった米国とイラクとの戦争である。

戦争の勃発当初に、戦争に反対する多くの活動家がイラクに入り、米軍からの攻撃を防ぐための人間の盾となった。日本人の三人の活動家やジャーナリストもその例外ではなかった。2004年3月、彼らがイラクに入って、正体不明の武装勢力によって人質となり、彼らは「自衛隊の派遣を止めるように」というメッセージをテレビで出すように仕組まれた。その後、三人の人質は解放され、無事日本に帰国した。しかし、この事件の発生直後から日本の一部では、自衛隊の派遣問題とも絡んで、彼らの行動は日本政府の勧告を無視した行動であり、「自己決定」と「自己責任」に委ねるべきものであるという世論が強く沸き起こった。この文脈は、彼らの行為は彼ら自身の決定であり、すべての責任を彼ら自身が負うべきであり、政府の責任に帰するべきではないという意味である。彼らの行動の是非や真偽、あるいは自衛隊の派遣の是非はともかくとして、この事件をきっかけとして、広く日本社会に「自己決定」と「自己責任」という価値概念がコード化された。

そして、2008年9月に発生したリーマン・ショック以降、日本社会に大量に発生した「派遣切り」という派遣社員の「首切り」が相次いだ時も、「自己決定」と「自己責任」が喧伝された。派遣社員、フリーターあるいはニートとなった人たちは、それは自己の選択による決定であり、「自己責任」であるのだから、結果として「派遣切り」にあったとしても非難にあたらぬという世論も生まれた。

あえて派遣社員、フリーターあるいはニートになった人はともかくとしても、当時の日本経済の状況からは、そうした立場にならざるを得ない若者たちが溢れていたにもかかわらず、当時の石原慎太郎東京都知事は彼らに対して「穀つぶし」という表現を使ったのであった。確かに社会にコード化した「自己決定」と「自己責任」を文字通り実践できる人たちは、石原の好む強い人たちである。強い人たちによって構成される組織や社会あるいは国家は、石原が期待しているように「強い」ものであろう。しかし、「自己決定」や「自己責任」にも至らない多くの若者たちの存在を生んだ社会的、経済的要因への検討は隅に追いやられ、もっぱら当事者としての若者たちの「自己決定能力」と「自己責任能力」の欠落として認識されたのであった。

こうした「自己決定」と「自己責任」というコードによる日本社会の再統合と秩序化というプロセスは、新自由主義的な市場での競争の概念は経済だけではなく、文化や教育の分野にも及んだ。すべての価値が貨幣に換算され、貨幣価値のない活動は退けられた。

だが、そうした社会の再統合や秩序化を目論む主体も特定できず、それによって秩序づけられる客体も曖昧である。つまり、社会システムにおけるコミュニケーションによる作用の複雑性そのものを表している。曖昧なまま、政治家やマス・メディアといった様々なアクターによって、「責任コード」が社会に動機づけられ、人々の意識の中に慣習的に組み込まれ、そして規範化され再秩序化されたのである。

強いインパクトを持った新自由主義だけに、新自由主義を信条としない人びとの間にも、「自己決定」と「自己責任」が大切な近代社会に生きる個人としての道徳であり、倫理であるという見方が広がった⁽³⁰⁾。一方で、それに耐えられない個人が社会から疎外されてしまうことへの懸念を示す議論も発生した⁽³¹⁾。それは、「自己決定」と「自己責任」は、いわば社会に対しての応答可能な強者の論理であり、社会に対する自己の応答責任を十分に果たせる人々の論理であるという批判である。こうした議論が示すように、社会から疎外され、社会に応答することが困難な弱者にとっては、「自己責任」とは耐え難い価値観である。いかなる困難にも応答していくことが可能という強さがなければ、人として生きていく資格もないとされてしまった。しかも、逆に応答が困難な弱者にとって、「自己決定」と「自己責任」という価値概念は、自らの命を絶つことに対しても「自ら死ぬ権利」を持つというように、自殺によってのみ応答可能と解釈してしまった。

だが、20世紀後半におけるこうした新自由主義を契機とする責任論は、世界的に広がったものであり、日本だけの固有の現象ではない。統計的に見ても、市場主義経済の下で、米国のようにもともと「自己決定」と「自己責任」が強く求められる西欧社会の自殺率は低いが、イタリア、スペインといった地中海沿いのラテン系諸国でかつ陽気な国民性を表している国でも自殺率は低い。したがって、「自己決定」と「自己責任」による社会の再統合が強く求められるがゆえに、自殺者が多発するという直接的な因果関係を証明できるものではない。

なぜなら、近代社会において、個人が生きていく上での「自己決定」と「自己責任」は、私たちが自律的に生活を営む上で大切な規範でもあるからである。そして、それを失えば、無責任かつ他者への依存症が社会に蔓延することによって、社会の力強さを喪失し、さらに無秩序な社会となって社会の統合も喪失するからである。しかしながら、一方で個人の責任を超えた領域にある不幸の原因を、すべて「自己決定」と「自己責任」に還元することは、個人と社会との関係性に存在する社会の「暗闇」に至

る「鍵」の存在を隠ぺいしてしまう。つまり、「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」のパラドクスというものを、自殺を考える上での前提としておかななくてはならないのである。

5.4 「責任コード」のパラドクス

2010年6月30日、日本でも人気があった韓国の男性俳優であるパク・ヨンハが自殺した。彼は、「生きていくのが厳しい」という言葉を遺したという。確かに現代は生きて行くのが厳しい社会である。ただ、それは人間社会であれば、生きていく厳しさは現代だけの特有なものではない。むしろ、20世紀前半のように、生きていくことが難しい戦争の時代が続いてきたものの、統計的には自殺者が少なかったことが明らかにされている。皮肉なことに、社会学者がその謎を探求してきたように、戦争という生命の危険が身近に迫っている時代よりも、平和で豊かな社会において自殺が多発するのである。つまり、生きていく厳しさの質が、戦争の時代と現在の平和な時代と異なっており、それが自殺の増減との因果関係を示しているのである。

では、平和な時代において生きていく厳しさとは何か。それは、不確実な未来と複雑性を内包している近代社会特有の「責任コード」のパラドクスである。

現代社会においては、社会的統合は曖昧になり、不確実性と複雑性が内在されている。明日の私たちの姿を、正確に私たち自身で認識することは不可能である。社会全体の統合の姿を映しだせない不安感から、私たちは確実性と明確性を求めて、様々な近代的かつ科学的方策を駆使して、未来における確実性を求めようと努力する。確実性と明確性を求めるためには、再統合を目論んで社会の再秩序化が進められなければ達成できない。なぜなら、社会の統合が崩壊してしまうと不確実性が増す、という不安が人々に広がるからである。そして、不確実性と複雑性を要因とする統合の喪失した社会を、再び秩序化するためには、今まで以上に強力な規範、法律といったコードが必要だというように認識される。20世紀の後半から、社会に存在する不確実性を減少させていくための「自己決定」と「自己責任」という価値規範が、強く社会全体に求められたのはこのためである。

不確実な社会の中で生き抜くためには、政府や他者に依存せず、政府や他者に責任を転嫁しない、強い個人でなければならないとされる。だが、その結果、自己の失敗に関わるすべてのことが、自己の決定と責任に還元されるのである。

ルソーやミルといった啓蒙思想家が説いたように、近代人は、個人として強く生きていくことが権利であるとともに義務（責任）とされた。その結果、奴隷になるまいと強く自由人としての自我を意識する近代人は孤独となる。同時に、近代人が自由であるためには、自由であるがゆえに個人の身に降りかかる一切の厄介についての責任を引き受けるというリスクを負わなくてはならないのである⁽³²⁾。

ここで言うリスクとは危険性ではなく、自己が自由であるために、自己としての責任を負うことである。自由であろうとするためにリスクを負うことを、ニーチェは「良心」と呼んだ⁽³³⁾。その時の「良心」とは、他者からの「責め」に対する応答責任、すなわち他者との契約を確実に果たそうとする心根である。この「良心」が、私たちに重くのしかかるのである。それが、自由な社会における責任というリスクである。

事業に失敗した企業家の自殺の多くは、「良心」に基づく責任感が強いからだと一般的に言われる。

「良心」に基づく責任感、自己の選択と決定による失敗に対して強く作用することが経験的に感じられるからである。そして、社会から強く求められる責任に応える最後に残された手段が、自らの命を絶つことなのである。この場合、他者とのコミュニケーションが断絶した孤独や孤立を悲観したことによる自殺ではなく、むしろ、社会の再秩序化のネットワークの中に組み込まれ、そして他者とのコミュニケーションに「責任コード」を読み取るからこそ、自殺者の心理システムにおいて自己準拠のパラドクスとして作用するのである。

もちろん、新自由主義が社会に「自己決定」と「自己責任」という価値のコード化を図ったのは、責任には自己統治という自己を強くする作用があるからである。他者に依存し、他者に責任を転嫁する人々が満ちた社会は、活力を喪失した無気力な社会となることだろう。だから、「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」は、社会を活力あるものにさせ、個人をエンパワメントさせていく上で不可欠なものである。

しかし、その強さにパラドクスが存在することを忘れてはならない。砂に水をかければ砂は固まるが、水をかけすぎれば砂の塊は砕ける。それと同じように、「自己責任」と「自己決定」による自己統治は社会において大切な価値だが、究極にまでそれを求めてしまえば、自己破壊につながるのである。そして、「責任コード」による社会の強い再統合を望むがために、過重に社会を再秩序化させようとするのは、責任感の強い「良心」を持つ個人にとっては「責任コード」が圧力となり、結果的に自己を破壊させるというパラドクスを引き起こすのである。

「自己決定」と「自己責任」に基づく究極の自己統治は、自己の責任感ゆえの「孤独」あるいは「孤立」と同じ意味を持つのである。かつてハンナ・アレントが示したように、「孤独 (loneliness)」とは、自らの意思と責任によって自己統治を完結させようとする状態である。そして、「孤立 (isolation)」とは、他者によって自己統治が迫られる結果生まれる状態である。近代社会に生まれてきた「責任コード」は、個人と共同体が分離される「孤独」と「孤立」を社会に作ってきた。そして、その「責任コード」に基づいて、社会の再秩序化を進めてきた新自由主義の規範は、結果的には自己の「責任」を果たすことができず、自己の責任感から自らの人生を終結させる行為へと導くのである。

社会とは強者だけで構成されるものではない。弱者も含めて構成される。かつて、レイモンド・チャンドラーの小説の一節にもあり、そして日本のテレビCMでも利用された「強くなければ生きてはいけない。優しくなければ生きて行く資格はない」というセリフとキャッチ・コピーが意味するように、強さと優しさの両方が備わった社会が健全である。なぜなら、責任の強さは脆さと裏腹であり、一方の優しさは曖昧さと裏腹でもあるからである。ゆえに、強い「自己決定」と「自己責任」のみを求める社会は、その社会の脆さの象徴の一つとして自殺を招くことになる。一方の、優しさのみを求める社会は、「他者依存」と「責任転嫁」を招いてしまう。したがって、社会はこうした複雑な二律背反あるいはジレンマを抱えて、それぞれがバランスを保ちながら維持されなければならないものなのである。

5.5 ヘゲモニック・バランスの喪失

繰り返すが、社会を秩序だてるために、「自己決定」や「自己責任」という規範コードは必要不可欠である。「自己決定」と「自己責任」を否定してしまうと、社会に表れるのは、「他者依存」と「責任転

嫁」である。しかし、「自己決定」と「自己責任」があまりにも強くなり過ぎれば、究極の「自己決定」と「自己責任」を果たす行為として、自殺が表れてくる。この最後の自殺に至るプロセスについて、もっと説明が必要である。

自殺に至る最後のプロセスについて、かつて説得力を持って分析をしたのが、エーリッヒ・フロムの『自由からの逃走』である。自己の転倒したマゾヒズムやサディズムが、自由の重みに耐えかねて従属の道へと進むとしたフロムによる心理学からの分析は、今日でも「自己決定」と「自己責任」が、パラドクシカルに逃避の結果としての自殺を誘引させるという仮説を証明してくれる。自由とは責任とリスクを伴うから、そもそも個人にとっては大変重いものであることは、当時と今とでもいささかも変わらない。ゆえに、自由という重みから解放されて、従属という重みのない道を選択するとフロムは言うのである。

だが、フロムが前提としていたのは、ファシズムへの人々の従属という政治的問題であり、今日の自殺にそのまま適応することには無理がある。そして、フロムが生きた時代では、想定もできなかったまでに、近代社会の複雑性と不確実性はより一層進んでいる。ゆえに、自由社会に伴う「リスク社会」とされる今日の社会においては、フロムの心理学的観点からだけではなく、さらに社会にコード化された「自己決定」と「自己責任」と自殺との関係性を探っていくなくてはならない。それが、「自己決定」と「自己責任」という価値概念が持つ、パラドクシカルな自由の重みとのバランスである。

「自己決定」と「自己責任」は、自我意識に目覚めた近代人が、社会において自己の統合を維持し、かつ自律性と自立性を担保する価値として重要である。しかし、それらが責任コードとしてあまりにも自己の内面で強く作用すると、自己決定しなくてはならない自己と、自己決定し得ない自己というように、自己が自己を客体化することによる自己の統合の喪失を招いてしまう。しかも、強い自己の責任感という自己準拠は、他者に依存しないように作用するとともに、他者に責任を委ねることを拒否して、自ら孤独を招来させてしまう。自己の内面の統合と他者との関係性を保つ社会的統合のバランス、すなわち個人の心的システムに存在するヘゲモニック・バランス (Hegemonic Balance) の喪失を、他の誰からでもなく自己が招くのである。

ここで言うヘゲモニック・バランスとは、国際政治学で語られる「国家間の覇権の均衡」とは意味合いとは異なるもので、個人や社会の統合の喪失を防ぎ、安定的に活動を維持させていくために必要な二律背反する価値の均衡という意味である。社会には様々な「力」が働いている。それは、社会においては政治的権力、法の執行力あるいは規範や道徳といったものであり、人々をある一定の方向性へと導いていくための「力」である。その様々な力は、二律背反するものであるが、その二律背反する力の均衡が、社会の安定を保つのである。

同様に、個人の心的システムにもヘゲモニック・バランスが作用する。例えば、人は誰でも孤独を楽しみたい時がある一方で、親しい友人や知人とともにひと時を過ごしたいという欲求もある。この孤独を楽しむ心と、集団に居ることを楽しむ心とはパラドクシカルなものであるが、人が精神的安定を保つ上では両者ともに大切である。このバランスが崩れれば、自己の精神的安定が喪失してしまう。孤独のみを愛する者は集団性を喪失するし、集団の中でのみ安寧を見る者は、個人を見失う。そのどちらも自己あるいは他者とのコミュニケーションによる心的システムにおける自己準拠によって、自らの統合に

不可欠なヘゲモニック・バランスを喪失させていき、アイデンティティ・クライシスに陥るのである。

すなわち、個人におけるヘゲモニック・バランスとは、「自己決定」と「他者決定」への依存、そして「自己責任」と自己の「無・責任」というパラドクシカルな価値の両方の均衡を保つということである。自己にとってそのどちらが優越するかということ、自己自身は決定できない。だが、社会に組み込まれた「責任コード」は、その決定不能な価値の片方の責任のみの選択を個人に求めるのである。そのため、個人はヘゲモニック・バランスを崩してしまい、自己の統合が喪失していくのである。すなわち、自殺者がそもそも決定不能な責任の選択をすることによる、自殺者の内面にある心的システムのバランスの喪失であり、そして究極の姿としての、自己が自己をも破壊する自殺という現象の表れなのである。

もちろん、前述のように「自己決定」と「自己責任」は、近代的理性に基づいた合理的かつ責任感を持つ存在として人間を鍛え上げていく。そうした価値がなければ、前近代のような自我が抑制された人間、封建的な規範や慣習に唯々諾々と従うしかない人間、そして他者に全面的に依存してしまう人間になってしまう。そうした「他者依存」と「無責任」が社会に蔓延すれば、社会の活力は失われていく。社会の活力の喪失を防止しようとするのが、「自己決定」と「自己責任」による社会の再秩序化の目的なのである。だが、その一方で、「他者依存」と「無責任」とヘゲモニック・バランスを保った状態で存在しなければ、人間は「自己決定」と「自己責任」の重さに耐えられず、自己が自己統合を喪失させてしまうのである。

こうした「自己決定」と「自己責任」のパラドクスから自己統合の喪失を防ぐ術は、他者からの「赦し」あるいは「寛容」と、自己が自己に対して「赦し」あるいは「寛容」の機会を与えることしか当面のところ考えられない。つまり、「自己決定」や「自己責任」には限界性があること、その限界を超えた行為に人間は「責任がない」のであって、むしろ自己は「責任がない」ことを表明することも責任であること、すなわち「赦し」あるいは「寛容」という概念の復活である。「責任コード」による社会の秩序化は、他者からのみならず、自己が自己には「責任がない」との言明を許さない寛容性のない社会を作るのである。

「無責任」を許容しないことは、それが道徳的、倫理的な社会の重要な価値だとされるからである。だが、それでは自己は自己統合の喪失への道しか残らなくなる。もちろん、それは「いいかげんさ」「責任逃れ」という意味の「無責任」とは全く異なるものである。むしろ、その「責任がない」ことを確認していく道が、他ならぬ自己が自己統合させていくという「自己責任」を発揮する行為なのである。なぜなら、自己統合を可能にできるのは、政府でも他者でもなく自己自身しか存在しないからである。なおかつ、それが本来の「自己責任」の最も根源的な意味なのである。

以上のように、「自己決定」と「自己責任」のコードのパラドクスによって引き起こされる自殺とは、「責任コード」が組み込まれて秩序化した社会において、自己が「赦し」あるいは「寛容」の価値を見つけれず、自己のヘゲモニック・バランスを喪失してしまうことによる究極の「自己決定」による表現なのである。「自己決定」と「自己責任」という「責任コード」は、近代に生きる私たちの自我を構成する重要な価値基準である。しかし、「責任コード」に内在するパラドクスを認識せず、自己がもともと決定できないこと、決定してはならないことを決定してしまうことにより、自己の心的なヘゲモニック

ク・バランスを失ってしまう。さらに自己統合を喪失させ、究極の「自己決定」と「自己責任」の発露としての自殺を選択することに至るのである。

ま と め

本研究は、経済的に豊かな日本で自殺が増加するようになった社会的要因のほんの一部について、社会システム論のアプローチから探求したものである。それはコミュニケーション・メディア⁽³⁴⁾として社会に存在する「責任コード」に、自殺を誘引する触媒の働きをするパラドクシカルな要因が隠されているという点のみを分析したものである。

こうした探求の意義は、経済的に発展し、個人の自由な選択が許容される日本にあって、自殺が非常に多いという社会の「暗闇」の深層を示すことである。「暗闇」はいずれの社会に数々存在するのであるが、個人を自殺に追い込んでいく社会の「暗闇」を明らかにしようという意図である。その「暗闇」の一つの要因が、日本社会に組み込まれた「責任コード」の持つパラドクシカルな作用なのである。

もちろん、すべての自殺の要因に「責任コード」のパラドクスを適用しようという意図はない。自殺の要因について、社会システム論からみることが重要だが、このアプローチから自殺の要因のすべてを分析できるものではないからである。この社会学的アプローチからは、現在では一般的な認識とされている「うつ病」といった病理的な自殺に関する個人的要因を分析できるものではない。人間の複雑な心的システムに潜む自殺のメカニズムは、別途十分に探究していく必要があることを否定しない。しかしながら、本稿は、病理学的なアプローチからでは語られることのない、個人と社会とのコミュニケーションに存在する社会的要因としての「自己決定」と「自己責任」という概念がもたらすパラドクシカルな作用を明らかにしたものである。

社会に強く組み込まれた「責任コード」のパラドクスが、自殺に至る一つの大きな背景であるということを示すことは、政府や自治体あるいは関係者が、自殺防止を考える上でも重要な観点となろう。なぜなら、今日、ゲートキーパーとの接触と対話という意味でのコミュニケーションによって、多くの自殺願望者が自殺を思いとどまっているのは、ヘゲモニック・バランスの喪失を他者との接触によって癒されるからに他ならないからである。

以上のように、本稿は、多くの自殺に関する社会の要因の分析の中でも、あまり語られてない「モノサシ」から、社会の側に存在する自殺の背景と要因を考察しようとした。その「モノサシ」とは、社会学の伝統からの自殺への見方を継承しつつ、さらに発展させようという試みである。社会学の伝統からは、自殺は社会統合の喪失と、それによって引き起こされる孤独あるいは孤立というものを社会的要因として捉える。社会は常に統合を図ろうと、社会の再秩序化を試みるのである。今日その社会の再秩序化に最も強く求められた価値観が、「自己決定」と「自己責任」である。ところが、こうした再秩序化に組み込まれた「責任コード」は、自己へ再帰的に作用し、結果的に究極の「自己決定」と「自己責任」として、自己破壊行為すなわち自殺に陥るといったパラドクスを内在しているのである。

つまり、今日の自殺者が発する「沈黙のメッセージ」とは、自殺は宗教上の罪でも、刑法上の犯罪でも、そして美学のモチーフでもなく、近代社会における「責任コード」を、自己言及的に自覚した理性

的な個人が陥るパラドクシカルな悲劇だということなのである。

(2013年12月12日)

〈注〉

- (1) 「自殺」を「自死」という表現に変えようという動きが日本では強まっている。島根県では正式に平成25年度から、「自殺」という表現を「自死」に変えることを決定した。「自殺」にある「殺」という文字には、犯罪的観点が含まれてしまうことへの配慮である。ただ、本稿では様々な「自殺」の意味を考えるのが趣旨であるから、「自殺」という表現を使用する。
- (2) 東京都内の鉄道では、毎日のように「人身事故」という名の自殺が発生している。その時に、私たちはそれを「迷惑行為」と感じてしまう。自殺に至った人の苦悩や背景を思い起こすのではなく、電車の時間が遅れることにいらだちを覚えるのである。こうした風景が特別なものではなく、日常の一コマになっている社会は異常であり、そして、この異常性に慣れてしまっている社会はもっと異常である。この異常性に慣れてしまったことが、日本が「自殺大国」と呼ばれるようになった一つの要因でもあろう。
- (3) 本稿で使用するコミュニケーションとは、ニクラス・ルーマンの定義にならって、一般的な「対話」あるいは「つながり」といった意味ではなく、自己と他者との間の観察 (observation) という意味で使用していることに注意されたい。
- (4) ヤロシュ, 2008年, p.65.
- (5) ヤロシュ, 2008年, p.19.
- (6) ショウペンハウエル, 1995年, pp.206-207.
- (7) プラトン, 1992年, p.24.
- (8) プラトン, 1998年, pp.17-45.
- (9) ショウペンハウエル, 1952年, p.79.
- (10) 立山龍彦, 1998年, p.15.
- (11) ボードロとエスタブレ, 2012年, pp.143-144.
- (12) こうした行為が「自殺」ではなく「自死」という表現で使用されている例が多い。前述のように、「殺」という言葉は犯罪のように感じられるが、「自死」は自己の死をもって自己が存在した崇高な意義を証明するという意味があるからである。しかし、名誉や誇りを守るための「自死」であっても、自らが自己の存在を消滅させるという意味では、他の「自殺」と何らかわらない。その違いは、「自殺」とは現世の苦悩から自己の解放を目指す行為であるが、「自死」とは自己が苦悩を受け入れる行為であることである。
- (13) 林考瑞よれば『法華経』にある「焼身供養」とは、「常住不変の「法」は無常な存在である肉体よりも貴いのだということ表現し、また、前世で自らの身を捨てるほどの難行を積んだ結果として、現世の彼らが仏陀もしくは菩薩になったことを讃えている」もので、あり仏教からも決して自殺は称賛の対象ではないという。林考瑞, 2013年, pp.34-35.
- (14) 自殺と自傷行為の境界線は微妙である。必ずしも自傷行為がすべて自殺を目的としたものとは考えられないが、場合によっては結果的に死に至る可能性が大きい。
- (15) テイラー, 2010年, p.30.
- (16) フーコー, 2006年, pp.96-97.
- (17) 高橋祥友, 2006年, p.109.
- (18) ボードロとエスタブレ, 2012年, p.122.
- (19) ボードロとエスタブレ, 前掲書, p.108.
- (20) 厚生労働省, <http://mhlw.go.jp/seisaku/2010/07/03.html> (2013.2.25 アクセス)
- (21) プラトン, 1992年, p.37.
- (22) テイラー, 2011年, p.215.
- (23) ベック, 2011年, p.260.
- (24) ボードロとエスタブレ, 2012年, p.158.
- (25) ポパー, 1980年, p.46.

- (26) ハイエク, 1986年, p.223.
- (27) 小坂井敏晶, 2008年。
- (28) ボードロとエスタブレ, 2012年, p.292.
- (29) 新自由主義という日本語には, 様々な立場の思想が混在しており, 一つのイデオロギーだけを示しているものではない。英語表記にも, New-liberalism や Neo-liberalism があるし, 漢字ではなくカタカナのリベラリズムなどもあり, それぞれで意味合いは大きく異なっている。本稿で述べる新自由主義とは, ハイエクのような福祉国家を批判したリバタリアニズムや, かつてマーガレット・サッチャー英国元首相, ロナルド・レーガン米国元大統領そして日本での中曽根康弘政権時代の新保守主義とも接近しながら喧伝され始めた, フリードマンらによる市場における個人の選択の自由や政府の規制を排する自由競争を重視するイデオロギーの総称を言う。なお, こうした新自由主義への批判に対して八代尚宏は誤解であるという見解を述べている。八代尚宏, 2011年を参照。さらに, サッチャーが雑誌のインタビューに答えた時の「社会は存在せず, 存在するのは個人だけである」という発言は, いくぶん誤解されて広まっている。彼女の発言の趣旨は, 政府に依存しない自立した個人の必要性を説いたものである。政府と個人との関係性を強調するあまり, 社会の重要性を無視するかのような発言に, 彼女が「強い個人」の必要性を説いたと解釈されたのであろう。Samuel Brittan, “There is no such thing as society”, in *Capitalism with a Human face*, Harper Collins, Paperback Edition, 1996, pp. 85-101.
- (30) 自由主義を批判しコミュニタリアンを推奨する藤原保信においても, 社会に不可欠な道徳や倫理として「責任ある自由」という表現を使っている。藤原保信, 1993年, p.178.
- (31) 斎藤貴男のように, 「自己責任」という概念が, 障害者などを社会的に排除させ, 社会を自殺者が多発するような不健全なものにさせているという議論である。斎藤貴男, 2009年。
- (32) ミル, 1971年, p.113.
- (33) ニーチェ, 1940年, p.66.
- (34) コミュニケーション・メディアとは, ニクラス・ルーマンなどの社会システム論において重要な役割を持つ概念である。システムと環境との間で交わされるコミュニケーション(ルーマンの場合は観察である)に介在し, 触媒のように両者に変化をもたらす機能を持っているものである。例えば, 権力, 貨幣, 真理あるいは感情などである。

参考文献

- アレント, ハンナ 志水速雄訳『人間の条件』, ちくま学芸文庫, 1994年
- 中山元訳『責任と判断』, 筑摩書房, 2007年
- 生越照幸編『自殺問題と法的支援』, 日本評論社, 2012年
- 池田良彦「管理・監督責任をめぐる刑事上の問題」『東海大学紀要』, 開発工学部, 2, 1993年, pp.17-29.
- 伊原木大祐「責任の無限」『宗教研究』, 80(3), 2006年, pp.619-640.
- 上田秀明「「保護する責任」の履行, リビアの例」『産大法学』, 京都産業大学, 45(3.4), 2012年, pp.7-16.
- 大庭健『他者との誰のことか』, 勁草書房, 1989年
- 『自分であることはどんなことか』, 勁草書房, 1997年
- 『「責任」ってなに?』, 講談社現代新書, 2005年
- 荻野昌弘『開発空間の暴力』, 新曜社, 2012年
- 亀喜信「行為と赦し:ハンナ・アレント研究(6)」『大阪府立大学紀要』, 2009年, pp.23-34.
- 河西千秋『自殺予防学』, 新潮社, 2009年
- 神田隆之「第5章 リスクと行政」藤井浩司, 縣公一郎編『コレク行政学』, 成文堂, pp.95-122.
- カント 篠田英雄訳『純粹理性批判』(上, 中, 下), 岩波文庫, 1962年
- クザーヌス, ニコラウス 八巻和彦訳『神を観ることについて』, 岩波文庫, 2001年
- クニール, ゲオルク アルミン・ナセヒ 館野受男, 池田貞夫, 野崎和義訳『ルーマン 社会システム理論』, 新泉社, 1995年
- 児島亜紀子「「他者のために死ぬこと」あるいは苛烈なる原理」『社会問題研究』53(2), 2004年, pp.95-116.
- 小浜逸郎『「責任」はだれにあるのか』, PHP新書, 2005年

- 小坂井敏晶『責任という虚構』, 東京大学出版会, 2008年
- 小松丈晃『リスク論のルーマン』, 勁草書房, 2003年
- 「社会システム理論とリスク」『社会・経済システム』(26), 2005年, pp.119-123.
- 斎藤貴男『強いられる死』, 角川学芸出版, 2009年
- 佐藤真紀, 伊藤和子『イラク「人質事件」と自己責任論』, 大月書店, 2004年
- シュッツ, アルフレッド 渡辺光, 那須壽, 西原和久訳『社会的現実の問題 II』, マルジュ社, 1985年
- ショウペンハウエル 斎藤信治訳『自殺について』, 岩波文庫, 1952年
- 金森誠也編訳『存在と苦悩』, 白水社, 1995年
- 新藤宗幸「行政責任と刑事責任」『立教法学』52号, 立教大学, 1999年, pp.16-43.
- 高橋祥友『自殺予防』, 岩波新書, 2006年
- 瀧川裕英『責任の意味と制度 — 負担から応答へ』, 勁草書房, 2003年
- 立山龍彦『自己決定権と死ぬ権利』, 第2版, 東海大学出版会, 2002年
- 田中政光「ストリート・レベルの戦略」『横浜経営研究』18(3), 1997年, pp.193-212.
- 樑博行「アメリカ不法行為法における不作為責任」『神戸市外国語大学学研究』70, 神戸市外国語大学, 2008年, pp.41-80.
- 常松淳『責任と社会』, 勁草書房, 2009年
- テイラー, チャールズ 下川潔, 桜井徹, 田中智彦訳『自我の源泉』, 名古屋大学出版会, 2010年
- 土居正典「行政責任と不作為の違法(1)」『鹿児島大学法学論叢』40(1), 2005年, pp.23-48.
- 中山竜一「リスクと法」橋木俊詔, 長谷部恭男, 今田高俊, 益永茂樹編『リスク学入門 1』, 岩波書店, 2007年, pp.87-116.
- 成田和信『責任と自由』, 勁草書房, 2004年
- ニーチェ 木場深定訳『道徳の系譜』, 岩波文庫, 1940年
- ハイエク, F・A 一谷藤一郎訳『隷従への道』, 創元社, 1954年
- 田中真晴, 田中秀夫訳『市場・知識・自由』, ミネルヴァ書房, 1986年
- 長谷部恭男編『リスク学入門 3 法律からみたリスク』, 岩波書店, 2007年
- 林考瑞「残された人々の希望」『悲・コンパッション』vol.4, チベット問題を考える有志の会・チベットの風, 2013年, pp.34-41.
- 土方透, アルミン・ナセヒ編著『リスク』, 新泉社, 2002年
- 平石直昭「現代日本の「ナショナリズム」」『社会科学研究』58(1), 東京大学, 2006年, pp.9-35.
- 藤原保信『自由主義の再検討』, 岩波新書, 1993年
- プラトン 岩田靖夫訳『パイドン』, 岩波文庫, 1998年
- 古田徹也「バーナード・ウィリアムズ「道徳的運」」『行為論研究』第1号, 行為論研究会, 2010年, pp.109-127.
- ブルデュー, ピエール 石崎晴己訳『構造と実践』, 藤原書店, 1991年
- フロム, エーリッヒ 日高六郎訳『自由からの逃走』, 東京創元社, 1951年
- フーコー, ミシェル 小林康夫, 石田英敬, 松浦寿輝編『フーコー・コレクション 1』, ちくま学芸文庫, 2006年
- ベック, ウルリッヒ 東康, 伊藤美登里訳『危険社会』, 法政大学出版局, 1998年
- 木前利秋・中村健吾監訳『グローバル化の社会学』, 国文社, 2005年
- ベック, ウルリッヒ 鈴木宗徳, 伊藤美登里編『リスク化する日本社会』, 岩波書店, 2011年
- ベック, ウルリッヒ アンソニー・ギデンズ, スコット・ラッシュ 松尾精文, 小幡正敏, 叶堂隆三訳『再帰的近代化』, 而立書房, 1997年
- ポパー, カール 藤本隆志, 石垣壽郎, 森博訳『推測と反駁』, 法政大学出版局, 1980年
- ポランニー, カール 若森みどり, 植村邦彦, 若森章孝訳『市場社会と人間の自由』, 大月書店, 2012年
- ボーボロ, Ch R. エスタブレ 山下雅之, 都村聞人, 石井素子訳『豊かさの中の自殺』, 藤原書店, 2012年
- 眞鍋貞樹「想定外の事態における地方自治体の政策決定」『経営経理研究』第94号, 拓殖大学経営経理研究所, 2012年, pp.49-82.
- 『閉塞社会を生きる』, 山川出版社, 2012年
- ミル, ジョン・スチュワート 塩尻公明, 木村健康訳『自由論』, 岩波文庫, 1971年

- 村上順「フランスにおける行政の不作為責任」『神奈川法学』22(2), 神奈川大学, 1986年, pp.465-518.
- メルロ＝ポンティ 竹内芳郎, 小木貞孝訳『知覚の現象学 1』, みすず書房, 1967年
- 竹内芳郎, 木田元, 宮本忠雄訳『知覚の現象学 2』, みすず書房, 1974年
- 滝浦静雄, 粟津則雄, 木田元, 海老坂武訳『意味と無意志』, みすず書房, 1983年
- 合田正人訳『ヒューマニズムとテロル』, みすず書房, 2002年(a)
- 海老坂武, 木田元訳『政治と弁証法』, みすず書房, 2002年(b)
- 毛利泰俊「リスク社会における科学評価のための法制度設計をめぐって」『西南学院大学法学論集』38(3/4), 2006年, pp.193-294.
- 八代尚宏『新自由主義の復権』, 中公新書, 2011年
- 山村武彦「社会全体で社会の安全を支える仕組みを」『ガバナンス』, きょうせい, 2011年10月号, pp.30-32.
- ヤロシュ, マリア 石川章弘, 石垣尚志, 小熊信訳『自殺の社会学』, 学文社, 2008年
- ヨナス, ハンス 加藤尚武監訳『責任という原理』, 東信堂, 2000年
- リップ, ヴォルフガング「第8章 リスク, 責任, 運命」土方透, アルミン・ナセヒ編著『リスク』, 新泉社, 2002年, pp.242-271.
- ルーマン, ニクラス 長岡克行訳『権力』, 勁草書房, 1986年
- 大庭健, 正村俊之訳『信頼』, 勁草書房, 1990年
- 土方透, 大澤善信訳『自己言及性について』, 国文社, 1996年
- 村上淳一訳『社会の教育システム』, 東京大学出版会, 2004年
- 徳安彰訳『社会構造とゼマンティック 1』, 法政大学出版局, 2011年
- レヴィナス, E 合田正人訳『存在の彼方へ』, 岩波文庫, 1999年
- 熊野純彦訳『全体性と無限(上)』, 岩波文庫, 2005年(a)
- 熊野純彦訳『全体性と無限(下)』, 岩波文庫, 2005年(b)
- Luhmann, Niklas *Risk*, Transaction, 2005
- 厚生労働省 <http://mhlw.go.jp/seisaku/2010/07/03.html> (2013.2.25 アクセス)

党人政治家の行動規範

—— 三木武吉を中心に ——

遠藤 浩 一

はじめに —— 政治家を衝き動かす動機 ——

三木武吉と保守合同

戦後の保守政治について議論しようというとき、しばしば「党人派對官僚派」という構図が設定される。

わが国の近現代政治における政党政治家と官僚政治家との軋轢ないし対立の淵源は、明治の自由民権運動まで遡ることができるが、第二次大戦後においては、昭和24（1949）年1月に行われた第24回（戦後3回目、現行憲法下2回目）衆議院議員総選挙で外務官僚出身の宰相・吉田茂が池田勇人（大蔵次官）や佐藤栄作（運輸次官）ら多数の官僚出身者を政治家に転身させ、いわゆる「吉田学校」を形成したときから、こうした構図が注目されるようになった⁽¹⁾。

吉田は、自ら作り上げた「吉田学校」を政権基盤の主体として、被占領後期の統治を主導し、主権回復（昭和27＝1952年）を成し遂げた。ところが皮肉なことに、講和条約発効前後に、公職追放に処せられていた政治家（鳩山一郎、三木武吉など）や官僚（重光葵、岸信介など）が続々と政界に復帰・参入すると、相対的に吉田の存在感は低下し、政権基盤は不安定化する。一方で社会主義勢力の伸長に対する警戒感もあって、わが国の保守政治は「ポスト吉田」に向けて動揺しはじめる。

昭和27年4月の主権回復から同30（1955）年11月の保守合同にいたるわずか3年半の間に衆議院議員選挙が3回、参議院議員選挙1回、合計4回もの国政選挙が行われ、その過程で政党は離合集散を繰り返した。それはやがて左右社会党統一（同年10月）と保守合同へと収斂していくのだが、対立から合同へといたる保守政界の再編を促した動機は、①社会党左右統一への危機感、②経済復興を本格化させるための強力な政権づくり、そして③主権回復の完成——の3つに集約できるだろう。

自由民主党が結党時に掲げた重要政策は、上記3点を具現化したものであり⁽²⁾。中でも重要視されたのは「現行憲法の自主的改正」（「党の使命」）だった⁽³⁾。岸信介は、憲法改正は自民党にとって「単に一つの目標を掲げているということではなしに、本当に真剣に改憲を実現しようということ」であって、「それには保守勢力を結集して、その安定した政治基盤が必要」⁽⁴⁾だった、と端的に述べている。彼らは、本気で憲法を改正すべく自民党をつくったというのである。保守合同に重要な役割を果たしたのは、岸信介や重光葵、芦田均といった非「吉田学校」系の戦前派官僚出身政治家と、鳩山一郎、三木武吉、緒方竹虎、石橋湛山、大野伴睦、河野一郎など党人政治家であった。

後に「吉田ドクトリン」⁽⁵⁾と呼ばれ権威化される軽武装・経済成長至上主義の中心軸は1946年憲法である。したがって改憲を党是とする自由民主党は、吉田路線の修正を目的として結成された政党にほかならなかったといえるし、保守合同に参加した政治家たちは「脱吉田路線」を旨とする政界再編に与したということになる。吉田と愛弟子の佐藤が結党当初自民党への参加を見合わせたのは、ある意味、当然だった。

「戦後を作った政治家」(高坂正堯)⁽⁶⁾と評される吉田茂の統治基盤を支えた実体的な力は、①連合国軍総司令部の威光、②官僚出身者を中心とする子飼い政治家(いわゆる「吉田学校」の生徒)の行政能力、③政党政治家たちの嗅覚と行動力の3つであり⁽⁷⁾、吉田はこれらを巧みに駆使して主権回復という大事業を完成させた。被占領下の吉田の政治指導に関して、総司令部(就中マッカーサー)との関係や、池田・佐藤ら官僚出身政治家の活躍についてはしばしば言及されるが、筆者はこれに加えて、三木や大野、あるいは益谷秀次といった党人政治家が第一次吉田政権の形成過程で果たした役割を明らかにしている⁽⁸⁾。

本稿で検討したいのは、その後——講和条約締結から保守合同にいたる保守政治の動乱期において、党人政治家がどのような行動規範に基づき、どのように行動したかである。中でも「機略縦横の策士」とよばれた三木武吉に焦点を絞りたい。

明治17(1884)年香川県に生まれた三木は、早稲田専門学校を卒業後、はじめ弁護士を開業したが、大正2(1913)年東京牛込区区議員として政治家としての歩みをはじめ、大正6(1917)年、憲政会から衆議院議員に初当選、以後、憲政会、民政党の代議士として活動した。帝国議会では「野次将軍」とよばれ、一般的には、いわゆる「腹芸」や「寝技」に長けた老獪な政治家として知られる。戦前一時期報知新聞社長を務めたが、この時期に戦争を煽ったという理由で、昭和21(1946)年、公職追放に処せられている。

政治家の動機要因

政治家を衝き動かす動機はさまざまである。よく知られるようにM・ウェーバーは、政治家を、政治のために生きる者と、政治によって生きる者の2種類に分類したが(『職業としての政治』)、要するに政治家の動機には理念(「政治のために」)と利益(「政治によって」)の2つがあるということだろう。

G・サルトルも、ヒュームの分類(利益と原理)をもとに、政党派閥(faction)を構成する動機次元の要因を、①権力欲及び利権からなる「利益」、②イデオロギー及び理念からなる「原理」の2つに整理した⁽⁹⁾。これらは政治家の行動を支配する一般的な動機要因として読み替えることが可能だろう。

しかし、政治家が何かを判断し、行動する際の動機はこの2つに限定されるものだろうか。政治とはすぐれて人間的な営為である。人間は、その感情から必ずしも自由ではない。そうであるならば、是非はともかく、政治の動機要因の一つとして、感情もしくは情念、さらにはそれらをもとにした人間関係といったものを除外してはならないのではないか。三木武吉は、反吉田闘争の渦中にあった頃「政治家の行動を支配する動機は、第一に理論、第二にそろばん、第三が人情と極言してもよい」⁽¹⁰⁾と指摘している。もっとも三木は「純理論というのは政治家にとって一番大切なもので、人情義理を超えて考えるべきである」と注釈して、理論(あるいは理念)を利害や感情より上位に置いているが、ともあれ戦後

政治に鮮やかな足跡を残した「策士」が、政治家を衝き動かす第三の動機として「人情」を挙げているところは注視すべきだろう。三木は、そうした動機によって行動する政治家たちを相手に機略を駆使したのである。

もちろん、人情の機微にふれたかどうかによって政治家が政見を変更するようでは政策遂行の安定性において問題が出てくることはいうまでもない。政策判断の場に「人情」が持ち込まれるような事態は、常に批判的に検討されるべきである。

ならば、三木をはじめとして、自由民主党結党に参画した党人政治家たちを動かした動機は何だったのか。「理論」（イデオロギー及び理念）だったか、あるいは「そろばん」（権力欲及び利権）だったか、それとも「人情」（情念及び人間関係）だったか。彼らは政治のために生きたのか、それとも政治によって生きたのか。

三木のような党人政治家といえ、ウェーバーが『職業としての政治』で論じた「ボス」が想起されるかもしれない。「ボスは、はっきりとした政治的『原則』を持たず、全く主義というものがなく、いかにして票を獲得するか、ということしか眼中にありません」⁽⁴¹⁾と、ウェーバーは扱き下ろしているが、当然のことながら、自民党（あるいはその他の政党）にも、こうした政治屋（politician）とでもよぶべき人物は少なからずいた（いる）に違いない。しかし中には「原則」や「主義」を懐深く抱いたその上で、「そろばん」や「人情」に配慮しつつ行動した政治家（statesman）もいた（いる）のではないか。三木は後者であったと筆者は見る。

自由民主党は結党以来今日に至るまで、戦後日本政治のメインプレーヤーでありつづける政党である。三木は岸信介らとともに、自由民主党結党の功労者である。そこにいたる過程において彼の行動を支えた規範（principle）はいかなるものであったのか――。

本稿では主権回復から保守合同にいたる政争史を辿りつつ、三木が何を考え、どのように行動してきたかを検討する。そうした検討が今日の日本政治に与える示唆は決して少なくないと思われる。

1 追放解除組の政界復帰

昭和27年以降3年にわたる保守政界の対立・抗争は、①自由党の吉田派（主流派）、②自由党への復帰ないし新党結成によって政権奪還をはかろうとする鳩山、三木、河野ら公職追放解除組と自由党内で吉田に反発する面々（非主流派）、③国民民主党（後に改進黨）など保守系野党、④重光葵（後に改進黨）や岸信介ら追放解除によって政界に参入した実力者たちによって繰り広げられた。

中でも重要な働きをしたのが追放解除組である。彼ら追放解除組の政界復帰・参入によって、日本の保守政治は一気に流動化した。別の言い方をすれば、それは被占領体制下の政治に終止符を打ち、わが国の政治がダイナミズムを回復し始めた瞬間であった。

1-1 「鳩山対吉田」不信の構図

1-1-1 追放解除組の政界復帰

昭和24年1月の衆議院総選挙で民主自由党を大勝させて権力基盤を確かなものにした吉田茂は、ほ

ぼ任期一杯（3年8ヶ月）を駆使して、主権回復という大事業の成就に向けて政権を運営した。しかし、同27年4月にサンフランシスコ講和条約が発効し、衆議院議員の任期が残り9ヶ月となると（同28年1月任期満了）、政界は、しだいに浮き足立ってくる。

もともと日本自由党は昭和20（1945）年11月、鳩山一郎らによって創設された政党だったが、同21（1946）年5月、いよいよ鳩山内閣組閣というときに当の鳩山が公職追放に処せられ、後事を吉田に託したという経緯がある⁽¹²⁾。鳩山の周囲には、追放が解除されれば当然政権は返還されるべきであるとの期待と、しかし吉田は政権に居座るのではないかとの疑心が交錯していた。「大政奉還」を待つべしとする山下太郎、石橋正二郎、安藤正純、大久保留次郎、石井光次郎らと、吉田を信用してはならないとする鳩山、三木武吉、石橋湛山らの間で見解が割れた。

昭和26（1951）年6月11日、文京区音羽の鳩山邸に三木、安藤、大野伴睦、大久保、石井、岩淵辰雄（政治評論家）が集まり、政界復帰後の行動について相談がもたれた。鳩山が、お互いここ一週間内外で追放解除になるので⁽¹³⁾、その場合政治行動をどうするか、考え方を統一しておきたいと口火を切ると、すでに追放解除になっていた安藤、大久保らは、「追放が解けたら自由党に帰って適当な時期に自由党の首脳部として大いに働こうではないか」と楽観的な提案をした。これに対して岩淵は、「吉田という人間が約束なぞ守る男と思っているのか」と、吉田への不信感をあらわにする。穏健論に立つ安藤に対して岩淵は、「昔シーザーは馬を陣頭に立ててルビコンを渡った。ところが鳩山の幕僚達はシーザーの馬の鼻づらを取って、もう一度兵をギリシヤに引き返そうとしている」と弱腰を戒めた。両者の間で激しい応酬になったところで、三木は、自らの考えを述べた。

「今日の自由黨は、われわれが終戦直後、何時までも占領軍の下におつたのはいかんというので創立したものである。日本の政黨を建て直して本来の日本の姿にするためにあの自由黨を作つたのである。ところが不幸にして鳩山が追放になつて吉田を頼んでやつて来て貰つたが、現在はその創立當時の氣持をもつて黨をリードしている人は一人もいない。今日の自由黨をみると、われわれの意圖したところと違つた道を歩いている。最早、五、六年の間、アメリカの支配の下に、吉田という政治に全然理解のない人間がリーダーとしてやつている。今われわれが自由黨に帰つてみたところが、獨立日本にふさわしいものを作ろうとしても、こんな自由黨ではやれるものではない。いわんや、吉田は留守を預るということをやつて來たのだが、今ではその上にアグラをかいているから到底元通りにしようとはいわないだろうし、この際われわれとしては居催促のような醜態を示すべきではない。むしろわれわれとしてはこの際新しい政黨を作ろうではないか。これはなかなか容易なことではないけれども、努力は必ずや報いられると思う」⁽¹⁴⁾

「今日の自由黨は、何時までも占領軍の下におつたのはいかんというので創立したものである」「獨立日本にふさわしいものを作ろうとしても、こんな自由黨ではやれるものではない」といった発言のうちに、三木の「本来の日本の姿」の回復への強い意欲が看取される。また「アメリカの支配の下に、吉田という政治に全然理解のない人間がリーダーとしてやつている」という言い回しに、吉田の政治指導への不満・不信が滲み出ている。鳩山邸における「反吉田」の鳩山首会談の基本的な議題は、アメリカ支

配からの脱却であり、独立日本の完成であった。それは、戦後日本に一貫するテーマだったといえる。

新党を結成すべきだとの三木の主張に、鳩山は即座に賛同した。ところが、この会合の最中に、鳩山は倒れる。脳溢血だった。鳩山は三木らより少し遅れて8月6日追放解除にはなったものの、身体を失っては、積極的な活動を望むべくもなかった。この時点における新党構想は頓挫した。

1-1-2 吉田茂の変心

鳩山側は疑心暗鬼だったが、吉田の側は当初、鳩山に政権を返すつもりだったという見方も一方にある。

吉田を支えながらも鳩山の“忠臣”を自任する大野伴睦は「(吉田は)終始一貫鳩山が追放解除になったら会見して、自由党は返す決心だ。俺は丁度鳩山の遺産管理人だ。だから遺産を少くして持主に返す訳にはゆかんから、出来るだけ遺産を大きくした上で綺麗に鳩山へ返す気持だと口癖のように云っていた」⁽¹⁵⁾と吉田の“本心”を解説する。ところがその鳩山が病気で倒れたため、引き続き自ら政権を担当する決意を固めたというのである。後に吉田と対立する岸信介も「吉田さんは鳩山さんに対して、一国の総理としてこの難局にあたるにはあの健康状態では駄目だ、ということだった」⁽¹⁶⁾と断言している。

保利茂⁽¹⁷⁾はさらに詳細に証言する。昭和26年6月9日ないし10日頃、吉田は鳩山に関する追放解除の決裁をし、保利に向かって「首相の方をすぐに、というわけにはいかんと思いますが、党の方は直ちに鳩山君にやってもらわなければならんようになるでしょう」と述べたという。ところが、その「翌日か翌々日、鳩山さんは音羽の私邸で倒れられた。ここがポイントです。吉田さんは鳩山さんのために、事実、店仕舞いをし始めた。その矢先に、不幸な事態が生じたのである」、「鳩山さんの病状を見極めていくうちに、鳩山さんに譲る気持をあえて抑えるようになった」、「ここが『臣・茂』といわれるゆえんで、天皇に対して『病人に重責を譲ってサッサと引退する』ことは許されないという非常に厳しい考えをもっておられた」⁽¹⁸⁾。

保利はこの件を“反吉田”の河野一郎に伝えた。それを聞いて半信半疑のようだったという河野も、8月に、吉田の口から「残務整理を速やかにやりたい」⁽¹⁹⁾との発言を直に耳にしている。鳩山が倒れて2ヶ月近くも経ってから河野に向かって「残務整理」を云々するのも不自然ではある。そのころの吉田はサンフランシスコへの出発直前のこととて、宰相として意気揚々たるものがあつたし、すでに病人に政権を託すことはできないと考え始めていた時期だろう。「残務整理」よりむしろ「講和後」の政局運営についてあれこれ構想していたに違いない。そういうときに反対派の河野に敢えて「残務整理」を云々したのは、人の悪さだったか、それとも独特の人身攪乱術だったか。

いずれにせよ、鳩山に政権を譲るつもりだったが、しかし肝腎の鳩山が病気で政権返還の前提が崩れたとの吉田の言い分は理解できる。「鳩山君の病軀よく独立再建の國務に堪え得るや、重責に堪ゆるの明かならざる限り、私として黨總裁および總理大臣の重任に鳩山君を推舉するのは、情誼はともかく、總理大臣として無責任であると感じ、これを躊躇せざるを得なかった」⁽²⁰⁾との述懐には一定の説得力がある。

吉田が主権回復後も引き続き政権を維持することについて、どの時点から意思を固めたかの詮索は措くとして、そう決意した主たる要因が鳩山の病いにあったことは疑いない。しかし、鳩山の側はこの心

変わりを吉田の違背と見た。こうした感情的なもつれが、後の倒閣運動へと発展する。ポスト吉田の政界再編の基本的なモチーフとして感情的な問題がまずあったことを確認しておきたい。

ただしそれと同時に、三木の発言にも明らかなように、吉田政権の継続は主権回復後も米国に日本の安全保障を依存するという「半独立」体制の維持を意味した。吉田の路線を改め、「本来の日本の姿」を回復させなければならないという理念的な要請が、三木の行動規範の根底にあったことを見落としてはならない。もちろん感情的な反発が作用したことも否定できないが、国策に関する基本的な考え方において、両者の間には埋めがたい懸隔が生じていたのである。

1-2 理念的動機としての「独立の完成」

1-2-1 重光葵と岸信介

公職追放解除によって鳩山や三木が政界に復帰するのと同時に、重光葵や岸信介といった戦前の官僚も政界に参入した。これによって保守政界の再編は、自由党内の吉田派對鳩山派の対立を主軸として、苦米地義三、芦田均、三木武夫らによる国民民主党（民主党野党派と国民協同党が統合）に大麻唯男、松村謙三など旧民政党系の追放解除組が合流し、総裁として重光を招聘した改進黨や、日本再建連盟を結成した岸らの動きが複雑に絡み合って展開されることとなる。

重光や岸が目ざしたのは「真の独立」であり、そのためには対外的に戦後処理を着実に進め、国内的には諸制度を整備することが必要と考えた。同時にわが国をとりまく地政学的環境を見据えて、かつては敵国であった米国との協調が必要不可欠だと得心していた。巣鴨刑務所での屈辱的な経験もあって、岸は心情的には「反米」だったが、一方で米国との連携は戦後の日本にとって必要不可欠と割り切っていた。岸自身の表現に依るならば「アメリカに対する反発」よりも「ソ連に対する反感」が強くなっていったからである⁽²¹⁾。

したがって岸は、米国を中心とする多数国との講和条約締結という吉田の決断を「戦後最高・最大であった」⁽²²⁾と絶賛した。他方重光は、サンフランシスコ講和条約を「米国の蘇聯に対する宣戦布告」と見做し、「東亜に於て日本を味方に取り入れた米国の地位は非常に強くなつた」と評価している。冷戦を戦っていかなければならない米国にとってこそ、対日講和に重大な意義があるとの視点である。併せて「次ぎの一年間は独立日本としてちつとはして居られぬ時である」と指摘し、わが国を取り巻く環境が変わった以上政治もそれに対応して変化しなければならぬと示唆している（昭和26年9月16日付手記⁽²³⁾）。

ただし、日米関係が戦後日本の生命線であるとはいっても「対米従属」であってはならない、と彼らは考えた。めざすべきは、「親米」と「独立」の両立だった。具体的には独立主権国家に相応しい国防力を整備するとともに、日米安保条約をより双務的なものに改定することである。さらには、日本再建に向け憲法改正をはじめとする根本的な施策の実現とそのための強力な態勢を構築するには早晚政界再編——保守合同が必要になると確信していた⁽²⁴⁾。政権の枠組み及びその目的という点において、重光や岸、さらには三木との間で基本的な問題意識は早くから一致していたといっている。それゆえにこそ、彼らは政界に復帰ないし参入したのである。

1-2-2 三木武吉の基本理念

三木武吉がウェーバーのいう「ボス」的な政治家にすぎないのならば、重光や岸の外交・安全保障に関する問題意識を後追いしただけであって、専ら自らの利益や情念を満足させるために独特の腹芸で辻褃を合わせ、反吉田抗争にのめり込んでいったと見ることも可能かもしれない。しかし三木が、根本的な問題意識において、かなり早い段階から憲法を中心とする戦後体制に疑問を抱いていたことを看過してはならない。

講和条約締結の直前（昭和26＝1951年夏頃）、すなわち追放が解除になった頃、三木は早くも講和後の政界再編は必至として、次のような見解を示している。

現在の衆議院は一昨年（昭和24＝1949年、筆者注）選ばれた議員で構成されてるが、その総選挙の時には、講和を吉田内閣になさしむるや否や、といふことが題目になつてをつた。その結果、自由黨が第一黨となつて、講和は吉田内閣になさしめるといふ國民の意思は、先般の地方選挙で自由黨が勝つたことにも、明かに現はれてをる。

ところが、いざ調印してみると、この前の選挙の時には想像もしてをらなかつた重大な事實が現はれて来る。草案によると「日本に對する軍備の制限はしない」といふ。これは日本は自衛權があるから再軍備をしろといふことだ。再軍備をするとなると、憲法を改正しなければならぬ。改正する必要はないといふ者もあるが、そんな議論は政治的に無茶だ。再軍備、憲法の改正といふやうなことは、今までの選挙に現はれてをらぬ。しかも國家の運命を賭する重大問題だ。

そこでどうしても改めて國民の意思を問ふ必要がある。

吉田は政治家としてそれをやる責任があるし、國民もこれに對しては徹底的に研究をして意思表示をしなければいかんと思ふ。

（中略）

もし吉田が立候補しても、吉田は近來の政治家として功成り名を遂げた人で、元來が政權に戀々とするやうな性格の人でないし、鳩山に友情と信義を持つてをるから、そこで必ず日本の政局の轉換が行はれると思ふ。

しかも、これは最も合理的であり、一片の非難を差挟む餘地もない。かうして日本の民主政治が確立される。眞の日本再建が行はれる。今までは占領下の再建だつたが、これからは日本人そのものの、プロパー日本の再建にかかつてゆくことになる⁽²⁵⁾。

これは政局をめぐる単なる放談の類ではない。重要な問題提起がなされている。主權回復への強い意思があらわれている。講和後の日本の基本課題が示されている。三木が早い時期から解釈改憲を排していた点は、その後3年間の政争の本質を見る上で、きわめて重要な意味がある。いよいよ政界に復帰しようというそのときから再軍備の必要性を説き、そのためには憲法改正が必要であり、これについて民意に問うべきであるとし（それは単に國民の声を聞くということではなく、「國民に徹底的な研究と意思表示をさせる」ことにほかならなかつた）、吉田は講和条約締結で功成り名を遂げたのだから、講和後は政局の轉換が求められ、それによってようやく日本の再建が実現すると説く。軽妙な語り口ながら、

ここにこそ、保守合同に向かう理念的動機が端的に示されているといえよう。

官僚出身の岸や重光、さらには“ボス”的政治家（と一般的には見られる）三木も、基本的に同様の問題意識を持っていたわけである。昭和27年秋から3年にわたって繰り広げられる保守政界における政争の基本テーマは、畢竟「眞の日本再建」であった。それを実現するためには政界再編——保守合同が必要との見方は、講和発効前後から主要政治家の間で共有されていたのである。

2 抜き打ち解散とバカヤロー解散

昭和27年から30年までの3年間に、3回の衆議院総選挙、1回の参議院通常選挙が行われている。短期間の間に何回もの国政選挙を重ねるうちに、保守政党のエネルギーは対立抗争から、しだいに合同へと収斂していく。吉田は自らが成立に関与した現行憲法の解散規定（7条ないし69条）を存分に活用して、政権延命のために（時には追い込まれる恰好で）解散権を行使した。しかし、衆議院を解散して、議員を入れ替えるたびに、自らの権力基盤は弱体化していった。他方で、共産党が武力闘争路線を採ったこともあって、社会党、とりわけ左派が左翼支持層を吸収し、次第に勢力を伸長させる。これを見て保守政治家の間で危機感が高まり、しだいに保守合同への気運が高まっていく。

中でも「バカヤロー解散」と呼ばれる政変は、吉田政権が衰退へと向かう決定的場面だった。こうした過程において三木は、捨て身で「脱戦後」のための政治闘争を仕掛ける。

2-1 抜き打ち解散

2-1-1 吉田流党内人事

昭和26年の段階では、鳩山新党結成は時期尚早だった。追放が解除された鳩山だったが、自らは闘病に専念するしかなかった。左半身が不自由になった旧友に対して三木は、「左の腕と左の足とが利かないなら、早く切つて活動の出来るようにしろ」⁽²⁶⁾と叱咤した。病気を理由に吉田の居座りを許してなるものかとの思いが、この老政客にはあったのだろう。この頃から政局の主役は「三木、河野両君に移つて来た」⁽²⁷⁾と、鳩山は観察していた。

鳩山が病に倒れた以上、三木らは自由党に復党するほかなかった。自由党で主導権を確保し、鳩山を総裁に据えるというのが当面の目標となった。入党届について云々する増田甲子七幹事長に対して三木は「入党も復党もいらん。これは俺のこしらえた党だ。吉田や君たちの方が俺に挨拶すべきだよ」⁽²⁸⁾と切り返した。

吉田からの政権奪還を企図する追放解除組の復帰によって鳩山派と吉田派の党内抗争は激化を余儀なくされた。当時の自由党では広川広禅、増田、佐藤栄作、池田勇人らが吉田派を形成し、一方もともと鳩山系だった大野伴睦、林譲治、益谷秀次の「党人御三家」⁽²⁹⁾は、政党人として吉田を誠実に支えていたが、文字通り“ボス”的政治家だった広川との関係は悪化していた。その広川は、吉田の忠臣・増田とも不仲だった。全体的に見て、吉田派は官僚出身者が中心であり、党人政治家の多くは鳩山系と目された。両者の勢力は拮抗していたが、それぞれ内情は複雑だった。

この頃の吉田の党内人事は、お世辞にも巧みとはいえない。昭和24年以降の政権運営の成功が慢心

をよびこみ、慢心は党内の反発をうみ、反発は混乱を招いた。同26年5月の三役改選で林ら「御三家」と大久保・安藤ら「追放解除組」は広川の幹事長再任に反対し、結局増田が幹事長に就任した。総務会長にまわった広川は総務会の機能を拡大して幹事長に対抗しようとしたが、増田幹事長は大野や追放解除組による顧問会議を設置してこれを牽制した。その後農相に転じた広川は公然と増田降ろしに動き、増田自身が幹事長としての適格性を欠いていたこともあって、翌27年7月、吉田は、増田に代えて側近で一年生議員の福永健司を幹事長に指名した。

こうした露骨な側近登用には広川のみならず、党内の中堅・若手も激しく反発した。半年後の任期満了＝衆議院選挙を目前にして、官僚出身の新人議員に選挙を差配する幹事長職が務まるかという不安と不満、あるいは妬心が交錯したのである。三木は「ワン・マンぶりが吉田君にはちと過ぎるから、反対のあることをはっきり見せることは、党内民主化のためには必要かもしれないナ。それが党のためにも吉田君のためにも必要かも知れんナ」⁽³⁰⁾と、微妙な言い回しで反対派の若手議員たちを唆した。吉田は結局、福永指名撤回に追い込まれ、林譲治衆議院議長が幹事長にまわり、林の後任として、大野伴睦が衆議院議長に就いた。

「鳩山派はこの勝利に意気揚り、中立系を抱込んでいよ々々吉田の足許を脅やかした」⁽³¹⁾と『三木武吉傳』（御手洗辰雄）にはある。確かに幹事長人事をめぐる混乱は、吉田の失敗だった。鳩山派一統は大いに溜飲を下げたことだろう。しかし吉田は次の手を打っていた。

2-1-2 抜き打ち解散の内情

三木ら追放解除組は、復党したとはいっても議席まで回復していたわけではなかった。国会に復帰するには吉田をして衆議院を解散せしめなければならず、以前から解散要求を突きつけていたのだが、吉田は政敵の政治的飢餓感を見透かすようにこれを表向き拒否し続けた。ところがその一方でひそかに選挙の準備を進め、昭和27年8月28日、突然解散に打って出た。いわゆる「抜き打ち解散」である。大野の議長就任三日目のことだった。開会中だったが本会議を開かず、解散詔書を衆院議長室に伝達し、大野議長が各党代表を集めて読み上げた。解散詔書には池田蔵相ほか4人の閣僚の署名しかなかった。苫米地義三前国民民主党委員長はこの選挙に立候補せず、日本国憲法第7条を根拠として行われた解散は憲法違反であるとして訴訟を起こした（苫米地事件⁽³²⁾）。

鳩山は突然の解散への複雑な思いを吐露する。

吉田君の八月二十八日の抜打解散はわれわれを押さえつけるための手段であつた。サンフランシスコ平和条約が出来たのに吉田内閣が頬冠りで通り過ぎるのはけしからん、新しい民意を問うために解散せよという世論が圧倒的だつたが、吉田君は議員の任期中は絶対に解散せぬということで押し通していた。これに對して党内の反吉田空気が段々強くなつて行つたのでわれわれの方の準備が出来ない中にと、急にやることになつたものだ。だから私達の方にとつても抜打ちだつたが、党内の大部分にとつても抜打ちだつた。吉田君が側近の一部の入れ智慧で急に解散をやろうという心境になつたものだと思う。この時は私等としては實際やりにくい選挙だつた。吉田攻撃をしながら同じ黨にいたからである。しかし仕様がなから選挙は全く二つに分れてやつた。事務所まで吉田君

の方は黨本部，こちらはステーション・ホテルと別れ別れである⁽³³⁾。

「側近の一部」とは松野鶴平らを指す。松野こそ、この解散を主導した中心人物だった。その目的は鳩山派を徹底的に叩くことにあった。鳩山は「私達の方にとつても抜打ちだつたが、党内の大部分にとつても抜打ちだつた」と「抜打ち」は双方にとって不利だったといわんばかりだが、これはやや甘い見方だといわなければならない。早晩解散するしかないと踏んでいた松野は吉田派の選挙準備をある程度進めていたからである。前年12月の内閣改造で労相から官房長官に転じていた保利は、その「内情」について次のように証言する。

世間では二十七年総選挙を「吉田が二、三の側近閣僚だけと相談して党幹部にも知らせなかった“抜打ち解散”だ」という。外観的にはなるほどそうだが、内情はこうだった。

党との調整ということになると、私は自由党のなんといっても新参者だ（当時幹事長林譲治氏、総務会長益谷秀次氏）。

松野さんは「党の方はオレがちゃんとやっておくから心配するな。君は政府の方の準備さえして置けばいいんだ」と言うので、私はその線で必要な準備にかかった。

松野さんは古く政友会の党務部長を長く務めている。党務部長というのは、いわば選挙対策委員長だから、大幹部でもあり、その道の大ベテランでもある。松野さんは林さんや益谷さんに「こんど召集される国会をどう乗り切るつもりか。前国会では数十法案が枕をならべて未処理になっているが……。それに全国的に盛り上がっている総選挙機運をどう沈静化する考えか」という言い方をしたらしい。松野さんとしては、だから結局解散しかないじゃないかと言うつもりだったのだが「二人とも、それについてなんら見通しを立てていない。これじゃ話しても仕方ないなと思った」と言う。そんな話をあとになって聞かされても、これまたどうしようもない。

私が「ひどいじゃないですか。林さんにもあなたが言わないものだから、私一人が（抜打ち解散の責任を）ひっかぶって悪者になってしまった」と言ったら、松野さんは「いや、言ってもわかりやせんものだから、しょうがないじゃないか」と言っていた⁽³⁴⁾。

かくして、自由党は分裂して選挙を戦うこととなった。鳩山派は吉田を攻撃するための、吉田にとっては鳩山を押さえつけるための選挙——三木の言葉を借りれば「鳩山派と吉田派は、反対黨に對すると同様な選挙戦における抗争を展開」⁽³⁵⁾することとなった。鳩山が「秘密外交を排撃する。自衛軍のため憲法を改正する。政党の運営を民主化する」と吉田の政権運営を批判すれば、吉田も「民主政治にふさわしからぬ旧政治家の当選は国民の不幸であり、一党一派の利害にとらわれて国会を政権争奪の場とすることは内外の不信を招く外はない」と新旧交代を強調した⁽³⁶⁾。遊説で吉田批判を繰り広げた石橋湛山と河野一郎を、吉田は投票日の2日前（9月29日）に除名に処した⁽³⁷⁾。

10月1日投票が行われた。自由党240（うち吉田系73，中間派99，鳩山系68⁽³⁸⁾，追放解除者79），改進黨85（追放解除者32），右派社会党57（同13），左派社会党54（同3），労農党4，日本共産党0，諸派・無所属26（同13）という結果だった。鳩山，三木，石橋，河野，大久保ら自由党の追放解除組

が議席を得、重光葵、緒方竹虎、福田赳夫、大平正芳といった実力者が議会に進出した。右派社会党の西尾末廣も復活した。全体として保守政党が議席をやや減らしたのに対して、社会党とりわけ左派が伸びた。保守政党の内紛に乗じて漁夫の利を得たという側面もないではないが、武力闘争路線に転じ幹部が地下に潜った共産党から離れた左翼支持層を左社が吸収したことが大きかった。

2-2 バカヤロー解散

2-2-1 党内野党としての民同派

自由党は過半数を得たものの、吉田と鳩山との間で総裁ポストをめぐる争いが熾烈になり、政局はますます不安定化した。正面衝突を回避しようと「御三家」が奔走し、国会召集日の前日、吉田と鳩山との会談が行われて、ようやく吉田首班で合意を見た。鳩山が求めた党内民主化などの条件を吉田が受け容れたという触れ込みだったが、吉田は閣僚人事で鳩山派を冷遇し、除名になった石橋・河野の処遇や党三役人事などをめぐっても両派の溝は埋まらず、鳩山派は自由党民主化同盟（委員長・安藤正純）を結成して、公然と反主流派活動を展開した。吉田に対する反発だけではなく、吉田との会談で簡単に妥協してしまった鳩山に対する不満もあった。「すっかり騙された」と口惜しがる三木は、民同派結成について次のように述べる。

これでは、吉田に對する牽制にもならなければ、獨斷專行を制することもできない。仕方がない。彼にもう一ぺん反省を促すようにしなければならないというので、いわゆる鳩山派の最も強固なる者が、このままじやいかぬから、自由党内にいて、あくまで初志の貫徹をしようというので、同志が民主化同盟という團體を組織した。安藤なんかも入っていた。そうして党内で吉田を牽制する方向に行こうということになった⁽³⁹⁾。

民同派は、「党内野党」以外の何ものでもなかった。

その後の政局の、主な動きを列記する。

- 民同派が提示する「三木武吉総務会長」案を吉田は拒否、益谷総務会長を再選させる（11月11日）。
- 「民同は時機を見て政界再編に乗り出し、場合によっては新党を結成する」と声明（24日）。
- 民同派25名の欠席戦術によって池田通産相不信任決議案が衆議院で可決（いわゆる「破産やむなし」発言⁽⁴⁰⁾）、同相更迭（28日）。
- 吉田首相は緒方官房長官を副総理に指名（28日）、これを機に広川農相は吉田と距離を置き始める。
- 吉田、緒方、林、益谷、三木、砂田重政、安藤が会談、吉田は石橋・河野の除名撤回を了承（12月15日）。
- 吉田が「佐藤栄作幹事長・益谷総務会長」を指名しようとしたのに対して、広川と連携した三木は「広川幹事長・三木総務会長」で対抗、結局「佐藤幹事長・三木総務会長」で妥結（昭和28年1月30日）。

2-2-2 転換点としてのバカヤロー解散

こうして反吉田派は、遂に党三役に食い込んだ。しかし両派の抗争はますます激化した。そこに起こったのが、いわゆる「バカヤロー解散」であった。①右派社会党議員（西村栄一）によって突きつけられた外交・安全保障上の問題点、②その質問に立ち往生し失言した吉田総理、③それを契機として与野党を越えた反吉田の権力闘争が本格化し、④「脱吉田」を理念的動機とする保守合同へと突き進む——という展開をみせることになるわけだが、この政変は戦後政治でも最も大きな節目の一つだったといっている⁽⁴¹⁾。

昭和28（1953）年2月28日、衆議院予算委員会において、チャーチル等の発言を引いて「戦争の危険は遠ざかりつつある」と楽観論を示す吉田に対して、右派社会党の西村栄一代議士（後の民社党委員長）は、欧米の政治家の発言の翻訳ではなく、日本の総理大臣として答弁せよと迫った。これに対して吉田は、感情を高ぶらせて、自分は日本の総理大臣として答弁していると、机を叩いて凄んでみせた。これに対して西村が「総理はあまり興奮しない方がよしい」と満座の前で窘めたものだから、吉田の苛立ちは頂点に達し、思わず自席で「馬鹿野郎」と呟いてしまう。すかさず西村は「国民の代表をつかまえて、馬鹿野郎とは何事だ。取り消しなさい」と詰め寄る。

吉田は即座に発言を取り消し、西村もそれを一応諒としたが、事態は収まらなかった。自由党内にも野党が提出した懲罰動議に同調する空気があった。同日の佐藤栄作の日記には「三木、河野両君は協調的なるも広川派の動き妙」⁽⁴²⁾とある。三木をはじめのうち、吉田が正式に陳謝することで事態の沈静化をはかるべきだとした（少なくともそうした姿勢を示した）が、当の吉田が応じようとしないう。吉田の頑なな態度を見て、三木はすかさず方針を転換し、広川はもとより、社会党の浅沼稻次郎などとも連絡をとった。幹事長として調整にあたった佐藤は三木を信じていいのかどうか悩む。3月1日の日記には「三木老は一人強気にて、民同並に広川派の蠢動を許さぬから断乎戦へと声援をおくる。何の程信じてよきか不明なり」⁽⁴³⁾と記している。佐藤の不安は正しかった。三木の“声援”は煙幕だった。この日の朝、三木は石橋湛山を呼び出し、「両三日中に吉田を引退せしめる計画」について打ち合わせている。

3月2日、野党が提出した懲罰動議は、自由党内の民同派（37名）および広川派（30名）の欠席によって可決される（賛成192、反対163）。「本会議を開けば両派とも出席なし。（略）二十九票の大差にて懲罰動議成立。万斛の涙をのむ」⁽⁴⁵⁾（佐藤日記）、「民同は吉田総理の懲罰動議はこれを否決するはずなりしも、吉田氏自身の強引なる本会議対策により民同および同志クラブ合計六十七名の欠席となりて可決せらる」⁽⁴⁶⁾（石橋日記）。

吉田は激怒した。特にこれまで目をかけてきた広川への怒りはおさまらず、即日広川農相及び広川派の政務次官（松浦東介＝農林、越智茂＝厚生）を罷免しようとしたが、広川は先手を打って自ら辞表を提出した。吉田はこれを受け付けず、あくまでも罷免という形をとった。吉田の意を受けた佐藤幹事長はさらに総務会で広川の除名を提議した。しかし三木らはこれに激しく反対して総務会はまとまらず、広川自身も抵抗した。

自由党の党内対立を見ながら左右社会党、改進黨など野党は内閣不信任案提出に動いた。三木は不信任案への賛成をちらつかせて広川除名案の撤回を求めたが、吉田は強硬な姿勢を崩そうとしなかった。緒方官房長官と佐藤幹事長は、不信任案が可決されれば即刻衆議院を解散すると繰り返し強調した。半

年前の選挙で当選したばかりの議員心理への揺さぶりだった。このとき、米国は解散を歓迎していないから吉田は総辞職を選ぶだろうとの観測が広まり、三木も「解散にはならない」と吹聴して、民同・広川両派の結束をはかろうと努めた。これに対して佐藤幹事長は、動揺する広川派議員を個別に説得し、切り崩しに「概ね成功なり」⁽⁴⁷⁾。3月6日、民同派の総会では、吉田が解散に打って出るならば「この際適当の時期を選び、吉田一派と正々堂々手を分ち鳩山党を作るべしとの論」⁽⁴⁸⁾が圧倒した。しかし議員個々の本心は微妙だった。拳を突き上げつつ、一方では吉田は総辞職するだろうとの希望的観測に賭けていた。もちろん吉田に総辞職という選択肢はあり得なかった。吉田派、反吉田派とも、引くに引けなくなっていた。

3月13日、改進黨、左右両社の野党は不信任案を提出した。同日三木は佐藤と会談し、鳩山総裁案を持ちかけるが佐藤はこれを拒否。14日、三木、河野、石橋ら民同派22名は自由党を離党し、院内会派「分党派自由党」を結成した。分党を急いだのは、脱落者の増加を防ぐためだった。このとき、安藤正純らが脱落しているが、これが後に吉田が分自党取り込み工作を進める際の布石となる。

同日午後、吉田内閣不信任案が採決され、賛成229、反対216で可決された。吉田は即日解散した。

2-2-3 手段としての機略

この間の三木の動きは機略縦横、策士の面目躍如たるものがあった。執行部の一員（総務会長）として民同派を説得するかにみせて、裏では吉田追い落としの策を練るということをやっている。動揺する仲間の脱落を防ぐため、しきりに「解散はない」とアナウンスし、さらには脱党して不信任案賛成にまわり、これを成立せしめるという拳に出る。こうしたところが策士とよばれる所以なのだろう。

しかし、三木自身、「黨員がその黨の總裁の不信任に賛成することは黨規にもとることだから脱黨しようというので脱黨して、不信任案に同調し、あの國會の解散となつた」⁽⁴⁹⁾と振り返っていることから明らかなように、その行動は、それなりに筋が通っている。三木にとって機略はあくまでも手段であり、その宿願は吉田を引退させることであり、それは「真の日本再建」のための前提条件だった。自由党にとどまるか新党をつくるかは、大きな目的を達成するための選択肢にすぎなかった。当初は自由党総務会長として党内で吉田内閣を総辞職に追い込む腹つもりだったが、吉田が解散に踏み切ったことで、脱党に切り替えたのである。

この政変の直前に砂田重政・安藤正純（この二人は結局自由党に留まっている）と行った鼎談で、三木は「私自身策なんということは考えたことがない。もしそこに策ありとすれば、無策の策だナ」「新しい人は、私個人の見方からいうと、古い人よりも、結果に対する利害打算にやや敏感なところがある。だから結論に向つて捨身になるというその度合いが、古い人よりも少し弱いんだナ」「權謀術數なんてない。ただ押しの手なんだ」と述べている。このあたりに、三木武吉という政治家の本領が示されているように思われる。同時に、ここでも「保守主義をもつておる政黨は、一つの方向に當然僕は行くべきものだと思うとる」⁽⁵⁰⁾と、保守合同の必要性を強調している。

三木はつまり、「真の日本再建」をはたすための「保守合同」という政治目標に向かって「押しの手」を貫こうとしたのである。その要諦は「無策の策」だから、自由党に留まるか脱党するかは大した問題ではなかった。当面の「利害打算」よりも、より大きな「結論」に向かって捨て身になる——そこ

に三木武吉の政治行動を律する規範があった。

3 保守合同 — 吉田政治の終焉

「バカヤロー解散」による第26回総選挙は昭和28年4月19日に行われた。自由党199, 分派自由党(鳩山自由党)35, 改進黨76, 左派社会党72, 右派社会党66, 労農党5, 共産党1, 諸派・無所属12という結果だった。自由党は過半数を下回った。分派自由党も改進黨もふるわなかった(それでも保守系で三分の二は確保している)。これに対して社会党とりわけ左派は, ここでも着実に議席を伸ばした。

またこの選挙で, 後に三木とともに保守合同を主導することとなる岸信介が議席を得ている⁽⁶¹⁾。この解散・総選挙は鳩山派に壊滅的打撃を与えたが, 吉田にとっても「終わりの始まり」を意味した。

衆院選の直後, 4月24日に行われた参議院選挙は, 自由党46(非改選と合わせ93), 分派自由党0(2), 改進黨8(15), 左派社会党18(40), 右派社会党10(26), 労農党0(2), 共産党0(1), 緑風会16(34), 諸派・無所属30(37)という結果だった。

3-1 政局と防衛政策

3-1-1 「再軍備」は否定されたか

ところで, この衆議院選挙の主要な争点は再軍備の是非であり, 再軍備を説いた鳩山自由党も重光改進黨も敗北ないし後退し, 再軍備に強く反対する社会党とりわけ左派が伸びたことをもって世論は再軍備に慎重になったとの見方がある。朝日新聞は同年4月21日付社説で「今度の選挙戦の最大目標の一であった再軍備問題に対する国民の批判が, このような結果をもたらした少くとも一因であることは否定できないであろう。(略)再軍備に積極的な改進黨, 分自両党が振わず, 少くとも再軍備を表面上は唱えない自由党がおおむね前勢力を保持し, 再軍備反対の左右両社会党, 特に絶対反対の左社が躍進振りをみせた事は, 再軍備問題に対する国民の意向の推移を見るに足るものがある」と解説している⁽⁶²⁾。同紙の見解をそのまま踏襲する論者も少なくない⁽⁶³⁾。しかしこの選挙結果をもって, 世論が再軍備反対に傾いたと見るのは早計だろう。

確かに朝日が述べるように正面から再軍備や憲法改正を訴えた鳩山自由党や改進黨はふるわなかったという事実は残るが, 吉田自由党も国力に応じた漸進的自衛力増強を説いているし, 右派社会党は吉田政権による再軍備にこそ反対姿勢を示したものの, 自衛権そのものは認めていた。強硬に再軍備反対, 保安隊解散を主張して一定規模の議席を得たのは左派社会党だけで, 圧倒的なマジョリティは再軍備や自衛権に対して肯定的だったと見ることも可能である。さらに選挙後しばらくして実施された朝日新聞社の世論調査でも, 無条件, 条件付を合わせると六割近くが再軍備に賛成している⁽⁶⁴⁾。「国民の意向」は朝日の社説が期待したようには「推移」せず, 依然として再軍備に理解を示していたといえる。つまりこの選挙の争点は再軍備の是非ではなく, 対立抗争を繰り返す保守政党に対する評価だったのである。

強気の解散権行使によって鳩山派に打撃を与えることに成功した吉田ではあったが, 自らの陣営も過半数を割り込んだ。「バカヤロー解散」は, 吉田の「終わりの始まり」と位置づけることができよう。

3-1-2 吉田の対改進黨工作

吉田の自由党は辛うじて勝利したものの、過半数には及ばなかったため、他党との協力関係の構築が急務だった。自由党は、選挙直後から重光の改進黨への接触を始めた。他方で、分自党から脱落していた安藤正純を無任所国務大臣に起用して、鳩山との連絡係として活用しようとした。

改進黨は「重光首班しからずんば健全野党」との方針を示したが、所属議員の心理は複雑だった。綾部健太郎や大麻唯男といった戦前からの党人派は保守連携を模索したのに対して、芦田均、松村謙三、三木武夫らは自由党との連携には否定的で野党指向だった。「重光首班しからずんば健全野党」は複雑な党内事情に配慮した最大公約数的な方針だったといえる。

しかし、芦田などの主戦論者を除くと、改進黨議員の多くは、政局の流動化が再び解散にいたる事態を恐れた。政局の安定のためには再解散は避けるべきであり、連立内閣に参加しないまでも、閣外から協力し、むしろ改進黨の主張を吉田内閣の政策に反映させるべきだとの議論が保守連携派を中心として党内にくすぶっていた。重光総裁自身も吉田への感情はともかく、早くから「民主的建設勢力の結集」との表現で保守勢力の合同を説いていたし、自由党との間で内々政界再編の相談も進められていた⁽⁵⁵⁾。財界も保守政党間の対立を憂慮していた。

組閣前後に吉田は数度書翰で重光に協力を求めている⁽⁵⁶⁾。ただしはじめのうちは、必ずしもすぐにも会談して連立の協議をしようという積極的な内容ではなく、「ただ何となく、貴下は政局についてどうのお考えか、使者にお洩らし下さい、というので、吉田さんの『何糞』という気持が躍如として」⁽⁵⁷⁾（宮澤）ような内容でしかなかった。首班指名前に頭を下げるのは沽券にかかわると思ったのだろう。

しかし吉田を取り巻く政治環境は「何糞」ですむような安定したものではなかった。衆議院議長選挙では自由党が立てた益谷秀次は、改進黨の堤康次郎に敗れた。首班指名選挙も決選投票でようやく決着した。野党連合の前で自らがいかに非力かを悟った吉田は、5月20日鎌倉の私邸に重光を訪ね、閣外協力の約束を取り付けた。21日、第五次内閣を発足させると、吉田は昭和28年度予算成立のために、改進黨が主張する増額修正を受け容れた⁽⁵⁸⁾。また、米国の相互安全保障法（MSA、1951年）に基づく軍備援助受け容れについて決断を迫られていたので、この問題についても野党と調整する必要があった。

3-1-3 MSA 援助問題と自改連携

吉田は米国からの軍備援助受け容れに慎重だった。宮澤喜一の観察によれば、①米国から贈与の形で新鋭武器を受け容れることは一見賢明なようだが、一方で軍備増強や修理等による財政負担の懸念がある、②それによってある程度の軍事義務を負うことになるが、問題が憲法に絡むと深刻になる、③軍備援助は一回ではすまず、数年にわたると想定されるので、受け容れ側も長期の防衛計画を立てる必要がある、吉田内閣が示す「防衛力の漸進的増強」と整合性をとるのが難しくなる恐れがある——こうした点を、吉田は憂慮したのである⁽⁵⁹⁾。

しかし政権の外ではむしろ受け容れに積極的な議論が高まっていた。MSA 援助による産業力強化に期待する財界は、政府に対して、①政局を安定させて政府が直接交渉すること、②防衛計画により自衛力漸増の具体像を示すことを求めた⁽⁶⁰⁾。野党は、左右社会党こそ反対ないし慎重だったが、重光（改

進党)も鳩山(分自党)も防衛力の長期計画策定には積極的だった。つまり吉田の、この問題に関する立ち位置は、左派政党に近いところにあったということで、その吉田さえ軌道修正をはかれば重光や鳩山との連携に期待がもてる状況だったわけである。言い方を換えれば、MSA 援助問題や、そのための保守連携は、これまで再軍備を忌避するポーズをとってきた吉田にとって軌道修正をはかる絶好の機会になり得たのである。

ところが吉田は、防衛力整備についてはあくまでも消極的な姿勢を見せ続けた。8月に来日したJ・F・ダレス国務長官が積極的な防衛努力を求めたのに対して、吉田は言質を与えないまま長官を帰国させた。

重光は、吉田のこうした煮え切らない態度を批判した。防衛政策を進めるには重光との連携は不可欠だったから、政権としては重光に歩み寄る必要があった。しかしその重光の改進黨も党内に矛盾を抱えていた。三木武夫ら党内左派は党大会(6月15日)で「青年部等を動員して、右派と見られる官僚出身者の過去の態度(自由党との連携等)を難詰」⁽⁶¹⁾(重光日記)するありさまだった。「自改連携」といっても、障害は少なくなく、その交渉は、秘密裡に進める必要があった。そこでまず、政調会長に就任した池田勇人が極秘で重光との交渉にあたった。宮澤の述懐によると以下のような動きだったという。

重光氏の党内に於ける地位が非常に微妙なため、われわれは事が洩れないために極端に気を使わなければならなかった。

そういう接触が日比谷のそのビルディングを舞台にしてほぼ一月近く続いて、私共は吉田、重光両氏が合意すべき新しい政策の案として、ようやく一文を草すことが出来た。それは、一、この際長期の防衛計画を立て、自衛力を増強する方針を明らかにする 二、さし当り保安隊を自衛隊という名に改め、直接侵略にも対抗できることにする 三、この結果起って来るかも知れない憲法問題は別に協議する 四、また経済の面では、長期経済建設の政策を協議するというものであった。

何度かの重光総裁との会見で、重光氏がほぼこれらに異存がないことを心証として知り得たので、吉田さんを口説くことになった。

池田氏が、この文章を吉田氏のところへ持参することになった時、私は本来吉田氏は重光氏との会見には乗気でないことを知っていたし、また、「直接侵略にも対応できる」とか、「憲法について協議する」とかいうくぐりは、おそらく吉田首相はうんと云うまいと思っていた。

池田氏もそう思っていたらしい。吉田首相が「これでいいじゃあないか」と云った時、池田氏は内心驚いて「総理もずい分思い切る時は思い切りますね」と云ったところが、首相は「私だってそんなケチじゃないですよ」と云ったそうである。

そこでいよいよこの文章を重光氏に見せる段になった。

意外なことに、重光氏は、「憲法について協議する」というのと、「経済政策」の二つは、削って下さいと云った。私共としてはむしろ有難いことで、議論をする必要はないから、手拍子でそれを承知した。しかし、後からその理由を想像するのに、憲法の問題は改進黨には一方に清瀬理論というのがあって、それは憲法を改めなくとも自衛の為なら軍隊が持てるという説、それから別に憲法を改正しなければ持てないという説をなす者もあるので、重光氏がこの問題に巻き込まれたくない

と考えたのであろう。

経済政策の方を削ったのは、本来改進黨は、資本主義と、修正資本主義と、協同組合主義とがなんとなく雑居している党派なので、これもあまり議論を起こしたくないという重光氏の意向とみえた。

(中略)

吉田首相が九月二十七日日曜の朝、鎌倉へ重光氏を訪問することに同意を与えたので、残った仕事は、これを外部に洩れない程度に、事前に政府や党の幹部に知らせることで、それは土曜の午後池田氏が必要な最小限度で連絡した。但し、そうすればその晩のうちに新聞には知れ、翌日の朝刊に出ることは間違いないので、吉田首相には改めて明日の朝刊に出ても怒って決心を変えたりしないで下さいと頼んだ。

吉田首相は日曜の朝重光氏を訪ね、一時間位話して別れた。そしてその時、かねての文案について両者の意見が一致したことになった。

最終の文案は前述のものを、少し尾ひれをつけて長くしたもので、

「現在の国際情勢および国内に起りつつある民族の独立精神にかんがみ、この際自衛力を増強する方針を明確にし、駐留軍の漸減に即応し、かつ国力に応じた長期の防衛計画を樹立する。これとともに差当り保安庁法を改正し、保安隊を自衛隊に改め、直接侵略に対する防衛をその任務に付加えるものとする」

というので、この具体化のために今後両党が幹事長を中心にして協議するというのであった⁽⁶²⁾。

3-1-4 池田・ロバートソン会談

吉田＝重光の連携が成ったことによって、自衛力増強に舵が切られ、保安隊は自衛隊に格上げされることとなった。政治抗争や政治工作を契機として重要な国策が成立した瞬間であった。この後吉田は池田政調会長を訪米させ、いわゆる「池田・ロバートソン会談」を経て、次のようなステイトメント（骨子）が発表された（昭和28年10月30日）。従来の漸増方針を一步進めたかたちではあるが、しかしあくまでも現行憲法の枠内で防衛力増強をはかるという妥協の産物だった。

- 一、日本の自衛力増強は憲法問題を始め、経済、社会的な諸理由によって米国の期待するような急激な増強が不可能であることが米国側から認められたこと。
- 一、この日本の防衛増強について米国は援助を惜しまないこと。
- 一、防衛支持援助のための経済援助協定が日米間に結ばれることになり、純然たる軍事援助だけでなく経済援助への道が開かれる素地が出来たこと。
- 一、相互安全保障法（MSA）第五百五十条の規定に基づいて日本に供給する物資の額が五千万ドルを目途とすることに意見の一致をみたこと。
- 一、中共貿易について品目上の緩和が外交機関を通じて行われることになったこと。
- 一、ガリオア問題については近く東京で日米両国代表が会合することに意見の一致をみたこと⁽⁶³⁾。

自改連携によって防衛政策は一步前に進んだ。政策と政局がハーモニーを奏でていた。しかしそこには微妙なアドリブもあった。重光との会談で吉田は「これからの政治は何といても外交に通じていなければやっていけない」と言い、重光が鳩山との会談を勧めるのに対しては、「鳩山は病人だから会う必要はない」と突き放してみせたという⁽⁶⁴⁾。重光の耳には「自分（吉田）の後はあなた（重光）だ」と示唆しているように聞こえたことだろう。

3-2 三木武吉の行動規範

3-2-1 鳩山復党

ところが吉田は、併行して対鳩山工作も進めていた。第五次内閣で無任所国務相に起用された安藤正純が夏以来、連絡係を務めていた。吉田・重光会談を聞いて鳩山の心が乱れ始めたところをつくように、安藤や林譲治、大久保留次郎、大野伴睦らが鳩山の説得にあたった。政治資金を頼っていた縁戚の石橋正二郎からも復党を懇請されると、鳩山はますます動揺した。三木武吉と河野一郎は、あくまでも吉田とは一線を画す腹つもりだったが、石橋湛山は揺れていた。三木や河野の心情は理解できても、「今のまゝにては到底独立の一党たる望みなきのものごとし」⁽⁶⁵⁾と、鳩山党の行方に危機感を抱いていたからである。

11月16日、鳩山が復党の決心を安藤に伝えると、翌17日、吉田が予告無しに音羽の鳩山邸を訪れ、「誰も連れてくるには及ばない。君一人で帰ればいい」と言い放ったという⁽⁶⁶⁾。11月30日、分自党は分裂、解体した。鳩山や石橋以下26名が自由党に復党し、三木、河野ら8名は野党に留まり、日本自由党を結成した。このとき三木は、自らの進退は伏せて、他の議員には自由党への復党を勧告した。29日、三木を訪ねた鳩山が別離の挨拶をすると、三木は「心配するな。またすぐ一緒になるよ。俺はどうあっても一度君を首相にしなければ死ねないのだ」と慰撫した⁽⁶⁷⁾。河野も分裂後鳩山を訪ねて「先生は自由党のなかで、静かに時を待って下さい。私は、外で吉田打倒につき進んで、鳩山内閣を作り上げるために全力をそそぎます。それは必ず実現します。そしたら、また共に手をつないで一つ道を歩きましょう」と、声を振り絞った⁽⁶⁸⁾。この時の三木の心情について、岸信介は「自分がかついだ鳩山氏の境遇について居たたまれないほどの自責の念にかられたことであろう。このため鳩山氏の心境が復党に傾きかけたとき、決して反対ではなかったと思われる。時は鳩山氏にとって利あらずと、感情を抜きにして冷静に判断されたのではなかろうか」⁽⁶⁹⁾と、推測している。

重光は吉田の対鳩山工作を冷ややかにみていた。「今後の政局の安定を斯様な遣り方で実現し様と云ふのは無理である」「筆者は飽く迄反共建設勢力の結集を目指して政界が大きく動き出す時が来ると思ふ」⁽⁷⁰⁾。

三木ら8名が野党にとどまったことで、自由党は過半数には及ばず、依然として改進黨の協力を求めなければならなかった。重光は安堵した。分自党も少数ながらキャスティングボートの一端を握った。三木は少数派ながら「押しの一手」を貫いた。

3-2-2 三木の国会質問1 ― 憲法調査会設置

ところで、鳩山復党に際しても焦点となったのは、やはり憲法と防衛だった。分自党が分裂する少し

前、あまり国会の質疑に立たないことで知られる三木が予算委員会の質問に立った（11月3日）。憲法や再軍備について吉田から言質を引き出して、盟友・鳩山が復党するに際しての大義名分を得ようとの心積もりだったことは、誰の目にも明らかだった。岸の言葉を借りるならば、鳩山にとって「降伏ではなく、和解の花道をつくるため、老軀を引っさげて表舞台の第一線におどり出た」⁽⁷¹⁾のである。

質問席に立った三木は、「憲法の改正と再軍備の問題は、吉田内閣の打倒とか吉田自由党の攻撃に用いるほど小さい問題ではない」と断った上で、憲法制定時と比べて国際環境は一変している、そうした変化を受けて予備隊が保安隊になり、さらにそれが自衛隊に変わろうとしているが、もはや「自衛権は保持するが軍隊は保持しない」という建前は通用しないのではないか——として、次のように吉田に迫った。

今日これを軍隊だ、戦力だと言って、もし憲法の改正をしなければならぬのであれば、憲法の改正をするもよろしい。大体において衆議院の三分の二あるのです。社会党両派の諸君ははなはだお気に召さぬかもしれぬが、（笑声）社会党以外のいわゆる保守三党は、はっきりこれを軍備ということにしたらいいのじゃないか。

改進黨の一部では憲法を改正せぬでもやれるんじゃないかと言われておるが、これもせんじ詰めてみれば、国民の間に、憲法を改正しなければいかぬとか、せずともいいとかいう議論があるということである。いやしくも軍備をつくる以上は、こうした議論のあるようなことはいかぬ。すっきりして再軍備をするのがよろしい。

むしろそのことを言われておる人は、憲法改正という、また反対が出てうるさいぞ、あるいは国民投票というやつは今まで試験してみたことがないから、うまく行くかどうかわからぬ、だからそんなことをやると言って、憲法改正でストップを食ったときにはたいへんなことになる、憲法改正はしなくとも、今言ったように単なる自衛ならできるという解釈もできるのだから、まずそれで行こうじゃないかという程度の解釈論でしかない。

いわゆる保守三党は、こぞって再軍備を持たなければいかぬ、持つときには憲法改正が必要なんだということで一致ができるのです。むろん社会党は、そういうことになると盛んな反対をしましょう。責任論も出しましょう。しかし衆議院でわれわれには三分の二以上のこれに対する同意者があるのです。参議院においても、社会党、共産党以外の人、もちろんわれわれと同じ意見になり得べき可能性が十分あるのです。すでに衆参両院で三分の二以上ある。これが国民に訴えた場合に、何で国民の過半数が同意しないということが考えられましょうか。

もちろんこれは今までやったことのないことだし、確信をもって申し上げるわけには行かぬが、少なくとも私どもは昨年以来、再軍備ただ一本で日本国中遊説をいたしておりますが、初めは非常な反対もあるようですが、諄々として説けば、反対する婦人のごときは大多数われわれよりも熱心な賛成者になる。また徴兵という制度は、青年はいやでしょうが、いわゆる義勇兵制度、志願兵制度ならば、断じて青年諸君も反対であるとは私は思わない。もう情勢がそうっておる。

そして憲法論も、軍備であるとかないとかいう論も、もはや終局点に来ておるのです。閣僚及び保守三党が結束して国民の理解を求めたならば、立ちどころにこの鉄は灼熱状態になる。灼熱状態

になることは大体において疑いがないのだから、ここで思い切って憲法改正、自衛軍の創設というところに邁進していただきたい。これは自衛軍のためにも、国防のためにも、また国民をして安心せしむるためにも必要である。また吉田総理初め閣僚諸君は、憲法を改正する必要がないんだ、戦力がどうだ、交戦権がどうだ、聞いておってもお気の毒なように苦しい、この苦しみからも脱却して朗らかに国の政治に当ることができる、さよう私は考えておりますから、どうかそういうふうにおやりになる気持ちになってほしい。

(中略)

ここで私は最後にお尋ねしたい。もはや、現在の保安隊、やがて生れかわるべき自衛隊は軍隊でない、戦力でないということを言い張るには限界点に達したのだから、この限界点を越えてまでも、国民に疑問を持たせ、また参衆両院で相かわらずの議論をするというようなことをさせないように、きれいさっぱり朗らかな空気の中で自衛軍を創設するのだ、これは軍隊だ、だから憲法は改正しなければいかぬ、憲法を改正するには多少の時日を要するのみならず、環境が必要になって来るのだから、ただちに憲法改正の準備——これを研究と言おうが、調査と言おうが、そんな言葉はどうでもいい、ただちにその挙に出て、そうして諸般の準備が整ったならば、憲法の改正をするのだということをここで言明してもらいたい⁽⁷²⁾。

保守三党で憲法の矛盾を正し、堂々と再軍備を進めるべきであるとの三木の論理は明快である。ここに、当時の保守政界の抗争の、そしてそれがやがて合同へと収斂していくにあたってのモチーフの全てが込められているとっていい。

しかし吉田の答弁はつれなかった。「保安隊が増強して増強して遂に戦力に至った場合には、憲法を改正するというを常に申しております、この線で政府は進めたいと思います」と言いつつ、しかし「この憲法は一国の基本法制でありますからして、軽々しく改正することはできませんから、慎重に考慮いたします」と、老政客がさしのべた手を振りはたいた。吉田は保安隊を増強して自衛隊に改組することをすでに決めていた。論理的に言えば憲法を改正しなければならないことになる。しかし憲法についてはあくまでも「慎重に考慮」する、つまり自分の目の黒いうちはこれをさせないと宣言するに等しかった。

「これ以上いくら聞いても同じことでございます。どうか吉田さんのおすきなようになさったらよろしい」と、三木は質問を打ち切るほかなかった。

三木に対しては冷たくあしらったが、吉田は12月15日、自由党内に設置した憲法調査会の会長に、岸信介を指名した。「巣鴨の獄中を通じて新憲法はいかんと考え、政界に出てからもはっきりした憲法改正論者だが、その私に憲法調査会長をやれというのはどういう意味か」と問う岸に対して、吉田は「君の思う通りにやったらいい、オレも今の憲法は気に入らないけれど、あれをのむよりほかなかったのだから、君らはよく研究してもらいたい」と応じたという⁽⁷³⁾。敢えて岸を憲法調査会長に据えた狙いは、吉田自身本気で改憲を考えていたとも、あるいは反吉田的なスタンスを明らかにしつつあった岸⁽⁷⁴⁾への懐柔策とも受けとることができよう。しかしこの頃には、吉田内閣が続く限り、憲法改正は不可能との暗黙の了解が保守政界に定着しつつあった。岸は、吉田も実は改憲論者ではないかとは思った

が、それでも吉田の手で憲法改正が成るとは考えなかった。それはその後の岸の行動にあらわれている。

3-2-3 三木の国会質問2 — 日本再建の障害としての吉田茂

岸が自由党憲法調査会長に就任する少し前、三木は、吉田の存在が、政策遂行引いては日本再建の障害になっていると、再び国会質疑で追及している（12月5日）。

今日日本ではだれもが日本の再建々々とかうやかましく言うておるし、また希望いたしておりますが、その再建というものは、せんじ詰めてみれば、日本が講和条約によって初めて形式上の独立を得た。しかしそれは単なる形式上の独立で、独立の実質は今日なお備えておらない。それを備えることが、すなわち日本の再建であるから、その目的のために国民は一致団結して進もうじゃないか、これが日本の再建そのものであるし、再建の手段である、かように私は考えております。しからば日本の独立を完成するにはどうしたらいいか、そもそも日本が敗戦の結果、みじめな姿になって、アメリカ進駐軍が日本に進駐いたしました。言葉は、日本の政治は日本の政府にやらすのだというてはあったけれども、ほとんどそのすべてがアメリカ進駐軍の指揮命令のもとに、日本政府の名において行われたというても過言でない。その結果はかねて吉田総理も言われたように、また過般ニクソン副大統領が日本に来られて声明したように、日本の独立のためには、非常に大きな行き過ぎがある。また当然かくあるべしというようなことも、阻止せられておった。これを土台から直して、日本及び日本人にふさわしい政治をするということではなければならぬ。それには行き過ぎの最も大なる、日本の軍備というものを撤廃せしめて自衛力すらも持つことができないようにしたというのを元に返す。元に返すということは戦争の以前の日本の陸海空軍のようだという意味じゃない。日本の自衛を日本の経済力の許す範囲内においてやれるようにするということが、大きなことであると同時に、社会党の人々なんかの議論を聞くと、それよりも先に経済力の増強、国民生活の安定をせねばいかぬといわれておるが、私どもはこの経済力の増強、国民生活の安定も、この日本の自衛力の増強と並行してせひやらなければならぬというふうに考えております。社会党や共産党の人々は、大砲よりパンだ、こう言われるが、私どもはパンと大砲をとという考え方を持っておりますし、むろん吉田総理及び閣僚諸君もまた自由党もそう考えておると思います。

しかし、肝腎の政策が遂行されていないではないかと指摘し、その原因は「吉田内閣の弱体」にある、と断言する。

私は率直に申し上げる。吉田内閣の弱体、与党の弱体、これが最大原因であることだけは言うまでもない。議員の政治に対する考え方が、どうかこうとか、あるいは今の議会制度そのものがどうかこうとかいう議論がありましようが、いずれにしても、吉田内閣の弱体と自由党の政治力の、はなはだ失礼だが、拡充しておらぬということが直近の原因だろうと思う。この意味から申せば、閣僚にもなろうというような人はそれぞれりっぱな考えを持っておるのだから、何をさておいてもまず政局の安定、これがすべての政策の実行の先決問題だとお考えにならなければ政府の政策は実

行できない。自分の希望は貫徹できない。

(中略)

この政局の安定ができない理由はどこにあるか、原因はどこにあるか。それがために日本の独立の完成が一月一月遅れておる。原因はどこにあるか。人おのおの見るところを異にするのでありますが、私は吉田総理大臣が——もとより吉田君は愛国者であるという点においては、私は認めておるが、吉田総理大臣が常におのれを無にして、政局安定のために胸襟を開いて、各政治に関与しておる人々に親切丁寧謙虚の態度をもって、赤心を披瀝して向われたならば、私は手間ひまいらずにこのことが実行できるのだ、ということ深く痛感をいたしておるのでございます。少くともこれは私の信念なのでございます。しかるに吉田総理大臣の今日までの態度というものは、常に自分のやっておることは一番正しくて国のためになっておるのだ。これを批判したり、これに反対する者は、日本の再建、独立に誠意のない人間だとはっきり割切られて、日々の政務あるいは政党の運営に当られておるといふところに、大きな障害があると思う。私は最近の吉田総理の態度は、昨年、一昨年よりは、わずかに近寄りつつあることは認める。しかしその近寄りつつあるということは、吉田その人が心からそういうことの自覚をして、近寄りつつあるとは考えられない。何となれば、絶対多数あるいは圧倒的多数をとっておる自由党の場合には、傲然として、あたかも専制君主のごとき態度で、政党に臨み、政府に臨み、国会に臨んでおられた。今日それはよほど緩和しました。私の質問演説でも横を向きながらも聞いてくれておるといふことなんかは、非常に大きな変化です。私はいやみを言うのではない。ひざ詰め談合のつもりで言っておる。なぜそうなったかというところ、ここ数回の選挙の結果、圧倒的絶対多数が辛うじて絶対多数になり、辛うじて絶対多数の自由党が、遂に絶対多数を割った。そこまで行くと、かつてのときのように、傲然と君臨するということではできない。やむを得ず一步步、私どもの希望する方向に進みつつあるのでございますが、いやいやながら進むというような心構えでは、とうてい政局の安定というものは望まれない。たとい絶対多数をとつておっても、いやしくも政府の首班であり、政党の総裁である人が、専制君主のごとき態度を持っておるなら、安定するものではない⁽⁷⁵⁾。

少数内閣の吉田内閣は、もはやかつてのように現行憲法体制を維持するという欺瞞を、傲然と続けるわけにはいなくなってきたから、一步一步三木たちの主張に歩み寄りつつあるとの指摘は痛烈であり、本質をついている。保安隊から自衛隊への改組や憲法調査会設置は、そうした「歩み寄り」の象徴だった。

あけて昭和29(1954)年2月26日、予算委員会で、三木は改めて「占領政策是正のための保守勢力結集」を訴えた。

政策の考え方について、社会党両派の諸君とははなはだしく基本的な考え方が違っておるのでございますが、政府、自由党及び私どもとの間においては、はなはだしい相違はないのでございます。それは両国会の議案に対するわれわれ野党側の保守政党の態度をごらんになっても、はっきりしておるはずでございます。だが、それがおそらく吉田総理も期待するほどの結果を得ておらない、私どもも期待するほどの結果を得ておらない、国民もまたそれに対してはなはだしくあきたらない考

え方を抱いておるといことは、これは偽ることのできない事実なのでございます。この点についてはおそらく政府の方も自由党の諸君も同感であると私は信じております。しからばなぜこんなことになっておるのかと申しますれば、結局は保守勢力というものが——国民の間における保守勢力、保守的考え方、国会における保守勢力というものが、おのおの従前の行きがかりあるいは感情もしくは利害というものにとらわれて、それに拘泥するがために、すべてがぎこちなくなって予期するような効果を上げておらない。そこで私は、何といたしましてもこの占領政策を是正するには、保守勢力を完全に結集する。結集すれば説明するまでもなく国民の過半数、衆議院における三分の二の勢力というものがあるのでございますから、たとい社会党両派が何と言おうとも、（笑声）また共産党がいかなる運動をしようとも、断固としてお互いの期待することは実現することができるのです。（中略）行きがかり、感情、その他の事情と申しましたけれども、それは一言にして尽すならば、吉田総理大臣が一日も早くおのれを無にして、国家的の見地に立って、占領政策是正のためには自分の進退のごとき一身のごときは、ごうも顧みるべきものでないという気持にならない限りは、できないということを私は確信をしている。

（中略）

この保守勢力の結集をして清新はつらつたる意気で国政の運営をするには、吉田総理大臣というものの存在が一番のじゃまになっている、（拍手）ということは現実の事実なのであります。ゆえに自由党あるいは内閣においては、吉田総理大臣の進退にかかわる問題でございますから、すこぶるデリケートな問題かもしれぬが、われわれからいえば、当然のこと、問題にするほどのことではないのであります。（中略）保守勢力の結集に吉田総理大臣の存在というものが、唯一の妨害であるということだけははっきりいたしておる。おそらく自由党の諸君といえども、私の演説に不快な顔をして見られてはおるが、内心は首肯せられておる者が多数だと確信をいたす⁽⁷⁶⁾。

三木武吉という政治家は、長い議員生活を通してあまり国会質問に立たなかったことで知られる。しかしこの時期に立て続けに予算委員会の質疑に立って吉田に突きつける政局転換論は、わが国の議会史において数多ある質問の中でも出色の一つといえる。三木の質問には当時の政局の核心が過不足なく語られている。

ただし、当時の三木たちは、「日本自由党」の看板を掲げ、世間からは「8人の侍」と持て囃されてはいたものの、苦難の真っ直中であつた。政治資金はおろか生活費にも事欠くありさまだったという⁽⁷⁷⁾。支持者からの援助に頼ったり、有料演説会を開催したりして糊口を凌いだ。鳩山らも自由党に復帰はしたものの、党内で冷遇された。吉田が勢力を回復し、鳩山や三木などの反吉田派は孤立を深めているかに見えた。しかし、この後の政局は、三木が予算委員会で述べたがごとく展開し、「保守勢力の結集に吉田総理大臣の存在というものが、唯一の妨害」という認識が保守政界で共有されるようになっていく。

3-3 吉田茂の落日と鳩山内閣

3-3-1 新党への胎動

朝鮮戦争特需が一息ついて、不況にみまわれた海運・造船業界は政官界にさまざまな働きかけを行っ

た。リベート名義で動いた10数億円のうち1億5,6千万円が政官界に流れたとして大きな問題になった。いわゆる「造船疑獄」である。贈賄側では山下汽船・日立造船・三井造船・三菱造船・飯野海運各社長らが逮捕され、収賄側は運輸省官房長と代議士数名が逮捕され、与野党をこえて政界全体を揺るがす大疑獄に拡大しそうな様相を見せた。4月20日、最高検察庁首脳会議は佐藤栄作自由党幹事長逮捕について衆議院への許諾請求を決めた。少数内閣を率いる吉田は、犬養健法相をして指揮権を発動せしめることによって、これを封じるほかなかった。これに怒った左右社会党は吉田内閣不信任案を提出したが、これは改進黨の一部も反対にまわったため、否決された。しかしこれを機に吉田内閣は急速に衰えていく。

国会はMSA関係法案、防衛2法案、改正警察法など重要法案が山積していたが、審議は難航した。会期末の6月3日に政府が会期延長を強行採決しようとするのに対して、左右社会党は実力阻止をはかり、国会乱闘となって議長職権で警官隊が導入された。相次ぐ強行策は、むしろ吉田内閣の断末魔に聞こえた。財界も憂慮した。

ところが皮肉なことに、この造船疑獄事件が政界再編の動きを加速させることとなった。保守合同への動きは疑獄問題で国会が動揺し始めた3月頃から急展開をみせる。1月には保守合同について否定的だった吉田も、しつこく了承せざるを得なくなっていた。

合同への動きは政策に関する合意形成と軌を一にしていた。政策と政局のハーモニーは、時折不協和音を織り交ぜつつ、ますます響きを豊かにしていった。

3月から11月にかけての主な動きは以下の通り⁽⁷⁸⁾。

- MAS協定調印、自由・改進黨・日自3党で防衛庁設置法案・自衛隊法案を確定(昭和29年3月8日)。
- 同3党、教育2法で意見一致(22日)。
- 緒方竹虎副総理、吉田首相を訪ね、新党構想を提案、吉田もこれを了承(28日)。
- 自由党総務会、保守合同推進を挙党一致で推進することを了承(4月2日)。
- 重光改進黨総裁、池田政調会長と保守合同について会談(4日)。
- 岸、緒方、林謙治、石橋湛山の4名が会合をもち、①自由、改進黨両党は解党して新党を結成する、②新党の総裁は民主的ルールで選出すると申し合わせ(9日)。
- 吉田総裁、緒方副総裁、福永官房長官、佐藤幹事長、益谷総務会長、池田政調会長、林、松野鶴平といった政府・党の首脳が協議し、保守新党結成について改進黨に申し入れることを決定(12日)。
- 佐藤幹事長、松村謙三幹事長を訪ね、新党結成後は総辞職することを明言。同夜、緒方の筆による自由党声明(いわゆる「爛頭の急務」声明)が発表される(13日)。
- 佐藤幹事長、検察庁で事情聴取を受ける(14日)。
- 岸をはじめとする自由・改進黨両党有志「新党結成促進協議会」を結成(19日)。
- 犬養法相、指揮権発動(21日)。
- 自由党、「保守新党の結成に直進」と党声明(24日)。
- 新党結成促進協議会世話人会は「重要法案成立、新党結成時にすみやかに内閣は総辞職すべし」と声明(27日)。

- 新党結成促進協議会は自由・改進黨・日自・無所属の衆参両院議員 180 名を集めて議員大会を開き、
①速やかに清新にして強力なる新党を結成、②党運営の民主化を通じて新たなる長期安定政権を樹立、③憲法初め占領下の諸法令、諸制度の根本的改革、④自衛体制の確立と自主経済政策の推進等の大会宣言を発表（28 日）。
- 自由党吉田総裁、改進黨重光総裁が極秘会談、吉田は協力を申し入れるも、重光は拒否（29 日）。
- 日自党最高顧問三木武吉、松村改進黨幹事長と会談（5 月 7 日）。
- 新党結成促進協議会世話人会、政策大綱を承認（14 日）。
- 自由・改進黨・日自 3 党、国防会議法案で意見一致（28 日）。
- 自由・改進黨・日自 3 党幹事長は各党の新党交渉委員（自由＝益谷秀次・池田勇人・金光庸夫・林譲治・田中万逸・松野鶴平、改進黨＝芦田均・大麻唯男・三木武夫・千葉三郎・苔米地義三・清瀬一郎、日自＝三木武吉、松永東）を決定（28 日）。
- 新党交渉委員会、新党政策大綱五項目決定（6 月 2 日）。
- 国会は大混乱の末、会期延長を決め、吉田首相は 4 日から予定していた外遊を延期（3 日）。
- 警察法改正案などを成立（7 日）。
- 全員協議会で国会閉幕。自由党の姿勢吉田擁護に転換。新党交渉委員会は吉田首相の引退を主張する改進黨に対して自由党が譲らず対立（15 日）。
- 新党交渉委員会、3 党幹事長が出席して開催されたが、自由党は吉田棚上げ論を拒否し、決裂（23 日）。
- 三木（武吉）、岸は各々鳩山に対して事態を静観するよう意見具申（24 日）。
- 岸、金光、石橋、芦田らが会談、新党準備活動を新党促進協議会に一本化・強化することを決定（30 日）。
- 新党促進協議会を新党結成準備会に切り替えることを決定するも、緒方副総理ら自由党幹部はこれを牽制（7 月 3 日）。
- 岸、準備会への切り替えを見送る（7 日）。
- 自由党幹事長に池田勇人（26 日）、総務会長大野伴睦、政調会長水田三喜男の初三役決定（29 日）。
- 吉田首相自由党全国支部長会議で「造船疑獄は造言飛語」と発言、批判が拡がる（8 月 10 日）。
- 岸、長崎遊説にて「吉田暴言は言語道断」と吉田批判に踏み切る（17 日）。
- 自由党政調会、憲法改正の世論喚起、国会内への憲法調査機関設置、自立経済の緊急措置等を内容とする新政策大綱発表（9 月 11 日）。
- 岸、三木（武吉）を私邸に訪ね、初会談。鳩山新党結成の方針を確認（13 日）。
- 吉田首相、芦田均と保守新党で会談、外遊後の引退を示唆（14 日）。
- 緒方副総理、芦田と保守新党で会談（15 日）。
- 鳩山＝重光会談。三木（武吉）、岸、石橋、松村が同席。「新指導者、新組織、新政策の原則」を発表（19 日）。
- 新党促進協議会を新党結成準備会に切り替え決定、公選による新指導者選出など三原則をうたった宣言を発表。出席者＝自由 90、改進黨 21、日自 5、無所属 4、参議院 9、計 129。自由党は吉田以下

- 「挙党入会」を決め、乗っ取りをもくろむ（21日）。
- 三木（武吉）・河野，鳩山を訪ねて新党参加を説得（22日）。
 - 吉田首相，加・仏・西独・伊・英・米各国への外遊に出発（26日）。
 - 岸，記者団に「新党の総裁は準備会の代表委員の中から選ばれることになるので，代表委員の選出で意見の一致をみるかどうかが新党結成のヤマである。新党は反吉田でなければならない，吉田首相が退陣すれば，あとは保守勢力をまとめ得る人であるならばだれでもよい，もしも外遊後も吉田首相が居すわるようであるならば，不信任を提出する」と明言（28日）。
 - 石橋，記者団に「代表委員は鳩山，緒方，重光，林，松村，三木（武吉），岸，石橋，芦田，金光の10名で，初代委員長は鳩山氏とすることで準備会の中は意見が一致している」と発言，岸が「石橋氏の談話は準備会の正式決定ではない」と注釈するも，池田自由党幹事長は反発（29日）。
 - 岸，石橋，松村，三木（武夫）4者会談，新党結成の構想及び具体的方法で意見交換（30日）。
 - 吉田首相，パリで「引退せず」と明言（10月4日）。
 - 岸，石橋，安藤は鳩山を訪ね，“鳩山準備委員長”推進の方針を説明，鳩山「万事岸君に任ず」（10日）。
 - 新党結成準備会拡大委員会，新党の会則と政策大綱を承認（11日）。
 - 重光，「準備会の性格」に不満表明（12日）。
 - 緒方，池田は鳩山の代表委員就任に反対（13日）。
 - 自由党は党内に新党特別委員会を発足（益谷秀次会長）。代表委員をめぐって主流派と岸ら反吉田派の対立続く（15日）。
 - 岸，芦田，石橋，金光，官邸で緒方，池田，益谷と折衝，吉田・池田の代表委員就任を主張する自由党主流派と岸ら是对立。会談は決裂（19日）。
 - 新党準備結成拡大大会。岸，「代表委員は鳩山，岸，石橋，金光，芦田の五人とする」と発表。自由党主流派は不満。保守政界は吉田派・反吉田派・準備会派に三分（20日）。
 - 芦田，①吉田帰国後に準備会を新党創立委員会に切り換え，創立委員に吉田と重光を加え，新党創立委員長は吉田の帰国後に決める，②現在の準備会代表委員に自由・改進黨の三役・長老が加わる，との折衷案。自由党は了承するも，改進黨・日自両党は納得せず（26～28日）。
 - 準備会第一回常任委員会。自由党の緒方派・中間派は欠席（11月1日）。
 - 自由党は岸と石橋を除名，金光は準備会を脱会（8日）。
 - 鳩山・重光・三木（武吉）・岸・松村・竹山・石橋・芦田が会談，新党創立委員会への改進黨・日自両党の参加を了承（10日）。
 - 保守勢力の大同団結を説く芦田と吉田主流派の追放を譲らぬ松村・三木（武夫）が対立（11日）。
 - 新党創立委員人選で難航するも，結局，鳩山・重光・松村・三木（武吉）・岸・石橋・芦田・大麻・苔米地・大村（清一）・三好の11名で発足することを決定（15日）。
 - 吉田首相，帰国（17日）。
 - 新党の党名「日本民主党」に決定，安藤国務相が辞任，鳩山以下37名が自由党脱党（22日）。
 - 日本民主党結党大会が開かれ，結党宣言・綱領などを発表（24日）。

こう見てくると、昭和29年春から秋にかけての新党結成をめぐる動きは、時には迷走しながらも、一定の方向に向かって着実に進んでいったことが分かる。それは三木が予算委員会質疑でたびたび明言した方向——すなわち「占領政策を是正するには、保守勢力を完全に結集する」必要があり、その保守勢力の結集には「吉田総理大臣の存在というものが、唯一の妨害である」という認識に基づく政界再編にはほかならなかった。ただし自由党を分裂に追い込み、日本民主党結成にいたるまでの主役は三木ではなく、岸信介だった。むしろこの時期の三木は、自分が前面に出ることが新党結成の阻害要因にならないよう注意深く行動していたように見える。

その過程にはさまざまな思惑があった。自由党には、①改進黨を併呑して延命をはかろうとする吉田・佐藤・池田、②改進黨との対等合併を構想する緒方、③各党が解党し、全く新しい政党を結成すべきだとする岸の三つの考え方があり、改進黨では、①吉田棚上げで新党結成をめざす芦田、②進歩的な保守新党を標榜する松村・三木（武夫）、③反吉田と自改連携の間に揺れる重光の思いが入り乱れ、さらに日自党は三木（武吉）のもと、「反吉田の保守新党」という方針を変えなかった。岸は当初、本音はともかく、表向きは「反吉田」の姿勢を明示することに慎重だったが、夏以降態度を鮮明にする。

そうした思惑が錯綜する中で、新党運動はしだいに「脱吉田の保守新党」へと収斂していく。吉田及びその周辺は、初め重光を懐柔して自改連携で乗り切ろうとしたが、それに失敗すると、長年のライバルだった芦田と会談して外遊後の退陣を示唆したり、新党準備会に「挙党入会」したりすることで新党運動にブレーキをかけようとした。しかし、吉田が外遊から帰国すると、情勢は一変していた。孤立しているのは鳩山ではなく吉田になっていた。

吉田外遊中の10月20日に開かれた新党準備結成拡大大会で、岸は、鳩山、岸、石橋、金光、芦田の五人を代表委員（新党の党首候補者）に指名した。露骨な吉田派外しだった。自由党主流派は激高したが、新党の主導権は反吉田派が握り、鳩山が代表委員に入ったことで、新党首は鳩山との暗黙の了解ができた。やや強引な会議の運営だったが、それを会議場後方で見ていた三木は「岸というのはまだ若いかなかなかやるよ、育てがいがあがる男だ」と語ったという。

岸はそれでもしばらくの間は「鳩山代表委員」を認めるよう粘り強く池田、大野、水田、益谷、林といった自由党幹部への説得を続けた。芦田も別の立場と思惑から調停に奔走した。しかし、池田ら主流派の姿勢は頑なで、準備会の会合にも出なくなった。その頃から岸処分論が党内の大勢を占めるようになり、11月8日、岸は石橋とともに除名される。岸は「除名されても何ともなかった。感慨も憤慨も湧かなかった」⁽⁷⁹⁾と述べているが、強がりの類ではあるまい。両者の除名は異分子の排除にとどまらず、自由党の分裂を促し、岸は一方の主導者としての立場を固めていった⁽⁸⁰⁾。さらにそれは保守政界全体が吉田派と反吉田派に二分されたことを意味した。

吉田が帰国した11月17日には、紆余曲折はあったものの、すでに新党の骨格は固まりつつあった。吉田は22日、総務会長の犬養毅に宛てて「小生の進退が政権に恋々たるが如き疑いを内外に抱かしむるにおいてはわが民主政治の基礎たる自由党のため甚だ面白からず、暫くは小生一身の進退を度外し、わが民主政治、政党政治確立のためわが自由党としてはこの際いかに善処すべきか、虚心坦懐慎重熟慮相煩わし度、貴慮を得度候」⁽⁸¹⁾と認め、辞任まで示唆して打開收拾を求めた。当時、外遊を引退の花道に、と考えていた犬養毅は「小生一身の進退を度外し」云々という字句を、特別の意味をもって受け止め

たに違いない。「せめてこのとき、引退しておれば、あれほどまでに世論に叩かれなかったろう」⁽⁸²⁾と、大野は口惜しがる。が、岸はこれを、吉田一流の攪乱術であると見抜いていた、「もともと吉田首相は書簡戦術が得意であった。微妙な局面に直面すると、読み方によってはどうにでもとれるような、思わせぶりの文章で相手を攪乱し、何とか切り抜けてきたことがしばしばであった」「豊富な漢籍の素養に加え、長年の外交官生活による習性があるような文章を書かせるのかもしれない」⁽⁸³⁾。しかし今回はこの「思わせぶりの文章」もさほど役立たなかった。吉田は追い詰められつつあった。

11月24日、鳩山総裁、重光副総裁、岸幹事長、三木（武吉）総務会長、松村政調会長、芦田・石橋・大麻最高委員等からなる日本民主党が結成された。三木が、岸を幹事長に強く推した。衆議院120（自由37、改進黨67、日自8、無所属8）、参議院18（自由3、改進黨13、無所属2）という勢力だった。もとより三木や岸にとってこれは、より大きな保守勢力糾合のためのステップにすぎなかった。

3-3-2 吉田退陣と鳩山政権発足

民主党の発足によって政界の勢力図は一変した。民主党と左右両社会党が組めば過半数を超え、内閣不信任案が可決されるという状況に、自由党首脳は狼狽した。11月25日、自由党は党三役に林、益谷、松野、佐藤を加えた首脳会議で、①吉田総裁は適当な機会に総裁を勇退する、②その際は緒方竹虎を総裁に推薦する方針を決め、吉田にもこれを伝えた。吉田も最早「党幹部之決定委細承知仕候」「願者挙党一致結束此大目的之為めに勇往邁進せられんことを懇望仕候」⁽⁸⁴⁾（11月27日付池田幹事長宛書簡）と、承諾するほかなかった。自由党は28日、党大会に代わる議員総会を開き、上記2方針を承認するとともに、民主党に対して解党・新党・総裁公選の原則による合同を求める方針を決定し、これを民主党に申し入れた。しかしこの合同論に乗れば緒方新総裁すなわち吉田亜流政権が誕生する恐れありと見た岸は、これを拒否した。仮に不信任案が成立しても、吉田は解散に踏み切れまいとの読みが、岸を強気にさせた。自由党内では大野派、中間派などを中心に解散回避の署名が70名に達していた。

12月3日、岸は浅沼稻次郎右社・和田博雄左社両書記長と3党幹事長・書記長会談を開き、吉田内閣不信任案上程を決めた。もはや不信任案可決は必至の情勢だった。自由党内はますます浮き足だった。吉田・佐藤・池田は主戦論——解散断行すべしと主張したが、緒方、大野、水田、松野は総辞職論だった。

いよいよ不信任案が上程されるという7日の朝、外相公邸で臨時閣議が開かれた。その時、吉田はまだ意気盛んだったと、総務会長だった大野は証言する。

ことが余りにも重大なので、私たち党幹部も閣議の開かれている部屋の隣りにがんばり「解散絶対反対」と、ことの成り行きを見守っていた。この部屋に入ってきた吉田さんは、一同を見渡してから私に向って

「総務会長、誰がなんといっても解散に決めましたから——」

部屋にいた者が、余りにも強引な吉田さんの言葉にあっけにとられていると、松野鶴平氏が満面朱をそそいだように怒って、

「吉田。君はいまになって、なにをいうのか。総裁あつての党ではない。党あつての総裁である

ことを知らないのか。解散をすれば党は壊滅するのだぞ」⁽⁸⁵⁾

すでに保利茂ら側近以外の閣僚は、吉田の面前はともかく、内心は解散反対だった。副総理の緒方も総辞職論に転じていた。吉田は緒方を罷免してでも解散に踏み切る決意を固めた。しかし吉田後継と目されている緒方を罷免するというのは容易な事態ではない。保利は閣議の暫時休憩を提案した。以下は、保力の証言である。

私は別室で緒方さんに会った。

「いかがでしょうか。総理も非常なご決意のように見えますけれども、ご賛成願えるわけにはいかんでしょうか」とぶつけてみた。

緒方さんは「賛成はどうしてもできない。どうしても解散するというのであれば、政界を去って郷里に帰る以外にない」と言う。

容易でない事態となった。公邸内の空気は殺気だっている。そのとき池田氏は幹事長、佐藤氏は党総務だと思うが、この三人で二階の総理の書斎に入った⁽⁸⁶⁾。

ここは極力忍んでいただくほかない、と説得する保利らに対して、吉田はなお「強い決意」を示した。吉田の迫力に押されそうになった三人は、しかし、必死に食い下がった。

「副総理を罷免しての解散は容易なことでは（ない＝引用者注）と思いますから」と進言した。吉田さんはパイと席を立たれたとき、部屋から出てこられなかった。それで総理欠席のまま閣議で総辞職ということになった⁽⁸⁷⁾。

吉田は、首相と総裁の辞表を机上に残して、大磯の私邸に引きこもった。

12月9日、首班指名選挙が行われ、自由党のほか左右社会党の支持を得た鳩山一郎が衆議院では257票を獲得して、191票の緒方竹虎を破り、首班に指名された（参議院では鳩山116に対して緒方85）。12月10日、第一次鳩山内閣が発足した。

しかし三木はその翌日には、改めて保守合同への決意を示している。自由党への復党を潔しとせず日自党を結成した「八人の侍」は、河野一郎邸で祝杯を挙げた。解散阻止にまわった緒方を明智光秀に擬えて非難する者に対して三木は、緒方は国士だ、あまり悪く言うな、今度は緒方と結んで国民のための大義をなさねばならぬ時が来ると述べて、皆を呆然とさせた。続けて三木は、こう語った。

「実はだ。昨日認証式のすんだ後、音羽で鳩山に会ったら大変喜んで『お蔭で内閣がとれた。有難う』と礼を言うから、わしは、わしの力じゃない。世論が鳩山に内閣をとらせたのだといつてやった。その国民の世論はこんな鳩山内閣などに満足しておりやせん。本当に国民の望んでいるのは、保守の大結集による安定政権をつくり、日本再建の政策を何のものにも遮られず、力強く推進することだ。民主党も鳩山内閣もそのための一里塚に過ぎん。そのためには明日といわず今日からでも鳩

山内閣を倒す方向に動くかも知れん。この内閣も民主党も、その大目的のための埋草に使うだけだよ。鳩山にそういつておいた。君とわしの戦ももう始まっているかも知れん。よく考えておいてくれ、とな。昨日の敵は今日の友、自由党総裁緒方のもとより、吉田といえども今度は手を握る努力をせねばならんのだ。

今日までは鉄の団結をもつて群がる敵中を縦横無尽に暴れまわった八人じやあるが、この志に反するとなつては或は諸君とも訣れねばならぬかも知れん。—— といえは爺さん気でも狂つたかと思うだろうが、保守の総結集はわしの生命だ。そしてそれは日本国民全部の切望だと信じておる。人各々志すことは顔と同じように違うから、諸君も考えが違うなら遠慮なく自由に行動してくれ給え」⁽⁸⁸⁾。

岸も岸で「私自身の入閣など毛頭考えていなかった。しょせん選挙管理内閣である。だれがどのポストにつこうと関心がなかった。私は、来たるべき総選挙をいかに戦い抜き、その後どうやって保守勢力の大同団結を実現するかで頭がいっぱいだった」⁽⁸⁹⁾と、三木同様に、保守合同へと思いを馳せていた。

3-3-3 天の声解散と保守合同 — 三木と岸の共同作戦

左右社会党は首班指名で鳩山を推すにあたって、早期解散を求めていた。民主党としても、早めに解散して政権基盤を整えるにしくはなかった。また三木や岸にとって、保守合同を成就するにあたって民主党の党勢拡大は必須の前提条件だった。鳩山は早期解散と引き替えに自分を推すとする両派社会党に対して「選挙を行うべし — というのは天の聲である。だから、必ず解散をして、公正な選挙を行う」⁽⁹⁰⁾と応じた。

「天の声解散」による総選挙は、昭和30（1955）年2月27日に行われた。「鳩山ブーム」といわれ、実際民主党は124議席から185議席に躍進したが、過半数にはいたらなかった。自由党は112（解散前180）、左社89（74）、右社67（67）、労農4（5）、共産2（1）、諸派2（7）、無所属6（4）という結果だった。戦後保守政党は議席の総計において常に三分の二以上を確保してきたが、この選挙で初めて三分の二を割った。第2次鳩山内閣は3月18日少数内閣として発足した。首班指名に先立つ議長選挙で自由党の益谷秀次に敗れた三木は、幹事長の岸信介とともに総務会長として党三役に留まった。

4月12日夜、三木総務会長は遊説で高松に向かう途中、大阪で記者団に対して次のような発言をした⁽⁹¹⁾。

今や保守結集による政局安定は、民自両党とも、極く一部の感情論を除けばみな強く望んでいる。一八五名の少数党で政策を行うということ自体が根本的な無理である。

民主党は自由党に対し、引抜や切崩などの工作はせず、近く正式に表玄関から呼びかける。保守結集の形は合同でも連立でも提携でも構わないが、その時機は今や熟している。

保守結集のために、もし鳩山の存在が障害になるなら、鳩山内閣は総辞職してもいいし、民主党は解体しても一向差し支えはない。否、保守結集の出来た場合は、鳩山内閣は辞職して、衆望の帰する新総裁による新政権を樹立するのが正道である⁽⁹²⁾。

保守合同のためには鳩山内閣を潰してもいいし、民主党を解体してもいいとの発言に、党内は大騒ぎになった。松村謙三や三木武夫は激しく反発した。保守2党論に立つ鳩山も、本音としては合同に必ずしも積極的ではなかったものの⁽⁹³⁾、しかし三木に一切を任せた。というのも、三木発言はそれ以前から幹部の間で打ち合わせができており、周到な準備を経て打ち出されたものだったからである。『石橋湛山日記』(3月27日)には「鳩山邸にて党幹部と会談。政局の分析と今後の方針相談、自由党との協調を行うに決す」⁽⁹⁴⁾とある。選挙前と選挙後を見ると、自由党と民主党の議席数が入れ替わっただけで、依然として少数内閣による不安定な政局が続いている。石橋日記にある3月27日の政府・与党首脳会議では、安定政権樹立のためには保守合同による以外にないとの認識で一致を見たのである⁽⁹⁵⁾。

具体的な発言の中身については、岸幹事長と三木総務会長との間で綿密な打ち合わせがなされていた。三木は岸に「保守合同についての君の考え方は正しいが、現実これを実行する段になるといろいろ問題が多いので、君が先に言い出すのはまずい。先ずオレが口火を切る。そうすると色々オレを非難するヤツが出てくるだろうがオレはかまわない。オレが泥をかぶるから」⁽⁹⁶⁾と申し出た。

吉田内閣末期に出てきた緒方構想による保守合同の呼びかけが、実態は政権延命の手段と見透かされていた経緯に鑑み、今回は政権延命のためではないことを誠心誠意訴える必要があるという点で三木と岸の考えは完全に一致していた。それゆえ鳩山内閣総辞職論まで打ち出したのである。三木と岸の付き合いはまだ短かったが、この頃には、三木は岸の新党運動に関する熱意に理解を持ち、岸もまた「三木の信念、気魄、行動力に全幅の敬意を払い、いわば兄事したと言ってよい。ひとたび逢って百年の知己の如し、肝胆相照らす、というものである」⁽⁹⁷⁾という心境になっていた。政治というものに対する感覚において、この二人は波長があっていたようである。

三木の発言によって合同論に火がついた。財界も保守政党の提携を強く求めていた。他方で左右社会党が統一の動きを見せ始めていた。三木発言を党の公式見解としてオーソライズする必要があると考えた岸は、5月6日、岸、三木、清瀬の党三役に砂田国会対策委員長、河野農相も加えて相談し、翌7日、鳩山首相の了解を取り付けて、以下の「岸幹事長談話」を発表した。

総選挙の結果、我が党は国民の意志に基づいて政局を担当するに至ったものであるから、我が党は飽くまでも予算の成立その他公的の実現に向かって全力をあげ、国会の運営に当たるべきは当然である。しかしながら政局を安定し一層強力に諸施策を実現するために保守勢力を結集する必要があるという世論の要請に応じて、これを実現するように我々は謙虚な気持ちで努力すべきである。保守勢力を結集するの要は、独立完成に必要な諸政策を強力に推進するためであって、もとより一党一派のための問題ではない。従って保守勢力の結集のために必要とあらば、我が党は解党もあえて辞するものではない⁽⁹⁸⁾。

「独立完成に必要な諸政策を強力に推進するため」に「保守勢力の結集」が求められており、そのために必要とあらば、民主党は「解党もあえて辞するものではない」と、党として公式に声明を出したわけである。鳩山に配慮して「総辞職」という言葉こそ除いたものの、岸の解釈は「『解党』のなかには“総辞職”も当然含まれている」⁽⁹⁹⁾というものだった。

ともあれ自由党側との交渉が問題だった。カウンターパートとして三木が選んだのは、長年政敵だった大野伴睦である。大野は三木からの会談の申し入れに、はじめは躊躇した。電話をかけてきた三木に対して「絶対多数を取れなかったので、わが党を与党にでもする工作なのか」と突き放す大野。しかし、「保守合同は天下の急務」、「この大業を成し遂げるために、必要とあれば、鳩山内閣の一つや二つ、ぶつつぶしてもいい。問題は鳩山内閣が、どうの、こうのということではない」と説く三木の声を聞くうちに、次第に警戒心が解けてきた。

3月15日夜、山下太郎（山下汽船会長）邸で、大野は三木と会談した。事前に緒方に会談を行う旨を報告し「それは結構なことだ。ぜひ実現のために努力してほしい」⁽¹⁰⁰⁾との了解も得ている。以下は、“政敵”大野の側が残した会談記録である。

広々とした庭に面した奥座敷に、三木さんが和服姿で山下君と雑談していた。私が案内されると、山下君は会釈して奥に姿を消し、三木さんだけとなった。彼は極めて懇懇に

「大野君、君とは随分長い間の付き合いだが、いつでも政敵として今日まで終始してきた。だが、先ほどの電話で君にわが胸中を語ったように、いまや、政敵の関係を離れて国家の現状にお互が心をくわすべき時期と考える。日本はこのまま放っておいたら、赤化の危機にさらされること、自明の理だ。このため、なによりも保守陣営が、大同団結しなければならない。僕は今日まで、ずいぶん人をだましてきたが、今度こそ天地神明に誓って私利私欲を去り、この大業を成就させる決心だ。くどいようだが、今度こそ術も施さないし、策もめぐらさない——」

次第に三木さんの声は熱を帯び、ついに声涙下る大演説となってしまった。

じっと目をつぶり三木さんの話を聞いているうちに、私も感激してしまった。私の目の前にいる三木さんは、長い間政敵であった三木さんとは全く別個のものを感じさせる。「古ダヌキの三木」はすでになく、その心境は、仲秋の名月のように澄み切っているのではないか。

「これは語るに足る」——一時間足らずの会談で、私の心には、政敵三木さんは去り、同志三木さんがあった。

「三木さん、僕も男だ。君にその決意がある以上保守合同の道はおのずと開ける。ともに力を合わせようではないか——」

老人の二人が、まるで高等学校の生徒のように、感激に燃え手をとり合い「同志」としてのよしみを誓い合った⁽¹⁰¹⁾。

三文芝居のような場面と嗤うのはたやすい。しかし人の心とは、往々にしてこうしたやりとりによって動くものなのである。政治が人間の営為であるかぎり、政治的決定の少なからぬ部分は、人情の機微によって左右される。三木はそのことを十二分に弁えていた。決して大野を騙したわけではないが、大野が心を動かすであろうキーワードを承知してこれを絶妙の間合いで繰り出した。それは「国家の現状」であり「大業の成就」であった。この会談を契機として、保守合同は、現実的政治課題として実現に向けて歩み出すこととなる。

むろん、その後もさまざまな曲折があった。特に松村や三木（武夫）の抵抗は激しかった。三木（武

吉)は老軀を駆使して説得工作にあたった。「三木老は時に喧嘩腰になり、時に懐柔して、秘術の限りを傾けたが、途中で松村、三木(武夫=引用者注)の一派を切る以外にないと決意されたことも一度ならずあった」「うるさい大麻国務相にもしかるべく役割を与えたところなど、老練な三木老の腕の冴えというところであろう」⁽¹⁰²⁾(岸信介)。

昭和30年11月15日、自由民主党は発足した。分立した保守政党の合同は終戦以後、日本政治最大の課題であり続けた。とりわけ主権回復後のわが国の保守政治は保守合同に向けた産みの苦しみに喘いでいた。主権回復後も被占領体制の枠組みを維持しようとする吉田路線に対して、これを修正し、独立主権国家に相応しい体制を作ろうというのが「合同」の基本モチーフであった。そこでは常に憲法、国防・安全保障といった国家の基本問題が隠れた主題であり続けた。すなわち功利主義的動機や情念といった動機だけでは動きようのない課題だったのだが、三木武吉は、そうした動機要因も十分勘案した上で「大業」成就に向けて行動したのであった。

おわりに — 政治家の行動と歴史的評価

保守合同に参画した政治家の動機はさまざまである。吉田に対する感情的反発やこの機にいいポストを得ようという機会主義的動機によって行動した者も少なからずいた。裏切りや寝返りもあった。心ならずも吉田に忠節を尽くした者もいれば、理念先行型で政治的駆け引きには疎い者もいた。

すでにみたように、三木武吉は政治家を衝き動かす動機として、①「理論」(イデオロギー及び理念)、②「そろばん」(権力欲及び利権)、③「人情」(情念及び人間関係)の3つを挙げたが、これらの動機要因をもとに、当時の政治家を見てみると(「図 政治家の動機要因と立ち位置」参照)、重光葵は理念先行型だったし、岸信介は三つの動機要因を自らの内部で鼎立させていたように見える。大野伴陸はもっぱら人情の人だった。「戦後を作った政治家」とされる吉田茂に理念的動機があったかどうかは疑問である。権力への意思(これは政治指導者にとって不可欠である)と情念とが行動を支配していたようにも見える。そうであるならば、一見タイプは正反対のようだが、案外河野一郎と似たところがあったのかもしれない。いずれにせよ、政治家たちのさまざまな動機が錯綜する中で、講和後の政治ドラマが繰り広げられたのである。

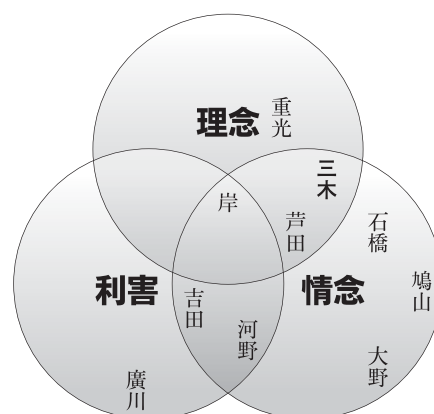


図 政治家の動機要因と立ち位置

とはいえ、感情的動機や機会主義・状況主義的動機は、結局のところ歴史の評価に耐えられるものではない。三木が喝破したように、政治家にとってもっとも重要な動機要因は純理論——理念である。しかし、政治家は理想家ではない。いくら理念が正しくとも、立派なことを発言しても、実際の政策として実現できなければ政治家としては失格である。すなわち政治家にとって歴史的評価に耐えられるものは理念的動機によって導かれた政治的業績なのである。

保守合同の主調音は、被占領期にのみ許された、自国の安全保障を他者に委ねるという特殊な状態を、主権回復後も引き続き継続することを是とするかどうかという理念的、政策的な問いだったのであり、分散していた保守政党を糾合させる運動は、そうした理念を政策として実現するための足場づくりだった。足場づくりを完成させたという点において、三木や岸の業績は小さくない。

本稿では、三木武吉の発言と行動に焦点を絞って、昭和27年夏から同30年にいたる保守政党の離合集散から合同へといたる過程をたどってみたが、策士と呼ばれ、腹芸や寝技が強調されることの多い三木にとって最上の策は「無策の策」であった。したがって彼はしばしば捨て身で行動した。その行動を衝き動かした主たる動機は国家再建への意思（理念）と吉田に対する反発（情念）だった。もし三木が算盤勘定に長けた政治家だったならば、鳩山が自由党に復党した後、たった8人で小政党の悲哀を舐めながら、じっと次の一手を考えるなどということはできなかつただろう。彼は、少なくとも戦後政治においては、打算とは距離のある政治家だった。

岸信介は、三木の時局認識は、バカヤロー解散の結果を見て急旋回した、と観察している。

保守のいがみ合いのため得べかりし議席すら失うの愚はやめにしなければならない。日本が真に独立国としての地位を確立するためには、保守勢力は今までの行き掛かりを一切捨てて大同団結すべきである。これが三木氏の認識であり反省であった。それまでがむしゃらに鳩山政権さえ樹立されればという行動から、保守結集による政局安定という新たな次元を展望するようになった。

そのために党派の利害や打算は捨てるべきだと強調し、分自党の復党に当たっても、党内の強硬分子の説得に全力を尽くした。ただ、保守勢力結集のガンが吉田首相にあり、自分の構想がうっかりすると吉田政権の強化、延命に利用されると見て、吉田打倒を掲げてきたといえよう。従って戦術目標は吉田打倒であっても、バカヤロー解散以前と以後とでは、内容に質的变化があると見なければならない。

このあと保守合同に対する三木氏の執念は偏執狂と見られるほど思いつめたものだった。それは、信念もさることながら“余命いくばくもない”と予期していたからではないであろうか。三木氏は壮年時代は堂々たる偉丈夫だったそうだが、そのころは病軀瘦身、時に幽鬼を思わせるほどだった。東洋経済新報社の中の石橋湛山氏の経済クラブは六階にあったが、エレベーターがないため歩いて上らざるを得なかった。私も何回も歩いたが三木氏は途中で一階ごとに腰をおろして休んだ。

鉄色のお召の羽織に仙台平のはかま、雪駄ばきの三木老は、手に小さな弁当箱を下げながらよく「聞くならく范増齡七十　なお風雲に会して時艱に臨まん」とすの詩を口ずさみながら歩いていた。劉邦、後の漢の高祖と、覇を天下に争う項羽を助けるべく、老軀に鞭打って出陣した范増に自らをなぞらえたのであろう。その弁当箱の中身は、重湯のようなおかゆの上に、でんぶと昆布の佃煮と

いつも決まっていた⁽¹⁰³⁾。

確かにバカヤロー解散後の三木の行動は、それ以前より大胆かつ細心なものになっていったが、先に見たように、追放が解除されいよいよ政界に復帰しようというそのときから、すでに保守合同へと向かう理念的動機を明確に示している。昭和 28 年になっていきなり「新たな次元を展望できるようになった」わけでは必ずしもないが、いずれにせよ、「日本が真に独立国としての地位を確立するためには、保守勢力は今までの行き掛かりを一切捨てて大同団結すべきである」との認識において、三木と岸が昭和 29 年夏頃から、完全に一致したこと、これが合同への牽引力となったのである。

三木武吉が歴史的評価に耐えられる政治家であるとするならば、彼の政治的動機要因の第一が「眞の日本再建」という理念に基づくものであり、そのために、病に鞭打ち、あらゆる策を講じて成し遂げた保守合同という政治的業績、これが戦後史に屹立していることによる。

遡って昭和 21 年 5 月、衆議院議長への就任を目前にしながら公職追放に処せられ、一旦政界を去ることとなった三木は、自由党議員を前に、次のように挨拶している。

諸君の後ろには家なく、食なく、衣なく、働くに職もない同胞が敗戦の苦痛の中に居ります。この悲惨な同胞の姿を、拱手傍観しなければならぬ追放者の無念をおくみとりください。

どうか祖国日本の再建と繁栄のために、諸君が打つて一丸となり、御健闘あらんことを切望します。

いま諸君と訣別するに当り、私の一語をお聞き願いたい。論語にある「行くに徑によらず。」の一語です。行きがかりや感情などに捉われることなく、目標を同じくするもの、真に一丸となつて光栄なる日本を守るようひたすらお願いいたします⁽¹⁰⁴⁾。

「行きがかりや感情などに捉われることなく、目標を同じくするもの、真に一丸となつて光栄なる日本を守る」ために、三木は岸や大野、あるいは重光、鳩山といった政治家とともに保守合同を成し遂げた。すなわち三木の行動規範は敗戦後から自民党結党時まで一貫していたのである。バカヤロー解散後に三木の内部で特に変化があったとするならば、使命感がより強烈になったということだろう。岸が見たように、“余命いくばくもない”との予感が三木を「幽鬼」たらしめたのかもしれない。

自民党結党から 8 か月後の昭和 31 (1956) 年、7 月 4 日、三木はこの世を去った。胃癌だったという。本稿によって、三木武吉がただの「策士」にとどまらぬ、スケールを持った政治家だったことは、ある程度明らかになったと思う。

〈注〉

- (1) 「吉田学校」の成立過程については、遠藤『戦後政治史論 憲変する保守政治 1945-1952』平成 24 年、勁草書房、第 2 章第 1 節 (121-139 ページ) 参照。
- (2) 「党の使命」に記された具体的政策方針は、①国民道義の確立と教育の改革、②政官界の刷新、③経済自立の達成、④福祉社会の建設、⑤平和外交の積極的展開、⑥現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の

整備。

- (3) 結党時の自由民主党綱領（昭和30年11月15日）には「国際関係を是正し、調整し、自主独立の完成を期する」とあるだけで、「自主憲法制定」の文言はない。しかし、同時に発表された「党の使命」には「現行憲法の自主的改正を始めとする独立体制の整備を強力に実行し、もって、国民の負託に応えんとする」とあり、綱領にある「自主独立の完成」が「現行憲法の自主的改正」であることは言うまでもない。
- (4) 原彬久編『岸信介証言録』平成15年、毎日新聞社、94ページ。
- (5) 「吉田ドクトリン」について、筆者は「いわゆる戦後民主主義ないし平和主義を思想的背骨とし、国防ないし安全保障は米国に頼り、国際社会における政治的役割は軽微なものにとどめ、もっぱら経済面での利益を追求せんとする観念化した処世術で、戦後日本においては超党間の默契となっている」と定義した。遠藤前掲書、10-11ページ。
- (6) 高坂正堯『宰相吉田茂』昭和43年、中央公論社、6ページ。
- (7) 遠藤前掲書、25ページ。
- (8) 同前、25-55ページ。
- (9) Giovanni Sartori, *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1. Cambridge, 1976, pp. 76-78. G・サルトーリ著、岡沢憲英・川野秀之訳『現代政党学Ⅰ』昭和55年、早稲田大学出版部、134-136ページ。
- (10) 三木武吉「吉田を詰める王手飛車」、『文藝春秋』昭和29年7月号、文藝春秋、268ページ。
- (11) Max Weber, *Political Sociology*. 1920. M・ウェーバー著、清水幾太郎・清水禮子訳「職業としての政治」、『ウェーバー政治・社会論集』昭和48年、河出書房新社、414ページ。
- (12) 鳩山側は、自由党総裁就任受諾にあたって吉田が①政党の人事については鳩山に一切任せると、内閣の人事は吉田に一任する、②党の資金調達には鳩山があたり、吉田は免責される、③吉田は辞めたくなくなったらいつでも辞める、④鳩山が追放解除になった際はただちに総裁職を譲るとの4条件を示したとするが（鳩山一郎『鳩山一郎回顧録』昭和32年、文藝春秋新社、55ページ、河野一郎『今だから話そう』昭和33年、春陽堂書店、151ページなど）、吉田自身の回顧からは4番目の追放解除後は政権を譲るとの一項が抜け、3条件になっている（吉田茂『回想十年』第1巻、昭和三十三年、新潮社、138-139ページ）。
- (13) 大久保、安藤は昭和25年10月に解除指定を受けており、この会談直後の同26年6月20日に三木、石橋、河野が解除された。鳩山はそれからやや遅れて8月6日に解除となった。自分の追放解除が他より遅れたのは吉田の差し金だと鳩山は信じた。「私の追放解除は吉田内閣の手で阻止されて引き延ばされていたことは確かであつた」（鳩山前掲書、94ページ）。一方吉田は、もともと鳩山の追放は「ソヴィエト政府の提議に基くものであり」、そのため鳩山を除いてその他の追放緩和を先行して進めたにすぎない、と述べている（吉田前掲書、168ページ）。
- (14) 鳩山前掲書、98-101ページ。
- (15) 大野伴睦「忠臣・伴睦の辨」、『文藝春秋』昭和30年1月緊急増刊号、文芸春秋新社、58ページ。
- (16) 前掲『岸信介証言録』、97ページ。
- (17) 保利自身も昭和22年4月から同23年5月までの間、追放されている。第3次吉田内閣発足時に民主党が野党派と連立派に分裂すると、保利は連立派をまとめて吉田の民主自由党に合流し（このとき「自由党」に改称）、同25年6月内閣改造で労働大臣として入閣している。「保利こそ、パーシモンを経験しながら、その解除後に政府閣僚の座に就いた第一号の政治家にほかならなかった」（増田弘『政治家追放』平成13年、中央公論新社、338ページ）。
- (18) 保利茂『戦後政治の覚書』昭和50年、毎日新聞社、55-57ページ。さらに保利は、鳩山と「抜きがたい不信の仲」になっていた犬養健の入閣を見合わせることで、吉田は病気の鳩山に配慮してみせた、とも証言している。
- (19) 河野前掲書、155ページ。
- (20) 吉田前掲書、168ページ。
- (21) 前掲『岸信介証言録』、56ページ。
- (22) 岸信介『岸信介回顧録』昭和58年、廣済堂出版、58ページ。
- (23) 伊藤隆・渡邊行男編『続 重光葵手記』昭和63年、中央公論社、490-492ページ。他方岸も「強力な政治を行なっていくかなきゃならん」「それには数だ、ということだ」と確信していた（前掲『岸信介証言録』、

- 71 ページ)。
- (24) 当初岸は社会党右派も取り込んだ形での保守二大政党体制を構想していた。社会党右派を保守陣営の構成要因としたところに、岸独特の視点がある。
- (25) 三木武吉「政界特報第一號」、『文藝春秋』昭和 26 年 9 月号、文藝春秋、124 ページ。
- (26) 鳩山前掲書、112 ページ。
- (27) 同前。
- (28) 御手洗辰雄『三木武吉傳』昭和 33 年、四季社、344 ページ。
- (29) 運輸官僚出身で「吉田学校」の一人だった木村俊夫は「国民に人気のなかった吉田さんが長くやれたのは、御三家といわれる三人がいたからこそだ」と指摘している（北国新聞社編『戦後政治への証言』昭和 49 年、北国新聞社、73 ページ）。
- (30) 御手洗前掲書、346 ページ。
- (31) 同前。
- (32) 原告苦米地は憲法 69 条によらない解散は憲法に違反すると主張した。昭和 35 年 6 月 8 日の最高裁判所大法廷判決は、衆議院解散に高度の政治性を認め、違法の審査は裁判所の権限の外にあるとする、いわゆる「統治行為論」を採用して上告を棄却した。なお苦米地は昭和 28 年 4 月 24 日に行われた参議院選挙に改進黨公認で全国区から立候補し、当選している。
- (33) 鳩山前掲書、115-116 ページ。
- (34) 保利前掲書、70-71 ページ。
- (35) 三木武吉「鳩山だましこみ作戦のかげに」、『文藝春秋臨時増刊 政界読本』昭和 29 年、文藝春秋新社、88 ページ。
- (36) 御手洗前掲書、349 ページ。
- (37) 石橋湛山の日記には、欄外に「自由党（吉田総裁）より除名の通告をうける」と簡潔に記されている（石橋湛一・伊藤隆編『石橋湛山日記』下巻、平成 13 年、みすず書房、531 ページ）。
- (38) 自由党内の派閥別議員数は毎日新聞の取材による（毎日新聞、昭和 27 年 10 月 3 日）。三木は、大勢順応派、両派のいずれかに属する者、両派に対して同志であるかのごとく申し出た者それぞれ 3 分の 1 ずつだったと解説する（前掲「鳩山だましこみ作戦のかげに」、88 ページ）。
- (39) 同前、94 ページ。
- (40) 昭和 27 年 11 月 27 日、衆議院本会議において右派社会党・加藤勘十の質問に対して、池田通産相は「ここではつきり申し上げますが、インフレ経済から安定経済に向いますときに、この過渡期におきまして、思惑その他の、普通の原則に反した商売をやられた人が、五人や十人破産せられることはやむを得ない——お気の毒ではありますが、やむを得ないということを、はつきり申しておきます」と答弁、野党はこれを問題視した。
- (41) 「バカヤロー解散」の戦後政治・思想史上の意義については、遠藤『福田恆存と三島由紀夫』上巻、平成 22 年、麗澤大学出版会、245-260 ページ参照。
- (42) 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第一巻、平成 10 年、朝日新聞社、69 ページ。
- (43) 同前、71 ページ。
- (44) 前掲『石橋湛山日記』、569 ページ。
- (45) 前掲『佐藤栄作日記』、71 ページ。
- (46) 前掲『石橋湛山日記』、569 ページ。
- (47) 同前、73 ページ。
- (48) 前掲『石橋湛山日記』、570 ページ。
- (49) 前掲「鳩山だましこみ作戦のかげに」、94 ページ。
- (50) 三木武吉・砂田重政・安藤正純「寝わざ・立ちわざ」、『文藝春秋』昭和二十八年二月号、文藝春秋新社、184-188 ページ。
- (51) 岸は外遊中だったが、解散と聞いて急遽帰国し、弟の佐藤栄作と同じ山口二区から自由党候補として立候補、当選した。「私はそれまで、立候補するとしても自由党からとは決めていなかったが、帰ってみると既に佐藤（栄作＝引用者注）、三好（英之＝同）君らの手で自由党への入党手続が済んでおり否応もなかった」（前掲『岸信介回顧録』、81 ページ）。

- (52) 朝日新聞，昭和28年4月21日。
- (53) 例えば，石川真澄『戦後政治史』平成7年，岩波書店，67-68ページ，五百旗頭真『日本の近代6 戦争・占領・講和』平成13年，中央公論新社，401ページ，など。
- (54) 朝日新聞，昭和28年6月22日。
- (55) 重光の日記には，この時点において改進黨と自由党との間で「政界再編交渉」が進められていた旨認められている。昭和28年5月6日の項に「一，自由党首脳部側とは，党首問題に触れず（その儘とし），政策問題の調節を計り，福永〔健司〕官長（官房長官）に立案せしめ（六日），之を検閲して談を進め，両党首秘密裡に会見して，合意の上は更に公式に会見して決定する。一，党首は吉田として，適當の時に退陣せしめ，其の後継は緒方とするか，岸とするか，重光とするかは，其の時に定める。一，自分は大麻にも会ふ意向なるも，大麻は受け付けるか不明。今日松野にも会ふ積りなり。以上の案は自由党の幹部（緒方を含め）全意すみ」とある。ただしこのときは「斯様な自由党の改進黨圧迫策で談を纏めることは困難なり」（同）というので，日の目を見なかった（前掲『続 重光葵手記』600-601ページ）。
- (56) 吉田茂記念事業財団編『吉田茂書翰』平成6年，349-350ページ。なお，吉田と重光は4月29日，岡崎勝男外相の斡旋で院内の控室で短い会見を行っているが，ほとんど内容はなかった。
- (57) 宮澤喜一『東京一ワシントンの密談』平成11年，中央公論社，180ページ。
- (58) 結局予算修正案は，自由・改進黨・分自3党の共同提案として，7月17日衆院通過。
- (59) 宮澤前掲書，175-176ページ。
- (60) 朝日新聞，昭和28年5月5日。
- (61) 前掲『続 重光葵手記』613ページ。
- (62) 宮澤前掲書，196-199ページ。
- (63) 朝日新聞，昭和28年10月31日夕刊。
- (64) 田々宮英太郎『鳩山ブームの舞台裏』昭和30年，実業の世界社，99ページ。
- (65) 前掲『石橋湛山日記』，610ページ。
- (66) 御手洗前掲書，380ページ。
- (67) 同前，386ページ。
- (68) 鳩山前掲書，131ページ。
- (69) 前掲『岸信介回顧録』，103ページ。
- (70) 前掲『続 重光葵手記』，616ページ。
- (71) 前掲『岸信介回顧録』，103ページ。
- (72) 第17回国会衆議院会議録第4号，予算委員会三木武吉委員質問，昭和28年11月3日。なお，議事録を引用者が適宜整理した。
- (73) 前掲『岸信介回顧録』，106-107ページ。したがって吉田の本音は「憲法改正論者であった」というのが岸の見方である。「しかし『占領軍がいる間に改正しないとできなくなる』と言っていた」とも述べている（同前）。しかし吉田は翌昭和29年1月9日，記者団の質問に答えて「憲法を改正するからといって，調査会を設けたのではない」と断言している（朝日新聞，昭和29年1月9日夕刊）。してみると，やはり岸に対する“もてなし”だったか。
- (74) 昭和28年11月9日，岸は川島正次郎・赤城宗徳（自由），佐藤芳男・小泉純也（改進黨），三好英之（無所属）ら超党派の政治家40名を招いて懇親をはかったが，これが反吉田勢力の集まりということで反響を呼んだ。「この日の顔ぶれがいわゆる“岸派”の母体とっていいような気がする」と岸は述べている（同前，101ページ）。
- (75) 第18回国会衆議院会議録第4号，予算委員会三木武吉委員質問，昭和28年12月5日。なお，議事録を引用者が適宜整理した。
- (76) 第19回国会衆議院会議録第19号，予算委員会三木武吉委員質問，昭和29年2月26日。なお，議事録を引用者が適宜整理した。
- (77) 河野前掲書，183-185ページ。
- (78) 村川一郎編著『日本政党史事典』上巻「政党史年表」，平成10年，国書刊行会，104-150ページ，『近代日本総合年表』第三版，平成3年，岩波書店，400-404ページほか，芦田均『芦田均日記』昭和61年，岩波書店，前掲『岸信介回顧録』『続 重光葵手記』『石橋湛山日記』『佐藤榮作日記』，及び各紙により構成。

- (79) 前掲『岸信介回顧録』, 154 ページ。
- (80) 岸の除名にともない, 南條徳男, 川島正次郎など 14 名が自由党を脱党した。
- (81) 前掲『吉田茂書翰』, 159-160 ページ
- (82) 大野伴睦『大野伴睦回想録』昭和 37 年, 弘文堂, 111 ページ。
- (83) 前掲『岸信介回顧録』, 157 ページ。
- (84) 前掲『吉田茂書翰』, 48 ページ。
- (85) 前掲『大野伴睦回想録』, 112-114 ページ。
- (86) 保利前掲書, 92-93 ページ。
- (87) 同前。
- (88) 御手洗前掲書, 431-432 ページ。
- (89) 前掲『岸信介回顧録』, 163 ページ。
- (90) 鳩山前掲書, 152-153 ページ。
- (91) 談話自体は前日, 記者に示されている。
- (92) 御手洗前掲書, 426-427 ページ。
- (93) 鳩山前掲書, 169-170 ページ。
- (94) 前掲『石橋湛山日記』, 726 ページ。
- (95) 前掲『岸信介回顧録』, 175 ページ。
- (96) 同前。
- (97) 同前, 176 ページ。
- (98) 同前, 176-177 ページ。
- (99) 同前, 177 ページ。
- (100) 大野前掲書, 163 ページ。
- (101) 同前, 164-165 ページ。
- (102) 前掲『岸信介回顧録』, 181 ページ。
- (103) 同前, 104-105 ページ。
- (104) 御手洗前掲書, 306 ページ。

タクシー問題（Ⅲ）

秋山義継

要約

自民党はじめ3党は、供給過剰となっている都市部などのタクシー削減を義務づけることを柱とした「タクシー適正化・活性化法改正案」をまとめた。2013年秋の臨時国会に議員立法で提出し、成立を目指している。成立すれば、小泉構造改革の一環として進められたタクシー事業の規制緩和が大きく見直される。これまで独占禁止法に触れるとできなかつた供給過剰地域での一律減車が可能になった。減車計画に従わない業者は、営業停止などの処分が下せるので実質的な減車義務化になり、規制強化になる。過去の経緯からすれば2002年規制緩和から11年後の規制強化であり、政治に振り回されたタクシー行政といわざるをえない。

2002年の規制緩和で台数は自由になったが、運賃や営業方法の自由化には業界の反対が強く規制を残してしまった。規制緩和が不徹底だったことが、歪んだ増車競争を生む原因になった。参入規制と同時に価格規制の撤廃ができなかつたことによる。

はじめに

現在、全国のタクシー台数が25万台に達している。日本にタクシーが登場してこの夏で101年になる。当時の政友会の議員たちが東京で「タクシー自働車」なる会社を起こして、T型フォード6台を銀座と上野に待機させたのが始まりであった。初乗り1マイル（約1.6キロ）が60銭、今なら数千円という高さだが、実用の足として繁盛し、10年で500台を超えたとされる。運転手は、詰め襟に乗馬ズボンの粋な制服、給料も破格で、新時代の花形職種であった。以来一世紀を過ぎ、タクシーは公共交通の一翼を担ってきたが、規制緩和の末に業界は過当競争にあえぐ状況にある。運転手の平均年収は300万円に届かず、過労と長時間労働ゆえの事故も多い。若い人は長時間労働を敬遠し、運転手の平均年齢は57歳に達している。足腰の弱い高齢者が多くなった現代社会、ますますタクシーの公共性は高まっている。地理に明るく、技術も優れ、愛想もいい、そのようなサービスは、ハンドルを握る運転手の暮らしが安定してできるのか、新時代に生き残るには、経営感覚を持ち競争に打ち勝つためにはどのようなサービスが必要なのかを検討することが望まれる。

自民、公明、民主3党は、供給過剰となっている都市部などのタクシー台数削減を義務づけることを柱とした「タクシー適正化・活性化法改正案」をまとめた。2013年秋の臨時国会に議員立法で提出し、成立を目指している。成立すれば、小泉内閣時代に構造改革の一環として進められたタクシー事業の規制緩和が、大きく見直される。私はこれまでに、2008年12月の「研究紀要」（東交短大）第14号と2010年12月の「研究紀要」第16号にタクシー問題を考察した。さらに、これまでのタクシー行政の

あり方をもう一度検討・再考察をする。

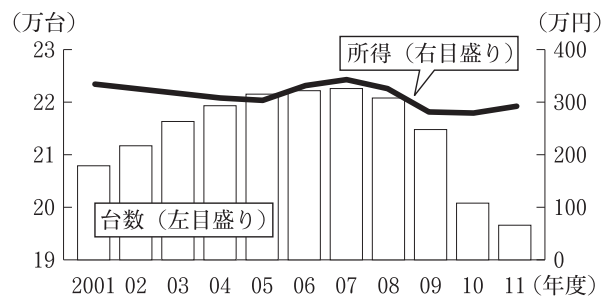
1 タクシー台数削減義務

タクシー適正化・活性化改正案では、タクシーの台数が多すぎるとして政府が指定した大都市などの「特定地域」について、業者の新規参入や増車を一定期間、禁止するものである。地域内の業者や地方自治体などで構成する地域協議会が、各社一律にタクシー台数を削減したり、営業時間を制限したりすることなどを決定できることを盛り込んでいる。削減に従わない業者には、国土交通相が営業制限を命令できる強制措置が盛り込まれている。この協議会によるタクシー台数削減は、独占禁止法の適用除外とすることが明記されている。また、特定地域では、国土交通相が協議会の意見を聞いた上でタクシー料金の幅を定め、タクシー業者はその範囲内で届け出る仕組みも新設されるようである。そこには、運転手の労働条件の悪化につながる過剰な料金値引き競争を防ぐ目的がある。

政府は現在、東京 23 区や大阪市、県庁所在地などの 160 地域を特定地域に指定している。

タクシー事業は、小泉内閣時代に施行された改正道路運送法で、新規参入や料金設定が大幅に自由化されたものである。競争を促すことで、利用者の利便向上や業界の活性化を狙ったものが、運転手の収入減や客の奪い合いによる乱暴運転や長時間労働で事故が増えるなど弊害が目立つようになったとされる。2009 年に「タクシー適正化・活性化法」が成立し、特定地域での地域協議会が台数の削減を進める仕組みができたが、強制力がなく、その効果が限定的であった。

法人タクシー台数と男性運転手の年間所得の推移



※国土交通省、厚生労働省（出所）読売新聞 2013.8.25

2 タクシー過剰問題

2009 年 10 月に「タクシー適正化・活性化」が施行され、地域の関係者による協議会にタクシー台数の適正化を行う権限が与えられた。また、2010 年 4 月には、国土交通省がこの協議会に全国で 4.5 万台のタクシーが余剰であるという試算を示し減車を求めたといわれる。この背景には、市場原理に基づくタクシーの規制緩和で車両が増え過ぎ、運転手の所得が減って他の職業との格差が拡大したとされる。しかし、そもそも公務員でない運転手の所得を誰が決められるのだろうか疑問が残る。

運輸業界では、タクシーに限らず、需要に見合った供給の制限を政府が行うことが、これまでの常識になっていた。この考え方は、官が利用者の需要を予測し、それに合わせて新規タクシーの台数を認可するといった社会主義経済の論理である。タクシーへの需要は固定されたものでなく、その価格水準とサービスのあり方によって決まるといふ、市場経済の常識が完全に欠落している⁽¹⁾。

官の規制があるところには、必ず業界の利権が生まれる。地域ごとに生産者が適性と考える利益を得られるようにタクシー台数が制限されれば、かつてあったように、タクシーのナンバー権の売買も公然

と行われることになる。これは輸入許可をもつ生産者が、高い価格を支払う消費者の犠牲によって独占的な利益を得る保護貿易と同じ構図である⁽²⁾。

2002年の規制改革によってタクシーの参入規制が撤廃されると、全国で約1万人のタクシー運転手の雇用が増加している。また、利用者は待たずに乗車できるようになり、利便性は大きく高まった。しかし、供給が増えれば価格が低下し、それにより需要が増えて生産量も増えるという市場経済メカニズムが、これまでのタクシーについてまったく働かず、空車の山ができて、運転手の所得が大きく低下したようである。参入規制がなくなっても、タクシー料金の認可制が残されていたために、需要を喚起するための十分な幅の価格低下が生じなかったことによる面が大きかった。タクシー料金を下げれば減収になり、会社が倒産すると言われるが、それは所与の価格低下でどれだけの需要が増えるかという需要の価格弾力性に依存する。タクシー料金を値上げすれば、少なくとも都市部ではタクシー会社の収入が減少することになる。逆に料金を下げたら近距離の利用客が増え、収入が増加した可能性もある。

規制緩和による競争激化で、運転手の労働条件の悪化や、乱暴運転による事故率が高まったという指摘もある。しかし、安全運転は収入の保障ではなく、交通ルールや労働規制で担保すべきものである。2009年に再び規制が強化され、「タクシー適正化・活性化特別措置法」で増加した車両の削減が進められた。規制緩和は、タクシー会社に、市場においてサービス面の競争意識を芽生えさせ、業者によっては「空港から都市中心部への固定料金」「長距離割り引き料金の導入」「高齢者や子供の送迎」「買い物サービス」「病院での予約サービス、送迎」などのサービスの登場があった（4タクシーの新サービス形態を参照）。今回の再規制の強化は、こうした経営努力に水を差す可能性が大きい。小泉内閣時代に実施されたタクシー規制緩和は、行き過ぎでなく、参入規制と同時に価格規制の撤廃ができなかったものであるとの指摘がある⁽³⁾。

3 タクシー規制緩和見直し

2002年の小泉改革に端を発した規制緩和の影響でタクシー業界全体が混乱状況におちいった。事業者と車両の増加を招いたことで、全国的にパイを奪い合う競争が激化し、運転手の労働条件がより悪化し、タクシーの過剰問題として表面化してしまった。

タクシー業界も新しい局面を迎えようとして、2009年10月、国土交通省は「タクシー適正化・活性化法」を施行した。新規事業者の参入要件の厳格化や車両数の抑制を促す法律であった。国土交通省は市場規模以上にタクシーの台数が増えた地域を「特定地域」として指定した。その特定地域ごとに、自治体や事業関係者、学識経験者等で構成される「地域協議会」が設置された。この協議会の中で適正な車両数など、各地域でのタクシー事業の方向性が話し合われた。

この法律が施行されたことによって、新規事業者の参入してきたタクシー車両が、漸減して行くはずであった。

2002年の新「道路運送法」施行で、これまでの事業者の新規参入や保有車両数、運賃等の自由度が大きくなった訳であった。この規制緩和によって事業者間の競争意識を促すことが、政府の狙いであった。そこでは、多種多様な運賃体系の登場や新サービスの向上が期待されていた。とくに、交通網が発

達していない地域では、高齢者を病院に運ぶ唯一の交通手段であるなど、タクシーは市民の足としての機能をもっている。いわば、社会の交通インフラ的な役割を担うものである。タクシー業界にとって、過当競争を招く規制緩和という政府の方針が適切であったかどうか疑問である。しかし、この時代にタクシー業者によっては成功した事例も沢山あったことも事実である。

2013年秋に成立される「タクシー適正化・活性化改正法」は、業界救済になるのかどうか。参入を規制すれば既存事業者の経営は安泰であろう。それほどの経営改善努力をせずとも経営は継続されることになる。ここで大事なことは、市場経済を前提とした利用者へのサービス事業であることを忘れてはならない。

また、減車しても売上高増加につながらない可能性がある。タクシー離れは自家用車の普及や運転代行サービス、鉄道、バスなどの交通手段の整備など多くの要因がからんでいる。増収がなければ運転手の待遇改善も進まないであろう。これまで待遇改善と称して何回も運賃値上げを行い、利用者を減らしてきた経緯もある。台数が制限されれば待ち時間が長くなるなど地域によっては利用者に新たな負担になることも予想される。各社が早急に取り組むべきことは自らの経営合理化であり、市場経済での競争に勝つことである。人件費が経費の約70%を占めるというが、これまで安易な増車や設備投資を行っていなかったか厳しい点検が望まれる。ここで重要なことは、タクシー業界全体の中に事業意欲に燃えている業者に門戸を閉ざすことがあれば業界は発展しないであろう。

タクシーは、利用者がサービスの良い事業者を選ぶことが難しいという特徴がある。また、運転手の賃金は歩合給が主流で、非効率な事業者でも賃金を下げれば利益が確保できる場合が多い。経営者がリスクを負わないため、これまで自由競争を通じた淘汰が起きない構造になっている。では何故、規制緩和で期待された市場原理が十分に働かなかったかである。規制は悪、規制緩和なら善という風潮があったようである。

全国に先駆けて規制を再強化した地域がある。仙台市は、2002年の規制緩和後に台数が急増し、路上にタクシーの違法駐車や最低賃金以下の労働など運転手の待遇悪化が社会問題になった。当時、国土交通省が全国で唯一、新規参入と増加を禁止する「緊急調整地域」に指定した。しかし、供給過剰は一向に変わらず、低賃金や収入減の事態は好転していないようである。

規制緩和の象徴といわれたタクシー業界で、さらなる再規制がされそうであるが、台数の過剰にあえぐ業界の都合を最優先したのでは、これまでのタクシー業界の構造を正すことはできないであろう。営業の悪化が運転手の処遇に一方的に押し付けられないようにすることが求められる。歩合給の割合を引き下げ、固定給を上げる規制導入や無理な長時間運転をさせる会社には、減車させたり、営業許可を取り消すなどの仕組みなどを考えるべきではなかろうか。

また、運賃やサービスの内容をもっと自由にすべきである。2002年の規制緩和で台数は自由になったが、運賃や営業方法の自由化には業界の反対が強い規制を残してしまった。業界の規制緩和が不徹底だったことが、歪んだ増車競争を生むことになった原因である。

各社がさまざまな運賃体系やサービスに知恵を絞り、利用者にとって魅力ある輸送サービスにすることである。料金が高くなりすぎて利用者が減ったのなら、料金を自由化して納得の得られる料金水準を探るのが一般企業である。それができない業者は市場から速やかに撤退すべきであり、そのような自然

の流れを活用していかねばならない。

4 タクシーサービスの新形態

(1) 地方自治体の「住民の足確保」の取り組み

ここでは、いくつかの地方自治体における「住民の足の確保」にタクシーが活用されている事例を以下に紹介する。

① 茨城県 龍ヶ崎市の事例

龍ヶ崎市では、公共交通空白地域の移動手段や高齢者等移動が困難な方の移動手段として、2012年7月から「龍ヶ崎市乗合タクシー」の運行を開始している。この乗合タクシーは、民間タクシー事業者の車両を活用し、利用者が乗り合いし自宅などから目的地まで送り届ける公共交通サービスである（市役所都市計画課都市計画グループが担当、運行事業者：佐貫タクシー、昭和タクシー）。

乗合タクシーを利用するには、利用を希望する方、利用する可能性のある方は事前登録（無料）が必要になる。

運行ダイヤは1日7便であり、1回の乗車につき、1人500円（小学生以上）、身体障がい者等およびその介護人は250円である。予約の受付は、利用日の2日前から受け付けられる。1便（午前8時）の予約は前日までの受け付け、2便目以降は運行時間の30分前までである。

龍ヶ崎市は、民間バスの運行サービス、コミュニティバスの運行、そして乗合タクシーサービスを提供することで、高齢者や身体障がい者、公共交通のカバーできない地域の方に交通サービスの確保を図っている。市民の足の確保に少人数輸送に強みのあるタクシーを活用している事例である。

② 北海道 旭川市の事例

旭川市と一部の地域では、登下校の小・中学生を乗せたスクールタクシーを運行している。このスクールタクシーの運行は、旭川市がタクシー会社（小嶋タクシー）に委託している。運行を受諾したタクシー会社では、15人前後の運転手をスクールタクシー事業に充当させている。市内の4つの地域に住む小・中学生を送迎している。

1ルートにつき2、3名の乗務員を固定し、乗車する生徒が不安にならないように配慮されている。運行コースも変えないし、登校時には7台の車両を配車している。下校時は部活動の終了時間に合わせて、台数を調整している。旭川市は、面積も広く、山村部には住宅が点在しているケースも珍しくなく、バスによってすべての生徒の家近くまで走らせていたら、多大な時間とコストがかかる。地域によっては少人数輸送に適したタクシーを使うのが効率的である。また、送迎ルートには冬場に雪が積もるとバスの運行が厳しい地域もある。北海道内の各地でスクールタクシーが大活躍している。タクシー会社にとっては、いかなる景気の状態でも安定した収入源の確保ができる。

③ 岩手県 雫石町の事例

雫石町では、「あねっこバス」というラベルを車体に張り付けたタクシーが街を走り回っている。このタクシーは利用者がある場合に限り運行するデマンド型乗合タクシーである。2004年から運行開始している。バス路線廃止を受けて、雫石町が住民と話し合いを行い、乗合タクシー導入を決定した。運営は新たに立ち上げたNPO法人が行い、運行をタクシー会社に委託している。この乗合タクシーは、必要最小限の初期投資、ローコスト・ローテクノロジーが「あねっこバス」の売りで、予約の仕組みも大変シンプルである。利用希望者は乗車の30分前までにタクシー会社へ電話し、名前や乗車する停留所名などを伝える。町内の病院や公民館前には無料の予約専用電話が置いてある。料金は一律200円（小学生以下は100円）である。1日6往復で、利用者の待つ停留所だけを通過する「ショートカット」も実施する。デマンド交通とあって、予約が入らなければ運行はしない。1日当たりの利用者数は、約100人と、路線バス走行時よりも利用者が上回っているようである。

地域のニーズに相応しい適材適所の輸送手段とは何か。住民の足の確保の必要性に迫られている多くの地方自治体が模索を始めている。この地域でもタクシーの活用がみられる事例である。

④ 長野県 白馬村の事例

2007年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定された。各市町村は地域公共交通の活性化・再生を総合的かつ一体的に推進するための計画をし、それを国が総合的に支援する制度が発足した。これを受け、各自治体が地域公共交通総合連携計画を策定し、地域住民の公共的な交通手段を確保する取り組みが行われている。

白馬村では、民間バス会社撤退後も他の市町村自治体が導入しているコミュニティバスを導入することはしなかった。白馬村は各家庭の自動車の保有率が高く、大世帯が多く、高齢者の病院や買い物に行く際には家族が送迎することがこれまで多かったためである。しかし、徐々に核家族が進み高齢者などの交通弱者の移動手段を考える必要性がでてきた。当初はコミュニティバスの導入も検討されていたが、白馬村は狭い道路が多いことや山間部に住む住民もあり、かつ冬には雪が降ることを考えると、バスよりもタクシーの方が適していた。タクシーであれば、戸口から戸口までのドア・ツー・ドアの移動が可能である。これに適しているのがデマンド型乗合タクシーである。

白馬村のデマンド型タクシーは、社会福祉協議会が予約を受付けて配車するが、白馬村は形状が南北に長いので、北と南の2つのエリアに分けて配車されている。利用者は、社会福祉協議会に電話で予約を入れ、それを受けた協議会が予約表をファックスでタクシー会社に送るシステムである。その後、予約を確認したタクシー会社の配車担当が配車場所を指示、運転手が指示された場所に出向くという流れである。予約は30分前までに入れることになっている。利用の大半は、病院への通院と買い物が圧倒的に多い。この白馬村では、村内にある通園バスとデマンド型乗合タクシーの両方が運行されているが、道路運送法上は両方とも乗合タクシーであり、保育園児送迎については定時運行し、高齢者の日常外出手段としてはデマンド型で運行するという届出になっている。機能的には通園バスだが、デマンド型タクシーと車両を共有したいために同様のタクシーを使用しているとのことである⁽⁴⁾。

⑤ 茨城県 つくば・神栖の乗合タクシーの事例

茨城空港とつくば・神栖方面を結ぶ乗合タクシーが2013年6月から運行されている。県や市町村がつくる「茨城空港利用促進等協議会」による事業で、航空ダイヤに合わせたバス路線がない地域からの移動の利便性を高めるためである。空港と結ぶバスは、石岡、水戸駅から1日10往復運行されているが、つくば駅は2往復、鹿行地域は新銚田駅の1往復のみであった。乗合タクシーは、各地域から空港までの利便性を高めることが狙いで、協議会が費用の一部を負担している。料金は、つくば方面のつくば市2,000円、土浦市とかすみがうら市1,500円、神栖方面の神栖市、鹿嶋市2,000円、潮来市の1,500円である。1人でも利用ができ、事前予約制で、空港からは上田タクシー、つくば方面からは関東鉄道土浦タクシー、神栖市からは柳川タクシー、鹿嶋市、潮来市からは鹿嶋合同自動車が運行担当している。

⑥ 茨城県 鹿嶋市における免許のない高齢者にタクシー券の事例

鹿嶋市は、2013年6月から運転免許証のない70歳以上の市民を対象に、通院や買い物で利用したタクシー代の一部を助成することになった。期間は2013年7月1日から2014年3月31日までである。希望者は市役所などで申請する。鹿嶋市は2007年から、3路線のコミュニティバスを運行しているが、いずれも主要道路沿いに限られ、それ以外の地域に住む高齢者らの足の確保が課題になっていた。新たな助成事業では、月2回、市内のタクシーで初乗り料金分（580円から710円）として利用できる利用券を配布する。乗降場所のいずれかが鹿嶋市内で、他のタクシー助成を受けておらず、遊興目的でないことが条件である。市内では一人暮らしの高齢者世帯が増えており、市は助成事業をきっかけに地域のつながりを再構築していきたい考えである。

⑦ 千葉県 酒々井町 巡回・デマンド複合型新総合交通システムの事例

酒々井町「しすい ふれ愛タクシー」の使用車両は10人乗ジャンボタクシー2台、15人乗小型バス2台で平成16年6月から運行している。車両は交通事業者（タクシー会社2社、バス会社1社）により借り上げて運行している。運行は平日の午前7時から午後5時まで（土・日・祝日は運休）で、利用者は事前に社会福祉協議会に利用登録することが必要になる。利用者は電話にて約30分前迄に予約する。乗り合いを原則として、ドア・ツー・ドアで輸送される。料金は、町内1回の利用ごとに300円（利用券）、町外の成田日赤病院・日医大北総病院迄1回の利用500円（利用券）を支払う。

酒々井町独自のシステムとして、町外の機関（総合病院）に対するピンポイント輸送が特徴である。成田赤十字病院（成田市）と日医大付属北総総合病院（印旛村）の2拠点においてのみ、乗り換えなしに町外に利用者を輸送している。また、スクールバスとデマンド型タクシーの統合により運行されている。7時～8時、15時～16時（曜日によって多少時間が異なる）の時間帯はスクールバスとして、路線バス方式で決まった路線（バス停）を巡回している。この事業は国土交通省のモデル実験事業「公共交通不便地域における情報通信技術を活用したデマンド型タクシー事業」として採択を受け、本システムの構築に関し、財政的な支援が得られたことが導入要因になっている。タクシー活用事例の一つであり、少子高齢社会のなかで、高齢者を含めた交通弱者の外出しやすい環境整備を図りながら地域間コミュニティの形成や日常生活の向上を目的に、タクシー等の利用による新たな公共交通システムの導入がされている。

おわりに

制度や規制の改革がなぜ必要かといえば、あらゆる制度は、それが作られた時期の経済や社会環境に適するように作られている。過去においては十分に機能した面があるが、経済活動のグローバル化や少子高齢社会、情報技術の発展など、社会環境の大きな変化の下で合わなくなったりし、不断に見直しが必要になる。しかし、それが実現できないのは、規制によって競争から保護されている特定の産業や事業者の既得権に阻まれていることが大きい。

規制緩和・改革が格差を拡大させるといった常識が日本では蔓延している。これは規制で守られているものは弱者であり、これを改革して市場競争に晒せば、弱肉強食社会になってしまうというイメージがある。特定の企業・事業者だけを保護することが公平か、規制によって別の弱者が犠牲になっていないか、真の弱者は、コストが明確な財政・社会保障で行うべきでないかの三点を八代氏は述べている⁶⁾。

タクシーの再規制を考察し、地域によっては市場経済で多くの努力しているタクシー事業者もいる。かつての小泉構造改革とは何だったのか、改革なくして成長なしを旗印に進められた規制改革のシンボルがタクシー事業であった。タクシーの規制緩和は2002年2月に台数の増減を認可制から届出制に改め、業者が好きなように台数が決められるようになった。この結果、緩和前後の2001年末に約21万台あった全国の法人タクシー台数は、2006年には約22万9,000台にまで増加している。しかし、タクシーの運送収入は、1995年には約2兆4,300億円だったが、2001年末は約1兆9,300億円、2011年末は約1兆560億円と減少している（国土交通省）。また、タクシー運転手の年収は平均で約290万円と、一般産業よりも遥かに低くなり、労働条件も悪化してしまった。2009年には「タクシー適正化・活性化法」でタクシーの需給バランスの調整を図ったが、その効果は充分ではなかった。

そこで、自民・公明・民主3党が合意して、2013年秋の臨時国会に議員立法として同法の改正案が提出される。これまで独占禁止法に触れるととしてできなかった供給過剰地域での一律減車が可能になる。減車計画に従わない業者には、営業停止などの処分が下せるので、実質的な減車義務化になる。2002年から11年後の一転規制強化になったのである。そこで大事なものは人であり、雇用と賃金であるということである。今や小泉改革は台なしになったようである。雇用と賃金が犠牲になる規制緩和は是正しなければならないことらしい。政治が振り回したタクシー行政であったといわざるをえない。市場経済の中でのタクシー経営者の経営的判断が大事であることを忘れてはならない。

現在、一般のバス・タクシー事業が成立しない過疎地や高齢者、身体障がい者、要介護者の交通手段を確保することが各地域で重要課題である。市町村や非営利組織（NPO）法人など約3,000団体が年間260万人を有償輸送している。タクシー委託を含め、登録・監督権限を国土交通省から、地域の実情を熟知する市町村に移すことが合理的になってくるだろう。総合的な町づくりと連動させる創意工夫の余地も生まれる。権限委譲を円滑に進めるには、国土交通省や都道府県が市町村を支援することが欠かせない。

このタクシー問題を考えるにあたって、自民・公明政権への交替を機に、政府と自治体の役割そして企業のあり方を冷静に再検討して、二重行政を排し、タクシー行政の効率化や地域の活性化につながる

地方分権を進めることも大切であろう。

（2013年9月20日）

補 論

今回の「タクシー適正化・活性化改正法」は、タクシー台数の多すぎる地域を「特定地域」に指定し、減車を義務づけるタクシー減車法である。特定地域では、新規参入や増車を一定期間禁じられる。地域内の業者や自治体で構成する協議会が減車や営業時間を制限する計画を作成する。個人タクシーを含めて従わない場合は、政府が命令を出せることになった。地域ごとの運賃幅を設定し、守らない業者は、政府が変更を命じることができる仕組みも導入されている。

タクシーの新規参入は、2002年に原則自由化されたが、増車により過当競争を招き、自主的な減車を促す法律が2009年に施行されたが、強制力がないために減車に協力しない会社があった。台数を厳しく制限しなければ、競争が過熱し、歩合給のタクシー運転手の収入が減り、長時間労働に歯止めがかからないとされる。しかし、タクシー運転手の労働環境の改善は重要な問題であるが、タクシー業者がコスト削減等の経営努力によって収益を上げ、運転手の待遇改善を図ることが基本である。規制強化で料金が高止まりし、サービスの低下があれば、利用者のタクシー離れになる可能性が十分にある。規制に頼るだけで、競争を怠るようになればさらなる利用客離れが進行し、経営の悪化になるであろう。

政府は、競争を制限する特定地域の絞り込みには慎重な運用が望まれる。また、台数過剰であるかどうかを判断するための基準作りも課題である。客観的で分かりやすい基準を設け、公平性や透明性を確保しなければならない。

最近、タクシー業界では、利用者のスマートフォンからの位置情報から、近くを走行している車を配車するサービスが登場している。また高齢者や障がい者が乗降しやすい備品を装備した車を配車している業者も増えている。

タクシー各社がそれぞれの創意工夫で新規需要の開拓をし、市場での競争に打ち勝つことが求められる。利用者を重視した競争が重要であることを忘れてはならない。

〈注〉

- (1) 八代尚宏『新自由主義の復権』p.109, 中公新書, 2012.8.
- (2) 八代尚宏『上掲書』p.110.
- (3) 八代尚宏『上掲書』p.110.
- (4) 高田邦道編 佐野可寸志稿『シニア社会の交通政策』p.47, 成山堂, 2013.5.
- (5) 八代尚宏『規制改革で何が変わるか』p.10, ちくま新書, 2013.8.

参考文献・資料等

- 1 秋山義継『現代交通論』創成社, 2006.4
- 2 秋山義継「タクシー事業と運賃問題」東京交通短期大学研究紀要第14号, 2008.12
- 3 秋山義継「タクシー問題（Ⅱ）—再規制を中心に—」東京交通短期大学研究紀要第16号, 2010.12

- 4 財団法人くらしのResearchセンター編『新 公共料金読本』, 1997.6
- 5 日経ビジネス 2008.10.20, 2010.10.25
- 6 東洋経済 2010.7.17
- 7 週刊新潮 2013.9.5
- 8 読売新聞 2013.5.30, 2013.6.4, 2013.8.25, 2013.8.30, 2013.12.2
- 9 朝日新聞 2012.7.29
- 10 龍ヶ崎市「りゅうほー」2012.6前半号
- 11 酒々井町「巡回・デマンド複合型新総合交通システム事業」研修資料2011
- 12 <http://d.hatena.ne.jp/>
- 13 <http://dogmarion.cocolog-nifty.com/>

「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定

1. 発行目的

「拓殖大学 政治行政研究」（以下、「本紀要」という）は、（拓殖大学地方政治行政研究所の機関誌である）国や地方の政治・経済・行政などの幅広い問題に関する理論的、実証的、実践的な研究や社会に貢献する創造的な研究成果の公刊を目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年1回12月発行とする。原稿提出締め切りは、9月20日とする。
紀要冊子としての発行のほか、拓殖大学地方政治行政研究所（以下、当研究所という）のホームページにもその内容を掲載する。

3. 編集委員会

本紀要の編集は、当研究所編集委員会が担当する。編集委員会は、本規定が定める投稿原稿のほかに、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

4. 投稿資格

投稿者（共著の場合、執筆者のうち少なくとも1名）は、原則として当研究所の所員とする。ただし、当研究所編集委員会が認める場合には、所員以外も投稿することができる。

5. 著作権

掲載された原稿の著作権は、当研究所に帰属する。
したがって、当研究所が必要と認めたときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは当研究所で検討のうえ許可することがある。

6. 投稿様式

- (1) 原稿は、日本語あるいは英語によるものとし、政治・経済・行政等に関する未発表の論文、研究ノート、翻訳、書評に限る。他の刊行物に投稿中の原稿は、投稿できない。編集委員会に、原稿および要約（2000字程度）を各々3部提出のこと。
- (2) 原稿は、論文・研究ノートについては、図・表を含め400字原稿換算で100枚以内、英文はA4サイズ・ダブルスペース60枚以内とする。書評については、400字換算15枚以内とする。ただし、編集委員会が適当であると判断した場合には、この限りではない。提出原稿は、原則としてワープロ原稿とし、電子媒体も提出のこと（機種・使用ソフトも明記する）。
執筆の詳細は、別に執筆要綱に定める。

7. 原稿の審査・採用

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱するレフリーの審査に基づき、編集委員会で決定し、投稿者に通知する。原稿は、採否に拘わらず返却しない。
- (2) 掲載に当たっては、編集委員会が投稿者に修正を求めることがある。
- (3) 本規定に定められていない事項については、編集委員会が判断する。
- (4) 原稿の提出先は、〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14
拓殖大学『政治行政研究』編集委員会
電話 03-3947-7597 FAX 03-3947-2397

8. 校正

投稿者が初校および再校を行い、編集委員会が三校を行う。校正の際の加筆・修正は、必要最小限にとどめなければならない。

9. 原稿料、別刷

投稿者には、一切の原稿料は支払わないが、別刷りを50部まで無料で贈呈する。それを超える場合には、有料とする。

10. その他

本規則に規定されていない事項については、その都度編集委員会で決定する。

11. 改廃

この規定の改廃は、当研究所編集委員会の議に基づき、所長が決定する。

附 則

本規定は、平成22年10月1日から施行する。

「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱

1. ワープロ原稿は、A4版1枚につき1行40字・36行、横打ちとする。手書き原稿の場合は、400字詰め原稿用紙に横書きとし、黒インクかボールペン・サインペンを使用し、鉛筆は使用しないこと。
2. 原稿の1枚目には、論文タイトル、著書名を記載する。目次は省略のこと。
3. 日本語原稿には、英文タイトルをつけること。
4. 各国の地名、外来語、外国の度量衡・貨幣単位はカタカナ表記にすること。
5. 数式は、タイプ打ちとし、大文字、小文字、数字、アルファベットの違いを明確にすること。
6. 注は、文中の該当するところに明示し、通し番号を付して、論文末にまとめること。
7. 参考文献は、編著者名、刊行年、書名、出版社（雑誌論文については、論文名、掲載誌名、巻号、刊行年月）の順に記載し、外国文献もこれに準じる。外国文献の書名は、斜字にすること。
8. 図・表は、それぞれ表題をつけ、通し番号を付すこと。
9. この要綱に規定されていないことについては、編集委員会で決定する。

執筆者および専門分野の紹介（目次掲載順）

秋山 義継（あきやま・よしつぐ）	地方政治行政研究科教授	自治体経営論
遠藤 浩一（えんどう・こういち）	地方政治行政研究科教授	政党論
眞鍋 貞樹（まなべ・さだき）	地方政治行政研究科教授	地方議会論
室山 義正（むろやま・よしまさ）	地方政治行政研究科教授	財政論

題字：学校法人・拓殖大学第17代総長 藤渡辰信

拓殖大学政治行政研究 編集委員会

委員長 室山 義正 委員 眞鍋 貞樹

政治行政研究 第5号

2014年2月1日 発行

発行所 拓殖大学地方政治行政研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 (株) 外為印刷

The Journal of Politics and Administration

Vol. 5 (2013)

Contents

Mourning the Death of Professor Koichi EndoYoshitsugu Akiyama... 1

The Brief History and Contributions of Late Professor Koichi Endo 3

Articles

Appearance and Reality of “Matsukata Deflation”.....Yoshimasa Muroyama... 7

Suicide by Paradox of Self-decision
and Self-responsibilitySadaki Manabe... 73

Action Principle of Party Statesman:
With Bukichi Miki as Central FigureKoichi Endo... 99

Study Note

A Comment on Taxi Problem (III)Yoshitsugu Akiyama...139

Instructions to Authors149

Institute for Research in Local Government
TAKUSHOKU UNIVERSITY